

# 第1編

清代帆船の朝鮮・日本・琉球漂着史料

# 第1章 朝鮮国漂着中国帆船の「問情別單」について

## 1 緒言

中国海事史を研究する際に、一番困難な点は、船舶の航海史に関する資料が乏しいことである。中国史全体から見てもその資料が乏しく、しかも残存する資料の多くは諸書に散在しているため、時間をかけて逐次収集しなければならないことである<sup>1)</sup>。さらに資料の乏しい理由として、中国の海上交通や航運等の歴史そのものが、従来、附随的に扱われてきたことによるものと思われる。このような意味で海事史資料の欠を補うものとして、これまで等閑視され注意を引かなかった中国帆船の漂着資料と言うべきものをあげたい。

船が海上航行をおこなうかぎり、海難事故は避けられないものであろうが、従来の中国側の歴史資料には漂着に関する例を多く見なかった<sup>2)</sup>。ところが、朝鮮半島や日本列島、南西諸島に眼を転じると、その例は決して少なくないのである。これらの地では、他国船のことであり、各国々の自国船のものに比較して、概して貴重な記録として詳細に記され残されている例が多々あると言える<sup>3)</sup>。

---

1) 現在中華人民共和国では、中国海事史に関する資料の数が、中外交通史籍叢刊(中華書局刊)の中に、向達氏により校刊されかつて出版された『鄭和航海図』(1961年9月、1982年11月)や『兩種海道針經』(1961年9月、1982年12月)等が再刊されている。

また復旦大学歴史系田汝康教授等の編纂になる『水運技術詞典—古代水運與木帆船分冊一』(人民交通出版社、1980年10月)には、四、水運史籍の中で61点の史籍を掲げ、その内容を紹介されていて中国海事史関係の文献を知る上で便利である。

2) 漂着船の資料の一例として、清、王士禎が、その著『香祖筆記』卷十一に「元祐間、明州士人陳生附賈舶、泛海遇風、引至一島」と、宋人の漂着に関する例をあげており、また、足立啓二氏が指摘された『一班録雜述』(『舟車所至』附)卷一「漂泊異域」に江南太倉の白茆口の船商張用和や戴家の船の琉球、日本への漂着例(足立啓二「大豆粕流通と清代の商業的農業」『東洋史研究』37卷3号、1978年12月、369頁参照)等を見るが、中国資料では概して珍らしい体験という側面から記録されて航運関係の記纂は少ない。

3) 中国帆船の朝鮮半島、日本列島、南西諸島に漂着した例として、松浦章「李朝時代における漂着中国船の一資料—顯宗八年(一六六七)の明船漂着と「漂人問答」を中心に—」(『関西大学東西学術研究所紀要』15輯、1982年3月)。松浦章「江戸時代における漂着唐船に関する一・二の資料—得泰船筆語を中心に—」(同所紀要13輯、1980年3月、この中で、日本漂着中国帆船についての漂着資料に関する他の研究文献について紹介しているため参照されたい)。松浦章「十八~十九世紀における南西諸島漂着中国帆船より見た清代航運業の一側面」(同所紀要16輯、1983年1月、本書第1編第3章参照)。松浦章「江南商船の琉球漂着—『百姓官話』を中心に—」(同所所報36号、1983年2月)等があり、これらの一部は、松浦章「清代における沿岸貿易について—帆船と商品流通—」(小野和子編『明清時代の政治と社会』京都大学人文科学研究所、1983年3月、本書序論第3章)において利用しているので参照されたい。

なお中国では郭松義氏が「清代国内の海運貿易」『清史論叢』第四輯、中華書局、1982年12月を発表されている。その中で、朝鮮済州に漂着した福建海澄縣船の例を『李朝実録』(『正宗実録』卷四八)より引

そこで、本章は、これらの一つとして朝鮮王朝時代に朝鮮半島に漂着した中国帆船を調査した際の問答記と言うべき資料を、この分野の新らたな資料として追加したく稿を草した次第である。

## 2 朝鮮国漂着中国帆船と「問情別単」

朝鮮王朝時代にどれほどの中国帆船が漂着したかは、既に紹介した<sup>4)</sup> ところであるが、さらに、朝鮮国側では幾つかの船について詳細な調査をおこない、記録を残している。その記録とは『備辺司臚録』に掲載されている「問情別単」と題せられている調査問答記録である。

『備辺司臚録』は、成宗十三年（明・成化十八、1482）に辺防緊急の必要から、辺事に精通する堂上官より選抜し、辺務備禦を合議させたことに端を発し、明宗十年（明・嘉靖三四、1555）には庁舎が創建され定制化した備辺司の日々の詳細な記録であり、朝鮮国の政局における難議遂行の典拠として唯一の秘本として保存されていたが、1959年4月より1960年10月にかけて大韓民国国史編纂委員会より謄写原稿をもとに全28冊に分冊し影印出版<sup>5)</sup>されたもので、同時期の朝鮮、日本、中国の対外関係史を専攻する者にとって欠くことの出来ない資料である。

この書に、朝鮮半島に漂着した中国帆船に関する問答記録が収録されており、それがここに言う「問情別単」である。これらは「漂人問情別単」とか「漂漢問情別単」等々と漂着地名や通訳の名を付けて題せられ、中国船の乗組員の構成、航海目的、積荷、船客の渡航目的さらに中国の現状等についての数々の質問と返答が詳細に記されていて、同時代の中国側資料には見られない貴重なものである。

そこで、管見に入ったものを順次、若干の内容紹介を加え、便宜上、題名及び刊本記載の所在を記し紹介していくことにする。掲載の順番は漂着年月日の順である。なお本章で使用した『備辺司臚録』は上記の28冊本である。資料の（ ）は原本注、〔 〕は筆者注。

### ○漂着資料「問情別単」

1) 萬曆四十五年（1617）七月二十七日浦口湾漂着船（『備邊司臚録』第一冊、光海君十年丁巳九月十九日條、列本1冊、48～50頁）

萬曆四十五年九月十九日

一名薛萬春、年五十五歲、係福州府福清縣水手。俺等一類四十一人、委於本年七月十二日、

---

、用されているが、漂着資料の利用はまだあまり進んでいない。しかし許壇氏の成果『明清時期山東商品經濟的發展』（中国社会科学出版社、1998年6月）では、松浦章の成果が利用（134～138頁）されている。

4) 松浦章「李朝時代における漂着中国船の一資料—顯宗八年(1667)の明船漂着と「漂人問答」を中心に—」の「李朝時代における漂着中国船年表」(55～62頁)参照。

5) 田川孝三「影印備邊司臚録」(『朝鮮學報』25輯、1962年10月)に明解な紹介がある。

討得福州府閩縣奉院道須給舡田執照雇駕舡戶林成海舡一隻、自寧波府寒海縣、開使將到沙埕地面。遇賊多人。將帶銀貨二千餘兩。併被抄□遺下衣服藥料、收拾裝載、

十九日在洋內。忽遇颶風陡作。在海中、東漂西轉、二十七日到浦口灣泊。初不知是何處地面。隨有兩層板屋舡三隻。上載許多軍兵。來繞僮舡、俺等書上國人三字於紙面、揭示軍兵。本舡長官。就許俺等替上兵舡。饋以酒食、兼濟米糧。仍搬俺等在舡物件。帶回本國慶尚道統制使營安歇、問蒙 國王、差委通事官前去帶來。所供是實。

一名葉如欽、年五十五歲、係福州府閩縣民人、供與薛萬春相同、所供是實。

一名黃擎、年三十歲、係延平府南平縣民人、供與薛萬春相同、所供是實。

一名王敬、年四十歲、係福州府南平縣水手、供與薛萬春相同、所供是實。

一名王耿、年四十三歲、係延平府南平縣民人、供與薛萬春相同、所供是實。

一名王九、年二十九歲、係延平府南平縣民人、供與薛萬春相同、所供是實。

一名王才、年二十三歲、係與供與王九相同、所供是實。

一名范二、年五歲、係延平府南平縣水手、供與薛萬春相同、所供是實。

一名范可、年三十歲、係延平府南平縣民人、供與薛萬春相同、所供是實。

一名衛新、年三十三歲、係延平府南平縣民人、供與薛萬春相同、所供是實。

一名盧良、年三十八歲、係延平府南平縣民人、供與薛萬春相同、所供是實。

一名聶鳳、年七十歲、係邵武府建寧縣民人、供與薛萬春相同、所供是實。

一名胡敬、年三十歲、係福州府閩縣民人、供與薛萬春相同、所供是實。

一名王明、年二十二歲、係福州府閩縣民人、供與薛萬春相同、所供是實。

一名季文、年三十歲、係邵武府建寧縣民人、供與薛萬春相同、所供是實。

一名薛愛、年四十歲、係福州府侯官縣民人、供與薛萬春相同、所供是實。

一名薛銘、年三十三歲、係福州府侯官縣民人、供與薛萬春相同、所供是實。

一名楊應、年四十四歲、係福州府侯官縣民人、供與薛萬春相同、所供是實。

一名吳隆、年三十四歲、係福州府閩縣民人、供與薛萬春相同、所供是實。

一名吳進、年二十六歲、係與供與吳隆相同、所供是實。

一名林邊、年三十五歲、係福州府閩縣民人、供與薛萬春相同、所供是實。

一名林吉、年三十八歲、係福州府閩縣民人、供與薛萬春相同、所供是實。

一名李成、年二十二歲、係福州府閩縣民人、供與薛萬春相同、所供是實。

一名許明、年三十五歲、係福州府閩縣民人、供與薛萬春相同、所供是實。

一名黃成、年二十六、係福州府閩縣民人、供與薛萬春相同、所供是實。

一名蕭晉、年一十四歲、係福州府閩縣民人、供與薛萬春相同、所供是實。

一名王進年、年三十歲、係福州府閩縣民人、供與薛萬春相同、所供是實。

一名陳來、年五十五歲、係福州府福建縣民人、供與薛萬春相同、所供是實。

一名金台、年三十歲、係福州府閩縣民人、供與薛萬春相同、所供是實。

- 一名鄭六、年四十歳、係福州府閩縣水手、供與薛萬春相同、所供是實。
- 一名林太、年七十歳、係福州府侯官縣水手、供與薛萬春相同、所供是實。
- 一名陳玄、年四十五歳、係福州府閩縣水手、供與薛萬春相同、所供是實。
- 一名鄭斗、年四十歳、係福州府侯官縣水手、供與薛萬春相同、所供是實。
- 一名林五、年二十五歳、係福州府福清縣水手、供與薛萬春相同、所供是實。
- 一名林四、年四十四歳、係福州府福清縣水手、供與薛萬春相同、所供是實。
- 一名陳良、年二十九歳、係福州府閩縣水手、供與薛萬春相同、所供是實。
- 一名吳虹、年一十七歳、係福州府閩縣水手、供與薛萬春相同、所供是實。
- 一名陳振、年五十五歳、係福州府福清縣水手、供與薛萬春相同、所供是實。
- 一名林一、年四十八歳、係福州府福清縣水手、供與薛萬春相同、所供是實。
- 一名周碧、年六十歳、係福州府閩縣水手、供與薛萬春相同、所供是實。
- 一名周松、病際未捧招。

資料1)は後述の資料のように「問情別單」とは題していないものの、朝鮮官吏の質問に対して、航海目的、漂着の状況、乗組員の年齢出身地等について返答したもので、形式は後の例に類似している。

この船は万曆四五年(1617)七月十二日に、福建省福州府閩縣より出帆許可を得た船戸林成のもので、その後、浙江省方面へ向かって、「寧波府寒海縣」から福建東北の沙埕に向かう途中、賊船に遇い漂流したものである。「寧波府寒海縣」とはおそらく浙江省台州府寧海縣の誤記と思われる。

この船の乗船者はその出身地名の他、民人、水手の別を明確にしているので表示してみる

と、表1のようになり、不明者1名を除き、林成船の乗組員が14名と、その他に船客が26名いたことが知られ、乗船者の出身地等を見るに、福建省福州府を中心に、その近郊及び閩江の中・上流地域の人々で占められていることがわかるから閩北出身者による沿海貿易船であったと思われる。

表1 林成船乗船者

府	縣	水手 名	民人 名
福州	閩	5	13
	侯官	2	3
	福清	5	1
延平	南平	2	7
邵武	建寧	0	2
合計		14	26

注：不明1名、「福州府福建縣」とある陳來は福清縣として表記した。

2) 康熙二十六年(1687)二月二十二日濟州漂着船(『備邊司謄録』第四十一冊、肅宗十三年丁卯五月十五日條、刊本4冊32~36頁)

濟州漂漢問情別單

問、你等姓名誰、而何處人耶。

答、俺等六十五人。

顧如商、年四十七、住蘇州府吳縣人。  
張文達、年四十四、住蘇州府嘉定縣人。  
王俊侯、年六十、住江西省撫州府樂安縣人。  
沈從先、年五十七、住蘇州府崇明縣人。  
李得南、年四十三、住蘇州府長州縣人。  
許明義、年六十四、住松江府華亭縣人。  
李秉公、年三十八、住松江府華亭縣人。  
沈肇光、年四十九、住浙江省湖州府烏程縣人。  
龔威之、年四十一、住江寧府江寧縣人。  
朱仁字、年三十二、[住]蘇州府吳縣人。  
洪瑞圖、年四十三、住江寧府溧水縣人。  
姜靈昇、年四十六、住江西省州撫府臨川縣人。  
陶子禪、年三十七、住浙江省紹興府山陰縣人。  
周體乾、年五十、住寧國府寧國縣人。  
陳心嘉、年三十、住蘇州府長州縣人。  
劉雲召、年二十一、住蘇州府吳縣人。  
王天武、年四十、住蘇州府常熟縣人。  
曾象功、年三十二、住蘇州府常熟縣人。  
楊茂生、年四十、住揚州府江都縣人。  
樊義、年三十五、住蘇州府崇明縣人。  
曾大、年五十五、住湖廣省溪陽府溪陽縣人。  
郭瑞、年四十三、住長州府江陰縣人。  
吳林、年三十九、住蘇州府吳縣人。  
劉山、年四十六、住蘇州府吳縣人。  
王潮、年五十五、住蘇州府崇明縣人。  
蔡先、年二十六、住蘇州府崇明縣人。  
李道、年三十七、住松江府上海縣人。  
陳敬、年四十一、住蘇州府常熟縣人。  
林大、年四十、住長州府靖江縣人。  
王麻、年二十七、住長州府江陰縣人。  
吳三、年三十、住蘇州府崇明縣人。  
李二、年二十七、住松江府上海縣人。  
姜太、年三十、住蘇州府崇明縣人。  
季四、年二十四、住蘇州府崇明縣人。

樊三、年二十八、住蘇州府崇明縣人。  
竇乙、年四十三、住蘇州府吳縣人。  
王選、年三十三、住蘇州府長州縣人。  
王文、年四十四歲、住蘇州府嘉定縣人。  
仲二、年二十九、住蘇州府長州縣人。  
李桂、年二十九、住蘇州府長州縣人。  
陳壽、年三十四、住蘇州府吳縣人。  
周勝、年五十、住淮安撫山揚縣人。  
蔡二、年三十五、住松江府上海縣人。  
陶二、年二十九、住蘇州府崇明縣人。  
吳聖、年四十三、住徽州府休寧縣人。  
李寧、年四十二、住蘇州府長州縣人。  
許彈、年二十五、住蘇州府長州縣人。  
李龍、年二十五、住蘇州府長州縣人。  
翁八、年五十六、住福建省福州府閩縣人。  
翁耐、年三十、住福建省福州府閩縣人。  
翁五、年三十六、住福建省福州府閩縣人。  
江捷、年三十八、住福建省福州府侯官縣人。  
鄭章、年四十六、住福建省福州府侯官縣人。  
陳壽、年四十八、住福建省福州府侯官縣人。  
江五、年三十六、住福建省福州府侯官縣人。  
江三、年三十六、住福建省福州府侯官縣人。  
徐元、年二十三、住松江府華亭縣人。  
朱明、年二十八、住蘇州府崇明縣人。  
吳義、年二十六、住長州府無錫縣人。  
石明、年二十五、住蘇州府崇明縣人。  
朱華、年二十一、住蘇州府吳縣人。  
朱二、年十五、住蘇州府吳縣人。  
許元、年十六、住松江府華亭縣人。  
李福、年十八、住松江府華亭縣人。  
楊寶、年二十五、住蘇州府嘉定縣人矣。

問、你等在本土時、有何身役而以何事為業耶。

答、俺等素無身役、以商賈為業耳。

問、你等何時何處發船、往于何處、漂到本國、而同船者幾人耶。

答、俺等今年二月十六日、納稅于戶工部、十七日乘船、十八日由吳松江、仍向大洋、二十二日晚夕、卒遇東南風、是夜三更、量到濟州族義界、敗船升陸、而同船者七十人、滄死四名、其餘則僅得生活、而又一人病死矣。

問、你等以乘船行商為業、則所欲往者何處耶。

答、俺等各持物貨、將向日本長崎島矣。

問、你等所持者、何様物貨、而所欲買者何物耶。

答、俺等所持者白絲、杭綾、走紗、人蔘、麝香、藥材、而所買者銀、銅、蘇木、海參、卜魚、胡椒等物矣。

問、你等曾行商於長崎島者、未知幾次耶。

答、俺等自乙丑至丁卯、三遭往來矣。

問、你等往來長崎島時、自吳松口發船、幾日當到耶。

答、俺等若遇西南風。則四晝夜可到矣。

問、你等同時發船、欲向長崎島者幾船耶。

答、俺等蘇州三船同發、而卒遇狂風、船行如飛、故二隻則不知去向矣。

問、你等年年海行、必有公文、然後可以行商、而今則無之、其故何耶。

答、俺等納稅於戶工部、例出標帖、如今因敗船、漂失海中矣。

問、你等年年往來海中、則海邊地方、及海中諸島、必歷見、而詳知台灣島在於何方、古之閩越、亦在於何方耶。

答、閩即今之福建省、越即今之浙江、台灣島、鄭之龍所居之地云、而曾無往來之事矣。

問、台灣島即鄭之龍所居之地、則鄭之龍之後、世居其地耶。

答、鄭之龍之孫克塽、癸亥歸順之後、始置都督一員、知州一員、知縣二員、皆以漢人差之、留兵以守云矣。

問、你等以騎船行商為業、則海路無禁令、任意往來耶。

答、癸亥以前、則鄭克塽、吳三桂、尚可喜等、不歸順、故海防極嚴矣、今則天下太平、海路洞然矣。

問、近來海路、有水賊出沒之事耶。

答、鄭克塽歸順之後、別無海賊矣。

問、辛酉年間、蘇州人高子英等、漂到本國、自此領送北京矣、未知何年歸道本土耶。

答、高子英本以蘇州常熟縣胎生之人、壬戌四月間、自北京轉向厥居、仍移家蘇州城內云、而相距百餘里、故不見其人、只聞傳播之言矣。

問、高子英一時同歸者、多至數十餘人、其中必有相知之人、未知逢著打話耶。

答、高子英同時還家者、數十餘人中、趙思相、許二、許三、岑有生、鄭公達五人、則還家後相見、而亦聞其言、每於朔望、焚香祝手、永思本國鴻思云云。

問、你等皆在蘇州□縣、蘇州府官員及城周、可以歷指耶。



答、蘇州有撫院一員治軍民、布政司一員管銀錢、督糧道一員管田租、兵備到一員管軍民人等、蘇州知府一員管錢糧、其他管糧同知、督糧同知、德捕同知、通判織造府等八十餘員、皆統屬府院、城周五十里、而有闔門、胥門、齋門、捷門、盤門、對門六門矣。

問、你等或在江西省、或在浙江省、或在福建省、或在湖廣省、或在江南省、其官之數、一如蘇州耶。

答、四省官員多少、無加於蘇州府矣。

問、蘇州府似不及此四省之大、而官員之多少同之、其故何耶。

答、蘇州幅員雖不及省、人物之眾多、財貨之所聚、又有加於諸省而然矣。

問、四省及蘇州官員、以何人差之耶。 答、皆以漢人差之矣。

問、治兵之官、有時有鍊習之舉耶。 答、一年內、春之二月堅、秋之七月堅、例為操鍊、騎、步參半、而至於江南省、則有三員大將、二員則清人、各率一萬清兵、[一]在省政府城內、一在鎮江京口、一員則乃漢人也、領十萬餘兵、鎮守于松江府矣。

問、騎、步軍兵所用機械、可以歷指耶。

答、騎兵所用、筒筒長槍、腰刀、步兵所用、或箭、或長槍、或□鉄、或防□、或腰刀矣。

問、蘇州府距北京幾里耶。

答、三千六百里矣。

問、江西省距北京幾里耶。 答、五千二百里矣。

問、松江府距北京幾里耶。 答、三千八百里矣。

問、江寧府距北京幾里耶。 答、三千二百里矣。

問、浙江省距北京幾里耶。 答、四千里矣。

問、寧國府距北京幾里耶。 答、三千六百里矣。

問、揚州府距北京幾里耶。 答、三千里矣。

問、漳州府距北京幾里耶。 答、三千五百里矣。

問、淮安府距北京幾里耶。 答、二千八百里矣。

問、徽州府距北京幾里耶。 答、三千八百里矣。

問、福建省距北京幾里耶。 答、七千里矣。

問、山東省距北京幾里耶。 答、一千二百里矣。

問、陸軍有操練之事、水軍□治者何官、以何技藝鍊習耶。

答、蘇州有戰船三百餘艘、水軍七千餘人、技藝則無鎗、弓箭、長槍、大砲等物、而水軍□兵主之矣。

問、你等在本土、農桑及徭役何如耶。

答、康熙十九年、酷被水患之實、厥後迄今、年事豐實、銀一錢之價、至米十斗、徭役則一畝之稅、只大米二斗之外、別無雜役矣。

問、你等年年往長崎島行商、則日本之商賈、亦來江南交易耶。

答、俺等以營生牟利之徒、不計海路危險、往商日本、而日本之人、則邦禁至嚴、故元無往來之事矣。

資料2)は、『同文彙考』漂民の部にも見えないものであり、康熙二十六年(1687)二月、濟州島旌義縣に漂着した。長江口の呉淞口を出帆して日本長崎に向かう貿易船の記録である。当初の乗船者数は70名、内5名が死去し、残り65名全員の年齢と居住地が詳細に記され、長崎貿易の初期の例としては珍しいものである。

その在住地を表に分けてみると、表2のようになり、江蘇省在住者が76.9%で、特に、蘇州府在住者は52.3%を占めている。

表2 康熙二十六年(1687)二月 朝鮮国濟州漂着船乗船者居住地別表

省名	府名	縣名	人数	省名	府名	縣名	人数	
江南 (江蘇)	江寧	江寧	1	安徽	徽州	休寧	1	
		溧水	1		寧国	寧国	1	
	淮安	山陽	1	浙江	湖州	烏程	1	
	揚州	江都	1		紹興	山陰	1	
	蘇州	吳縣	吳縣	9	江西	撫州	臨川	1
			長洲	9			樂安	1
		常熟	3	湖北	漢陽	漢陽	1	
		崇明	10	福建	福州	閩縣	3	
		嘉定	3			侯官	5	
	松江	華亭	5	合 計			65名	
		上海	3	表2は、康熙二十六年の時点の府縣区劃によった。順番は『清史稿』地理志の記載順によった(以下同)。				
	常州	無錫	1					
		江陰	2					
		靖江	1					

特に、乗船者名簿から珍しい例としては、江西省撫州府の者2名、さらに湖北省漢陽府の者1名がいた点である。

ところで、この船の乗船者は「自乙丑至丁卯」、つまり康熙二十四年(1685)より同二十六年(1687)まで三年間に3度も長崎貿易に従事したとある。康熙二十四年は、鄭氏が清に降って展海令が出された翌年であり、それ以後毎年のように長崎に来航していたことになる。

3) 康熙四十三年(1704)七月二十五日珍島南桃浦漂着船(『備邊司謄録』第五十五冊、肅宗三十年甲申十月十九日條、列本5冊382~387頁)

全羅道珍島漂漢人、問情別單。

問、你等居在何地、而姓甚名誰耶。

答、俺等一百十三人。

缸主王富、即使觀年五十五、福建泉州府住。  
缸戶王有利、即臣觀年三十四、福建汀州府住。  
財副李時芳年五十八浙江湖州府烏程縣住。  
財副蔡陣年五十、福建漳州龍溪縣住。  
附客林森年四十、福建泉州府同安縣住。  
陳鸞年三十二、福建泉州府同安縣住。  
王攀年三十二、福建泉州府同安縣住。  
施同年二十九、福建泉州府晉江縣住。  
李仕年六十五、福建泉州府南安縣住。  
陳球年五十六、福建泉州府同安縣廈門所住。  
黃旋年三十六、福建泉州府南安縣住。  
李德聞年二十三、浙江湖州府烏程縣住。  
黃雙年二十七、福建泉州府晉江縣住。  
蔡七年三十八、廣東潮州府海陽縣住。  
吳明年二十七、福建泉州府同安縣住。  
陳明年三十五、福建興化縣住。  
熊二年六十七、福建漳州府龍溪縣住。  
陳福年三十五、福建泉州府同安縣住。  
黃却年三十八、福建泉州府同安縣住。  
沈暢年三十、福建漳州府漳浦縣住。  
曾添年四十五、福建泉州府晉江縣住。  
李壯年三十、福建泉州府同安縣住。  
潘榮年二十六、浙江杭州府仁知縣住。  
徐子法年二十、浙江寧波府勤縣住。  
林士年五十七、浙江寧波府住。  
吳成年四十、福建泉州府同安縣住。  
林壽年二十五、福建泉州府同安縣住。  
周天祚年二十四、福建泉州府同安縣住。  
陳怨年三十一、福建泉州府同安縣住。  
許夏年四十九、福建泉州府同安縣住。  
葉公年五十、福建泉州府晉江縣住。  
林祿年四十九、福建泉州府同安縣廈門所住。  
楊苗年二十八、福建漳州府龍溪縣住。  
林宣年四十、福建漳州府龍溪縣住。

- 林盛年三十、福建漳州府龍溪縣住。
- 蔡盤年三十三、福建漳州府龍溪縣住。
- 洪南年二十三、福建泉州府南安縣住。
- 李居年二十四、福建泉州府南安縣住。
- 洪雙年二十八、福建泉州府南安縣住。
- 黃欽年二十四、福建泉州府南安縣住。
- 林吉年四十四、福建泉州府同安縣住。
- 孫助年二十二、福建泉州府同安縣廈門所住。
- 陳勝年三十、福建泉州府南安縣住。
- 黃燦年三十五、福建泉州府晉江縣住。
- 李君甫年三十三、浙江寧波府勤縣住。
- 楊起龍年三十九、浙江寧波府勤縣住。
- 鄭德普年二十五、浙江寧波府慈溪縣住。
- 楊茂盛年三十八、江南蘇州府吳江縣住。
- 楊五年三十一、福建泉州府晉江縣住。
- 陳鵬年三十二、福建泉州府同安縣廈門所住。
- 何宗年十九、福建泉州府同安縣廈門所住。
- 張蘇年二十四、廣東廣州府新會縣住。
- 駕舡夥長何己年六十五、福建泉州府同安縣住。
- 叫人總趕陳大年五十四、廣東潮州府澄海縣住。
- 拿舵舵工林媽年三十五、廣東漳州府海澄縣住。
- 管帆亞班白笏年四十六、福建泉州府安溪縣住。
- 管什用押工鄭一年五十、福建泉州府同安縣住。
- 管貨直庫黃治年五十、福建泉州府同安縣住。
- 管椗頭椗黃喜年四十七、福建漳州府海澄縣住。
- 管帆〔糸索〕大繚楊蔭年三十、福建泉州府同安縣住。
- 管小舡杉板工陳備年五十六、福建漳州府龍溪縣住。
- 祀神香公李元弼年四十八、浙江潮州府烏程縣住。
- 叫人付總趕張藍年三十八、福建漳州府龍溪縣住。
- 管椗〔糸索〕一仟林喜年五十二、福建漳州府龍溪縣住。
- 管椗繚二仟沈長年四十三、福建漳州府漳浦縣住。
- 管椗繚三仟蘇應年二十七、福建汀州府永定縣住。
- 管椗二椗戴成年三十九、福建泉州府同安縣住。
- 管帆〔糸索〕二繚王亮年二十九、福建泉州府同安縣住。

管小舡付杉板工林泰年二十二、福建漳州府海澄縣住。

管帆付亞班林尾年二十三、福建漳州府詔安縣住。

裝貨付直庫余起雲年四十五、浙江寧波府勤縣住。

煮飯總鋪陳喜年三十六、廣東廣州府東莞縣住。

舡梢吳聰年二十八、福建泉州府同安縣住。

莊為年三十五、福建泉州府同安縣住。

阿代年三十、廣東廣州府新會縣住。

吳天年二十九、福建泉州府同安縣廈門所住。

陳二年三十、福建泉州府同安縣住。

杜鳳年三十、福建泉州府同安縣住。

沈旋年三十九、福建漳州府漳浦縣住。

薛主年三十、福建泉州府同安縣住。

陳孫年四十一、廣東潮州府澄海縣住。

吳世璘年三十四、浙江寧波府勤縣住。

施和年三十三、福建泉州府晉江縣住。

王郎年三十五、福建泉州府同安縣廈門所住。

陳却年二十七、福建泉州府同安縣廈門所住。

劉貴年四十六、廣東廣州府南海縣住。

郭六年三十二、廣東廣州府南海縣住。

吳軟年二十一、福建泉州府晉江縣住。

楊午年三十八、福建泉州府同安縣住。

林伴年二十四、福建泉州府同安縣住。

林習年二十七、福建泉州府同安縣住。

林和年三十七、福建泉州府住。

趙發年二十四、福建泉州府同安縣廈門所住。

藍六年二十七、廣東潮州府澄海縣住。

王郎年十九、浙江寧波府勤縣住。

蔡勝年三十一、福建泉州府同安縣廈門所住。

郭妹年四十二、廣東潮州府潮陽縣住。

陳清年三十六、福建泉州府晉江縣住。

林孫年三十七、福建漳州府詔安縣住。

任葉之年二十七、浙江寧波府勤縣住。

薛隨年三十七、福建漳州府詔安縣住。

李福年四十一、福建泉州府安溪縣住。

鄭壽年五十六、福建興化府莆田縣住。

林乞年五十、福建泉州府同安縣廈門所住。

黃福年六十四、福建泉州府同安縣廈門所住。

洪才年二十八、福建泉州府晉江縣住。

王材年三十一、浙江寧波府勤縣住。

小斯亞在年十九、福建泉州府住。

起鳳年二十六、浙江潮州府歸安縣住。

亞朝年三十二、福建汀州府住。

問、你等在本土時、有何身役、而以何事為業耶。

答、俺等素無身役、以商販為業耳。

問、你等因何事往何地方、緣何漂到我國耶。

答、俺等生理為難、往販日本長崎島、洋中遇風、漂到貴國耳。

問、你等幾月幾日開舡、幾月幾日漂到我國耶。

答、俺等今年六月十一日離發廈門、將向長崎島、七月二十四日晚、猝遇大風於洋中、失舵折檣、幾乎沉沒、幸於二十五日漂到貴國耳。

問、你等離發廈門時、作伴向長崎島者幾舡、而你們同舡者幾箇人耶。

答、俺等一百十六人中、除死者三人、生存者一百十三人、而廈門開舡時、別無作伴舡矣。

問、日本不曾通款於大國、而你們因何往來賣買耶。

答、日本雖不曾通款、朝廷許民往來賣買耳。

問、曾前大國海禁至嚴、不許往來外國云、而許民買賣、自何年始耶。

答、曾前南方不平、故海禁極嚴、自康熙十九年、始通水路、許民往來矣。

問、南方不平云者、未知緣何事耶。

答、鄭克塽據守臺灣、故有海禁矣、康熙十九年克塽歸順後、始無海禁矣。

問、你等往日本交易之際、語音不同、何以通情耶。

答、長崎島亦有解華語者矣。

問、你等將何樣物件、貿來何樣物件。

答、賣去蘇木、白糖、烏漆、烏糖、犀角、象牙、黑角、藤黃、牛皮、鹿皮、魚皮、烏鉛、秤藤、大楓子、檳榔、銀硃、水粉等物、貿換紅銅、金、銀、鮑魚、海蔘、漆器、銅器等物以來矣。

問、大國既許通市、則必有互市之舉、日本國人、亦往販大國地方耶。

答、日本國、則不許本國人往販他國耳。

問、你等往日本時、舡有定數、而物貨亦有定限耶。

答、舡是八十艘、銀是一百二十萬兩定數耳。

問、商舡八十隻、貨銀一百二十萬兩、誰為的定耶。

答、日本國王定之耳。

問、九政令施為、宜自大國定而行之、舡隻、物貨之多寡、日本國王何以擅定耶。

答、此是日本國買賣、故自其國定數耳。

問、長崎島開市時、官人監市耶。

答、我船到日本、交易之時、有二位官人、照管買賣事矣。

問、你等行商外國時、有文引耶。

答、文引原有之、而因洋中遇風、舡尾被浪打破、將人為衣箱、一摠下水、故漂失文引矣。

問、你等文引、何等官人主管成給、而有收稅商人之事耶。

答、文引則有戶部收稅文引一張、知縣官本地方文引一張、而收稅、則小舡銀子二十兩、中舡銀子三十兩、大舡銀子四十兩、貨物則隨其多寡、增減其稅矣。

問、長崎島在於福建何方、而水路亦幾許里耶。

答、長崎島在於福建東北地方、而水路三千里矣。

問、你等曾有往來長崎島者耶。

答、俺等中曾往長崎島者、多多人矣。

問、你等年年往來海洋中、必有可聞奇異之蹟、可得聞耶。

答、海中往來之路、別無奇異可聞之蹟矣。

問、你等多在福建泉州府、官員及城池周遭、可以歷指耶。

答、泉州府有府官二員、知縣七員、提督一員耳。

問、府官、提督、知縣、各管何事耶。

答、提督管兵、知縣管錢糧、府官管海務及屯糧耳。

問、海務是何事件耶。

答、主管商舡耳。

問、提督一員所管兵幾何、而兵是陸軍耶水軍耶。

答、提督管八府兵九千名、而皆是馬步軍、而水軍則水師提督主管、而衙門則在廈門所耳。

問、提督所管水軍幾許名耶。

答、有五營兵一萬名、而一提督所管、則二千名耳。

問、既有水軍、則當有兵舡、未知幾許隻耶。

答、俺等即業商輩、未能得知其數矣。

問、既有軍兵、則有時有練習之事耶。

答、每五日一練習耳。

問、一提督所管兵、則五日一練習、而一省內諸府提督、或有合兵練習之舉耶。

答、各營提督、各自五日一練習而已、元無合兵操鍊之事矣。

問、軍兵練習時、所用器械、可以歷指耶。

答、練習時軍兵所用者、或火砲、或鎗、或長刀、或弓箭、或藤牌等技耳。

問、你等本土農桑賦役如何。

答、上年年事有八分收、而徭役、則一畝稅來四仟八合之外、無他賦役矣。

問、南方土沃人富、一年之內、兩穫兩蚕、力於農桑、則衣食自裕、何必達涉江海、有此漂到之舉耶。

答、福建九府中、七府一年兩穫、而至於兩蚕、則福建所無之事、而南方雖曰樂土、士、農、工、商、各有其業、遠商異國、將欲求利、而有此漂到、莫非天也。

問、七府之名、可得聞耶。

答、福建州府、建寧府、邵武府、延年府、興化府、江州府、漳州府、臺灣府耳。

問、汀州距北京幾里耶。 答、五千里矣。

問、泉州府距北京幾里耶。 答、八千里矣。

問、烏程縣距北京幾里耶。 答、五千里矣。

問、龍溪縣距北京幾里耶。 答、八千里。

問、同安縣距北京幾里耶。 答、八千里矣。

問、晉江縣距北京幾里耶。 答、八千里矣。

問、南安縣距北京幾里耶。 答、八千里矣。

問、海陽縣距北京幾里耶。 答、九千里矣。

問、勤縣距北京幾里耶。 答、六千里矣。

問、漳浦縣距北京幾里耶。 答、八千里矣。

問、莆田縣距北京幾里耶。 答、七千里七百矣。

問、仁和縣距北京幾里耶。 答、五千里五百矣。

問、寧波府距北京幾里耶。 答、六千里矣。

問、安溪縣距北京幾里耶。 答、八千里矣。

問、慈溪縣距北京幾里耶。 答、六千里矣。

問、新溪縣會縣、距北京幾里耶。 答、九千里矣。

問、海澄縣距北京幾里耶。 答、八千里矣。

問、石碼所距北京幾里耶。 答、八千里矣。

問、廈門所、距北京幾里耶。 答、八千里矣。

問、永定縣距北京幾里耶。 答、八千里矣。

問、沼安縣距北京幾里耶。 答、八千里矣。

問、東院縣距北京幾里耶。 答、八千里矣。

問、潮陽縣距北京幾里耶。 答、九千餘里矣。

問、長泰縣距北京幾里耶。 答、八千里矣。

問、貴者尚文耶、尚武耶。

答、文武俱有、而文官、則吏部天官李光地、翰林學士陳□鶴、鄭開極、科道彭鵬、兵部職



方司許貞等、在朝武官、則福建水師提督吳英、福建陸路提督王萬祥、揔兵杆彩、天津提都藍理、寧波揔兵官施世澤、其餘文武、難以盡記矣。

問、大國文武試取之規何如。

答、文試則三年一次試取、而其始童生則秀才、鄉試則舉人、會試則進士、殿試則三及第也、舉人一府定六十人、進士天定三百六十人及第、就於三百六十進士、殿試選三人、武試則以弓、馬、論策試取、而武進士之數、一如文試耳。

3) は康熙四十三年(1704)六月十一日に福建の厦門を出帆して長崎に向かった日本貿易船の資料である。この船については『同文彙考』原編卷七十、漂民、「報押解南桃浦漂人發回甌島漂人咨」及び「礼部回咨」(19丁裏~24丁裏)に見えるが、漂人咨に「俺等原係福建省厦門漳州地人、往商日本国、今月二十六日、猝遇狂風、漂到于此」等の記事が見えるが詳細はこの資料3)によってより明確に知られる。

乗船者は116名、内3名が死去し、残り113名は表3のような居住者であった。113名中、江蘇・浙江・広東省の計27名を除く86名が福建省で76.1%を占めており、この内全体の約71.7%の81名が漳州・泉州両府の者であることが知られる。資料2)の船が、同程度の割合を江蘇省の者に占めていたことと比較して好対照と言えるであろう。

表3 王富船乗船者居住地別表

省名	府名	縣名	人数	省名	府名	縣名	人数	
江蘇	蘇州	吳江	1	福建	泉州		4	
浙江	杭州	仁和	1			晋江	10	
		湖州	烏程			3	南安	7
	歸安		1			同安	28	
	寧波		1			(厦門)	11	
		鄞縣	9			安溪	2	
		慈谿	1		南海	2		
	福建	汀州			2	廣東	廣州	東莞
永定			1		新會			2
漳州		龍溪	9		潮州			海陽
		海澄	3	潮陽		1		
		漳浦	4	澄海		3		
		詔安	3	合 計		113名		
興化			1					
		莆田	1					

4) 康熙四十五年(1706)正月十一日濟州漂着船(『備邊司謄録』第五十七冊、肅宗三十二年丙戌四月十三日條、刊本5冊、538~540頁)

濟州漂到人間情別單

一、問、你等居在何地、而姓甚名誰耶。

答日、俺等十三人姓名。

管帳車瑄年三十九歲、山東省登州府萊陽縣人。

管買賣柴米崔凌雲、年五十二歲、山東省登州府文登縣人。

扶舵韓永甫、年五十歲、山東省登州府萊陽縣人、蘇州府城裏住。

水手陳五、年三十七歲、江南省松江府華亭縣人。

小水手袁六官、年二十七歲、江南省松江府上海縣人。

小水手王三、年二十四歲、漸江省紹興府山陰縣人。

小水手王五、年二十六歲、山東省萊州府即墨縣人。

小水手劉及成、年三十五歲、山東省登州府萊陽縣人。

小水手程元、年二十七歲、山東省登州府萊陽縣人。

客人宋宗德、年五十五歲、山東省登州府萊陽縣人。

客人梁已美、年二十四歲、山東省登州府萊陽縣人。

客人蔣彥盛、年四十二歲、山東省登州萊陽縣人。

一、問、你等、在本地時、有何身役、而以何事爲業耶。

答、俺等、素無身役、只以農商爲業耳。

一、問、你等、因何事往何地方、緣何漂到我國耶。

答、俺等、以買賣事、往蘇州地方、洋中遇風、漂到貴國耳。

一、問、你等、幾月幾日開船、幾月幾日漂到我國耶。

答、俺等、今正月初二日開船、於山東萊陽縣・初四日大洋中、猝遇惡風、失舵折れ檣、幾乎沈沒、蒼黃中遠見山色、疑有人家、俺等十三人、持牌標急下、汲水小船、欲爲救護大船之際、又遭東北風、俺等十一日、漂到貴國、其餘二十一人、在大船、不知去處耳。

一、問、你等、離發山東萊陽縣時、作伴向蘇州者・幾船耶。

答、俺等、萊陽縣開船時、無作伴船矣。

一、問、你等、將何樣物件、買來何樣耶。

答、俺等、持黃豆、紫草、杏仁、防風、白蠟、繭紬、鹽猪等物、往蘇州買來青藍、各色布、甕器・奪・綿花物耳。

一、問、曾前上國、海禁極嚴云矣。不知何年、弛禁行商耶。

答、古海禁之令矣、今則有旨弛禁、任意行商、而弛禁年月、未能的知矣。

一、問、標帖成給之官、是何樣官司、納稅何司、而以何物納稅耶。

答、標帖則萊陽知縣成給、而納稅則隨其所持物種之多寡、以銀子計納於本縣耳。

一、問、萊陽之於蘇州、相距幾許耶。

答、旱路則二千一百里、水路則不能的定里數、而遭順風、則四天三夜、可能以得達矣。

一、問、你等、只行商於蘇州而已、別無往來他國之事耶。

答、別無他國往商之事、而只於浙江・福建・江西・湖廣・瀋陽等處行商耳。

一、問、你等年々行商、而往來海洋之際、必有可聞奇異之蹟、可得聞耶。

答、海中往來之路、別無奇異可聞之蹟耳。

一、問、你等、藏載貨物海路往來之時、其無海賊擾奪阻撓之患耶。

[答、無記入]

一、問、山東近處、有三山島、而頗稱奇異云、可得聞耶。

答、果有三山島、而自登州府晴明日、則可能望見・而自萊陽縣、貝水路頗遠、三山列立間通海水、往來商船耳。

一、問、既有三山島、則其民幾何、往來船隻、常々止泊耶。

答、此島、小而險惡、且無可耕地之地、故元來無居民船隻、往來之時、若遇風則時々止泊、而多惡石、且狹隘、故僅容三四隻耳。

一、問、此外、又有他島、而民人入居者耶。

答、登州府西北間四十里許、有廟島、芙蓉島、長山島、皆有居民、而長山島、最大居民、幾至千餘戶、登州府及萊陽縣主管耳。

一、問、此島孤立海中、無水賊依險竄發之患耶。

答、海防至嚴、故元無此患、而曾聞五六年前。廣東省、有水賊云々之說矣。今則太平無事耳。

一、問、你等、雖業農商、既爲民丁、則似不無身役、可得詳聞耶。

答、俺等則非軍丁、故一年每口、納丁徭銀子一錢六分、而農者納田稅、商者納商稅、此外無他身役耳。

一、問、山東地方、農事何如。

答、近來農事、連豐大收耳。

一、問、你等十三人中、曾有往來皇都者幾人、而程途幾里耶。

答、俺等十三人中、一人曾有往來皇都者、而途里則一千四百四十里耳。

一、問、山東所屬州縣、共幾何耶。

答、山東一省、有登州・萊州・青州・袁州・東昌・濟南六府、而其所屬州縣、則未能詳知耳。

一、問、登州府、有幾箇官人耶。

答、文官則有太府・二府・三府・學官・武官則有總兵・副將・參將・守備・千總・把總等官耳。

一、問、所謂文官則所管何事、武官則所管何事耶。

答、所謂太府、管知縣・生員・學生・二府、管監察耳目、三府、

管匪類・賭博、摠兵則管山東一省軍兵、而衙門則在於登州耳。

一、問、摠兵所據城池周遭及所管兵曹幾何、而水軍耶。陸軍耶。

答、城池周遭、自東門至西門七里許、南北亦如之、兵數不知幾許、而都摠水陸之軍耳。

一、問、既有軍兵、則有時鍊習之事耶。

答、陸軍則一朔内九次操鍊、水軍則一年四季月操鍊耳。

一、問、操鍊時、所用器械、可以歷指耶。

答、陸軍所用器械、弓箭・刀鎗・火砲、而水軍則操鍊時、曾無目擊、未知其器械之何如耳。

一、問、貴省尚文耶、尚武耶。

答、文武俱尚、而俺等、以商農爲業之人、試取之規、未能詳知耳。

一、問、你等大船所載物種、多少幾許耶。

答、黄豆二百四十擔、白蠟二百四十斤、紅花二百四十斤、繭紬三疋、紫草三百九十八包、防風一包、杏仁一小包、鹽猪十二口耳。

資料4)は、康熙四十五年(1706)正月十一日、済州島に漂着した山東省登州府萊陽縣の船の資料である。この船については『同文彙考』原編卷七十、漂民「報大清漂人押解咨」、「礼部回答」(33丁表~35丁裏)に見え、漂人押解咨に、

俺等原係大国山東省登州府萊陽縣人、與客商水手三十四人同船、載黄豆・柴草・防風・繭紬・塩猪等物、要貿綿花・綾緞於蘇州。

とあり、礼部回答に生存者「陳五等十三名」と記述される程度で詳しい乗組員の状況は不明であった。

表4 車瑄船搭乗者本貫別表

省名	府名	縣名	管帳	管壳買	扶舵	水手	小水手	客人
山東	登州	萊陽	1名		1名		2名	3名
		文登		1名				
	萊州	即墨					1名	
江蘇	松江	華亭				1名		
		上海					1名	
浙江	紹興	山陰					1名	
合計			1名	1名	1名	1名	5名	3名

ところが、資料4)があることから、生存者13名の内、名簿のある12名についての出身は表4のようになり、必ずしも、山東登州府萊陽縣の者だけではなかったことが知られ、小水手と

言っている下級乗組員の中には江蘇・浙江省の者も含まれていることがわかる。

その理由は、扶舵の韓永甫が登州府萊陽縣の者ではあるが、蘇州府城裏に居住していたということから、水手等の雇傭が同地でおこなわれたためと思われる。つまりこの船は山東登州府萊陽縣に船籍を有した商船であり、その活動範囲は資料4)に、「浙江・福建・江西・湖広・瀋陽等処行商耳」とあることから、沿海、さらには、長江や東北の遼河等を遡江することも出来る河海両用の帆船であったことが知られる。

5) 康熙五十二年(1713)七月二十四濟州漂着船(『備遜司臚録』第六十六冊、肅宗三十九年癸巳十一月十八日條、列本6冊619~625頁)

濟州漂漢人渡海後、譯官李樞問情。

問、你等在於何地、而因何事、漂到我國乎。

答、我們、係福建省泉州府同安縣人、以買賣事、往日本國、洋中遇惡風、漂到 貴邦、而漂沒事情、在濟州時、已為詳達是如為白去乙、依濟州問情早、逐條問之、則無差錯更問之端是白齊。

問、福建、管轄、幾處、而官人幾員耶。

答、福建省管轄、一州九府共五十六縣、而官人數多、雖難一一記得、布政司、管錢糧、摠兵軍民、皆大官是如為白齊。

問、福建、風俗尚文乎、尚武乎。

答、我們的人、貴文賤武是如為白齊。

問、福建、農商早晚如何耶。

答、福建、一年兩稻、春稻夏收、夏稻冬收、而桑木無之故、本不養蠶是如為白齊。

問、近年以來、白絲物貨、價本極高、來必年年失蠶也、有何曲折也。

答、我們亦往蘇杭買來、而比前價貴、此由、於暹羅國長機島、買賣繁多之致、未必皆失蠶而然是如為白齊。

問、暹羅、長機買賣、北京亦知之、而無海禁之事耶。

答、北京不知則稅官何來而無標者不得通行則非禁而何是白齊。

問、稅官住何處、而一年所收幾許耶。

答、稅官、在於同安縣海口廈門、而一年商稅、定以八十萬銀為規是如為白齊。

問、福建省、邊於海、時常有防守之事乎。

答、沿邊設堡、時時瞭望是如為白齊。

問、軍兵、騎兵乎、步兵乎。

答、南方馬貴、騎兵少、步兵多是如為白齊。

問、同安縣、乃宋朝朱英子蒞任之地、遺風猶有可聞者乎。

答、自古至今、人人尊敬、立廟香祀、秀才、輪班守直春秋兩祭、而一省無不立廟、與孔聖

祠、一般尊奠是如為白齊。

問、廟門、題以何號、而祀用何禮乎。

答、題以朱文公祠、祭用小牢、祀香官則知縣及秀才為之、武官不□是如為白齊。

問、祀官、着何樣衣冠而祭之乎。

答、別無他衣冠、都是大清一樣是如為白齊。

問、朱文公子孫有否。

答、多在於緣平府、或為秀才、或為農為商是如為白齊。

問、南方耕牛、熱則入水、身涼復出云、然耶。

答、水牛、家牛、一樣驅使、而水牛則耕田時身熱入水、身涼還出是如為白齊。

問、水牛、何以拿得而家養生雛乎、其大比家牛、如何耶。

答、牛雖水物、出食山草、又生雛於山中、故設機捕得、欲馴者從人餵食、不馴者至死不從、而其大則比家牛加一半、餵養生雛、無異家牛、南方之人、素不食牛肉、而水牛味好故愛食、角則用於弓是如為白齊。

問、四五年前、海賊甚多、故自北京有報論事矣、近年則聲息如何耶。

答、南方有賊、則商船何能任意通行乎、聞山東、有出沒之患云、而近間無聞是如為白齊。

問、皇上有別樣撫恤之事乎。

答、別無存撫之事、而年凶則移粟賑濟為白齊。

漂漢人入京後問情。

問、爾們、在於何地、何年月日、從何處乘船、將往何處做甚麼事幹、而到此漂沒耶。

答、我們都是福建省泉州府同安縣人、康熙五十二年六月二十日、同安縣乘船、將往日本長崎島買賣、七月二十四日三更量、漂到貴國地方。

問、爾們、六月二十日乘船、七月二十四日漂到我國、其間日子甚多、未及漂到之前、在於何地耶。

答、連值東風、浮在大洋、任風去來、七月二十四日始到貴國。

問、爾們乘船時、共通幾箇人、而今有幾箇人耶。

答、我們共通四十二人、漂沒者三十四人、生存者八人。

問、爾們姓名、年紀、居住、一一說破。

答、生人、王裕、年三十五歲。

許滿、年六十二歲。

林椿、年四十二歲。

李好、年三十歲。

高友、年三十四歲。

陳吉、年三十一歲。

王高、年二十六歲。

陳仲、年二十二歲、共住同安。

死人、林春、陳羨、吳辰、吳馮、吳郡、吳顯、吳賜、吳斌、吳孝、吳添、吳一、陳飛、陳六、夏大、吳志、陳愛、黃韜、林乞、張陽、張法、徐順、周生、何蔭、柯開、康祐、陳遲、陳明、陳成、黃羨、蔡捷、陳興、陳三、伍舍、共住廈門人。

問、爾們、既是共事同船而來、則情地不凡、死生去就、宜無異同、而何不帶去屍體、埋置外國、果合於情理耶。

答、死人既無燒葬之規、又不好帶去長路、不得已埋置。

問、北京人死則皆是燒葬、爾們、何不燒葬耶。

答、北京人、或有燒葬、南方的人、元無燒葬之禮。

問、爾們發船時、亦有同時發行的人耶。

答、發船時、又有兩箇船隻、同時發行、因風漂散、不知去處。

問、爾們、船雖破沒、既已拯出物件、則何獨漂失船票、到那爾們地方、能免罪責耶。

答、裝船之物拯出者小、漂失者多、船票亦在漂失中、既已漂失、我們地方官、亦無奈何。

問、在前、海禁至嚴、無有海商矣、何近年不禁矣。

答、在前、果有海禁、而近來天下太平、許民行商、置稅官收稅。

問、四五年前海賊出沒之故、自北京、有咨報之事、何謂近無海禁耶。

答、海賊船小、離山不遠、大洋則無山無島、無處安棹、以此無有、看見咨報的賊、未知何方海賊、而我們地方、未聞有如許人。

問、爾們地方、幅員甚廣、東、西、南、北往來行商、何所不可、而涉險遠赴於日本、自取漂沒之患耶。

答、我們地方買賣、不如日本買賣之利、故冒險要利。

問、爾們拿來的物件、都是你住的地方所產耶。

答、白走沙則蘇州的、八段絲則廣東的、香木則安南的、雪糖則福建的。

問、安南距福建幾許里、在於何方、蘇、杭州、廣東、亦幾許里、都是陸路耶、亦有水路耶。

答、安南、在福建之南方、水路得好風、則十日程、蘇州在北方、旱路二十五日程、杭州則二十二日程、廣東在於西南方、旱路十五日程。

問、爾們物件中、只有些少紬段、而何無白絲等物耶、我國、亦與日本買賣、熟諳其風俗、你的花布紅紗（紗？）等物、不合於日本所用、未知斥賣於何方耶。

答、白絲等、本錢不多、故未得買、玄花布等物、亦為斥賣於日本矣。

問、日本既不入貢、則兩國人往來買賣、必多有難便之事、官不禁斷耶。

答、不為通款而互市、則不為禁斷。

問、爾們、既通買賣、則彼國之人、亦來爾們地方麼。

答、只是我們往來買賣、他們元無來到之事。

問、買賣之際、彼此通話、然後方可講定價本、爾們、亦能曉解日本的說話麼。

答、日本、有解話通事、因此傳語。

問、爾們、亦曾往暹羅國做買賣麼。

答、也曾走那箇地方。

問、暹羅日本、亦有城郭、宮闕、人民、衣服、形體、貌樣可得聞耶。

答、暹羅國有城、皆是磚頭築的、他的宮闕未見、看見人民服色、則元無衣袴、以一幅大手巾、網縛周身、垂其兩端、至於跗上、官人則金絲造成、民人則用線布、□目、與中國一般、只是頭髮留下二寸許長、餘皆剪去、亦剪除其鬚髯、女人、比男子穿的一樣、並不著鞋、日本長崎島、無有城郭、人民衣服、廣袖而短、以斑爛造的、無有袴子、剪去頭髮、只留頂上髮結於腦後、女人梳髻、着長衣無裙。

問、爾們、將甚麼物貨、往暹羅國、對授甚麼物貨麼。

答、我們、拿去紅毡、白絲、金絲、白沙、碗器、紅花、鼎釜等物、買來蘇木、白錫、胡桃、象牙、米蝦、紋銀而來。

問、暹羅、日本、有管買賣的官人麼。

答、暹羅、無有官人、都是民家買賣、日本則有兩箇官人監市、都是官府買的、轉賣於民間云。

問、曾往日本、暹羅時、海中必有島嶼、亦有官府地方耶。

答、往暹羅的路中、亦有小島元無人居、往日本路中、都是大洋、無有一點島嶼。

問、爾們、亦曾往北京、而同安之距北京幾日程、皆是旱路耶。

答、未曾往京裡道路則自同安、距北京七千里、自福建省、至北京六千里云。

問、福建省管轄、共通幾何、幅員幾許里。

答、福建省管下九府一州五十六縣、府則延平、建寧、汀州、紹武、福州、興化、泉州、漳州、臺灣州、則福建縣則不能盡記、幅員則福建南北二千里、東西一千五百里。

問、同安縣幅員幾許里、幾箇官人耶。

答、同安東西八十里、南北亦八十里、官人則知縣一人、□將一人、海口廈門鎮、守官一人、稅官一人。

問、知縣是幾品、參將鎮守稅官、各掌何事耶。

答、知縣是七品官、參將、是管馬兵的、鎮守、是管廈門海防的、兵稅官、是管收稅商船。

問、同安縣、水田多耶、旱田多耶。

答、水田比旱田頗多。

問、旱田所種之穀、幾何種耶。

答、所種大豆、紅豆、泉豆、大麥、小麥。

問、爾們、水田一斗租所種之畝、秋收幾斗穀。

答、一斗租所種之畝、收得二十斗穀。

問、同安縣田稅、以米納官乎、以銀納官乎、納於那箇地方耶。



答、無有米稅、都是換銀、納於福建布政司、以為軍糧。

問、一畝之稅、折銀幾兩、而一畝田、播幾斗種子耶。

答、稅銀、定以九分、一畝之田、播二斗五升種子。

問、知縣、參將、鎮守、稅官、姓名誰耶。

答、知縣姓朱、參將姓王、鎮守姓施、並不知其名、稅官姓名、亦不知。

問、你地方官人出入十、騶從幾許人耶。

答、文官則前導四對、武官則前導兩對。

問、爾們、住的如許大地、必有文翰雄傑之士、亦可聞知耶。

答、秀才則多有、而我們、都是村庄人家、未有聞知。

問、春種秋收、自是常理、一年再稻者、古無所傳、至於暹羅一國、或有所聞、而亦涉妄誕、爾們、在海南、問情時、亦言福建、春種夏收、夏種冬收云、春稻夏收、猶或可也、而夏收之後、始為播種、能收於冬前乎、南方風氣、雖甚暖熱、必不得四時長春、則其果深冬收穫耶、福建一方、皆是再稻耶。

答、我們地方甚熱、雖窮冬、亦無霜雪、故二月種穀、六月收穫、七月種穀、十一月收穫、福建一省、皆是再稻。

問、你地方、今年田禾好收耶。

答、春田好收、秋田則我們離發後無由聞知。

問、田禾好收時、則一斗米價銀子多少。

答、好收則一斗米價一錢銀子。

問、同安縣去海幾里耶。

答、到廈門海口五十里。

問、福建、乃是邊海要衝之地、同安、尤其是海口、當此招安海寇之時、必有防守之道、願聞其詳。

答、水師官鎮兵、有哨船出巡各處地方。

問、出巡哨船幾個、一船中、有兵幾人耶。

答、哨船十隻、一船中、兵五十箇人、各守所管的地方。

問、既有防守之兵、則必有操練之方、所用軍器、亦可指名歷數耶。

答、操練、不知一年幾番、春天少、冬天多、軍器則長刀、短刀、天箭、大砲。

問、爾們往來海洋中、或有奇異奇聞之事耶。

答、無有奇異之事

問、上上年、爾們地方人、漂到我國、國國救濟護送、未知盡數還歸本土耶。

答、聞已還歸、保其田里、而相居頗遠、未能相見其人。

問、同安、是朱文公所蒞之地、嫁娶喪祭之禮、可得聞知、而清明日等、亦有嬉遊之俗耶。

答、嫁娶則男子雜轎、鼓樂前導、交拜親迎、喪禮則父母沒、耳穿三年、頭上戴的、身上穿

的、皆是以麻織布為之、出入時、穿廣袖布衣、居家時、穿挾袖布衣、祭禮則忌日祭于家廟、清明日祭于墳上、而亦無清明日遊嬉之事。

問、同安縣、有名山、大川、形勝、樓臺、廟宇、僧寺耶。

答、武夷山、在於福建、而縣內則未有山川形勝、僧寺則在於山上、閭落間絕無、廟宇則有孔聖廟、朱文公廟、春秋兩祭。

問、犀象之屬、皆產於南方、未知爾們地方、亦有犀象耶、願聞捕得豢養之方。

答、犀象、乃暹羅國所產、而非我們地方之物。

問、你的物件、無遺失帶來耶。

答、無遺帶來、而卜重難運、是可閔也。

問、出沒驚濤、跋涉遠路、能無損傷、而兩箇有病之人、今已差愈耶、我國千歲爺、軫念爾們之無告、特令沿路縣邑、優恤供給、果無凍餒之患耶。

答、曲庇天大、千歲爺恩德、好喫好穿、儘得溫飽、躋天踟地、圖報無由、第我們煖帽、盡皆漂失、頭上所戴、皆是涼帽、若得雪中、則可掩耳朵。

5) は康熙五十二(1713)六月二十日、福建の同安より出帆して長崎に向かう貿易船の資料であり、この船は乗船者42名中34名も漂没し、生存者僅かに8名となった悲惨な船である。5)の特長は、「濟州漂漢人渡海後、訳官李枢問情」と「漂漢人入京後問情」との二点があることで、『同文彙考』原編卷七十、「報大靜漂人押解容」(38丁表~39丁裏)によれば、漂着後、ただちに審問したのは訳学の呉震晶であり、さらに漂人等は濟州牧使の所で再び調べられ、ついで都京城に送られて後も調べられたことがわかる。

この船についても『同文彙考』の同書、及び清の「礼部回啓」(39丁裏~40丁裏)があるが、この内、漂人押解容に、「俱係福建泉州府住民、為因興販、四十二人同駕一船、発向日本」とあり、人名も「礼部回啓」に「漂風人王裕等」とあるだけで乗船者の詳しい状況は不明である。しかし5)の「漂漢人入京後問情」により、生存者及漂没者の氏名が詳しく知られる。

5)の中で、暹羅のことについて答えている中に、その国へ行ったことがあり、宮殿を見ていないが、城郭やその人々の服装について詳しく答えていて、この船の乗組員の中には、同地へ貿易等で来航した経験のある者がいたことが知られる。この資料は、船そのものよりも、乗組員等から聞き取った、当時の中国社会や、周辺地域の情報について詳しいものがある。

6) 雍正十年(1732)十月十八日珍島漂着船(『備邊司謄録』第九十三珊、英租九年癸丑正月七日條、刊本9冊510~514頁)

全羅道珍島郡漂漢人領來譯官洪萬運問情別單

問、你等居在何地、而姓何名誰。

答、俺等十六人居在江南省揚州府所管南通州、皆是親戚、同居一邑之内、而姓名則夏一周、

高漢章、成茂元、成龍生、熊連玉、潘茂生、朱進臣、李召衣、張陳毅、許喜之、馬駿卿、江臨照、楊茂甫、崔逐元、夏壽遠、周大生等、而俱是漢人矣。

問、南通州是揚州府所管、則自南通州至揚州府、幾許里耶。

答、三百七十里矣。

問、南通州有何官、而揚州府有官幾人耶。

答、南通州有知州一員、狼山揔鎮一員、揚洲府有知府一員、塩道塩院各一員、狼山揔鎮、以武官差之、鎮守、海口、塩道院、以文官差之、以管錢糧地稅矣。

問、你等所居地方、謂之南通州、又有北通州耶。

答、南通州、乃是南京總督所管、而皇都、又有北通州矣。

問、自南通州、至北京、道路幾許里耶。 答、三千三百里矣。

問、自江南省、至北京幾里耶。 答、四千五百里耶。

問、你等居在本土時、有何身役、而以何事為業耶。

答、俺等本以稍工、在家種田、常以舡為各處商人之所僱、往來山東地方、受僱費為生、而無身役矣。

問、你等因何事、何時發舡、而往于何處、那時遇風漂到我國、而你等所持公文中、同舡者十七人也、奈何今無一人耶。

答、於雍正十年正月二十日、徽州商人吳仁則、僱俺等的舡、裝載綿花二百五十三包、自南通州開舡、正月二十九日到山東萊陽縣卸下、二月二十八日自萊陽發舡、三月二十八日轉到關東南金州地方、則又有蘇州府所管太倉州商人周豹文、僱此舡、裝炭三百八十担、五月十八日自南金州開舡、六月十七日到山東寶定府所管天津衛卸下、而後、又有商人徐夢祥、亦僱此舡、到山東大山口海豐縣、貿大棗二百八十七石一斗裝載、十月十二日自海豐縣發舡、回家之際、十四日大洋中、猝遇惡風、漂到貴國地方、而十七日夜、天地昏黑、雨雪大下、風浪滔天、驅舡觸礁、勢甚危惡、而夜且深黑、無計救舡、失措驚惶之際、舡體與物件、俱為漂沒、僅僅圖得幾死殘命、而登陸、十八日幸遇貴國人朴時華之所救、以得生活、而當初同舡者十七人內、周先九稱名者、到天津衛時、已病死矣。

問、你等所持物件、無一物遺留者乎。

答、舡板物件、俱為漂沒、而若干衣服衾褥、則個人僅得收拾矣。

問、你等以舡路往來山東及關東地方、幾度耶。

答、俺等年年到山東、裝載物貨往來、而關東則今始初來矣。

問、自南通州、到山東水路、陸路、各幾許里、而所過有州郡幾處耶。

答、自南通州、到山東萊陽縣、陸路二千餘里、而水路亦二千餘里、而期間有太州淮陽府、海州衛、幹餘縣、十照縣等地矣。

問、你等行中有狗二首、有何用狗處、帶來而敗舡時狗何能生耶。

答、舡上狗無用處、而常時隨身不離、故不得已帶來、而俺等上岸時、狗亦隨而得生矣。

問、你等不幸漂到我國、而欲速回家、則水路似可近矣、欲從旱路、則自此至京城、□轉往北京、共通五千餘里、道路遙遠、欲何為耶。

答、俺等非不知旱路遙遠、而舡既漂敗、豈能從水路乎、幸使從旱路歸送、得父母之面、則是生之日、如天如地之恩德、永世不忘也。

問、江南地方昨今年農桑何如。

答、上年農事有好處、或有旱乾不好處、而大凡平平、今年俺等自正月離家、尚不得回家、未知豐旱之如何矣。

問、佛像乃是寺庵中所宜有、而你等行路之人、為何帶來耶。

答、佛是神也、敬奉則必不無陰助之德、故在家日夕供奉、以盡其誠、在路亦奉身邊、時時焚香叩頭、以展暫時不忘敬尊之意也。

問、你等供佛之誠、極其至矣、而今至漂流之患、所謂陰助之德、果安在哉。

答、俺等幾死回生、亦是陰之功矣。

#### 全羅道瓊島郡漂漢人等本司廳問情別單

問、你等十六人居在何地方。

答、俺等十六人居江南省楊州府所管南通州地方。

問、你等姓名云何、年紀幾何。

答、舡戶、夏一周年五十一

舵工、高漢章年四十一

水手、楊茂甫年四十一

李召衣年四十七

熊連玉年五十九

成茂元年五十九

許喜之年五十一

朱進臣年三十五

江臨照年二十五

崔逐元年二十八

張陳毅年四十六

潘茂生年三十九

夏逐元年三十九

馬駿卿年二十四

成龍生年四十七

周大生年二十一

問、你等路引中十七人書填、而怎無一人。

答、俺等十七人内、水手周先九、前年六月到天津衛地方、病死。

問、你等十六人中、漢人幾何、清人幾何。

答、俺等十六人中、俱是漢人。

問、你等何年月日、因何事、往何地方、緣何故、漂到我國。

答、俺等本以梢工、雍正十年正月二十日徽州商人吳仁則、僱俺等的舡、裝載綿花二百五十三包、自南通州開舡、正月二十九日到山東萊陽縣卸下、二月二十八日自萊陽發舡、三月二十八日轉到關東南金州地方、又為蘇州府所管太倉州商人周豹文所僱、裝炭三百八十擔、五月十八日開舡六月十七日到山東寶定府所管天津衛地方卸下、又為商人徐夢祥所僱、到山東大山口海豐縣、貿載大棗二百八十七石一斗、十月十二日發舡回家之際、猝遇惡風於大洋中、漂到貴國地方、而十七日夜半、雲霧四塞、雨雪大下、風浪滔天、不能制舡、為嶼所觸、終至破舡、裝載物件、俱為漂失、十六人命、僅僅圖生、幸而登陸、仍為貴國人朴時華所救濟、是日即同月十八日。

問、你等物件、俱為漂沒、則衣服衿褥等物、何能免漂失。

答、衣衿等物、各自隨身、故僅得收拾。

問、你等行中有二狗、狗非舡中繫物、而緣何帶來。

答、此狗蓄舡中已久、能護主防盜、故居常不離、而敗舡之際、隨人得生。

問、你等所持佛像乃是寺庵中所宜有、而航海行商之人、為何帶來。

答、佛爺是神也、敬奉則必有陰助、故在家行走俱皆供奉、以盡其誠、不敢造次離捨。

問、南通州是楊州府所管、則距楊州幾許里、而楊州府有何官幾員、通州有何官幾員。

答、南通州距楊州三百七十里矣、而楊州府、有知府一員、塩道、塩院各一員、南通州有知州一員管民政、狼山摠鎮一員管軍務、而以武官差除鎮守、海口、塩道塩院、以文官差除、管錢糧地稅。

問、你等所居地方、云是南通州、抑又有北通州耶。

答、南通州乃是南京摠督所管、而皇都又有北通州矣。

問、南通州距北京、幾許道里。

答、距北京三千三百里。

問、南通州屬於楊州、楊州府屬於江南省、則江南省距北京、幾許道里。

答、江南省距北京、四千五百里耶。

問、你等所居地方有何土產。

答、俺等地方僻在海曲、別無奇物、只產綿花、魚塩等物。

問、你等地方近年農事豐歉、何如。

答、再昨年則稍豐、間或旱乾不稔處、而昨年則俺等歲首離鄉、東西漂流、年事豐歉、有未可知。

問、你等地方旱田、水田、何多何少、有何奇花異卉。

答、俺等地方沿海平原、畝多田少、又多竹田、只有狼山、君山、如干松柏而已、別無他奇異花。

問、狼山摠鎮所管軍丁幾何、操鍊之規何如。

答、狼山鎮所管馬歩兵合三千、而左右中三營各統一千、操鍊則一年六巡、而三月、四月、五月、八月、九月、十月、三六九日為之、摠兵所管兵舡十隻、三營兵舡之數、未詳而水操則五月、八月、九月、必待風和日暖為之、別無定日。

問、你等慣行水路、或有海賊出沒之事乎。

答、沒有。

問、賦稅民役之規、何如。

答、各省賦稅、其規不一、而本州則一畝地稅、銀七分、民役則一丁一年納銀三錢矣、自雍正八年皇帝下旨意、特為蠲免。

問、他地方民役、亦皆蠲免乎。

答、他地方蠲免與否、俺等不知。

雍正十一年正月初十日、啓。

6) は雍正十年(1732)十月十八日、珍島に漂着した南通州船の資料である。通州は清初、明の制によって揚州府に属していたが、雍正二年(1724)に、揚州府治を離れ、直隸州となった<sup>6)</sup>。この漂民が彼等の居住地を「揚州府所管南通州」と言っているのは全く根拠の無いことではないが、既に通州直隸州になって八年ほど経過している。

表5 夏一周船航運表

年	傭船主	出帆地	月日(旧曆)	入港地	月日(旧曆)	積荷
雍正十 1732年	呉仁則	01. 20	南通州	01. 29	萊陽縣	綿花253包
	—	02. 28	萊陽縣	03. 28	南金州	—
	周豹文	05. 18	南金州	06. 17	天津衛	炭380包
	徐夢祥		天津衛		海豊縣	
	徐夢祥	10. 12	海豊縣		(南通州)	大棗287石1斗

この船のことは、『同文彙考』原編卷七一漂民、「報珍島漂人押解咨」、清の「礼部回咨」(同書、15丁表~18丁裏)にも見えるが、6)の「全羅道珍島郡漂漢人領來訳官洪万運問情別単」と「全羅道珍島郡漂漢人等本司郎序問情別単」の二点の問情別単によってさらに詳しい航海の状況が知られ、それを表示してみたのが表5であり、先に指摘した蔣隆順船の場合と同様に、運賃積み船の実例<sup>7)</sup>を見ることが出来る。

6) 『清史稿』卷五八、地理志五、江蘇の条。

7) 松浦章「十八~十九世紀における南西諸島漂着中国帆船より見た清代航運業の一側面」(37~38、70~71頁参照)。第1編第3章参照。

7) 乾隆二十五年(1760)十月二十五日羅州漂着船(『備邊司謄錄』第三百九冊、英組三十六年庚辰十二月二十五日條、刊本13冊494~499頁)

全羅道羅州慈恩島漂海人領來譯官李禧仁問情別單

問、爾們、漂蕩於大洋之中、出萬死一生、而海島荒疎、村舍冷落、能免疾恙否。

答、小的等、被風漂泊、自分必死、今蒙惠澤、俱得好過。

問、爾們共是幾人。

答、二十四人。

問、爾們二十四人、居在何地方。

答、小的等、俱是福建省泉州府同安縣人。

問、爾們姓名云何、年紀幾許、生者幾人、死者幾人、逐一明告。

答、小的等姓名年紀、一告白、而天佑神助、無一人淹死者、而亦莫非 貴國德蔭也。

問、爾們有票文、則出示之。

答、有閩海票文一張、同安縣票文一張耳。

問、爾們二十四人、但林福盛一人外、姓名皆不相合、又有六人之加來者、何也。

答、往山東時、公文內之人、皆不來、故再招本鄉之人、同來幫理、王纂石、阮富、陳仰、顏經、蔡聰五人、上年在山東、收拾賒欠、今年同回林、帶來煮飯。

問、再招本鄉人同來時、何不更出公文。

答、公文一年出一次、時尚未到故耳、此是小的等常行之例也。

船主林福威年三十三

劉 成年五十五 吳捷勝之代

林 長年四十 林得金之代

洪 拱年三十五 王 有之代

王 畏年三十 王 益之代

吳 厚年三十五 陳 榮之代

王愈慶年二十六 高 奇之代

劉 喜年三十八 林 瑞之代

鄭 耦年四十五 張 敏之代

蔡 端年二十一 高 裕之代

林纂六年二十四 謝 隆之代

陳 斌年二十六 高 金之代

陳 嚴年二十六 陳 盛之代

王 邦年十九 何 天之代

黃 旭年二十六 林 祿之代

林 儉年十八 林 登之代

蘇 寧年三十五 林 欽之代

蔡 明年二十六 王 玉之代

王纂石年二十

陳 仰年三十八

蔡 聰年二十九

阮 富年二十七

顏 經年十九 已上留山東收拾賒欠者

林 台年二十二 帶來煮飯者

問、爾們何年月日、因何事、往何地方、緣何漂到於此乎。

答、小的等、以販商為業、今年十月十四日、裝載貨物、回向本鄉、不幸於十月二十一日、遇着西風大作、舵碇俱失、漂流而來、二十五日大船滄沒、艱乘汲水小艇、下陸地得性命。

問、爾們是漢人乎、是清人乎。

答、俱是漢人。

問、爾們同安縣持去者、是何樣貨物。

答、沙糖、武彝茶、粗碗。

問、山東買回者、是何貨物。

答、赤豆五百石、綿花一百包、木耳七十五包、苡仁五十包、繭紬二百疋。

問、爾們船隻、既已滄沒、則所載貨物、並皆漂失乎。

答、小的等、只帶多少寒衣、乘汲水小船、逃得性命、何暇念及貨物乎。

問、爾們船主為誰。

答、林福盛。

問、同安縣之距泉州府、為幾里。

答、陸路二百里而已。

問、自泉州府至福建省、為幾里。

答、陸路二百九十里、水路三百三十里。

問、福建省之距皇城、為幾里。

答、陸路六千里、水路杳茫、俱不知之。

問、自同安縣至山東、為幾里。

答、陸路三千五百里、水路則大海杳茫、何以知之。

問、爾們地方、近來豐歉何如。

答、今年只是平平。

問、福建省、有官幾員、是何官。

答、小的愚昧、俱不知。



問、泉州府、有官幾員、是何官。

答、有知府一員。

問、同安縣、有官幾員、是何官。

答、有知縣一員。

問、佛像宜供於清淨山庵、而元非航海所須之物、緣何携來也。

答、佛是神也、誠心奉公、必有冥佑、毋論在家在外、誠心奉養、寔是小的等本事。

問、佛若有靈、何使爾們、至於此境也。

答、小的等之得免鯨魚之食者、又安知其非佛力也。

問、我朝家、矜憐爾們之當漂泊、衣服飲食、越海運致、使無飢寒、爾們果能保暖否。

答、小的等、俱以幾死之蹤、幸蒙如天大恩、得至今日、而授之以暖衣、饋之以玉食、此恩此德、為思啣結而已。

問、爾們所居地方、有何奇花、瑤草、珍禽、異獸、金珠、寶貝耶。

答、俱無金珠、異獸、而只有牡丹、桂樹尋常花草而已。

問、兵馬操鍊之規、可得聞乎。

答、小的等俱是民人、安能知此等事乎。

問、爾們既是福省之人、則福建距江南、甚不遠、皇上、曾有幸行於江南之事、爾們其聞知乎。

答、小的等係是販商、未得聞之。

問、爾們小船一隻、檣竹一枝、鐵釘合百斤等物、何以運去耶。

答、如是不緊之物、何能運至於萬里之外也、情願以布疋換給、則為好云、故三種代、合以八升木五疋換給。

#### 全羅道羅州慈恩島漂漢人等本司郎廳問情別單

問、爾們二十四名、既係福建省泉州府同安縣人、則何年月日、以何事、向何地、漂風到此乎。

答、今年在家、賣物貨、三月十四日裝載、至四月二十四日出大担水口、往山東料理、至十月十四日還向同安縣、不幸於同月二十一日、遇西風大作、失舵失碇、任其漂流、至二十五日沉船後、乘汲水小船、下陸地、保性命。

問、十一月二十一日、到何地方、遭西風乎。

答、乘船後、過盡山東地方、而二十一日則到沒山沒岸的無邊大洋、逢風不知何地方。

問、自二十一日、至二十五日、其間日字已多、不必西風連日大吹、亦豈無止泊處、而漂到於此呼。

答、二十一日、西風連日大吹、其間亦無島嶼、縱船自如、至二十五日、遇着一島、欲為制船止泊、則又為風浪所驅、大船撞碎倒壞、故乘汲水小船、下陸、即貴國地方、此莫非

天祐神助。

問、大担水口、即地名耶。

答、大担即同安縣内小地名、水口即海門。

問、在家起船時、裝載何物、往山東還向時、載轉物貨乎。

答、在同安縣、買載糖茶塵碗、往山東、和貿黃豆五百石、綿花一百包、繭紬二百疋、木耳七十五包、薏苡仁五十包。

問、爾們所乘船、既已沉沒、則所載貨物、拯得幾許、沒失幾許乎。

答、黃豆、木耳、薏苡仁等物、全數沒失、棉花五包、茶包小許則賴本地方拯得之德、繭紬則下陸圖生之時、各持略干疋及隨身雜物。

問、爾們既是船商、則必有公文。

答、有閩海票文一張、同安縣票文一張。

船主林福盛年三十三

劉 成年五十五

林 長年四十

洪 拱年三十五

王 畏年三十

吳 厚年二十五

王愈慶年二十六

劉 喜年二十八

鄭 耦年四十五

蔡 端年二十一

林纂六年二十四

陳 斌年二十六

陳 嚴年二十六

王 邦年十九

黃 旭年二十六

林 儉年十八

蘇 寧年三十五

蔡 明年二十六

以上十七名、公文中代來者。

王纂石年二十

陳 仰年三十八

蔡 聰年二十九

阮 富年二十七

顏 經年十九

以上收拾賒欠同回者

林 台年二十二 帶來炊飯者

問、公文十八人中、林福盛一人外、姓名皆不合、又有六人之添、何也。

答、林福盛、係是船主、自來十七人皆有故、以同鄉人、替代乘船、其餘六人中五人、欲收賒欠、往山東今年同出、一人則帶來炊飯的。

問、同安縣距泉州府、為幾里、距福建省、為幾里、距北京、為幾里、距南京、為幾里。

答、自同安縣距泉州府、為二百里、自泉州府至福建省、為二百九十里、自福建省至北京、為五千五百一十里、南京則無往來之人、故不聞道里。

問、福建省、泉州府、同安縣、各有官員幾人。

答、同安縣、只有知縣一員、泉州府、有知府一員、福建省、聞有總督、總兵、布政司、府尹、提督等官員云、而業商民人、何能詳知。

問、爾們既以商船為業、則有納稅縣府之事乎。

答、船隻則無稅規、只黃豆有稅、十斗一石稅、紋銀三分、綿花一百斤稅、紋銀二錢、納于閩海關。

問、閩海關、距同安縣幾里、而亦有官員乎。

答、閩海關、在同安縣東南六十里、有將軍一人、稅官一員。

問、糖茶塵碗等物、裝載出往時、亦有稅乎。

答、小的所住同安縣則處在野中、故有城郭、而閩海關則斗入海中、背山臨洋、無城郭商船過其前、出票文、軍兵操鍊等事、小的俱是民家、不曾聞知。

問、爾們地方、今年豐歉何如。

答、今年只是平常。

問、爾們州縣、有土地之稅乎。

答、云、有土地稅規、而以船為家之人、曾無業農之事、故稅數則的實不知、而但值荒年、則特有蠲減之法。

問、蔡端為名的人、卜物中、有我國三把扇子、得於何處乎。

答、此則山東威海做買賣的、朋友所贈。

問、爾們地方、耕種之法何如。

答、或以黃牛而耕、或以水牛而耕。

問、水牛比黃牛、何貌樣、何以名水牛。

答、比黃牛很大、角長數尺、而黑毛色如灰、而炎天耕田之時、走入水中解熱、故名之曰水牛。

問、爾們無邊滄溟、萬死於升、當寒遠來、能無疾病。

答、小的等、俱以幾死之蹤、得至今日、授之以好衣、餽之以豐饌、暖飽已極、豈有疾病、

此恩此德、海闊天高、生還故土、惟思啣結而已。

7)は乾隆二十四年(1760)十月二十五日に羅州に漂着した福建省泉州府同安縣の船籍を有する船の資料である。この船についても『同文彙考』原編卷七二、漂民、「報羅州漂人押解咨」、「札部回咨」(12丁表~14丁表)に見えるが、7)の「全羅道羅州慈恩島漂海人領來訊官李禧仁問情別単」と「全羅道羅州慈恩島漂漢人等本司郎序問情別単」との二つの問情別単により、乗組員の名簿等が知られる。とりわけ、乗船者24名中、船主の林福盛を除いて全て船票に記載された名簿とは異なる人物であることが如実に知られる。そして、この船は砂糖、武夷茶、粗碗などを積込み、乾隆二十四年四月二十四日、同安縣の大担水口より出帆し、山東省に行ったが、入港地は不明である。その後、山東から黄豆500石、綿花100包、繭紬200疋、木耳(きくらげ)75包、薏苡仁(はとむぎ)50包等を積込み帰帆する途中に漂流したのであるが、黄豆だけで、約29.8トンも積んでいた。

8)乾隆二十七年(1762)十月二日古羣山漂着船(『備邊司臚録』第百四十二冊、英旭三十八年壬午十一月十一日條、刊本第13冊819~821頁)

#### 古羣山漂海人間情別單

問、爾們當寒漂海、跋涉遠來、能免飢寒、而且無疾恙否。

答、俺等萬死餘生、幸蒙 貴國如 天大德、賜衣賜食、既飽而暖、感祝 鴻恩、莫知攸謝、而俺中三人、少感風寒、不甚大段。

問、爾們以何地方人、緣何事往何地方、漂風到此。

答、俺等俱是浙江省寧波府鄞縣人、共是二十二人、而內中二人、江南省蘇州人、一人杭州紹興府人、而今年六月二十四日、自家離發、七月初二日、在上海縣裝貨物、九月二十五日、至山東石島、猝遇狂風、晝夜漂盪、十月初二日、漂到貴地方。

問、爾們姓名年紀、逐一告明。

答、船戶 孫合興年三十七

舵工 蔡聖章年五十九

水手 盧大章年三十三

孫涇水年三十二

胡良臣年四十五

鄭殿華年三十五

盧大伸年四十二

李大發年四十

何元信年三十四

朱偉公年三十八

潘世韶年二十八

孫世隆年三十五

蔡弘仁年二十一

朱大倫年二十八

鍾振生年五十四

余允生年六十一

許眾周年二十五

張奎德年四十五

盧可才年三十五

客商 趙禹廷年四十七

潘長官年三十八

于德銓年三十二

問、爾們中蘇州地趙禹廷潘長官、杭州地于德銓、何以同船。

答、他三人、俱是做買賣的夥計。

問、爾們十月十八日、為狂風所盪、幾至危境云、何以得免漂沒。

答、俺等十八日夜、猝遇狂風、船底觸石而破、水湧船艙、命在頃刻、幸賴地方大人、多卒軍人來救螻蟻之命、又是一天大恩。

問、爾們遭風後、至到此地、並無物件之闕失者乎。

答、並無闕失的物件。

問、爾們既是船商、則今當以陸路還鄉、所乘船隻、棄置海岸而來、許多茶葉、亦為空棄、而來未能無心惜之歎耶。

答、俺等所持物件過多、而今此運給之數、亦其夥然、此已萬幸、此外船隻與茶葉、實非陸路所可運致者、復何為惜。

問、爾們以商人、許多茶葉、空棄而去、雖云難運無惜、其在矜恤之道、不可無略給價本、以慰你等、你等心下如何。

答、俺等得保性命、以示萬幸、所棄茶葉、貴國不吃之物、貴國亦以無用之物、為憐俺等、給其價本、則俺等心下其能安乎、茶價實心不願。

問、爾們佛像、何以隨身不離耶。

答、俺等商船、榮養佛像、則自有許多默祐之故耳。

問、爾們物件中、荔枝以桂枝書之、何也。

答、俺等凡於文字間、多有名同而書異者、故荔枝果以桂枝為書矣。

問、爾們兮歸故土、當見父母妻子、其善何如。

答、歸見父母妻子之喜、何可限量、而乘船後漂風一節、家人若知之、則當憂慮、而只知行商不歸、不知漂風、似無懸念之慮矣。

問、爾們地方耕作、比南京何如。

答、俺等地方則多水田少旱田、土宜五穀、而福建則十月無霜、故能再耕、而俺地方則風氣稍異、不得再耕、而雖冬天、雪花落地即消。

問、浙江省、去北京幾里。 答、三千六百里。

問、爾們雖是商人、亦係軍摠否。

答、軍摠則滿人有八旗、而別處管於將軍、俺等漢人、不入八旗、而有材力善射者、則入於綠旗、而總督提督主管也。

問、爾們所居寧波府、官員幾人。

答、有提督太守守備等官。

問、爾們沿路上來時、所喫供饋、與今日所食、豐薄何如。

答、沿路供饋甚好、而今日所喫、比沿路尤好矣、官人如此是慰問、飲食衣服等節、莫不顧念、不勝感服、無以為報。

8) は乾隆二十七年(1762)十月二日に古群山に漂着した浙江省寧波府鄞縣の商船の資料である。この船については『同文彙考』原編卷七二漂民、「報古群山漂人順付節使咨」、「礼部回啓」(19丁表~21丁裏)にも見え、前者には、「船戸孫之相在家、合興以姪代來」とあり、8)には見えない記述が見られる。

乗船者22名中、3名は客商で2名は蘇州商人、1名は紹興商人であったようで、他19名は、全て寧波府鄞縣の船員であった。この船の目的地は8)には記載されていないが咨文には、「本年七月初二日、裝載茶・布・雜貨、往關東未及達、九月二十五日、被西北風漂流」とあり、8)と合すれば、六月二十四日に寧波府を出帆し、上海に行き、同地で茶・布匹・雜貨等を積込み、七月二日出帆し、關東方面へ向かった寧波商人の船であることが知られる。

9) 乾隆三十九年(1774)十一月五日濟州漂着船(『備邊司謄錄』第百五十七冊、英組五十一年乙未二月十一日條、刊本第15冊311~313頁)

#### 濟州漂人間情別單

問、爾們大海漂蕩之餘、又越濟州大洋、近日天氣寒冷、一路上好來麼。

答、小的、以螻蟻之命、蒙 貴國莫大之恩、得至于此、故鄉可以復歸、家眷可以復見、此莫非 貴國之恩德、只自脚結圖報耳。

問、爾們留在濟州之特、及上陸驅馳之餘、得無饑飽溫冷之不節耶。

答、小的、一自登陸之後、飲啄勝似在船百倍、且遇順風渡海、沿路上又無饑寒之苦、不勝感祝之至。

問、爾們元來住在、甚麼地方。

答、小的兩人、都是蘇州府太倉崇明縣人。

問、爾們崇明縣、或稱中□、何也。

答、小的、不識文字、崇明與中年、音相似、故傳書之際、不無異同。

問、爾們、既是蘇州人、則必是漢人、甚麼姓名、幾何年紀。

答、小的等、果是漢人子孫、而一箇人、姓楊、名難、年三十三、一箇人、姓蔡、名再、年二十七。

問、爾們、因甚事往何地方、而何年月日、上船到何處、遭甚麼風、漂到我濟州地方耶。

答、小的、上年八月二十七日、持錢三千吊、自本縣發船、十月初一日、到關東海州地方、換買黃豆、同月十四日、回到定山地方、大洋中猝遇西北風、十一月初五日、漂到 貴國地方、而船隻則破碎矣。

問、爾們所遭、極為矜惻、而當初所買豆子、合為幾石、船中亦有他貨物否。

答、船中只載黃豆二百擔、更無他物。

問、定山、亦係關東地方否。

答、果是關東地方。

問、爾們當初船上、共載幾人。

答、小的、共十人中、八人滄水、只吾兩人得生。

問、爾們兩人、何以得生。

答、大船既破之後、我兩人亦入波濤中、左右掙扎之際、攀援汲水、小船隨風漂揚、轉到 貴境、小艇撞着巖石、又為破碎、故小的等、惶惶踴昇、直跳登岸以生。

問、爾們登岸之際、想為甚麼時分。

答、小的登岸時、日已昏黑、不辨東西、以手摸地、匍匐前進矣、忽見人家、不知好歹、惶惶直入。

問、爾們、既是崇明縣人、則崇明衙門、想有知縣、姓名為誰、而漢人耶、滿州人耶。

答、衙門有兩箇官人、皆是漢人、一文一武、而其姓名、則不知矣。

問、自崇明縣到關東、水路為幾日程、自關東到遭風處大洋、為幾日程。

答、自崇明縣到關東、若遇順風、六日可到、而自關東回到遭風處大洋、為二日程。

問、船票文引、有麼。

答、船破時、皆失於水中矣。

問、爾們所滄八人、姓名、居住、年紀、你皆記得麼。

答、申 尚、年三十三

高禹再、年四十二

胡古寶、年五十九

申 蘭、年三十七

金尚元、年二十二

王自良、年三十九

魯 龍、年五十二

莊 受、年三十

問、今見爾們、頗有隨身衣衾、洋中蕩漾之際、何以拯得耶。

答、這些衣衾、得乘小艇之後、慮有漂到者、故拯置船中矣。

問、衣衾之外、更無他物件否。

答、身邊所帶、只一百四十文錢。

問、爾們所滄八人中、撈得幾人耶。

答、只是撈得三人、仍埋其處、可憐可憐。

問、爾們兩人、皆有父母妻子否。

答、都有了。

問、爾們崇明縣、距 皇城幾許里、幾月日能歸故土耶。

答、自 皇城距俺家鄉、三千餘里、四五月間、可以還鄉、無非 貴國之恩典、感天祝地而已。

9) は乾隆三十九年(1774)十一月五日濟州に漂着した江蘇省太倉州崇明縣の船の資料である。これについても『同文彙考』原編卷七三、漂民に「報大靜漂人押解咨」、「礼部知会咨官宴賞咨」(4丁裏~5丁裏)があり、この乗船者10人中8名の者が死去したが、その内3人は、漂人押解咨中に「王自長、願有才、金尚元」とあり、また生存者は礼部の咨文には「楊樂」とある。9)の名簿から王自長は王自良、願有才は高萬再、金尚元は同名、楊樂は楊難と合致するものと思われるが、どちらが正しいか決定し難い。

この船は乾隆三十九年八月二十七日に崇明縣を出帆し、十月一日には関東、海州に到り、同月十四日に、黄豆を200担買い入れ帰帆中に漂流した10人乗りの小型帆船であった。

10) 乾隆三十九年(1774)十一月九日靈光漂着船(『備邊司謄録』第百五十六冊、英組五十年甲午十二月十八日條、刊本第15冊270~272頁)

#### 靈光漂人間情別單

問、爾們漂蕩辛苦事情、既已聞知、近日天氣寒冷、我國路上好來否。

答、幸蒙 貴國恩典、飽飯騎馬、路上好好來。

問、爾們中識字人誰也。

答、只有兩箇人、利君一于小。

問、爾們漢人耶、滿州人耶。

答、俱是漢人。

問、爾們幾箇人、姓甚名誰、年紀幾何、原住何處。

答、小的們共二十五人、俱是山東省登州府福山縣人。



曲欽一、年五十九、  
夏喜、年三十三、  
曲乃直、年三十三、  
張日榮、年三十五、  
王喜、年三十一、楊卓、年三十、  
張綸、年二十四、  
于小、年三十二、  
利才、年二十六、  
利喜、年二十九、  
利君一、年二十五、  
張瑗、年三十二、  
劉德宏、年四十四、  
劉積五、年三十四、  
陳還成、年二十二、  
陳三、年四十三、  
王留、年三十六、  
劉全、年二十二、  
夏員五、年三十六、  
孫文成、年三十九、  
陳連喜、年四十三、  
陳成、年二十六、  
曲全、年二十一、  
季誠公、年三十九、  
陳日炳、年五十五。

問、備們小票中劉德宏、總票中無、總票中劉的紅、小票中無之、照票中劉積五、陳隨、總票中無之、總票中劉集五、陳逐、照票中無之、陳隨亦不上舡、何故耶。

答、此是本縣序班、以同音錯書之故、宏與紅、積與集隨興逐、音相似、故書之、而的字果是錯書、劉德宏、劉積五、陳隨是也、陳隨娶妻、故其叔陳日炳、替他來也。

問、都票中有曲亮工、而照票總票中、無此人名、原不上舡何也。

答、此是買糧票文也、此人原以財主、在店販糧、故不上舡。

問、備們來者二十五人、而總票則二十六人、照票則二十四人、是何故耶。

答、照票中利在名字、縣衙門序班漏寫、故入於湖付小票中、而總票中曲永順、乃曲欽一之父、年老不上舡、故二十五人。

問、備們名字、或有錯書者、或有票文外來者、備們官司查驗之十、果有說話乎。

答、雖有錯書及票文外來者、亦不妨事。

問、爾們何月何日離家上舡、要往哪裏、做甚麼賣買。

答、十月二十三日離家、二十八日上舡、要往奉天府買米去。

問、爾們到何處、遇風漂流、來泊我國之境耶。

答、到鐵山前遇風、十一月初九日漂泊貴國地方。

問、既是十月二十八日遇風、十一月初九日漂泊、則其間為十一日、爾們當寒受餓、何以挨過耶。答、遇風漂蕩之際、不辨東西、任風漂蕩、其間千辛萬苦、一言難盡。

問、爾們二十五人中、沒有害病人、又沒有滄水人、都是爾們不幸中之幸也。

答、都是天啊。

問、爾們既要買米往奉天府、將甚麼貨物換買耶。

答、小酌將錢一千二百七十吊零、白布二十六疋、黑布四百八十四匹換換也。

問、爾們錢貨作吊之法地各不同、爾們之錢、幾箇錢為一吊耶。

答、一千箇錢為一吊、一百箇為一白。

問、爾們既是登州府福山縣人、則從福山到登州、有幾里地。

答、二百四十里。

問、爾們從登州至奉天府、有幾里地。

答、小的們賣買時、只從水路行、水路則為四百餘里、陸路不知多少路。

問、從登州到皇城幾里地。

答、一千七百里。

問、福山衙門、有幾箇官人、官人文官耶、武官耶。

答、知縣一員、教官二員皆文官、而兵官二員皆武官。

問、登州府衙門、有幾箇官人、亦是文官耶。

答、小的們本以愚蠢村民、果不知大府有幾個官員也。

問、鐵山地方距福山幾十里、何處所管耶。

答、鐵山即寧海所管、而距福山、旱路為四千里、水路八百餘里。

問、爾們二十五人、幾個水手、幾個賣買人。

答、曲欽一是舵工、其餘水手與賣買人。

問、爾們到我國地方之後、能免飢寒、好好將息耶。

答、小的們遇風漂蕩、千辛萬苦、幸泊貴國地方之後、特蒙貴國柔遠人之德、賜衣賜食、不飢不寒、凡百矜恤之道、俱出望外、將以生還故土、得見父母妻子、此莫非貴國天高地厚之恩、何以報得耶、萬望轉達。

10) は乾隆三九年(1774)十一月九日に靈光に漂着した山東省登州府福山縣の船の資料である。これについても『同文彙考』原編卷七三、漂毘、「報靈光漂人押解咨」(2丁裏～3丁表)

に見え、その中で、「船主曲永順年老、不乗船」とあるが、10) によって、曲永順は曲欽一の父親であることがわかる。この船は販粮商の曲亮工を資本主とし、その同族と思われる曲欽一が船主となり、米粮を買い入れるため、その資金として銭1、270吊、白布26疋、黒布480匹を持って、山東の福山縣より、関東の奉天府に行き、米粮を買い入れる予定の船であったことがわかる。山東の沿海貿易船の一例と言えるであろう。

11) 乾隆四十二年(1777)十月二日珍島漂着船(『備邊司臚録』第百五十八冊、正租元年丁酉十一月二十五日條、刊本15冊525~527頁)

珍島漂人間情別單

問、爾們、漂到我境之後、冒寒作行、其無辛苦否。

答、沿路款待、出於望外、衣以厚衣、饋以美膳、貴國恩德、山高海深。

問、爾們中有病者誰耶。

答、俺們中王榮來、感風寒患痰喘、不能騎馬握舁以到、而病勢則不至大□矣。

問、爾們共幾人。

答、同來者七人。

問、爾們七箇人姓某名誰、年紀多少、住在何省何府何縣。

答、舵工趙永禮年六十二

水手王榮來年四十八

鄒 三年六十

王 城年四十八

劉清竹年五十

唐德明年三十三

劉文好年四十七

俺們七人、共住奉天府金州城寧海縣。

問、爾們因何事往何處。

答、要賣塩魚、往山東地方矣。

問、爾們何月何日、從何處乘船、何日何時、漂風來泊於我境耶。

答、今年九月十四日、俺們自寧海縣老灘開船、二十日到長州地方、忽值西風大作、漂蕩於大洋濱死者十餘日、而十月初二日漂至貴境、幸泊島嶼、人皆急於圖生、爭先登岸、而時值夜黑、隨身物件僅僅拾得、船隻則未及繫纜、狂風越作、觸石破碎、所載塩魚糧饌之屬、盡為漂失矣。

問、人命無滄沒者耶。

答、幸獲天佑、同舟七人俱全。

問、爾們漢人耶、滿州人耶。

答、俱是漢人。

問、爾們漂蕩十餘日之間、喫得何物而救飢耶。

答、破船之前、有所載糧饌、得免飢死矣。

問、奉天府即盛京也、自寧海距盛京幾里、自老灘距縣城幾里。

答、俺們生長海濱、曾未往來盛京、而聞是七百餘里、老灘則距縣城一百八里。

問、老灘之距長州幾里、長州之距東江幾里。

答、自老灘至長州不過三十餘里、自長州距東江二百餘里。

問、山海關以東、俱稱關東、爾們既是金州城寧海縣人、則是關東人也、初何以稱山東人、且謂寧海為海寧何也、爾們所住縣名、似當的知海寧、或其寧海之別名耶。

答、俺們是海曲村民、耕漁為業、目不知書、手不成字、而關東之誤稱山東、寧海之例說海寧、皆是漂蕩之餘精神昏耗、蒼黃酬酢、不能分別之致也。

問、爾們所破、官船耶、私船耶、船之長廣幾把、帆竿幾箇。

答、船是金州城官船、其長七把、其廣二把有餘、桅竿二箇。

問、既是官船、則第幾號船、且有船票耶。

答、船號則第四十一號、而所刻船號板、破為二片、船票則有金州城票文矣。

問、爾們蒼黃登岸、救死不贍之際、船號板與船票、何以收拾、而船號板之破為二片何也。

答、票文與船號板、俱是歸驗官府之物、故票文貼在身邊、船號板則盡力亂□、至於破為二片、今幸不漂失矣。

問、爾們帶來船票、只書于忠盛、趙永禮二人姓名、而來者為七人、何其相左。

答、船票之規、踏印於票文當中、仍割其半、留上半截餘官府、給下半截於船主、于忠盛、趙永禮二人外王榮來、王城、劉清竹、唐德明、劉文好五人姓名、在於官府留置上半截之中矣。

問、船票之割半何也。

答、官府收稅銀三兩後、出給票文、而割為兩截、酬作後日合驗之資。

問、于中盛則載於船票而不來、鄒三則不載於船票而同來何也、船主為誰。

答、船主乃是于忠盛、為着秋成、在家不來、故趙永禮替為船主、鄒三則慣於使船故同來矣。

問、不入票文中者、能無拘於往來耶。

答、票文全憑船主故、人之數之或多或少、並不相干。

問、四月受票、九月始發何也。

答、受出票文後、發船早晚、別無定限。

問、票文外有他書簿耶。

答、有三張小紙、一則是同縣人崔正房、抵東將王台賢之私書、一則是塩魚簿、一則是糧饌所記也。

問、崔正房書中、和羅魚二百七十九尾、白布包八箇、口係四條、氈一床、被一床、都在漂

失中耶。

答、和羅魚盡為漂失、白布包只收四箇、並氈一被一、收載卜物矣。

問、塩魚之外、更有和羅魚耶、誰是物主。

答、塩魚、即和羅魚之況塩者、而鄒三女婿崔正房之物也、正房有故不來、故託於鄒三主管發賣矣、和羅魚即鱸魚。

問、塩魚二百七十九尾價、共為幾許。

答、本價小錢三十二吊、而以紋銀計之、則為六兩矣。紋銀即十成銀、小錢一吊、為一百六十四文。

問、金州城寧海縣、各有官員幾員。

答、金州城內、有寧海縣、而管兵官一員、管民官一員、又有小官二員。

問、寧海地方、今年秋成何如。

答、俺們地方薄海風多、常患失稔、今年則中年矣。

問、爾們雪天冰程、行到 王京、此去寧海、尚有數千里、其無難乎。

答、幸泊貴境、保有此生、得歸本土、莫非 洪恩、前路之遠、何敢較量。

11) は乾隆四十二年(1777)十月二日、珍島に漂着した奉天府、金州城寧海縣の7人乗船の小型帆船の資料で、山東へ塩漬けの魚を売りに行こうとしたことが知られる。この船については『同文彙考』原編卷七三、漂民、「報珍島漂人押解及一入病故咨」(13丁裏～15丁表)にも見えるが、11)の方は積荷の荷主にも詳しい。塩漬けの魚とは、関東では「和羅魚」と呼ぶ鱸魚のことであり、279尾あった。その荷主は、鄒三の女婿の崔正房であり、鄒三に売却を依頼したことがわかる。さらに、この船は、崔正房が東江の王台賢に宛てた私信も運んでいた。このように関東から山東へ出かけて行く沿海小型商船の例を見ることが出来る。

12) 乾隆四十二年(1777)十月二十八日靈光漂着船(『備邊司謄録』第百五十八冊、正租元年丁酉十一月二十五日條、刊本15冊523～525頁)

#### 靈光漂人間情別單

問、爾們、駕海漂風、登陸冒寒、千辛萬苦之餘、其無疾病耶。

答、漂蕩之壯、尚有餘悸、俺們幸泊貴境、賜衣而禦寒、饋食而救飢、俺們之有性命、莫非 貴國之恩德。 無地惟有叩頭、攢手而已。

問、爾們、中間有疾病者云、何人有並。

答、俺們中陸茂林患指瘡、張元得項病、今已向差矣。

問、爾們共幾人。

答、同來者十五人矣。

問、爾們十五人姓誰名誰、年紀幾何、住在何省何府何縣。

答、船戶秦源順年六十七

船工秦紹芳年三十三

水手陸茂林年四十二

秦惠雲年三十七

曹友年四十六

顧龍年五十四

黃寶年二十九

陳林年二十七

陳元年四十二

李龍彩年四十二

黃耀年三十四

沈祥年二十七

張元年三十九

俺們、十三人皆在江南省蘇州府太倉州崇明縣。

客人唐友凡年六十

朱于龍年二十七

此二人、住在江南省蘇州府。

問、爾們、俱在江南則皆是漢人耶。

答、是矣。

問、爾們、十五人外、無他滄沒者耶。

答、同舟十五人、幸得全活矣。

問、爾們為 事、何月何日、自何處乘舟、何月何日、到何處漂風耶。

答、俺們、本以船商、今年七月初六日、自崇明縣開船、往天津府買棗子與鯉魚、收載船上、十月十八日還向本鄉、二十二日夜到成山下、忽值西北風大作、中桅既失、大桅亦折、隨風簸揚、飄入於貴國海中、至二十七日、開東時風勢越作、大船破碎、倉卒之際、手忙腳亂、僅拾若干行李、跳下小船、而二十八日朝到海灘、風浪捲起、小船於□騰。各握手身物件急急登岸、而顧視小船、早 破碎漂沒矣。

問、爾們、所載棗子幾石、鯉魚幾尾、而盡為漂失耶。

答、當初裝載棗子一千石、鯉魚千餘担、漂散於大船破碎時、而棗子之收拾取於浦邊者、特蒙 貴國之恩典、換給綿布、至於六十五疋之多、感泣之極□。

問、爾們所拾隨身物件何物耶。

答、不過隨身衣衾等物而已。

問、爾們所乘船、是官船耶私船耶。

答、崇宗、第五百七十九號官船耶。

問、有船票耶。

答、關票二張縣票一張稅單一張米票二張放行單一張 在矣。

問、票文係是歸驗於官府者、而沈瑞光、李天祥、趙漢文三人、則名在票文而不來、唐友凡、朱于龍二人、不載票文而同來何也。

答、數三人之相左、並不相干。

問、天津府屬直隸、崇明縣屬江南省、相距幾里。

答、成山、在山東省登州府榮城縣矣。

問、崇明縣之距太倉州為幾里、傍近有何州縣。

答、崇明縣、在海島中、故古稱崇明島、南距太倉州六十里、距嘉定縣九十餘里矣。

問、崇明縣、有幾許員官耶。

答、有摠兵一員、知縣一員、摠兵是武官、知縣是文官、又有縣丞、巡檢等小官矣。

問、爾們、是江南人而先到、是關東人、相去雖遠、而俱是船戶行商之人、則或有相識者否。

答、不知道耳。

12) は乾隆四十二年(1777)十月二十八日靈光に漂着した江南、太倉州崇明縣船籍の船の資料である。この船については『同文彙考』原編卷七三、漂民、「報靈光漂人押解咨」(15丁表～16丁表)に見えるが、漂人の人名は記載されていない。12)は乗船名簿が詳しく、15名中13名が崇明縣の乗組員で、他2名は蘇州府の客商であり、さらに、この船は、七月二日に崇明から出帆して天津へ行き、1,000石の棗子と1,000余担の鯉魚を買い、十月十八日、天津より帰帆したところ、山東半島東端の成山附近で漂流したことが知られる。

13) 乾隆四十二年(1777)十一月十七日茂長漂着船(『備邊司謄録』第百五十八冊、正組元年丁酉十二月初十日條、刊本15冊533～537頁)

#### 茂長漂人間情別單

問、爾們海驚風濤、陸冒冰雪、備嘗危苦之餘、能無疾病之憂耶。

答、漂蕩大洋之時、舉懷有死無生之心、天幸泊陸、而船破糧絕、如非貴境、則亦何望其生還乎、俺們自到貴境以來、接濟之道、出於望外、無衣而有衣、無食而有食、貴國洪恩、此生難報、感泣之極、叩謝千萬。

問、爾們共幾人、而漢人耶、滿州人耶。

答、同舟共二十九人、而俱是漢人。

問、爾們二十九人姓名年紀居住。

答、船戶金長美年四十五 住直隸天津府天津縣

舵工陳 玉年四十五

水手曾 福年三十 張 祿年二十五 蘇 壽年二十四 郭 成年三十一

李 吉年三十五 蘇 全年二十 禹 寶年四十 李 五年三十七  
楊 旺年二十四 許 三年三十六 林 雲年三十三 林 珍年二十一  
顏 祥年二十二 李 照年二十二 王 安年二十五 陳 拱年二十  
伍 祥年二十三 高 陞年二十九 林 發年二十九 洪 升年二十七  
王 晉年二十八 蘇 彩年二十三

已上二十三人、住福建省泉州府同安縣。

客人李 光年六十 羅 五年五十一

已上二人住廣東省廣州府南海縣。

洪 燦年三十 蘇 景年五十三 蘇 相年二十

已上三人住福建省泉州府同安縣。

問、爾們二十九人外、無他滄傷、亦果無疾病者耶。

答、同來二十九人、幸得全活、客人李光、羅五、本有嗽喘、冒寒添痛、而不至委頓矣。

問、爾們因甚麼事、何月何日、自何處乘船、到何處漂風耶。

答、俺們本以船戶行商之人、今年九月二十八日、自天津縣大沽營、貿載涼花棗子、欲往廣州省交易、十一月初七日、行船到山東省登州界、忽值西北風大作、飄蕩外洋、幾死者數、至十四日夜、風勢越猛、大船簸揚、船板縫口、坼而水入、漸至沉沒、人皆急於圖生、僅拾隨身物件、跳下汲水小船、隨波東西、莫適所向、十七日丑時量、轉泊於貴境、而所載涼花棗子糧饌之屬、大船破碎時、隨而飄失矣。涼花即綿花

問、爾們既是十四日跳下小船、十七日來泊我境、則其間二三日、在於何處、喫得何物而救飢耶。

答、跳下小船時、收載一石三斗糧米與若干棗子、又有一小鼎、故或煮粥以飲、或啖棗救飢、而地方則飄蕩外洋、莫辨何處矣。

問、爾們二十九人中、船戶在天津縣、舵工、水手等、在同安縣、二人在南海縣、天津屬直隸、同安屬福建省、南海屬廣東省、則相距絕遠、緣何以作伴同船耶。

答、天津同安之商船、互相往來買賣、天津之船、或雇同安之水手、同安之船、或雇天津之水手、故俺於去年冬、自天津裝貨、到同安發賣、今年五月、自同安買貨、還到天津、而舵工、水手雇傭、同安縣人、惟憑照驗、無所拘礙、乃所以便行商之道也。

問、天津之於廣東、比同安尤為絕遠、廣東客人、緣何作伴耶。

答、廣東客人李光等、適以行商來天津、故與之同舟也。

問、爾們所破船、官船耶私船耶、船之長廣幾許、帆等幾個、船號云何。

答、船是商船、其長十丈、其廣一丈六尺、建三桅、前桅長五丈抱半圍、中桅長九丈抱二圍、後桅長三丈抱半圍、船號則商字第六十九號。

問、爾們船、是商船、則有縣票關票裝貨執照等公文耶。

答、非江南福建等地船、則無縣票關票、故俺們船、只有驗單一張執照一張、而驗單見在、



執照遺失於蒼黃之時矣。

問、爾們、驗單上、列書戶駕掌水手姓名、並為二十四人、而今來者為二十九人驗單、係是歸驗於官府者、則人數之相左何也。

答、李光等五人、以客人同舟、故名不載於驗單、而數人之相左、別無所妨。

問、駕掌之稱、云何。

答、舵工或稱駕掌。

問、爾們、當初裝載涼花幾斤、棗子幾石、價為幾許。

答、涼花一百九十包、棗子一千餘担、而涼花每包為一百五十斤、價銀十七兩、棗子每担為一百斤、價銀三兩。

問、涼花棗子、盡為漂失耶、貨主是誰。

答、涼花即客人李光等五人之貨、棗子是船戶金長美之物、盡為漂散漁船破之時、而涼花之漂着浦邊者、貴國人拯出、而換給綿布、至八十疋之多、感謝無地。

問、爾們、所拾隨身物件何物耶。

答、不過衣食與如干盤纏銀錢而已。

問、爾們、泊岸、小船與隨船之具、何以處之耶。

答、小船與鐵錠測水鐵等物、俺們既從旱路、今皆無用、故情願燒棄矣。

問、天津縣在府城內耶。

答、是也。

問、大沽營、離城幾里。

答、大沽營、在海口、距府城一百二十里。

問、天津府、共有幾員官。

答、天津府西北近京、水陸交衝、物眾地大、號稱巨府、故府有總兵、兵備道知府、同知以下等官、縣有知縣、縣丞以下等官、又多塩場、故有長蘆塩院衙門、而院有督理塩運使以下等官、又有青州滄州兩分、司運判、通判以下等官、無慮三四十員、而俺是船戶小民、不能盡別其官號、又不能詳知其員額。

問、自天津、距北京幾里。

答、自天津、距北京、陸路一百四十餘里。

問、同安縣、距北京幾里、有幾員官。

答、自同安縣、距北京水路、為七千餘里、縣在海防、故有提督總兵衙門、有知縣縣丞以下等官。

問、南海縣、距北京幾里、有幾員官。

答、曾未走過、未能詳知、而水路約為八千餘里、縣在廣州府城內、府有知府、縣有知縣、其下官員有十餘員。而俺們蠢蠢未能得知。

問、爾們、所住天津、同安、南海等地方、年事何如。

答、天津縣有年、同安、南海、移家日久、未見秋成。

問、爾們、遠海飄泊、船破貨失、冰路跋涉、得達王京、前程尚遠、情事可惻、衣果不怕寒、食果不憂飢耶。

答、一路款待、即其感結、今到 王京、衣厚益煖、食美且溫、貴國之恩、天高而地厚、不知將何以報答其萬一也。

13) は乾隆四十二年（1777）十一月十七日に茂長に漂着した直隸天津縣船籍の船の資料である。『同文彙考』原編卷七三、漂民、「報茂長漂人押解咨」（16丁表～17丁表）にも、「漂人金長美等二十九人回称、俺等原係直隸省天津府天津縣、商字六十九号商船人」とあり、13) にも見えるように船号が商字六十九号であることがわかる。そして、この船は九月二十八日に天津の大沽より、涼花・棗子等を積込み、広州へ行って交易しようとしたのである。なお13) 中の積荷の涼花は、『同文彙考』では「綿花・棗子等貨」とあり、また13) の中にも、「涼花即綿花」と述べているように綿花である。

表6 天津船籍商字69号船の形状

全 長	10丈	32.00m
船 幅	1丈6尺	5.12m
前帆柱	5丈	16.00m
中帆柱	9丈	28.80m
後帆柱	3丈	9.60m

ところでこの船は、船戸の金長美を除き乗組員は福建の同安の者であるが、それは、この船が乾隆四十一年（1776）冬に天津より福建の同安まで航行し、翌四十二年五月に同安から天津にもどる際に同安縣出身者の舵工・水手等を雇傭したためである。また、広東の客商が乗船しているのは、彼等が、既に天津へ行商に来ていて、帰郷に際してこの船に同乗したのである。さらに、13) には、商字六十九号船の規模が記されている。それは表6のようになる。これは、沿海貿易帆船の具体的な大きさを知る上での貴重な資料である。同時期、長崎へ来航した唐船<sup>8)</sup>に比較してやや小型の海洋航行船であったと思われる。

14) 乾隆五十一年（1786）正月二十六日靈巖楸子島漂着船（『備邊司謄録』第百六十八冊、正祖十年丙午三月十一日條、刊本16冊645～650頁）

#### 靈巖楸子島漂人間情別單

問、爾們遭風漂到好辛苦了。

答、辛苦辛苦。

8) 大庭脩「平戸松浦史料博物館蔵『唐船之図』について—江戸時代に來航した中国商船の資料—」（『関西大学東西学術研究所紀要』5輯、1972年3月）。大庭脩『江戸時代における中国文化受容の研究』同朋舎出版、1984年6月、489～536頁。

松浦章「日清貿易における長崎來航唐船について—清代鳥船を中心に—」上・中・下、『史泉』47・48・49号、1973年9月、1974年3、9月。松浦章『清代海外貿易史の研究』朋友書店、2002年1月、264～306頁。

問、爾們是那裡的人。

答、俺們是大國山東省登州府榮成縣人。

問、爾們民家麼、旗下麼。

答、俺們都是民家。

問、爾們雖是民家、有何當差麼。

答、無身役當差。

問、爾們緣何漂到我們地方。

答、俺們在本地內洋、張網打魚、遭風漂到了。

問、爾們共幾個人。

答、四個人。

問、爾們四個人外、有滄死人的麼。

答、俺們原是九個人、一同上船、五個人為喫飯下船、只留四個人坐在船上、看守網子、遭風漂洋、幸無一個滄死的。

問、爾們九個人、既是一同上船、何故五個人下船喫飯、四個人坐守船上。

答、俺們九個人中、五個人會使船所、以乘着他船、為喫飯下陸、四個人不會使船、以坐船守網、五個人未及回來、遭風漂流。

問、爾們四個人、何不喫飯去。

答、俺們在船上做飯喫。

問、五個人、何不同在船上做飯喫。

答、他們既是慣水、所以喫飯往來。

問、爾們何不與慣水人、同去同來。

答、俺們既不慣水、又守網無人、所以船上喫飯。

問、爾們何月何日遭風。

答、正月初七日尚午、遭西風、二十二日、漂到 貴國黑山島、二十三日、自黑山島發船、二十六日、到楸子島、又發船、初三日登陸。

問、爾們既是正月初七日遇風、二十二日漂到黑山島、其間十四日住在何處、二十三日、自黑山島回船、二十六日到楸子島、其間二日、又住在何處。

答、隨風來往、漂到洋中。

問、爾們漂蕩海中、不得做飯、多日飢餓、何以得活。

答、所有些少糧米、生喫得活。

問、爾們初到黑山島、何以知地名。

答、漂洋之餘、忽抵一處、逢着漁採人、引船救出、有頃一大帽人、來饋酒飯、聞是地名黑山島。

問、爾們在黑山島、曾見官人麼。

答、只見大帽子一人、未曾見官人。

問、大帽子姓名、爾記得麼。

答、不知其名、但知金姓。

問、既到黑山島、又何知楸子島之在於何方、轉向其地。

答、黑山島大帽子人、說此處無官長、此去東南千里、始有官長、爾們乘爾船、趁此西北風而行可到也、仍給十斗米、又給三箇板子、改造舵子、又給木鐺一箇、所以從他指揮、二十三日發船、二十六日得泊楸子島。

問、爾們在黑山島、住幾日。

答、過一夜了。

問、爾們到楸子島、住幾日。

答、過五夜了。

問、爾們自楸子島、緣何經先登陸。

答、萬死一生之餘、出陸為急、屢日懇求島中人、引到陸地了。

問、登陸處是何地方。

答、聞是靈巖地。

問、住靈巖幾日。

答、住二十九日。

問、黑山、楸子兩島人、都不會漢語、何以通話。

答、寫字問答。

問、爾們四個人、姓甚名誰、年紀多少。

答、張元周、年二十九。

馮才孝、年二十七。

張元瑞、年二十八。

李鳳同、年三十四。

問、喫飯還家的五個人、姓名甚麼、年紀多少。

答、許德順、年三十八。

許德平、年四十三。

李士元、年二十一。

張元祥、年二十三。

李鳳玉、年三十二。

問、爾們九個人、在城裡麼、村里麼。

答、俺們漂來四個人、居住再城外南邊四十里民屋石村、喫飯還家的五個人中、許德順、許德平、居白奉村距民屋石村一里地、李士元、居鶯島距民屋石村二里地、張元祥、李鳳玉、亦居民屋石村。

問、爾們九個人中、有同家麼。

答、張元周、元瑞、元祥三兄弟、李鳳同、鳳玉兄弟、許德順、德平從兄弟。

問、爾們四個人、都會寫字麼。

答、會寫字、只是張元周。

問、爾們遭風時、有他船同漂麼。

答、沒有。

問、爾們船、是官的麼、私的麼。

答、私船。

問、船主誰。

答、張元周。

問、有私號麼。

答、私船無號。

問、有船票麼。

答、有號始有票、無號豈有票。

問、我聞爾們地方、俱有票文、爾們今無票文、何以往來海上。

答、俺們於本地方沿海數十里內洋、往來釣魚、所以元無告官取票了。

問、爾們無票越海、回到爾們地方、能不得罪麼。

答、漂風出境、與故犯有異、雖無公票、必不得罪。

問、爾們漂來緣故、例當具咨禮部、爾們今無公票、何以憑據為辭。

答、俺們情實、果然如此、雖無公票、恐無所礙。

問、爾們船中物件、無遺失麼。

答、後桅、布蓬、兩櫓、鐵錙、木柁五件、漂洋時失了。

問、爾們在兩島中及登陸後、帶來物件、或有給人之事麼。

答、沒有。

問、爾們既不慣水、何能以船為業。

答、俺們不能慣水、所以守網打魚、使船賣魚、專靠他五人。

問、爾們何不水路回去。

答、船梢破敗、桅竿折傷、何能以水路回去。

問、修葺船梢、改造桅竿、實是不難、若從旱路回去、道里絕遠、豈不更加辛苦。

答、貴國雖為俺們改造船具、俺們本不會使船、且意外得活、安能有更思水路之理、旱路遠近、實無關心。

問、爾們有甚麼物件帶來的麼。

答、俺們帶來木桶、空櫓、火炭、及破傷船隻、在靈巖已盡燒火、今此帶來物件隨身衣服外、只有錢二十兩二錢九分。

問、爾們持來之物、我欲查看。

答、無妨。

問、錢是誰的。

答、同夥賣魚九人所用之物。

問、馮才孝、為何素服。

答、遭父喪。

問、榮成縣、有官人麼。

答、有。

問、幾位。

答、有知縣、縣丞、千總三箇官人。

問、三箇官人、是文的麼、武的麼。

答、知縣、縣丞、是文官、千總是武官。

問、榮城及登州府多少里。

答、四百二十里。

問、榮城距山東省多少里。

答、一千二百里。

問、爾們在先看過麼。

答、未曾看過了。

問、榮成距北京多少里。

答、一千八百里。

問、爾們曾看過麼。

答、也未曾看過了。

問、山東省、有多少官人、登州府、有多少官人。

答、省有布政司、按察使、巡撫提督等官、府有知府等官云、而但俺們不過村氓、漁採為業、官人元額、不能詳知。

問、榮城縣、城子有沒有。

答、有。

問、周圍多少里。

答、只有小城、不知周圍了。

問、爾們所居鄰里、有多少人家。

答、五六人家。

問、爾們既說打魚、何無帶來漁網。

答、張在海洋、漂風之際、何能收拾。

問、爾們自登陸到此、能無疾病麼。

答、都好。

問、爾們地方、年成好不好。

答、八分年成。

問、水田、旱田、孰多孰少。

答、都是旱田。

問、爾們地方、會文章的秀才、多有麼。

答、俺們都是漁戶、雖有會文章的、未能詳知。

問、爾們地方、也有滿州人麼。

答、都是漢人。

問、榮成與何縣相近。

答、文登寧海等地相近。

問、爾們登陸後、地方官供饋、起身後沿路接濟何如。

答、俺們水路萬死之餘、幸泊 貴國地方、供饋接濟、無不過望、俺們之得保殘命、生還故土、莫非 貴國恩典、惶恐感戴、不知所達。

14) は乾隆五十一年（1786）正月二十六日に楸子島に漂着した山東省登州府榮成縣の漁船の資料である。この船についても『同文彙考』卷七三、漂民に「報楸子島漂人押解咨」、「礼部抄録漂人回籍原題咨」、「礼部原題」（39丁表～40丁裏）がある。

この船にはもともと9人乗船していたが、この内5人が食事のため上陸し、残り4人で網を守っていたところ漂流したのである。この9人は、榮成縣近郊の瓦屋石村に6名、白奉村に2名、鷺島に1名が居住し、さらに二組の兄弟と、一従兄弟と、地縁、血縁の結びつきの深い状況が知られ、山東近海の漁業従事者の一例として参考になると思われる。

15) 乾隆五十六年（1791）十一月二十九日忠清道洪州長古島漂着船（『備邊司謄録』第百七十九冊、正組十五年辛亥十二月十八日條、刊本17冊914～918頁）

#### 忠清道洪州牧長古島漂漢人間情別單

問、爾們漂風海上、艱險屢日、何以得全、到泊之後、旋即旱路驅馳、冒雪觸寒、能免疾恙否。

答、我們逢風海中、萬死一生的貌樣、一口說不得、天憐俺們、幸到貴國、曲蒙 恩典、賜衣搪寒、饋食全飽、俺們性命、得有今日、皆是貴國 盛德、叩頭□手而以、俺們中曲當一一人、傷了風濕、右腳腫痛、今已差好、此亦 恩德攸暨。

問、一路上供饋住接房堦、能不齟齬。

答、沿路饋的茶飯、極其豐厚、住宿房舍、亦為溫暖、頓怠行役辛苦。

問、爾們通共幾人、住在何處、姓甚名誰、年紀各為幾何。

答、我們俱是山東省登州府福山縣人、而有女子一人、又有寧海州客人二人、合為二十一人、名錄在此。

舵工安復樑年四十五福山縣人	陳裕恪年三十二福山縣人
水手安復振年四十四福山縣人	夏日明年五十 福山縣人
金 坤年三十 福山縣人	利 輝年三十三福山縣人
王 超年三十五福山縣人	王 財年四十二福山縣人
夏元佳年四十九福山縣人	王者仁年三十一福山縣人
陳 均年四十一福山縣人	陳 良年二十二福山縣人
陳 生年二十三福山縣人	夏 三年二十六福山縣人
劉 義年二十八福山縣人	張 綬年三十六福山縣人
曲當一年二十五寧海洲人	于華國年五十七寧海洲人
牟白學年三十一福山縣人	牟春元年六十一福山縣人
女人 年十六 福山縣人	

問、爾們緣何事、往何處、何月日發船、何處遭風、何時漂到我國耶。

答、我們要買穀物、帶些銀兩、本年五月二十九日、自登州府福山縣開船、往奉天省金州府、買了各樣穀子及山繭涼花等物、十一月二十三日、自金州府小平島發回、綾行數里、忽然遭大風、桅竿摧折、出沒險濤、船幾覆敗、故所裝糧米、拋去折半、以是稍輕、僅免滄沒、莫知所向、二十九日、艱泊貴國長古島、十二月初二日、轉到元山島。

問、爾們是漢人耶、滿洲人耶。

答、俱是漢人、而福山、寧海、元無滿洲人。

問、爾們所坐之船、是官船耶、私船耶、亦有何字號耶。

答、是安永和私船、而船號則福字第十一。

問、爾們有票文耶。

答、有票文。

問、船票是何官府文引耶。

答、山東省登州府福山縣正堂所成給者。

問、票文中、有安永和、而今無其人何也。

答、安永和、以船主、雖入於票文中、上船不上船、元不相干。

問、票文中無曲當一、于華國、牟白學、牟春元及女人合五人名字、而一同上船何也。

答、我們中舵工水手十六人、係是船戶、行船之際、必帶票文、而曲當一等五人、以傍縣客人、因順便同舟、所以不入於票文。

問、票文外上船之人、海口防訊、無盤詰耶。

答、來歷明白的客人、例不稽查。

問、爾們四箇客、因何事同船、而女人是何人、頭戴頂子者、又是何人。



答、于華國、本是秀才、丁亥成生員、得了頂子、而數竒不做官、因家兄光國、在奉天省旅順口水師營、開舖買賣、故戊申往依家兄、仍往舖內、營中諸官員、請為門館先生、教授其子弟、今欲回見家眷、將所得束金、買了穀物、以為過活之資、不幸遭風到此、曲當一、牟春元、牟白學、俱是貧窮之人、曾往奉天省、為人雇傭、亦欲還家、同為上船、女人乃利輝之妹、陳裕恪之甥女、本是福山縣人、而曾隨其母、搬住奉天省牛庄、年今長成、其兄欲為成嫁、帶還本縣、故亦同乘船。

問、初既隨母、而搬往牛庄、今何與兄而獨歸。

答、其母已改適他人、留住不來。

問、爾們當初船載穀物、共為幾許、船中拋去者、亦為幾何。

答、初滿八艙漂風時、拋去一半、所餘約為一百餘石。

問、帶去者何物件、變賣者何物件。

答、雜糧及涼花、山繭、烟草等物、以下重難運、從願摠賣、其餘隨身要緊東西、盡數帶回、此皆貴國 恩典、感激不盡。

問、爾們變賣之價、共為幾許。

答、價銀摠為六百四十七兩零。

問、爾們各樣物種、係是商販之物耶。

答、米穀都是我們家用、其中山繭、烟草、受托他人賣去。

問、關東年成何如、福山、寧海年成、亦何如。

答、我們本年五月、離家本縣、年事未能詳知、關東年事、稍免凶歉。

問、寧海州、在福山縣那邊、程道為幾里。

答、在福山縣東南八十里。

問、福山縣、距登州府幾里、寧海州、距登州府幾里。

答、福山縣、距登州府、為一百三十里、寧海州、距登州府、為二百十里。

問、登州府、距山東省、為幾里、距皇城、亦為幾里。

答、登州府、距山東省、為九百二十里、距皇城、一千八百六十里。

問、福山縣官員幾人。

答、知縣、教諭、訓導、海口巡檢、典史各一員。

問、寧海州官員幾人。

答、知州、州同學正、訓導、吏目各一員。

問、登州府官員幾人。

答、登州府則有摠兵、兵備道、知府、海防、水利、同知、教授、訓導、經歷、司獄等官。

問、山東省官員幾人。

答、我們係是船戶民家、海口營生的人、去官府稍遠、不得明白、概聞有巡撫、提督、學政、布政使、按察使、經歷、塩運使、司獄等官云。

問、爾們所往金州府官員幾人。

答、知府、教授、經歷、倉官各一員。

問、金州府、距奉天省幾里。

答、我們只是往來金州、故奉天省路程、初不曉得。

問、福山縣、距金州府、水陸共為幾里。

答、福山縣、距金州府、旱路為六七百里、水路只為二百餘里。

問、福山縣傍近、是何州縣。

答、縣南則棲霞縣、距本縣二十里、西北則登州府、東則寧海州、即威海衛營成縣、南即文登縣。

問、爾們捨水由陸、既無風漂之慮、道路雖遠、歸家從此有期、稍可為慰耶。

答、遭風漂海之際、天佑吾們、幸到貴國、得保體命、已極萬幸、初意行止遲速、不敢議、登程以後、歸心如矢、為願日夜趨程

#### 15附 『正宗實錄』卷三十三、正祖十五年十二月戊午（十八日）条

『正宗實錄』所収洪州漂着船資料(『正宗大王實錄』卷三十三、正祖十五年十二月戊午(十八日)條、七十八丁裏～八十丁表)

忠清道水軍節度使金明遇狀啓言。水軍虞候金守基牒呈。異様船漂到洪州地、言語不通、以書問之。

答云、大清國山東登州府福山縣人民、船戸安永和、因奉天省裝粮一載、運往山東、交結粮客、在山東因遭風患到此、現有船票一帙爲正云。

而自囊中出票文一張、名録一張、現納票文、即印出書也。字書漫漶、有難逐字詳知。其頭辭曰、登州府福山縣正堂加五級紀錄十行黃云云、未録云、船戸安永和、船工安復樑、手共十五名、乾隆五十六年二月十五日、給船戸安永和。票文紙頭六處踏印、小紙六條糊付、各書其紙曰、乾隆五十六年三月二十九日、空船出芝罘口、查放迄。

問、此票文印出書、字書墨磨、多有未詳處、字字以爾們手筆、詳細書示。

答曰、此票文係山東濟南府撫台奉旨示行舟年換甚多票、所以字跡不甚分明。

又問、爾們何年何月何日、自奉天省發船耶。

答曰、今十一月二十三日酉時、自奉天省寧海縣海口發船云。

又問、爾們或書云奉省、或書云奉天省、何爲相左。

答云、奉省、奉天省俱爲一般。

又問、船人幾名。

答曰、使船人十六名、隨船行客四名、有處女一名。

又問、處女何以載船。

答云、此女因婆家在福山縣、有他胞兄送他到福山縣成家、故隨行、而不用票文註名、本國

規例如此、此女乃我表從姪女也。

又問、爾們票文列名中所無行客四名、居在何地、緣何事載船。

答曰、行客四名、俱鄉親、係在奉天省貿易、隨本省船隻回家、所以載船不用票註。牟壽元、牟白學二人、係福山縣、于華國、典當一、係山東寧海縣、係福山縣鄰縣。

又問、行客四名貿易何物。

答云、俱係糧客、隨船雜糧、俱在船上。

又問、爾們大海逢風、累日漂流之際、俱得無患耶。

答云、幸蒙神聖保護、無傷舵並大樁、所以莫傷一人。

又問、爾們船中裝糧外、又有他物耶。

答曰、略有零物、是隨船行客隨身代的、別無他物。

又問、船上器械、能無虧損。

答云、頭樁損壞、大錨去之一頂、小錨去二頂、三頂錨的丁纜俱以去了。所載糧捨去數多、二棚俱破、別無損傷。祈長首將器用周濟、過了新年、我等乘船回家去矣。

又問、爾們何遲待新年乎。

答曰、今年滴水成冰。東南風甚小、亦不能回去、必待過年春三月、方可回去、而惟我一人、願水路回家、乃船上人皆不相隨、身亦無可奈何。

又問、自登州府福山縣、距皇城幾許里耶。

答云、一千八百里、到登州府城池云。

各人衣裝、皆削髮、頭上髮少許引後編結。頭着氈麼兒絡、身被毛裘、或挾袖樣、或戰服樣。外供皆是黑三升、內供或羊皮或山羊皮、俱以團樞相結、而或銀或珠或象牙。挾袴亦皆黑三升。足着黑三升靴、或着縷緋青墨鞋。或佩錦囊。女兒耳懸銀環、上衣紅三升、半赤古里二件、又着紅三升貼衣。又着黑三升挾袖樣衣。下服則着草綠挾袴、及多紅三升。行纏足、着錦花鞋。頭髮則額兩邊髮、引後編結、其上髮又編結、并後垂之。船隻則自船頭至船尾、當中有板屋、而上下鋪板、其額題曰、順風相途。中有畫扉像一張紙。左右板壁與船幅付接處、以油灰塗之、所謂倉盒口、自板屋連接九間、而每一間長廣各為半把。各其倉內、山稻米・糖米・粟木・耳牟米、木麥等穀、入盛布袋、充漏莊置。數三日內、勢不能點閱。船長十五把、廣四把、皆用鐵釘。第二間撐鐵鼎二坐、第三間別加塗灰、造水倉盛水。前帆竹十一把、今番逢風漂流時、腰折。中帆竹九把、後帆竹五把、皆用白木帆。板屋中有書帙橫裏、而

羅經解定	四卷	英華集	一卷
入泮穀	一卷	金函玉冊	一卷
嫁娶書	一卷	十二月花甲全書	一卷
鼓吹風雅	一卷	精選修造吉日	一卷
會試元魁卷	一卷	澄懷園課稿	第一冊一卷

泮穀英今學必讀 一卷 聖論文修 一卷  
衍釋萬言教化天下 一卷

舟什棚索、汲水小船一隻、皆如我國船制様。碇索、龍層索、倒入索、旨索等屬、或黒或白、問是何物、曰綜樹皮也。又有綿花裏簞二封角。所載物種、皆是商販之資。初則互相引接於本島草幕、今則恐失船中所載穀物、皆不肯下陸、故多定將吏、另加申飭、下送京驛、消詳問情、恭俟朝家處分、依其願早路還送鳳城。

15) は乾隆五十六年(1791)十一月十九日、忠清道の長古島に漂着した山東省登州府福山縣船籍福字十一号商船の記録である。この船については『同文彙考』原編統、漂民、上国人の「報洪州漂人発回咨」、「礼部抄録漂人回籍原題咨」、「原題」(12丁裏~14丁裏)に關係資料があるが、さらに『李朝実録』中に詳しい調査文が記録されているので、15)の附録として全文掲載した。この『李朝実録』所収の資料を鑑がみるに、『同文彙考』の漂人発回咨に、「即差該地方官洪州牧使李昌、会同水軍虞侯金守基、馳詣漂人所住处、眼同問情、詳詰来由」とあるように、漂着地で調査に当たった金守基が牒によって報告したものに基づいた資料であることは明らかである。そして、この両資料から、この船は山東省登州府福山縣に船籍を有する安永利の船であり、その同族と思われる安復樑が舵工となり、計16名の乗組員と5名の船客を乗せ、乾隆五十六年十一月二十三日に金州小平島より帰帆する際に漂流したのである。

この船には、資料15附に見えるように13点に及ぶ書籍を積んでおり、沿海貿易船の例としては珍しいものである。さらにこの船は、山東、盛京間の海上航路を利用した船客の乗船に際しての詳しい状況が知られ興味深い。

16) 乾隆五十九年(1794)十月二十三日馬梁鎮漂着船(『備邊司謄録』第百八十二冊、正祖十八年甲寅十一月七日條、刊本18冊291~295頁)

**備邊司、馬梁鎮漂漢人間情別單**

問、爾們漂蕩風濤、驅馳寒程、能無疾病。

答、萬死餘生、幸賴貴國保恤、一路上走得好。

問、爾們何地方人共為幾人。

答、一共五十一箇人内、中三十七人、女人四箇都是大清國奉天府人、舵手六人係登州府蓬萊縣人、一人係登州府福山縣人。

問、有船票文麼。

答、這裏有、仍為出示。

**票文**

舵手邱福臣、年五十八、蓬萊縣人。王永光、年四十七、蓬萊縣人。

姜中治、年三十八、蓬萊縣人。張述相、年三十代、夏祿公、年五十二、蓬萊縣人。

邹一亮、年二十九、蓬萊縣人。胡煥琳、年二十九、蓬萊縣人。  
陳乃佳、年四十五、福山縣人。空客李 美、年三十五、岙巖縣人。  
隨連杯、年二十三、岙巖縣人。張宗遙、年二十四、岙巖縣人。  
談 福、年四十二、岙巖縣人。閔文水、年二十四、岙巖縣人。  
姜 先、年二十四、岙巖縣人。吳永山、年三十六、岙巖縣人。  
陳維經、年三十八、岙巖縣人。董世永、年四十二、岙巖縣人。  
董 所、年十九、岙巖縣人。 初國筆、年四十三、岙巖縣人。  
李仁學、年六十、岙巖縣人。 王日志、年二十、岙巖縣人。  
肖奇福、年四十二、岙巖縣人。肖 玉、年二十、岙巖縣人。  
姜日官、年四十三、岙巖縣人。肖永志、年四十、岙巖縣人。  
袁文并、年五十二、岙巖縣人。趙永祿、年三十一、岙巖縣人。  
徐酌清、年二十六、岙巖縣人。姜卓魁、年二十五、岙巖縣人。  
李永賓、年二十、岙巖縣人。  
林士英、年二十七、岙巖縣人。妻孫姓、年二十五、岙巖縣人。  
劉俊元、年四十、岙巖縣人。妻隨姓、年四十四、岙巖縣人。

女兒年十三。子兒年七。子兒年三。

孫聖九、年四十四、復州縣人。妻徐姓、年三十七、復州縣人。  
于文禮、年二十二、復州縣人。姐于姓、年二十四、復州縣人。  
喬明玉、年四十二、復州縣人。孫孝思、年四十一、復州縣人。  
刁 太、年四十、復州縣人。刁 舉、年十八、復州縣人。  
宋文章、年二十三、海州縣人。林 封、年五十一、海州縣人。  
高玉山、年二十三、海州縣人。宋福祿、年二十五、寧海縣人。  
楊弘得、年五十五、寧海縣人。宋 恭、年三十二、遼陽縣人。  
宋去益、年三十二、遼陽縣人。

問、邹一亮的邹字、是甚麼字。

答、鄒孟子的鄒字、俗從便易、這樣寫着。

問、爾們是漢人、是滿州人。

答、都是漢人。

問、何月日因何事往何處、何月日到何地方、遭風漂到此處。

答、十月二十日自登州府發船、向奉天府要買糧柴、在中洋、西北風大起、二十三日漂到貴國地方。

問、空客是何等人、而為何同來往奉天府。

答、空客是村民東西往來、或做買賣、或欲作農的。

問、空客既是奉天府人、為何自登州府發舡。

答、奉天、登州不遠、扯常往來、今年登州年荒、要往奉天就食。

問、欲買糧柴、何處不可、而何必往奉天府。

答、登州年荒、奉天年成、所以往奉天買糧柴。

問、爾們在中洋走幾日、纔到我國地方。

答、在中洋走三日、到貴國地方。

問、爾們五十一人皆是同伴。

答、舵手七人是夥計、於外四十餘人都是空客、一時借涉、同往奉天府的。

問、爾們欲買糧柴、有帶本錢否。

答、本錢沒有。

問、既無本錢、何以買糧柴。

答、奉天府地方有親眷、要借本錢買取糧柴、回到登州、賣取利錢。

問、空客中、既有做買賣之人、則亦有所帶貨物否。

答、沒有。

問、三女人俱有其夫、一女人獨無其夫、何也。

答、徐姓女人、孫姓女人、隨姓女人各隨其夫、往奉天府、那于姓女人其夫劉云、現在復州、其弟于文禮、帶他要往其夫住處。

問、劉三是何處人、在復州何幹。

答、本是復州農民。

問、林士英、劉俊元、孫成九三人之帶其妻子、何也。

答、貧窮無資、只為轉徙就食的意思。

問、爾們所乘船隻是官船是私船、字號何字。

答、是私船、字號是黃字第十九。

問、空客都是相親之人否。

答、各處人、有相親約、有不相親的。

問、爾票文中、蔣利順之字是人名否。

答、蔣利順是船主姓號、船票中、例載船主姓號。

問、票文中、張述相一人、有其名而無其人、夏祿公一人、有其人無其名、何也。

答、張述相在家娶婦、夏祿公替來。

問、張述相與夏祿公、是朋友是親眷。

答、是姑舅兄弟。

問、那空客們、是借乘是雇舡。

答、都收雇錢。

問、一人船雇錢多少。

答、船雇錢也不一樣、或收大錢一百、或收小錢一百。

問、大錢一百為幾何、小錢一百為幾何。

答、大錢一百箇為一百、小錢以十六箇為一百。

問、空客船雇錢共計為何。

答、以大錢計賑為十吊、以小錢計賑為四十三吊。

問、舡雇錢皆已收置否。

答、早已收過。

問、舡雇錢現在帶來否。

答、帶來。

問、今年爾們地方年事何如。

答、諸處都好、只是登州不好。

問、空客中、有秀才應舉人否。

答、沒有。

問、奉天府距登州府幾里。

答、水路不過二百餘里。

問、蓬萊縣、福山縣距登州府幾里。

答、蓬萊縣是登州府治、福山縣、登州府一百三十里。

問、奉天府距復州、海州、寧海、遼陽、岫巖等縣各幾里。

答、奉天府距復州縣五百四十里、距海州二百四十里、距寧海七百二十里、距遼陽一百二十里、距岫巖五百里。

問、奉天府到皇城幾里。

答、一千五百里。

問、爾們中、曾有往過皇城人否。

答、沒有。

問、自奉天府到邊門口鳳凰城幾里。

答、五百餘里。

問、蓬萊、福山、岫巖、復州、海州、寧海、遼陽等縣、各有官員幾人一一說明。

答、蓬萊縣有知縣、縣承、教諭、訓導、典史、福山縣有知縣、教諭、訓導、巡檢、典史、岫巖縣有通判、巡檢、復州縣有知州、學正、吏目、海州縣有知縣、訓導、巡檢、倉官、典史、寧海縣有知縣、教諭、倉官、典史、遼陽縣有知縣、學正、倉官、吏目等官。

問、爾們既從旱路、則所乘舡隻何以為之。

答、燒火。

問、爾們舡隻既已燒火、所載卜物俱帶來否。

答、貴國官人看檢打包、錄出賑本、打印護送、都是貴國恩典。

問、在前爾們漂到我國者、船隻傷毀、仍為修葺、由水送回係是舊例、而今則爾們船隻雖是

完固、特念爾們、當此盛冬、弱女稚兒似難涉海、使之從陸作行、庶可安穩歸家。

答、我們漂蕩萬死之餘生、天幸到貴國、厚饋衣飯、好生暖飽、又念弱女稚兒有難過海、特許從旱路回去、都是規矩外恩典、因此上許多人命、捨險就安、生還故土、從今日、惟願速歸、貴國德意、天高地厚、頂戴不起、感祝無窮。

16) は、乾隆五十六年(1794)十月二十三日忠清道、庇仁縣に漂着した山東省登州府の黄字十九号商船の資料である。この船についても、『同文彙考』原編続、漂民、上国人に、「報庇仁漂人押解咨」、「礼部抄録漂人回籍原奏咨」、「原題」(20丁裏~22丁裏)が見える。この船の所有者は蔣利順のようで、舵手として邱福臣等7名が乗組み、他41名が船客であった。しかも、それら全ての乗船者が、船籍のある山東省とは対岸の奉天府の人々であり、旅客としてこの船を利用したものである。先の15)と同様、旅客の渡海目的がほぼつかめる。

17) 嘉慶五年(1800)十二月二十八日在遠島漂着船(『備邊司謄録』第百九十二冊、純祖元年辛酉二月十八日條、刊本19冊、296~298頁)

全羅道靈光郡在遠島漂人間情別單

問、你們遭風漂蕩之餘、又此驅馳、能無疾病。

答、萬死一生、幸到 貴國地方、又蒙 貴國恩澤、俱得無恙。

問、你們是何國何地方人。

答、俺們係是江南省蘇州府南通州呂四場人。

問、你們共為幾人。

答、俺們共六人。

問、你們六人姓甚名誰、年歲幾何。

答、舵工唐明山、年六十一。

趙景恒、年四十三。

沈瑞隣、年三十五。

單列和、年三十六。

徐林福、年二十五。

唐松高、年二十四。

問、你們上舡時、只是六人乎。

答、當初七人同舟、而一人滄沒矣。

問、你們因何事往何處、何月日乘舡、何月日遭風。

答、俺們為買黃荳、去年十二月十八日放舡、往山東省萊陽府、二十日遭西北風、二十八日漂到貴國地方。

問、自二十日至二十八日、其間為九日、而在何處食何物。

答、九日出沒大洋中、只是飲水而已。



問、你們中一人死者姓名為誰、何日何地方滄沒。

答、是水手黃步龍、二十日至大沙北守洋中滄沒。

問、大沙北守洋中、在何地方。

答、在南通州。

問、你們所乘舡、是官舡、是私舡。

答、私舡。

問、有舡號耶。

答、號是通字。

問、有票文耶。

答、有票文三張。

問、此票文中、趙源發、朱□鹿、張學周、趙元義、王逐才五人、但有其名而不來何也。

答、趙源發、是舡戶故在家、張學周、王逐才、雖名在票文而不來、朱□鹿之代唐松高來、趙元義之代、單列和來。

問、唐松高與唐明山、為親戚耶。

答、唐松高即唐明山之子。

問、你們上舡時、有何裝載。

答、蘆竹四十介。

問、蘆竹用於何處。

答、為梳。

問、以何物買黃荳耶。

答、又有銀子及錢。

問、銀子幾兩、而誰是銀主、錢為幾何。

答、銀子當初持來者為二百兩、而漂蕩時各人分藏懷中矣、及到貴國、稱量計數、則大小為二十三片、重為一百六十三兩八錢九分、錢則為三百八十七文、銀主則姓是宋而忘其名。

問、宋姓人是何地方人。

答、在蘇州府上洋地方。

問、以二百兩銀子買黃荳、欲用於何處。

答、造餅為生涯。

問、你們所承舡、何以為之耶。

答、漂到 貴國地方、遇岩石破碎、而所載蘆竹、亦為破碎、故並為燒火矣。

問、你們有書信二封、何人所作而傳於何處者耶。

答、一封是宋銀主要傳於萊陽府楊姓人處、買送黃荳者也、一封是發舡時有人轉託傳致者、而幾死回生之餘、精神昏迷、不能記得。

問、小貼冊、是你們置簿者。

答、他人所書、俺們未詳。

問、銀一兩、買黃荳幾何。

答、黃荳一担、價銀二兩。

問、一担為幾何。

答、十斗。

問、你們地方年成何如。

答、比年豐登。

問、你們地方官員有幾。

答、有揔兵一員、知州一員。

問、呂四場、距南通州為幾里。

答、旱路一百六十里。

問、南通州、距蘇州府為幾里。

答、俺們未嘗往來故不知。

問、呂四場、距萊陽府為幾里。

答、旱路二千里、水路一千七百里。

問、呂四場、距上洋為幾里。

答、旱路五百里、水路三百里。

問、呂四場、距大沙北守洋中為幾里。

答、不知。

問、你們卜物中、有我 國紙何也。

答、舡材燒火時、拾取鐵物、為二十一斤、而為念卜重、換給貴國紙十七束、莫非 貴國之德意。

問、你們出沒死生、漂到我境、而特從你願、旱路送回、你們其好好還歸。

答、萬死一生、幸到 貴國、賜衣饋饌、一路優恤、始之得保殘命、生還故土、貴國恩澤、如天頂戴、不起感祝感祝。

17) は嘉慶五年（1800）十二月二十八日に全羅道の在遠島に漂着した江南通州の商船の資料である。これについては『同文彙考』原編続、漂民上国人に「報在遠島漂人押解咨」、「礼部抄録漂人回籍咨」（42丁裏～44丁表）があるが、17)の方が詳細である。呂四は現南通市の東にあり黄海に面して、産塩場の一つとして有名な地<sup>9)</sup>であり、この船の乗組員は同地の出身である。

9) 『清史稿』卷五八、地理志五、通州直隸州の条。

18) 嘉慶十年(1805)十一月十八日濟州涯月鎮漂着船(『備邊司謄錄』第百九十七冊、純祖六年丙寅四月二十八日條、刊本19冊818~821頁)

濟州涯月鎮嚴莊浦漂到大國人問情別單

問、你們、漂蕩辛苦、不言可想、而再涉險海、又當肇災、作千餘里之驅馳、能無疾□否。

答、俺等運數不幸、更有何言、□自漂到 貴邦之後、多蒙撫恤之恩典、得有今日之無□。

問、你們、居於何方、同舡者、共為幾人、箇中無一滄沒者耶。

答、俺等、共為二十二名、而二十一人、是江南省太倉州寶山縣的、即同省松江府上海縣的、幸賴天佑、盡保殘命。

問、你們、既居江南、則似是漢人、而此中、或有滿州人耶。

答、江南、本無滿州、俱是漢人。

問、你們、各言姓名年紀。

答、舡戶傅鑑周、年四十一

舵工朱盛章、年五十五

水手葉兆林、年四十四

成文忠、年四十八

張大金、年四十八

傅德裕、年三十五

朱漢章、年二十七

葉兆祥、年五十二

陳有文、年四十八

孫滿觀、年十八

孫士九、年三十二

馬勝時、年二十四

嚴和尚、年二十四

黃景春、年二十四

曹發、年二十九

馬成觀、年二十五

顧狗、年二十

包順林、年四十

蔡耀廷、年四十五

葉培蘭、年三十三

黃狗、年二十六以上江南省太倉州寶山縣人

客商王培照、年四十三江南省松江府上海縣人

問、你們、何月日在何處乘舡、因甚事向何處、何月日遭甚風、漂到我地耶。

答、俺們、昨年閏月十六日、逢江南徽州府茶商馮有達於上海縣吳松口、裝載其茶葉八百三十五包、於八月初一日、止泊天津府、卸其茶包、有達、則仍留其地、而俺們、因約載王培照之紅棗、轉向山東省武定府海豐縣、待其貨棗載二百六十担、於十月二十一日回缸、要往本鄉、二十三日、到豬窩島、阻風留九日、十一月初二日、復發缸、初七日猝遇颶風、漂流東西、缸具破裂、幾乎滄沒者、屢矣、於同月十八日、漂泊於貴國地界。

問、你們、曾與馮有達、有載茶之約、以空缸委往於吳松口耶、既載其茶、雇銀幾何。

答、缸戶葉合、盛裝載其茶葉、因病落留、替送傅鑑周、故缸價多少、未能詳知。

問、豬窩島、是何地方、而寶山、距上海幾里、上海距山東海豐幾里。

答、豬窩島是山東前洋、未知其屬於何府、而寶山之距上海、旱路為五十里、水路亦然、上海之距山東海豐、旱路為三千里、水路概不過二十餘日程。

問、你們缸、是官缸耶、是私缸耶。

答、私缸、缸主、是葉合盛。

問、缸各有票、願見其票、亦欲聞缸號。

答、有缸票、票是寶山縣衙門票、號是第一甲柒拾號。

問、行出票、專為到處憑驗之意、而缸票中葉合盛、孫丹九二人、胡不在焉、而票外傅鑑周、孫滿觀、王培照三人、是何人也、人數姓名、與票不符、詳言其故。

答、出票後、葉合盛、有病、替送傅鑑周、孫丹九、有故、替送其弟滿觀、至於王培照、以客商、先往山東、故不載缸票中、豈有他哉。

問、紅棗、既是王培照之轉販者、則你們缸夥之雇銀、亦為幾何。

答、雇銀三百兩。

問、海中漂蕩之餘、所載紅棗、無減元數耶。

答、圖命之際、或投水祈福、或抓喫充腸、比諸當初、似減一半。

問、你們漂蕩□措之時、缸中物所遺失者、非但紅棗、他物、想亦多有之、其中無可惜者耶。

答、所失、只是如干雜物之緊於日用者、而別無價多可惜者耳。

問、你們、自乘缸以後、不喫飯、但啖棗度日耶。

答、俺等不喫飯、何能生、俺們矩規、以兩頓飯、每日為常、而適際所載糧米、告乏之時、遭風漂流、為十一日、雖欲做飯、勢所無奈何、缸中所有者、不過是紅棗、故飲水而啖棗、啖棗而僅得度日、幸免餓死。

問、紅棗一担、價錢為幾何。

答、每担價銀五十兩。

問、紅棗、我 國諸果中、稍賤多者也、於我 國、雖是不緊之物、自 朝家為慮你們之難運空棄、不得已折銀以給、而每石三錢、或不致大段落本耶。

答、俺等、愚蠢無識、雖以商販為業、萬死餘生之還故土、亦云幸矣、何可念及於物價之多

少耶、況 貴國、曲賜軫念、以無用之物、換有用之貨、使俺等得有歸路之資者乎、事之感激、不知何喻。

問、寶山、上海兩縣、距省城幾里、皇城幾里。

答、俺們、不曾來往、路程之為幾里、有難的告。

問、寶山縣有幾箇官員、上海縣有幾箇官員。

答、寶山縣、有知縣、縣丞、主簿等官、上海縣、知縣、縣丞、教諭、巡檢等官。

問、棗子非你們本地之所產、故往山東買來耶。

答、本地則非土產、故買棗者、俱往山東。

問、你們沿路上、喫過我 國棗子耶。

答、喫過。

問、味與大小、比你們紅棗何如。

答、不差甚麼耳。

問、願聞江南俗尚。

答、崇文務農、亦有工商。

問、你們中、有能文能書者耶。

答、俺等幼未受學、亦未習字、一無能之者、而其中王培照一人、略記姓名。

問、你們本地土產、是何物。

答、各穀外、錦、綾、棉、布、茶、塩、魚鮮。

問、你們缸中、有三座佛像、能默佑你們、你們賴其力、無一滄死者云、其果然耶。

答、貴國差官、與俺等問情酬酢之際、謂俺等曰、佛像何為持來、俺等答以敬奉祈福云爾、則差官謂俺等曰、佛如有靈、胡為遭風、辛苦之如此、俺等答以我們之無一滄死者、安知非佛力、此是偶然所答、非有意於其間而言之耳。

問、你們、自登陸以後、居處食飲知□、能無□□難便之端耶。

答、俺等、以滄溟圖生之蹤、厚蒙 貴國之恩、朝夕食飲、務從適宜、居接房塚、極致穩便、看護凡□、迥出所望、已過涯兮、螻蟻殘命、不敢當、不敢當、況且衣帽之□、若是頻數、慰恤之問、到處款曲、使俺等好歸、歸更見家屬、俺等從今至死之日、莫非 貴國之賜也、俺等報答之道、只有同我父子兄弟、時之頌祝、瞻望東天而已也。

18) は嘉慶十年(1805)十一月十八日、濟州島涯月鎮に漂着した江南宝出縣の船籍で22名乗組みの徽州商人<sup>10)</sup>等に傭船された船の資料である。『同文彙考』原編続、漂民四に「報濟州漂人押解咨」(10丁裏～11丁表)、「礼部知会漂人回籍資咨官頒賞咨」及び『明清史料』庚編第五

10) 松浦章「清代徽州商人と海上貿易」(『史泉』60号、1984年8月)。松浦章『清代海外貿易史の研究』192～205頁。

本の「礼部題本」(473丁裏・474丁表)にこの船の関係記事が見えるが、18)の方が詳細である。本資料は既に紹介した江南海船の備船例<sup>11)</sup>の典型的な船である。

19) 嘉慶十三年(1808)十一月初五日濟州大靜縣漂着船(『備邊司謄録』第百九十九冊、純組九年己巳二月十五日條、刊本20冊、28～30頁)

濟州大靜縣西林前洋漂到大國人問情別單

問、你們、漂盪大洋之餘、今又越海遠來、能免疾恙否。

答、萬死餘生、幸到 貴國、得保軀命、差官遠臨、慰恤備至、賴以無恙。

問、你們、共舡者幾人、而無一人滄死者耶。

答、我們、十六人共舡、而幸無一人滄死。

問、你們、居住那箇地方。

答、我們、都是江南省人、而十二人、蘇州府所屬南通洲人、二人太倉州所屬寶山縣(人脫)、一人崇明縣人、一人鎮洋縣人。

問、你們姓名年紀、各自言之。

答、舵工龔鳳來年三十五

水手張有餘年五十九

陳鳳廷年二十六

俞鳳羣年二十八

朱寶山年四十九

陳聖州年二十九

王選廷年二十八

錢漢如年五十五

彭老扣年四十一

姚鳳群年五十三

石朝興年三十

王春林年二十 以上南通洲人

張步雲年四十二

凌發硯年五十 以上寶山縣人

蔡祥林年四十九崇明縣人

張洪昇年三十六鎮洋縣人

問、你們、是旗下耶、民家耶。

11) 松浦章「十八～十九世紀における南西諸島漂着中国帆船より見た清代航運業の一側面」70～71頁。本書第1編第3章参照。

答、民家。

問、你們、居各不同、為何共上一舡耶。

答、各自為商、同往一處。

問、你們、何月何日乘舡、向往何處、何月日遭風漂到我境耶。

答、去年九月十二日自上海縣、載篁竹發□、同月十八日到南通洲、十月初三日自南通洲呂四海口、復發舡轉向山東膠州、初五日遇西北大風、十一月初五日漂到 貴國。

問、自上海縣、距山東膠州、旱路幾里、水路幾里。

答、旱路三千餘里、水路二千餘里。

問、既是十月初三日發舡、則其間為三十餘日、逗遛海上之餘、能無飢餓之患、而何處留住耶。

答、隨風漂盪、之東之西、出沒死生、千辛萬苦者、為三十餘日、而糧米則發舡時、載七担米、僅免飢餓。

問、米一担為幾斗。

答、十斗。

問、你們、必有舡票、今果帶來、而舡號則何字耶。

答、舡票元和縣所出者、而舡號則元字也。

問、私舡耶、官舡耶。

答、私舡。

問、你們地方、去年年成如何。

答、七分年成。

問、舡票中有十八人姓名、而今來者為十六人、二人則何故不來、一人姓名、又何相左。

答、舡戶彭祭興、在家不來、王堯先有病、代送其子春林、陳瑞康亦有病不來。

問、二封書、是何人之書。

答、一封書、即山東膠州商黃□、寓居上海縣、付書于同鄉商人周肇西者也、一封書、及南通洲商劉雲洲、付書于其子者也。

問、今見黃□書封上面所書、則有布一包、丁香油一便、書一包、燭芯一箱、小柜一雙、玉蘭四盆、鎖匙一介、木段四介、所送之物、今皆帶來耶。

答、漂盪之時、皆為見失、無一物現在者。

問、自南通洲、距上海縣、旱路幾里、水路幾里。

答、旱路五百餘里、水路三百餘里。

問、你們所載篁竹、欲賣於何處、一千二百介價銀、為幾何、而此外更有何物。

答、欲往山東、傳致書信後、裝載黃豆青豆等穀、而若論竹價、則銀可為三百四五十兩矣、其外更無他物。

問、篁竹是誰之物、而價銀不過為三百餘兩、則你們十六箇人、有何利錢、而犯此風濤耶。

答、龔鳳來一人之物、欲為換買他物、而專為傳致書信故也。

問、篁竹、是何竹而用於何處耶。

答、篁竹、是龔大之竹、而用於笆子。

問、你們舡中什物、何以處之。

答、篁竹興如干物件、皆為水沉破傷、故並與破舡燒火也。

問、你們、既願旱路、則程途遼遠、是為悶慮。

答、我們出風濤、自分必死、幸泊 貴國之境、厚蒙 恩德、生還故土、已極感激、程途遼遠、復何可論。

19) は嘉慶十三年(1808)十一月初五日に濟州島大靜縣に漂着した江南元和縣の船の資料である。『同文彙考』原統、漂民四に「報大清縣漂人押解咨」他九件の咨文、原奏が見える(17丁裏~28二丁表)。その原奏(21丁裏~25丁裏)に、

拋龔鳳來等供稱、雇給江蘇船戶彭際興商船、充當舵工、於上年九月十二日、同水手張有餘等、由本縣、駕駛彭際興第五十號、樑頭一文八尺九寸商船一隻、放空稍帶篁竹一千二百根開船、往山東膠州、裝豆、至十八日、到南通州。

とあり、舵工龔龍來は元和縣の船戶彭際興に雇傭されたのであり、水手の張有餘も同様であったことがこの原奏から知られる。

20) 嘉慶十三年(1808)十一月十二日全羅道小落月島漂着船(『備邊司謄録』第百九十九冊、純祖九年己巳正月十四日條、刊本20冊13~15頁)

全羅道靈光郡小落月島漂到大國人間情別單

問、你們、漂盪大洋之餘、繼以遠路驅馳、能免飢寒而無疾□否。

答、辛苦不可言、而幸蒙 貴國恩德、賜衣饋食、賴以免□。

問、你們、當初上船時、本來十三人、沒有滄死者乎。

答、本來十三人、沒有滄死。

問、你們、漢人耶、滿州人耶。

答、都是漢人。

問、你們姓名云何、年紀幾何。

答、舵工陳仲林年四十九

水手黃南觀年四十五

陳憲章年四十七

陳永青年四十七

楊玉成年四十五

黃有林年五十九



陸紹周年五十四

姚錦茂年三十三

劉紹廷年三十九

顧正陽年五十一

徐五林年四十一

楊天福年五十四

朱其江年三十四

問、你們、居在甚麼地方。

答、都是江南省太倉州鎮洋縣人。

問、你們、在鎮洋縣城內耶、城外耶。

答、在城外十餘里通元村居住。

問、你們、十三人都住一村耶。

答、都住一村。

問、你們中、有陳黃同姓者、是親戚耶。

答、同姓不同宗。

問、你們、何月日緣何事往何處、何月日遭風漂到。

答、去年十月初五日、自江南往關東金州、十一月初七日、載黃荳還向江南、當日半夜遭風、十二日漂到 貴國。

問、黃荳、是自己物耶、他人物耶。

答、客人荳。

問、既是客人荳、必有賞錢、賞錢幾何。

答、每一石缸賞錢七錢五分式。

問、荳數幾石。

答、關東石三百六十石。

問、幾斗為一石。

答、江南十斗、關東二十六斗為一石。

問、你們船、官缸耶、私缸耶。

答、民缸。

問、有票文耶。

答、有四張票文。

問、一缸票文、何為四張、而票是那衙門票耶。

答、一張是鎮洋縣票文、一張是蘇松道票文、又有上海縣出洋人名小票二張。

問、你們十一月初七日遭風、同月十二日漂到、其間多日、吃何物充飢。

答、初七日至十一日吃金米飯、十二日幸到 貴國。

問、金米何米。

答、江南叫大米、金州叫金米。

問、你們票文中、小票上姓名年紀、或有相左何也。

答、大票一年一張、小票則出洋一回有一張、二回有二張、所以人名不同。

問、票文中姓名年紀、既有相左、到你們地方、能無罪過耶。

答、既有大票、則小票不同、不相干。

問、你們帶來中兩封書札、是何人書、而傳於何處人耶。

答、關東金州姓王名不知客人、送江南上海縣姓陳五爺書。

問、兩張書、皆是王姓一人之書耶。

答、一張是王客書、一張是張客書、送上海縣蘇姓人也。

問、你們舡、有舡號耶。

答、張御二十二甲、七號鎮字號。

問、票文上有舡號張御、而不來何也。

答、張御、是舡主故、在家不來。

問、鎮洋縣、到江南省、水旱路各幾里。

答、元無水路、而旱路則六百餘里。

問、江南到關東金州、水旱路各幾里。

答、旱路則不知、水路則順風七晝夜可到、而不知為幾許里。

問、太倉州官員幾員、鎮洋縣官員幾員。

答、鎮洋縣在太倉城內、而州有大官一員、縣有小官三員。

問、你們地方、土產何物耶。

答、綿花也、大米也。

問、你們地方、去年年成如何。

答、七分年成。

問、你們舡中、只載黃荳、別無他物耶。

答、舡中所載黃荳之外、又有海蔘四百斤、秣米十石、錢七十八兩五□、而黃荳及海蔘二百斤、秣米十石、則遭風之際漂失無餘、所存只是海蔘一百二十斤錢七十八兩五□、海蔘及裝舡鐵物、以紙折給、事事矜恤、隨處曲護、感泣無地、惟是攢祝。

問、四百斤海蔘、十石秣米也、是舡貫之物耶。

答、兩件東西、都是自己之物也。

問、山東漂到人中、或有在先親知者乎。

答、我是江南人、他是山東人、元來沒有相識。

問、朝家特送王人、領率來此、更賜衣食、明將發行矣。

答、俺等、自到貴國、差官遠來、厚衣豐食、既無飢寒之苦、沿路護送、且忘行役之勞、

從此敝家、知有定期、此莫非 貴國所賜、恩德如天、報答無塔、只自感泣而已

20) は嘉慶十三年(1808)十一月十二日に小落月島に漂着した江南鎮洋縣の商船の資料である。『同文彙考』原編続、漂民四に「報小落月島漂人押解咨」(14丁裏～15丁裏)が見え、ここでは「朱其江等十三人」として彼が代表者として記されているが、20)によって舵工陳仲林以下の名等が詳細に知られる。

21) 嘉慶十三年(1808)十一月十九日全羅道奉山漂着船(『備邊司謄録』第百九十九冊、純祖九年己巳正月十四日條、刊本20冊、15～19頁)

全羅道靈光郡奉山面漂到大國人問情別單

問、你們、遭風漂盪、辛苦可想、當初乘舡、本是四十人、無一渰死、而能免疾病耶。

答、我們、原來四十一人乘舡、而其中王興一人、去年十一月十六日、在外洋觸寒身死、徐克修、孫中魁、宋福等得病呻吟矣、幸蒙 貴國恩德、善為調治、近得蘇完、感激不盡。

問、你們、何月日因何事往何處、何月日遭風漂到耶。

答、去年十二月二十四日上舡、裝載貨物、運赴山東寧海州發賣、十一月初七日將舡放洋、夜半猝遇西北風並大雪、一連七晝夜、十三日入貴境外島邊、東西漂蕩、十九日朝幸到貴國地方。

問、你們、初七日遭風、十九日漂到、則其間在何處食何物充飢耶。

答、漂在洋中、而幸有舡中米穀、故不至飢餓。

問、王興屍體、何以為之耶。

答、斂以衣服、包以葦席、厝在舡上後、稍到 貴國後、得蒙恩恤、已為埋葬。

問、死人王興、年紀幾何、居在何處。

答、年三十五、住山東省蓬萊縣長山島、而自奉天府探親回家者、無他貨物帶來。

問、你們中有王興之親屬耶。

答、孫中魁、是他表叔間。

問、你們、何省何府何縣人耶。

答、商客十人、係山東省登州府寧海州人、使舡二十六人、係山東省登州府蓬萊縣人、空人四人、各府各縣人。

問、你們姓名云何、年紀幾何。

答、舡主阮成九年六十七

舵工高士乾年四十五

水手阮士文年四十四

王有忠年四十

宋 福年五十三

劉文章年四十九

孫云魁年二十八

劉永學年三十一

劉理年四十九

邱忠年五十四

曹學英年二十七

田永茂年二十五

白本明年十八

莊義年二十

孫中魁年二十

劉廣年二十九

孫全良年四十九

徐克修年四十六

樂泰一年二十五

張有善年三十二

張志平年五十二

孫志顯年二十七

王士英年四十九

金學照年十九

楊士顯年三十三

楊士進年二十一 以上山東省登州府蓬萊縣人

商人王蘭若年六十七

董悅候年六十二

李夢龍年五十九

譚志遠年四十一

鄒璉玉年三十九

楊魁明年三十五

王琳菴年三十一

王喜安年三十

孔化亭年三十一

蘇照明年二十八 以上山東省登州府寧海州人

空人朱發貴年二十七 山東省萊州府掖縣人

王明年五十八 山東省登州府萊陽縣人

姜日富年三十一

姜福祿年三十三 以上山東省登州府海陽縣人

問、你們、是漢人耶、滿州人耶。

答、俱是漢人矣。

問、何謂空人。

答、隨舡回家者也。

問、你們舡、官舡耶、民舡耶。

答、雖然是商舡、而既有官票、則便同官舡。

問、舡票幾張、舡號云何。

答、一張舡票而舡號、則張成順蓬字五十號、是蓬萊縣批定。

問、你們舡票中、有十四人姓名、而今為四十人何也、且姓名多與票文上所載、全不相似、到你們地方、能無礙於憑檢時耶。

答、舡票之周年許改、即我國之舊例、期限未滿一年、故未及換票、替名代來、而其後添至四十人、此則少無所碍。

問、替名代來者誰也。

答、舵工王彥代孫全良、水手姜鳳代阮成九、劉魁吾代孫中魁、王永昌代田永茂、王官代宋福、王杆代劉文章、王有能代劉理、王田代劉廣、于士發代曹學英、王曰明代王有忠、王用有代孫云魁、陳福代劉永學、張芝告代邱忠□起和代莊義。

問、票文中舡主張成順、緣何不來。

答、張成順舡主、故在家不來、水手阮成九替來。

問、舡中所載者、何物耶。

答、雇與寧海州商人、裝繭包高糧包米。

問、此外更有何物。

答、銀與錢及雜糧包衣服包等物。

問、銀與錢及繭包高糧包米等物、是何人之物耶。

答、王蘭若、鄒璉玉、楊魁明、王琳菴繭包一百四十二包、高糧六十包、包米四十石、孔化亭繭包六十一包、董悅候繭包五十七包、譚志遠繭包五十八包、王喜安繭包四十七包、李夢龍繭包二十一包、而漂蕩之際、幾盡失去、銀錢則無失。

問、繭包何物。

答、是蠶虫在山食柞葉、至秋成繭、則人揉而賣之。

問、高糧包米何穀。

答、高糧秫也、包米玉林也。

問、高糧、包米、繭包、以何物買來。

答、以銀子買來於奉天府地方。

問、繭一斤價為幾許、高糧包米一石、價為幾兩。

- 答、熟藮一斤價銀四錢、生藮一斤價銀五分、高糧一石價銀四兩、包米一石價銀三兩五錢。
- 問、錢幾兩銀幾兩而果是何人之物耶。
- 答、奉天錢、以八十二文、為一兩、山東錢、以十錢為一兩、以奉天錢計之、則為一千八百八十四兩二錢三分、銀則二百十三兩二錢、而都是各人帶來者。
- 問、你舡載來商客空人、各捧雇錢幾許。
- 答、眾商則有貨物、故雇價大制錢一百三十四千四百八十箇、空人則無貨物、故水力價大制錢一千箇或一千三百二十箇或一千六百四十箇。
- 問、大制錢、數幾何。
- 答、一千文、謂之大制也。
- 問、你們金像、何為帶來。
- 答、此是天候聖母、係福建省林氏、昔日皇帝、為賊所追、至江邊、林氏指淺灘過江後、賊來問答不知、賊欲殺之、林氏投江身亡、其後皇帝、追封天妃娘娘、果然有靈、遂加封天候聖母。
- 問、皇帝、是何朝皇爺耶。
- 答、不知。
- 問、你們所居地方、有幾位官員耶。
- 答、登州府是沿岸要地、有大城一座、又有水城一座、文武官員數多、不可記得。
- 問、你們地方、土產何物耶。
- 答、魚塩及山藮絀矣。
- 問、你們地方、去年年收何如。
- 答、六七分年成。
- 問、蓬萊縣到山東省、水路幾里、旱路幾里。
- 答、蓬萊縣至山東省、九百四十里、無水路。
- 問、山東省到皇城、水旱路各幾里。
- 答、山東省到京都、旱路九百餘里、水路二百餘里。
- 問、你們山藮、包米等物、在我國寔為無用、而 朝家特垂矜憐、折銀三百三十三兩五分、當於你們附近地處推給矣、你們知之乎。
- 答、我們載來物件、漂失之後、所存不多、亦難運致、自分棄去、得蒙厚德、逐件折給、感恩無地、而銀子區劃、已得聞知於差官矣。
- 問、你們、願從旱路回去、故 朝家矜恤你們、差遣王人、領率到此、更賜衣食、明將發行矣。
- 答、我們、萬死得生之餘、漂到 貴國、厚蒙 恩德、賜衣賜食、隨處曲護、從今以往、歸有定期、天高地厚之 德、此生難報攢祝無地、只切感泣。

21) は嘉慶十三年(1808)十一月十九日奉山に漂着した山東蓬萊縣の船の資料である。『同文彙考』原続編、漂民四「報奉山面漂人押回咨」、「礼部抄録二起漂人回籍資咨官頒賞咨」、「原題」の三件(15丁裏~17丁裏)の關係資料がある。後2件の咨文と原題には、20)の鎮洋縣船のものと併記されている。咨文等では漂人の代表として徐克修と死去した王興の名のみ記されているが、徐克修は、21)の名簿からも明らかのように水手の一人であった。

22) 嘉慶十八年(1813)十一月初五日全羅道扶安縣漂着船(『備邊司謄録』第二百三冊、純祖十三年癸酉十二月二十三日條、刊本20冊、740~743頁)

全羅道扶安縣格浦漂到大國人間情別單

問、你們住在何地方、而人共為幾何。

答、俺們俱是福建省泉州府同安縣金門、廈門居住、而人共二十二人。

問、你們漂蕩大洋、備經危險、無一滄死者、而又復多日在路、冒寒驅馳、能免疾否。

答、上船時本是二十二人、而出沒風濤、幸免死亡、李光正為名人、在路染病、不甚大段。

問、你們何月何日、緣何事往何處、何月日漂到我境。

答、本年五月二十八日往臺灣裝載糖屬、八月十四日到天津卸下、又自天津貿載紅黑棗、乾葡萄、酸乾、乾小魚、白米燒酒、要回福建、十一月初三日過清山頭洋、猝遇西北大風、漂蕩大洋、桅折舵破、自分必死、幸賴天佑、初五夜泊于 貴境。

問、你們當初所乘、是官廢私廢。

答、元是黃萬琴之私、而本年二月以三千兩銀子買得於陳源合、漂到 貴國之後、隻破碎、不可從水還歸、故已為燒火矣。

問、隻雖已燒火、票照牌其皆帶來耶。

答、有海澄縣照牌一張、閩海關照牌一張、閩部牌二張、臺灣府照票一張、執照一張、臺分府護送小單一張、天津關正稅單一張、驗單一張、通水道計關一張、隨身正腰牌二十張。

問、你們姓甚名誰、年紀幾何。

答、管駕黃萬琴年四十

舵工呂 接年五十三

水手黃 賞年五十三

黃 拱年三十九

呂 錫年三十九

呂 元年二十六

黃 隆年三十三

葉 回年三十五

李光正年二十五

黃 舉年二十九

黃振聚年二十二 以上住同安縣金門

蔡 朝年三十九

王 笑年三十三

王 桃年三十

王 祐年四十二

鄭答葉年三十一

杜 雙年三十五

李 山年二十七

何 達年三十二

李 福年四十八

陳 蕪年二十八

薛 尾年三十二 以上住同安縣廈門

問、你們票文中只載二十人名字、而今為二十二人何也。

答、薛尾、黃振聚、以同鄉之人、相逢於天津、與之同載、故不入於票文中。

問、你們是漢人耶、滿州人耶。

答、俱是漢人。

問、你們回到本地之後、當有查問之節、而今此人數及年紀、間有票文中相左、果無所礙耶。

答、年紀之與票文少差、係是給牌人誤書、如此小節、別無拘礙。

問、你們的□號、閩海關照票則書以天字二十三號、海澄縣照牌則書以靜字三百二十六號、是何故也。

答、序號第次不同、以各其地方船隻多寡、新舊牌所以異也。

問、閩海關小票中、有金豐源等二十人姓名、而今無一人來者何也。

答、金豐源等、俱以俺們同鄉之、人票雖成出、而適因事故、不得同來矣。

問、臺灣縣照票中、應運澎湖左右營分兵米粟三千三百四十四石四斗、照數運赴澎倉交收等、因為此照給海澄縣船戶陳源合、即使領載兵米粟二百六十石、同粟樣一封、運赴澎分憲倉交收云云、澎湖左右營、是何地方、分兵米粟、是何名色、而已為輸納耶。

答、澎湖、福建地也、左右營、守備衙門也、分兵米、左右營所納米也、三千三百四十四石四斗中二百六十石、使俺們□運納之票文、而此是冬季所納者、故來時未及運納矣。

問、你們地方既有官船、則以私船運輸官米何也。

答、運納官米、毋論官、私□并載、而若以私船輸運、則每石有□價銀二分矣。

問、你□漂到時□中所載貨物為幾何。

答、黑棗一百石、紅棗一千八百石、乾葡萄二十五包、酸乾六箱、白米三十石、小魚乾六包、燒酒二十缸、而□破時幾盡漂失、餘存之物、太半水浸、腐敗、無用、而蒙 貴國恩德、折銀以來矣。



問、酸乾は何果子、黒棗は棗之色黒者耶。

答、酸乾は梅實之曬乾者、黒棗は棗之浸蜜者。

問、你們現今馱來卜物、何物也。

答、五位金佛及隨身衣服器皿、如干銀錢耳。

問、佛像是何佛耶。

答、一位天上聖母娘、三位玄天上帝、三位都是聖母之將、而本是供養船上、祈蒙庇佑者也。

問、你的正稅單中、書以紅棗六百四十石、黒棗八十七石、而今你等所供、何不相符耶。

答、欲為小納稅銀、故減其裝載之數矣。

問、一隻□公文、多至十數張何也。

答、出入各港、東西賣買、故多出公文、以便憑檢。

問、閩海關、臺灣府、海澄縣、俱是何地方。

答、俱是福建所管同安縣鄰邑也。

問、天津清山頭是何地方。

答、天津是直隸省天津府天津縣也、清山頭是山東省地方。

問、自同安縣至清山頭洋、小旱路各幾里。

答、旱路五千里、水路稍近七八百里。

問、自同安縣至福建省、水旱路各幾里。

答、水旱路俱六百餘里。

問、自同安縣至北京、水旱路各幾里。

答、旱路六千餘里、水路五千餘里。

問、同安縣有幾位官員、而姓名為誰。

答、有提督、知縣、教諭典史等官、而姓名則遐方□戶、何以認得。

問、你這票文中或有割半者、是何故也。

答、一半留官、一半自帶、以為後日憑驗耳。

問、福建省地方、今年收成何如。

答、俺們今天五月離家、尚未還歸、不知也。

問、你們今從旱路回鄉、而前路絕遠、天氣甚寒、為之悶念。

答、俺們萬死餘生、幸泊 貴境、得尋生路、已極萬幸、而優恤衣食、差員護送、自此可得回鄉、 貴國恩德、天高地厚、此生難報、只自感泣而惟願速歸也。

22)は嘉慶十八年(1813)十一月五日に全羅道の格浦に漂着した同安縣船の資料である。『同文彙考』原統編、漂民五の「報格浦漂人押解咨」(14丁表~15丁表)と「報漂人病故咨」(15丁表・裏)がこの船の関係資料であるが、22)が詳細である。ただ前者の咨文では台湾府に行つて「装烏・白糖」と黒砂糖と白砂糖を積載したことが知られ、後者の咨文により管駕の黄万琴

が護送中の翌嘉慶十九年正月二十五日に長湍府において病没していることがわかる。

23) 嘉慶十八年(1813)十一月初六日全羅道荏子島漂着船(『備邊司謄録』第二百三冊、純祖十三年癸酉十二月二十三日條、刊本20冊、743~747頁)

全羅道靈光郡荏子島三頭里漂到大國人間情別單

問、你們都是那裡人氏。

答、俺們是福建省泉州府同安縣、南安縣及漳州府海澄縣人氏。

問、你們漂蕩大洋、備經危險、能免疾病、而無一渰死者耶。

答、俺們船戶共三十六人、並客商載者十一人、合為四十七人、而幸免渰死、客商李助、自在錦州、染病沉重、去月十三日不幸身死、蒙 貴國恩德、厚歛安葬於漂到地方、王澄為名者、自日前感冒風寒而不至大段耳。

問、李助客死異域、不能返葬、聞甚矜憐、而王澄有病、想因水程辛苦、而不甚大段云、可幸耳。

答、客商之埋在異域、不是異事、而但與之同來、不得同歸、是可恨也。

問、你們中或有李助之親戚同來者耶。

答、李福是其同胞兄矣。

問、李助生時有甚麼帶來物件耶。

答、隨身衣服、以入於襲歛、外此干物件、計付其兄矣。

問、你們漂蕩大洋之餘、多日在路、備經風霜、能免饑寒耶。

答、幸賴所經地方之優恤供饋、得免饑寒、感謝感謝。

問、你們是漢人耶、滿洲人耶。

答、俱是漢人。

問、你們姓甚名誰、年紀幾何。

答、代駕黃 全年四十

舵工楊開恭年五十九

水手康 賽年三十九

康 媽年四十四

李 福年四十三

蔡 杭年三十二

李 二年四十六

陳 糲年二十七

鄭 陞年三十三

林 蔭年三十二

許 慶年二十八

洪 提年三十  
楊 因年二十八  
林 □年三十三  
黃 應年二十八  
洪 財年四十三  
黃 夏年四十九  
林 褒年四十六  
吳 猜年三十三  
張 冬年三十三  
黃 英年三十八  
陳 奇年二十四  
王 榮年三十一  
黃 淡年四十七  
黃 王年二十  
許 石年三十三 以上住同安縣  
王 庇年四十三  
林玉盤年三十八  
周 察年四十四  
王 澄年三十一  
林 宏年四十  
王 騰年三十四  
陳 春年三十二  
蕭 仁年三十九 以上住澄縣  
陳 施年三十一  
王 五年三十八  
客商蔣 珪年三十三  
蔣 嘉年五十三  
蔣 亮年二十一  
蔣 惠年四十二  
許 文年四十四  
許 苞年五十三  
許 必年三十一  
徐 拱年六十二  
徐 登年二十一

蔣 潛年二十五

死人李 助年三十八 以上住同安縣

問、你們何月日緣何事往何處、何月日漂到我境耶。

答、俺們本年四月初七日、自同安縣往臺灣府裝載糖屬、五月十五日、往江南省松江府上海縣交易茶葉、七月初六日、又自上海縣往奉天省西錦州交易後、販載黃豆一千石、白米十二包、鹿肉餅八包、牛觔五包、木耳七包、遠志十包、甘草十五包、丹蔘五包、赤芍藥七包、瓜子三十包、柴胡四包、防風六包、要回本縣、十月二十七日、發□至洋中、去月初三夜、猝遇西北大風、□幾覆沒、故收拾如干物件、跳下小□、得保軀命、初六日、漂到 貴國地方。

問、你們許多貨物、漂棄大洋、豈不可惜乎。

答、救死不膽、他不暇顧。

問、你們當初所乘□、是官□耶、私□耶。

答、是私□。

問、你這□號云何、且有照票公文耶。

答、□號是福建省漳州府海澄縣靜字一千七百四十九號、票文則照票一張、計開票三張、商□票一張矣。

問、票文中你們姓名年紀多有相左、計開票中□戶許振昌名下、書以不隨□三字、何故也。

答、票文中姓名相左、你（俺？）們出票時、從其來者書填、而後有事故則他人替送、自是例也、許振昌名下、書不隨□三字、以許振昌有故不來、黃泉代駕故也。

問、你這□主既是同安縣人、則何不出票於同安、而持此海澄縣票文耶。

答、適在海澄縣時成出、而同安、海澄、俱是福建所管、故本無彼此之別矣。

問、你們客商、俱無票文回到、你們地方、能無罪過耶。

答、客人之借上商□、非但俺們而已、有何罪過。

問、你這客商、客在何處、今乃還歸而亦有貨物耶。

答、此十一人、俱以俺們同鄉之客、商於錦州、或數年一歸家鄉、故今上本□、將欲回家、而所持如干物件、各在身邊。

問、同安縣有幾位官員、而姓名為誰耶。

答、有提督鎮守、知縣巡檢等官、而姓名不知也。

問、同安縣距錦州府、水旱路各幾里。

答、旱路不知、而水路則約有五千餘里。

問、同安縣距皇城、水旱路各幾里。

答、曾未走過故不知也。

問、同安縣距臺灣海澄、南安、泉州等地、水旱路各幾里。

答、俱是福建所管、而同安縣鄰邑、故水旱路雖不同、遠不過數百里。

問、你們地方、今年年成何如。

答、有六七分年成。

問、你們兩起後先漂到、而居住相近、且或同a、必有相親者、可謂同病相憐矣。

答、果有親知、而海外相逢、適又同歸、欣喜何可量也。

問、你們今從旱路回鄉、而天氣甚寒、前路遙遠、想多愁悶。

答、萬死餘生、幸到 貴國、得保殘命、而接濟慰恤、又至此境、天高地厚之德、此生難報、路上辛苦、顧不足道而但願速歸耶。

23) は嘉慶十八年(1813)十一月六日、全羅道の荏子島に漂着した福建海澄船籍の船の資料である。『同文彙考』原統編、漂民五「報荏子島漂人押解咨」、「礼部知会三起漂人回籍資咨官頒賞咨」及び「原奏」(16丁裏～18丁裏)に關係記事が知られ、後二件の咨文、原奏には、22)の黄万琴船のことも触れている。この三件の咨文、原奏に見える漂人の代表者は蔡杭になっているが、23)の名簿から本船の船舶所有者である船戸許振昌の「代駕」たる黄全がそれに当ることがわかる。

24) 嘉慶十八年(1813)十一月初十日全羅道在遠島漂着船(『備邊司謄録』第二亘二冊、純組十三年癸酉十二月二十三日條、刊本20冊、747～750頁)

全羅道靈光郡荏子鎮在遠島漂到大國人問情別單

問、你們漂蕩之餘、遠路驅馳、又值天寒、能免疾□否。

答、專靠 貴國恩德、沿路供饋、優恤備至、既免饑寒、又無疾病、感戴如天。

問、你們是何省何府何縣人耶。

答、俺們是福建省泉州府同安縣、南安縣、晉江縣及漳州府龍溪縣、海澄縣人。

問、你們是民家麼、旗下麼。

答、俱是民家。

問、你們人共為幾何、而漂泊時無一滄死者耶。

答、俺們五十人並同載、客商二十三人、合為七十三人、而幸賴天佑、無一滄死者。

問、你們姓甚名誰、年紀幾何。

答、船主黃宗禮年二十

舵主黃 章年四十

鄭 敬年四十七

水手黃 續年三十五

黃 倚年三十八

林和尚年四十三

王 品年四十五

周宗澤年三十  
黃騰雲年二十九  
蔡 養年二十六  
陳 朝年五十二  
吳 獻年三十  
陳四教年二十四  
曾 繆年四十七  
黃 稅年五十三  
陳就僅年三十  
黃 潤年二十三  
吳 志年三十五  
連 琛年三十八  
王 送年二十七  
柯 泰年四十九  
王 利年二十五  
鄭 水年三十三  
陳玉水年三十三  
陳 貢年二十七  
陳 花年二十四  
黃 懷年四十  
翁 嶺年二十八  
葉 珠年二十二  
陳景老年二十五  
翁 管年三十五  
蔡 細年四十三  
蘇有雀年二十七  
陳 奈年三十五  
張 相年二十三 以上住同安縣  
黃其早年五十三  
黃光蔭年二十六  
王 允年五十七  
黃 本年三十六  
許 澤年二十一  
黃 田年三十七

黃應連年二十五 以上住海澄縣

馬 川年二十四

謝 哲年三十五

郭 潘年四十三

黃 虎年三十八 以上住龍溪縣

洪 氏年三十 住南安縣

王 營年二十二

王 杞年三十

黃 靳年五十 以上住晉江

客商陳 七年二十九

蘇 邦年二十七

蘇 空年三十八

蘇 傳年二十三

蘇 爻年二十六

蘇 苞年二十二

蘇 廉年三十八

蘇 花年二十一

蘇 褒年五十七

許 晚年三十三

許 計年二十六

陳 全年三十二

胡 勃年三十八

王 秤年三十

王 虎年二十八

王 虎年二十八

洪 禮年二十四

劉 吉年二十一

曾寶珠年二十二

陳 成年三十八

陳 赤年三十六 以上住同安縣

王 打年二十七 住晉江縣

李 手年三十一 住海澄縣

陳 山年三十九 住南安縣

問、陳七等二十三人、客於何處、寄上你們船耶。

答、他們客在天津、要回本鄉、借上俺們船耳。

問、你們何月日緣何事往何處、何月日遭風漂到于我境。

答、本年六月間、駕船往天津貿易、十一月初一日、要回福建、初三日、到錦州地方、忽遭狂風、帆折椗破、初十日、漂到貴國地方、上山圖生、而大□與汲水小艇並破矣。

問、你們初三日遭風、初十日到泊我境、則其間八日、在於何處耶。

答、在大洋中東西漂流、初無止泊處耳。

問、你們載何物往天津、而貿何物回福建耶。

答、載砂糖、胡椒、蘇木、到天津貿紅棗回福建耳。

問、你們載來紅棗及其餘物件、船破時不至漂失耶。

答、紅棗則漂失無餘、銀子九百餘兩、銅錢一千六百餘兩、亦失落水中耳。

問、你們現今持來銀子及銅錢、合為幾何、而外此無他物耶。

答、銀子七千三百六十兩、銅錢三百三十兩、現今輸來、而其餘則四尊小金佛及如干隨身衣服器皿耳。

問、銀子銅錢是何人之物耶。

答、俱是船主黃宗禮之物耶。

問、你們中多有同姓者、俱皆親屬耶。

答、黃姓則多有親屬、而其餘則只同姓而已。

問、你的當初所乘船、是私船耶、官船耶、字號云何。

答、黃宗禮私船、而商字三百六十六號矣。

問、船票今皆帶來耶。

答、有三張票文、而一張驗單票連付計開票、一張執照票、一張□單票。

問、驗單中書以四十九名、而計開中以五十人列錄、何也。

答、驗單之少一人、乃是官府誤書也。

問、陳七等、非你們同夥之故、不入於票文中耶。

答、然矣。

問、你們地方、今年年成如何。

答、年成均豐。

問、自同安縣距天津府、水旱路各幾里。

答、旱路六十日程、水路遇順風十餘日可到。

問、自泉州府距福建省、水旱路各幾里。

答、旱路七百里、水路無。

問、你們漂到我境者捻有三處、而同安縣人居多、何也。

答、鄙縣人多做經紀、且多船戶、故從來遭風漂泊者、比比有之。

問、同安、南安、晉江、龍溪、海澄等處、各有幾位官員。



答、縣各有文官二人、武官二人。

問、你們今從旱路歸去、而歲暮天寒、前途絕遠、為之悶念。

答、俺們萬死餘生、幸泊 貴境、得保軀命、已出望外、而況又食以美食、衣以厚衣、差官護送、優待靡極、從今至死之年、莫非 貴國之賜、此恩此德、報答無地、感淚迸流而惟望速歸而已。

24)は嘉慶十八年(1813)十一月十日、全羅道在遠島に漂着した福建同安船の資料である。『同文彙考』原続編、漂民五に「報在遠島漂人押解咨」(15丁裏～16丁裏)及び「原奏」(18丁表～同裏)に關係記事が見える。同書では漂人は黃其早が全員を代表して答えているが彼は水手の一人で、同船の船主は、24)によって黃宗礼であつたことがわかる。

25) 嘉慶二十四年(1819)十月初一日全羅道羅州慈恩島漂着船(『備邊司謄録』第二百八冊、純嘏十九年己卯十一月初十日條、刊本21冊、236～238頁)

#### 全羅道羅州慈恩島漂到大國人問情別單

問、你們、是那一省、那一府、那一縣的人呀。

答、我們、是福建省泉州府同安縣人。

問、你們、是旗下麼、民家麼。

答、都是民家呀。

問、你們、一共幾箇人。

答、我們一共三十個人、裡頭三個人、掉下水裡渰死咧。

問、你們、姓名、年紀、都開列寫出來罷。

答、我們的姓名、年紀、都寫在單兒、請老爺瞧瞧。

出海 吳永泰年三十七

舵工 吳 茅年五十三

水手 羅君□年四十八

吳 平年三十六

吳 注年三十三

吳 紫年五十一

吳 晏年三十

林 遊年三十

吳 鐵年三十

林永言年二十二

王 館年三十四

洪 輔年四十五  
吳 蘭年三十九  
何 味年三十四  
吳 鳳年三十五  
吳 歲年四十二  
吳 知年二十九  
吳光藝年三十七  
吳 川年二十五  
孫天恩年四十一  
王 美年二十五  
林 榮年二十六  
曾 乾年五十一  
蔣 慎年二十七  
吳 旋年二十九  
陳 璣年二十八 以上并居同安縣  
林 樣年二十八 居海澄縣

問、那滄死的三個人、姓甚麼、名甚麼、住在甚麼地方。

答、滄死的三個人、是吳朝玉年四十五、吳壬水年二十二、曾福成年二十六、都是同安縣人。

問、你們、那一月、那一天、有甚麼事情、往甚麼地方、那一月、那一天、遭風漂到這裏。

答、我們、雇了福建省漳州府海澄縣私船、我們三十個人、往西錦州、收買豆子、和那雜貨、都裝在船上、九月二十二日上船、二十五日到山東地方、二十六日遭大風、十月初一日漂到貴國地方、舟船、被那大風浪破碎、三個人掉下水裡、東西也落在水裡丟哪。

問、你們、既是同安縣人、怎麼雇了海澄縣的船麼。

答、同安縣、到那海澄縣不遠、況那身票、船票、都得了海澄縣票的緣故呀。

問、身票、船票都有麼。

答、有。

問、拿來我瞧。

問、林樣、蔣慎、吳旋、陳璣、吳壬水、吳朝玉、曾福成、曾乾八個人姓名、沒在票上、怎能夠到來王罔的名字、在票上怎不來。

答、林樣、蔣慎、吳旋、陳璣、吳壬水、吳朝玉、曾福成七個人在家裡、不能夠過活、往那西錦洲地方才做生、意隨了我們的船、要回家、也遭大風、一同漂來、王罔呢身上有病、教那曾乾替他來呀。

問、你們裝船的豆子呢幾箇包子、貨物呢甚麼東西。

答、豆子呢八百包子內外、貨物是瓜子、牛筋、甘草、杏仁一共十五六包子。

問、咳有去不了的東西麼。

答、有是有不過是幾件衣裳、幾副鋪蓋、吳永泰跟前有三十七吊八百九十六個錢、又有火鏟一千一百六十個、這是各人使用的。

問、滄死的人沒有貨物麼。

答、沒有。

問、有他的親戚、在這裡麼。

答、曾乾、是福成的父親、吳茅、是朝玉的兄弟、吳永泰、壬水的叔叔呀。

問、你們的火鏟分兩共總一百斤、船身上拔出來的鐵物二百九十一斤、一共三百九十斤、是不是。

答、是是。

問、你們、那裡年成如何。

答、十分年成。

問、同安縣有提督、揔兵、知縣、巡檢、教諭、訓導、司獄、典史等官麼。

答、都有。

問、這幾住老爺們的姓名知道麼。

答、不知道。

問、你們、風俗如何。

答、我們、那裡念書的人少、賣買的人多呀。

問、同安縣那裏、到北京那邊有多遠呀。

答、雖然摸不着幾千里地、打水路去麼、二十天工夫到京、打旱路走麼、兩個月工夫橫豎到罷。

問、你們上船帶着多少糧食、遭風時候能勻煮飯吃來麼。

答、非但糧食被那海水沉着難喫、遭風的時候、魂都吊了、那有精神、能夠煮飯吃麼、淨餓到這裡、纔得了命咧。

問、你們幾個人、都能夠沒有病麼。

答、我們、到這裡你們衙門裡、饋我們好東西吃饋我們好衣裳穿我們的身子卻很受用、況且老爺們、特來這裡、問問辛辛苦苦、貴國的恩典、真真的頂戴不起咧。

25) は嘉慶二十四年(1819)十月一日に全羅道慈恩島に漂著した福建同安縣の船の資料で、同船は福建から盛京省西錦州に行き帰帆の際、山東附近で漂流したのである。『同文彙考』原統編、漂民五に「報慈恩島漂人押解咨」、「礼部抄録漂人回籍啓」、「原奏」の三件(21丁裏～24丁裏)が知られるが、25)の方が詳細である。

26) 道光四年(1824)十月初十日全羅道荷衣島漂着船(『備邊司臚録』第二十三冊、純岨

二十五年乙酉正月十九日條、刊本21冊、631～634頁)

全羅道羅州牧荷衣島漂到大國人問情別單

問 你們頭裏漂蕩大洋、遇見大風大浪、好幾天驚心吊膽、吃盡辛苦、卻沒人落水滄死的麼。

答 幸蒙天佑、卻沒有滄死的。

問 你們有甚麼事情、去年那一月那一日、出海往甚麼地方、那一日遇見大風、那一日漂到我們地方。

答 我們本船、裝各樣糖貨、去年七月初一日、往盖平縣、發賣糖貨、交易各樣豆子、十月初四日、要回海澄縣、初十日、遇見大風、漂到 貴國外洋下椗、二十四日晚响、又遭大風、本船口楊的好利害、幾乎不得命、忙忙的下小艇、上岸圖生。

問 你們本船、裝多少豆子、再沒甚麼海貨麼。

答 黃豆五百二十包子、青豆五百三十包子、飯豆五十包子、再有黑菜、粉條、牛筋、牛油、魚脯、糧食、燒酒等物。

問 那時候兒咳有精神、各樣東西都卸下麼。

答 要命心急、只帶要緊東西上岸、此後蒙 貴國官人、打發人、把那剩下的東西拿出來。

問 你們拿出來的是甚麼東西、我們人拿出來的是甚麼東西。

答 我們拿出來的是寶七塊、人蔘六封錢十六箇、貴國人拿出來的是各種糧食零碎東西。

問 你們東西裏頭可以帶去的帶去、帶去不得的卻怎麼樣。

答 我們用不了的、憑你們怎麼樣。

問 為念你們一路盤纏、不夠把你們帶去不了的這十多包子各種糧食也罷、和那沉水的一百幾十包子糧食也罷、東東西西都按時價、饋你們銀子、你們心裏能夠領會麼。

答 這是 貴國的特恩大德、實在當不起當不起。

問 你們是那一省那一府那一縣的人呵。

答 福建省廈門漳州府海澄縣人。

問 你們姓甚名誰、年紀多少、住何處、各道其詳。

答 船主 石希玉 年三十六 住海澄縣

水手 王 党 年四十五

石 按 年四十三

蔡 牛 年三十一

林 見 年五十

蘇 臣 年五十一

石 獅 年二十六

王 講 年五十二

王 到 年四十

鄭 清 年三十二

陳 永 年三十  
石 葵 年三十七  
石 乾 年四十二  
彭 取 年三十二  
王 萬 年三十六  
石 異 年二十九  
張 送 年四十三  
王 盾 年二十八  
曾 王 年三十六  
方 勅 年二十七  
王 滾 年二十九  
石 菊 年三十一  
王 欽 年四十一  
陳 相 年四十九  
石 勅 年二十四  
王 安 年二十七  
王 彭 年三十一  
石 恩 年二十五  
鍾 陶 年五十  
徐 愛 年三十  
林 米 年二十六  
王 寵 年四十六  
石 西 年十九 以上住同安縣  
石 茶 年二十五  
石西封 年三十六  
陳五倫 年二十二  
陳 溪 年四十 以上住龍溪縣

問 你們都說是海澄縣的人、如今查看、也有住在海澄縣的、也有住在龍溪縣的、也有住在同安縣的、同安縣不是漳州府屬縣、這是甚麼緣故。

答 船主是海澄人、出票時候兒把我們姓名、都書在本縣票上、故此都說是海澄縣人。

問 你們是旗下麼、卻是民家麼。

答 都是民家。

問 船票、身票、都饋我們瞧罷。

答 都有。

- 問 海澄縣票中、只有三十四箇人、如今查着、多這三箇人、甚麼緣故。
- 答 王寵、陳五倫、徐愛三箇人出票後、頭來的所以三個人姓名、不在票上。
- 問 閩海關票上、你們姓名不對、是甚麼緣故。
- 答 這關票、是造船時候兒出的、年年塘塘拿這個票出來的、良以姓名不對。
- 問 自海澄縣、離北京有多遠。
- 答 六千一百三十里。
- 問 你們縣裏、也有知縣、教諭、訓導、巡檢、典史等官員麼。
- 答 有卻是有、但是我們、住在屯裡、官員們姓名不知道。
- 問 你們那裡風俗如何。
- 答 也有念書的、也有種地的、也有做生意的。
- 問 你們那裡、年成如何。
- 答 幸得十分年成。
- 問 你們頭裡跑過幾塘船。
- 答 我們都是跑過好幾塘呵。
- 問 你們吃的也餓不了、穿的也冷不了呵。
- 答 我們漂盪大洋、萬死餘踪、幸蒙 貴國格外照顧、饋我們好東西吃、饋我們好衣服穿、況且官人們大遠地來、又十分疼顧我們、貴國恩典、天高地厚、真真的頂戴不起咧。

26) は道光四年(1824)十月十日に荷衣島に漂着した福建海澄縣の商船の資料で、同船は砂糖等の糖貨を装載して盛京省蓋平に貿易に行き、帰帆中に漂流したのである。『同文彙考』原編続、漂民五「報荷衣島漂人押解咨」(35丁裏～36丁裏)に關係記事が見えるが、26)の方が詳細である。

27) 道光四年(1824)十一月初一日全羅道紅衣島漂着船(『備邊司謄録』第二百十三冊、純組二十五年乙酉正月十九日條、刊本21冊、634～635頁)

全羅道羅牧紅衣島漂到大國人問情別單

- 問 你們一路辛苦、卻都無□否呵。
- 答 我們內中、有兩箇人、有病咳沒大好。
- 問 你們那一省那一府那一縣的人呵。
- 答 江南省鎮江府丹陽縣人。
- 問 你們有甚麼事情、去年那一月那一天、出海往甚麼地方、那一天遇見大風、那一天漂到我們地方。
- 答 去年正月二十日、贛榆縣青口浦、買豆餅、二月二十四日、往上海縣、發賣豆餅八月初十、往關東大庄河、收買青豆、十月初九日、要回上海縣、不想撐到大洋、遭大風、

十一月初一日、漂到 貴國地方。

問 你們在上海縣六個月的、工夫做甚麼句當。

答 在那裡做買賣。

問 牛庄、離上海縣有多遠。

答 在瀋陽近處地方。

問 你們本船、裝多少豆子。

答 裝九百七十五箇包子。

問 你們下船時候兒、幾百包子、都能夠卸下麼。

答 遭風時候兒、安危在眼下、先捨去幾百包子、好幾百包子剩下的豆子船破、那時候兒、隨風浪沉在水裡。

問 你們一共幾個人、姓甚名誰、都說饋我聽。

答 潘明顯 年三十七

郭之昌 年二十三

冷洪祥 年三十六

冷洪青 年二十三

郭明周 年二十九

劉正坤 年五十三

王士能 年五十三

郭聰聖 年三十五

黃國雲 年三十六

張大林 年五十三

沈殿安 年四十三

王有年 年二十三

倪啓余 年二十七

朱先發 年六十 都住丹陽縣

問 身票船票、都饋我們瞧罷。

答 都有。

問 吳弼元、丁永璉、李朝年、王士饒、倪加進、寫在票上、他都不來、甚麼緣故、王有年、倪啓余、沒在票上、他卻能來、甚麼緣故。

答 王有年、替他父親、士饒、來、倪啓余、替他父親、加進來、那姓吳的、姓李的、姓丁的三箇人、出票時候兒懸保不來。

問 這一封書信是誰的。

答 這是船主王明□、托潘明顯、傳饋蔣聖佐的。

問 蔣聖佐何處人。

答 山東省登州府人。

問 你們是旗下麼、卻是民家麼。

答 都是民家。

問 你們那裡、得幾分年成。

答 五六分年成。

問 你們那裏、有幾位官員、姓甚名誰。

答 有是有姓名、卻不知道。

問 你們丹陽縣、離北京有多遠。

答 二千多里。

問 一路接待、或有不到處、只望你們將就就罷。

答 萬死餘生、自分必死、幸蒙 貴國、可憐見我們、天天饋我們飯、又饋我們衣服、再則幾位老爺們、都為我們來、又這般疼顧我們、恩德如天、報答無地、但只感激感激而已。

27) は道光四年（1824）十一月一日に紅衣島に漂着した江南丹陽縣の商船の資料である。同船は海州の青口に行き豆餅を買い入れ上海に戻り、さらに遼寧の大莊河へ行って青豆を買い入れ上海に戻る時に漂流した商船である。『同文彙考』原編続、漂民五「報紅衣島漂人押解答」（36丁裏～37丁裏）に關係記事が見られるが、27)の方が詳細である。

28) 道光六年（1826）十一月初八日全羅道牛耳島漂着船（『備邊司謄録』第二百十五冊、純祖二十七年正月十二日條、刊本21冊、819～821頁）

全羅道羅州牧黑山鎮牛耳島漂到大國人間情別單

問、你們、俱是何省何府何縣人。

答、浙江省寧波府鎮海縣□縣等人。

問、你們、因何事何月日往何處、何月日漂到此處、

答、我們、去年七月初七日、裝酒自鎮海縣放洋、八月初七日、往天津交卸、九月十三日、自天津出口、十六日到山東省大山地方、裝棗二十日出口、十一月初四日放洋、初六日猝遇大風、初七日亥時、大船桅折舵壞、沉沒海中、乘小艇東西飄蕩、初八日申時、到泊貴境。

問、你們船、是官船耶、私船耶。

答、私船。

問、大船到何地方沉沒耶。

答、浪泊出沒、未能知其何國地方、而只見得沙豆山。

問、沙豆山在何地方。

答、沙積成山、故我們因而稱之、未知為何地方。



問、你們、燒船時拔出鐵物、共幾斤、而亦無遺失否。

答、別無遺失、而斤數則七十五斤二兩。

問、你們、多經險危、俱無疾□否。

答、我們中、馮盛乾為名人、到天安縣、感冒風寒、三日苦疼、仍即差痊。

問、你們、是民家耶、旗下耶。

答、俱是民家。

問、你們姓名甚麼、年紀幾何。

答、耆民、朱和惠、年四十二。

舵工、應文彩、年六十五。

水手、陳武法、年四十七。

王家國、年二十八。

王加臨、年二十一。

朱大隆、年三十三。

應慶餘、年三十三。

朱孝雷、年三十三。

姚文運、年二十一。

謝明佩、年二十四。

彭守錦、年六十一。

李奎先、年四十七。

包傅貴、年二十八。

陳齊鳳、年二十五。俱居□縣

陳忠煥、年五十。

馮盛乾、年二十二。俱居鎮海縣

問、有船票及船號耶。

答、有船票、船號則順茂號。

問、何所指而謂之耆民。

答、耆民、即物貨賣買者之稱。

問、方龍洪、朱聖茂、王孝海、韓允來、陸秀乾、莊仁家、應達茂等七人、列錄於票中、而不來何故耶。

答、方龍洪代包傅貴、朱聖茂代朱大隆、王孝海代朱孝雷、韓允來代陳忠煥、陸秀乾代朱和惠、莊仁家代陳齊鳳、應達茂代應慶餘來。

問、你們以耆民朱和惠書示、而票中為何、以陳武法載錄。

答、票文誤書、別無他意。

問、你們中、有姓同者、是親戚耶。

答、應文彩、即應慶餘之父、王家國、即王加臨之兄。

問、你們、往山東省裝載船上、只是紅棗耶。

答、又有粉條。

問、裝棗多少、粉條幾斤。

答、粉條二千餘斤、紅棗二百餘石。

問、粉條與紅棗、價錢幾許。

答、粉條每斤五十九文、紅棗每石五百文。

問、兩種物漂失之餘、亦有如干帶來耶。

答、風濤危急、船上諸物、都不暇收拾、所帶者但衣被與三座金佛。

問、你們所持佛像、宜在寺刹中、而緣何帶來。

答、佛也是神、無論居家居外、隨處敬奉、以冀默佑。

問、佛若有佑、你們何至此境。

答、我們無一滄沒、幸得俱全、安知非佛佑耶。

問、自鎮海縣距□縣、多少遠近。

答、水旱路各六十餘里。

問、□縣、鎮海縣、到天津山東、水旱路各幾里。

答、山東、二千里、天津三千里。

問、□縣、鎮海縣、距北京水旱路各幾里。

答、俱為三千多里。

問、□縣、鎮海縣、各有幾員官長。

答、一縣中亦有文官、亦有武官、文官理民、武官掌兵、而牟利邨民、自來貿貿、員數多少、未能詳知。

問、你們地方風俗、以何為業耶。

答、士則績文好學、民則農商相半。

問、你們地方年成何如。

答、十分年成。

問、你們帶來物件、往來之際、得無遺失耶。

答、一物無所失。

問、朝家矜憐你們之辛苦、朝夕所供、禦寒衣袴、今地方從厚備給、你們果無寒飢之恩否。

答、我們萬死餘生、幸泊 貴國、得保殘命亦云大矣、又蒙地方諸官誠心看護、衣之食之、慰恤曲至、 貴國恩德、河海難量、此生圖報、萬無其階云。

28) は道光六年(1826)十一月八日に牛耳島に漂着した寧波府の商船の資料である。同船は酒を積載し鎮海より出帆し、天津に行き荷卸しし、山東省大山において棗を装載しての帰帆中

に漂流したのである。『同文彙考』原続編、漂民五「報牛耳島漂人押解咨」（38丁表～39丁表）に關係記事が見られるが、28）の方が詳しい。

29) 道光九年（1829）十一月十一日全羅道羅拜島漂着船（『備邊司臚録』第二百十八冊、純組三十年庚寅正月二十日條、刊本22冊、103～104頁）

全羅道珍島郡羅拜島漂到大國人情別單

問、你們一路上很辛苦。

答、萬死餘生不足辛苦。

問、你們居在何省何府何縣。

答、山東省登州府文東縣人。

問、何月日因何事往何地方、何月日漂到我境。

答、我們帶錢十四吊六百零質綿布涼花次、去年十月十七日自文東縣、乘□往南城、當日到  
中洋、風浪大作、折帆竿缺錠枝、十一月十一日止泊 貴國地方。

問、自遭風至止泊、至為二十四日之多、其間漂在何處、吃過何物耶。

答、出沒大洋、不省何地方住幾日、而所吃、不過黍米及黃豆。

問、山東縣離登州府水旱路幾里地。

答、旱路四百餘里、水路不知。

問、山東縣離北京水旱路幾里地。

答、不曾走過、未省多少程途。

問、文東縣距南多少路。

答、旱路一百里、水路比旱路差大、而為使□運貨、每從水路來往。

問、你們各言姓名年紀。

答、王箕雲年三十九

劉清善年三十八

問、在民麼、在旗麼。

答、都是民家。

問、你們同□祇此兩人耶。

答、我們兩人及王箕星合三人同為乘□、遇風漂□之際、箕星神心昏絕、十月二十九日竟死  
不救。

問、箕星年紀年少、與箕雲為親戚麼。

答、箕星年四十四、是雲箕之親哥哥。

問、箕星既已作故、屍在何處耶。

答、旅櫬路遠難返、故已為埋葬 貴國地方。

問、箕星異域身沒、甚屬可憐、有妻子否。

答、有妻有子三人。

問、你們所乘□、是官□麼、私□麼。

答、王箕雲出銀四十兩、買得私□。

問、有□票耶。

答、做賣買小□、本來無票。

問、山東省去年年成怎麼樣。

答、七八分年成。

問、你們帶來十四吊六百兩錢、果係何人之物、現在何處耶。

答、是王箕雲兄弟之錢、而今蒙 貴國運致、方此帶去。

問、你們既從旱路、□隻例當燒火、粧□鐵物、為幾斤置何處耶。

答、船隻果已燒火、鐵物六十斤亦從 貴國指揮、今方帶去。

問、你們漂蕩大洋、又此跋涉、當寒凡節、必多虧損。

答、俺們星運不幸、自分必死、幸到 貴國、得保殘命、又况頻賜衣食、曲加接濟、厚恩大德、河海難量、此生何日報答其萬一、惟願以此意、幸為轉 達云云。

29) は道光九年(1829)十一月十一日に羅拜島に漂着した山東文東縣の商船の資料であるが、清代に登州府にあるのは文東縣ではなく文登縣の方であるため<sup>12)</sup> 同船は登州府文登縣の船と思われる。同船は文登縣より錢帶をもって江蘇省海州の南城鎮に行った商船と思われる。『同文彙考』原統編、漂民五「報珍島漂人押解答」(41丁表~42丁裏)に関係記事がある。

30) 道光十六年(1836)十月二十九日全羅道黑山島漂着船(『備邊司謄錄』第二百二十五冊、憲宗三年丁酉三月十七日條、刊本22冊、839~842頁)

全羅道羅州牧黑山島漂到大國人問情

問、你們大洋漂流、能免淹沒、而亦無疾恙否。

答、一人病故、三人中路得病、尚今未差、餘人俱幸免恙。

問、三箇病人症形、不甚危。

答、不甚緊重。

問、你們是那裏人。

答、是大清國福建省漳州府詔安縣人。

問、是民家耶、旗下那。

答、是民家。

問、何年月日、因何事、往何處、遭風到此。

12) 『清史稿』卷六一、地理志八、山東登州府の條。

答、去年五月十八日、自詔安縣出□、同日到廣東省潮州府饒平縣裝糖、二十四日出海口、七月初一日、到天津府賣糖裝酒、九月十一日出口、十七日到寧遠州裝豆棗、二十九日發□回家、十月十六日遭風、二十九日巳時量、漂到貴境。

問、十月十六日遭風、二十九日泊於我境、則其間十三日、在於何處。

答、海面漂流。

問、詔安縣管於福建省、饒平縣管於廣東省耶。

答、然也。

問、死者姓名及各人姓名年紀并說、與我聽。

答、□主沈拙年四十五。

舵工吳權年四十五、此是中路身死者。

沈褚年四十八

沈阿大年三十八

沈恭年四十一

沈扁年三十九

沈潤年四十五

沈愈年三十六

林愛年三十九

鍾喜年三十六

鍾朝年四十五

傅鵠年四十七

傅勵年四十

鍾粒年三十四

何羣年三十五

傅昭年三十三

吳愿年三十九

陳白年四十六

吳冗年三十五

沈塩年六十二

沈鴨年四十九

沈豆腐年三十九

沈鷄年四十四

沈捌年四十二

方扁年五十三

徐抱年五十一

徐希荐年三十四

黃濶口年三十六

沈暢年三十二

沈永年四十九

吳駟年三十七

謝勇年二十九

客商徐時年四十八

沈茶花年三十

何山年三十五

何詩年四十四

傅習年五十

沈軟年二十七

陳的年三十七

何鳥楮年四十

林怡年二十七

黃計年二十四

問、吳權、因何病致死於向地、而或有遠近族黨同來者耶。

答、吳權、以腹漲症、去年九月二十八的死於寧遠州、而吳駟、是此人再從弟。

問、吳權、父母兄弟妻子皆有否。

答、父母已故、兄弟無、只有妻子。

問、你們、有甚東西帶來耶。

答、黃豆八百十石、菘豆六十五石十一斗、黑豆二石十四斗、白豆十二石八斗、黑棗三十石左右、燒酒五十壺、而黃豆四百餘石、菘豆四百餘石、酒十餘壺、棗十餘石、漂流時卸解也。

問、是官物耶、私物耶。

答、是私物。

問、更無甚東西否。

答、有金佛像五座、各人銀子八千二百八十九兩、錢一千二百三十九兩。

問、金佛、是甚麼佛。

答、是天后聖母娘娘。

問、你□有何公文耶。

答、有三張□票。

問、三張□票、是何處成出耶。

答、□票照票一張、詔安縣成出、執照票一張、寧遠州成出、印單票一張、詔安縣下官掌□

司成出者也。

問、造□為幾年、價為幾何。

答、造成為十七年、而價銀一萬五千兩。

問、詔安縣文武官幾員。

答、文官一員、武官一員。

問、漳州府文武官幾員。

答、不記數。

問、寧遠州文武官幾員。

答、不知。

問、自詔安縣距饒平縣幾里。

答、詔安縣饒平縣交界三十里。

問、詔安縣距漳州府、水旱路各幾里。

答、旱路二百四十里、水路順風二天可到。

問、自詔安縣距寧遠州水旱路各幾里。

答、旱路七千餘里、水路不知。

問、自詔安縣、距天津府、水旱路各幾里。

答、旱路六千餘里、水路不知。

問、自詔安縣、距皇城、水旱路各幾里。

答、不知。

問、你們南□去年年成、何如。

答、有年。

問、你們萬里漂到之餘、艱辛到此、前路又遠、極可憫、而給衣給糧、即我國慰遠人之至意、放心前去、好好還家。

答、我們萬死餘生、漂蕩大海、得到貴國、保此殘命、已極天幸、而賜衣賜食、慰恤備至、從此可以生還故土、之恩之德、山高海深、自顧此生、無可報答、只切感泣而已。

30) は道光十六年(1836)十月二十九日に黒山島に漂着した漳州府詔安縣の船の資料である。同船は福建省詔安より出帆して南に隣接する広東省饒平縣において糖貨を積載し、天津に行って売却し、酒を載せ、さらに盛京省錦州府寧遠州に行き、豆・棗等の貨物を載せ帰帆中に漂流した商船である。『同文彙考』原編続、漂民六「報黒山島牛耳島兩処漂人押解咨」(2丁裏～4丁表)中に後掲の31)と同じ咨文中に關係記事が見える。

31) 道光十七年(1837)二月十七日牛耳島漂着船(『備邊司謄録』第二百二十五冊、憲宗三年丁酉三月十七日條、刊本22冊、842～844頁)

牛耳島漂到人間情

問、你們、是那裏人。

答、是大清國鳳凰城首陽府首陽縣城外入。

問、你們、以何事、何年月日往何處、遭風到此。

答、前年十月十三日乘□出口、同日到錦州府丕水湖賃□、二月初三日自丕水湖還家、同日到中洋、遭西北風、十七日到貴境。

問、你們十月十三日發船、十二月初三日遭風、則其間四十九日、住何處。

答、我們俱是賃□過活之人、初持空□、到錦州府賃與商人裝載穀物、到丕水湖運給商□、故其間多日、住在那裏。

問、運給之穀、是何穀、商人為誰。

答、穀是青豆、商人數多、不記誰某、而其中一人、同騎我□運穀也。

問、諸商人俱係何地方人。

答、是寧波府人。

問、你們、自丕水湖還家時、載有何物。

答、沒有。

問、丕水湖是何地方。

答、是錦州府海關口也。

問、你們乘□時、人數幾何、亦無疾病滄死之患否。

答、是我等三人、而幸免疾病。

問、你們是旗人、是民家。

答、是民家。

問、你□、是公□、是私□。

答、是劉星日、私□。

問、你□、有公文耶。

答、是小小私□、本無公文。

問、你們姓名云何、年紀多少。

答、船主劉日星年三十五。

舵工劉士元年三十九。

胡天宗年二十一。

問、兩劉姓同、或是眷黨否。

答、只是姓同。

問、首陽縣文武官幾何。

答、文武官各一員。

問、錦州府文武官幾員。



答、不知。

問、首陽縣距錦州府、水旱路各幾里。

答、旱路二百六十里、水路一百二十里。

問、自錦州府、距丕水湖、水旱路各幾里。

答、旱路、水路一百二十里。

問、首陽縣距丕水湖、水旱路各幾里。

答、旱路一百四十里、水路一百十里。

問、自首陽縣距皇城、水旱路各幾里。

答、不知。

問、你□已為燒火、而裝船鐵物為幾斤、並帶來否。

答、小□也故元無。

問、你們三人、跋涉辛苦、前路尚遠、是可悶也。

答、我們漂流餘喘、幸賴神佑、到泊貴境、厚衣厚饋、生還有期、恩澤深厚、天地與同、倘到家國、只當沒齒不忘。

31)は道光十七年(1837)二月十七日に牛耳島に漂着した盛京省治下の賃船の資料である。『同文彙考』原編続、漂民六には先の31)と同咨文中(2丁裏～4丁表)に関係記事が見える。同咨文によれば、同船の乗船者3名は文字が読めず、31)の船主沈拙が問情の際に便宜を計ったことが知られる。そのためか3人の居住地が「首陽府首陽縣」と31)にも咨文中にもある。清代にはこのような地名は無く、福建人沈拙の聞き取りの際に誤ったものとも思われ、同地はおそらく奉天府遼陽州のことであろう。

32) 道光十九年(1839)十一月二十六日全羅道慈恩島漂着船(『備邊司謄録』第二百二十八冊、憲宗六年庚子二月初一日條、刊本23冊、175～176頁)

全羅道羅州牧慈恩島漂到大清國山東省登州府黃縣縣人間情別單

問、你們萬里漂泊之餘、能免疾恙麼。

答、幸免疾恙。

問、你們是那裏人。

答、是大清國山東省登州府黃縣縣人。

問、你們因何事、那一個月日、往何處、因何到此。

答、我們十一個人、裝糧□、去年九月二十九日從本縣發船、要往奉天省、十月初十日到巖河口、水漸滿江、不能前進、還到小平島外洋、十一月二十三日遭了西北大風、二十六日夜半漂到 貴國地方、船隻俱破了。

問、十月初十日、自巖河口回船、十一月二十三日到小平島遭風、則其間四十二天呢、卻在

那個地方做甚麼。

答、自巖河口發船、同日到金州口、住二十二天候風、十一月初三日開船、十三日到了小平島候風、住十日放洋、就遭風了。

問、巖河口、金州口、小平島、俱係甚麼地方呢。

答、關東省奉天府所管也。

問、自黃縣縣、到小平島、水旱路共幾里。

答、旱路六百餘里、水路不知道了。

問、你們十一個人姓甚名誰、年紀多少、居住何處。

答、舵工徐天祿年五十二

水手由永成年四十三

張永成年五十九

姜志祖年二十八

由士國年五十四

王付玉年四十六

劉永齊年四十

張培五年三十九

馬其清年四十四

馬其源年二十六

肖日紅年三十六、都在黃縣城外住。

問、你們既要裝糧、則有甚銀貨帶來麼。

答、帶得銀子一百兩、銅錢一百一十吊、是船主劉增三的東西、船破時都落下水裏、盡失無餘。

問、劉增三怎麼沒有來到麼。

答、父喪不來。

問、再有甚麼東西麼。

答、只有一座銅鑼。

問、你們有公文沒有。

答、有一張。

問、票文中只書五人、而六人加來何故。

答、票上雖只五人、十個人亦可以載得。

問、徐天保、以天祿書示何故。

答、天保本名天祿、而代□主來也。

問、你們□公文、是何處成出、□隻、是官舡啊、是私舡啊。

答、公文是黃縣縣成出、□是公□。

問、你們或有親眷同來麼。

答、只有馬其清、其源、是兄弟也。

問、你們從陸上來之時、□隻呢怎麼樣。

答、起身時候、都燒火了。

問、□既燒毀、則裝□鐵物帶來麼。

答、鐵物三百二十九斤六兩帶來了。

問、黃縣縣到奉天省、水旱路多遠。

答、水路不知、旱路三千里。

問、自黃縣縣到山東省、水旱路共多遠近。

答、旱路九百餘里、水路呢沒有。

問、自黃縣縣到皇城、水旱路幾里。

答、旱路一千四百五十里、水路呢沒有。

問、黃縣縣官員、是文官麼武官麼。

答、七品文官。

問、給衣給糧護送出境、即我 國家綏遠之德意、你們認得麼。

答、我們萬死餘生、得到 貴國、賜衣賜食、一路將護、從此可以生還故土、 貴國恩德、山高海深、無以稱謝云云。

32) は道光十九年(1839)十一月二十六日に慈恩島に漂着した山東黄縣の商船の資料である。同船は黄縣より出帆して盛京省の巖河口(不明)に行き河口が泳結していたため旅順の小平島へ行き、その後漂流したのである。『同文彙考』原編続、漂民六に「報羅州漂人押解咨」、「盛京礼部知会賚咨官賞銀出送咨」、「回咨」の三件(6丁表~7丁裏)の関係資料が知られる。咨文では漂人の代表を王付玉とあるが、32)により徐天禄が舵工で、王付玉は水手の一人であったことがわかる。

33) 咸豊二年(1852)十一月十一日忠清道安興鎮漂着船(『備邊司謄録』第二百三十九冊、哲宗三年壬子十二月二十五日條、刊本24冊、504~506頁)

忠清道泰安安興鎮、漂到大國人、問情別單。

問、你們漂泊之餘、尋喫辛苦、能免疾病否。

答、辛苦辛苦、疾病的也有、滄死的也有。

問、你們共幾人。

答、俺等共六個人內、一人滄死、一人有足病、幸蒙貴國官人、特賜藥料、漸至好了。

問、滄死之人、聞其惻然、屍身亦已拯出否。

答、漂蕩之際、各自求生、拯出不得。

問、你們是那裏人啊。

答、山東省登州府人。

問、你們是民人麼、旗人麼。

答、都是民家。

問、你們船、是官船麼、私船麼。

答、私船。

問、有船號與船票麼。

答、似此小船、原無船號與船票。

問、你們姓甚名誰、年紀多少。

答、船主朱守賓年五十三、舵工王湖年二十五、王日安年三十九、馬月年五十、張福年五十七、滄死人朱守本年六十二。

問、你們中可有同姓者、果是同宗麼。

答、姓朱的兩個人、是同宗、姓王的兩個人、是不同宗。

問、你們因何事、何月何日、開船往何處、何日遭風、漂到我境麼。

答、俺等以賣魚為業、本年九月初六日、開船往關東老口灘、裝魚發賣於各處、十一月初六日、將向關東金洲地、忽遭大風、同月十一日、漂到貴境。

問、魚價為幾何。

答、二百四十二吊。

問、此外還有甚麼帶來的物件麼。

答、有書信十二封。

問、書面姓名、俱係何人、而逢於何地、受此書信麼。

答、登州人、逢着俺等於關東地區、要報家信者也。

問、聞你們有賣買賬本、而無識字之人、何也。

答、識字的、即滄死人朱守本也。

問、登州府、距皇城為幾里。

答、一千五百里。

問、有幾員官員麼。

答、官員是大人一位、老爺三位。

問、你們地方、幾分年成、所產何物。

答、五六分年成、土產是綿花。

問、你們帶來物件俱全麼。

答、所裝的魚呢、漂蕩之際、或恐船重、投之水中、其外物件、沒有遺失的。

問、你們願從旱路、朝家特加矜念、供餽禦寒之節、令地方諸官、從厚備給、以示柔遠之意、果無飢寒之苦、而一路上好好的回去罷。

答、俺等、以萬死餘生、幸泊貴境、得保殘命、衣之食之、優恤曲至、貴國之德、山高海深、俺們一路回去、惟有攢手頌祝而已。

33) は咸豐二年（1852）十一月十一日に忠清道安興鎮に漂着した山東登州府の魚商の船である。

『同文彙考』原編続、漂民六に「報泰安漂人押解咨」（28丁表～29丁表）が見えるが33)の方が詳細である。

34) 咸豐五年（1855）正月十四日全羅道珍島漂着船（『備邊司謄録』第二百四十二冊、哲宗六年乙卯五月二十日條、刊本24冊、785～787頁）

全羅道珍島郡南桃浦漂到大國人問情別單

問、你們是那裏人。

答、大清國江南省蘇州府崑山縣人。

問、你們那個月坐舡、往那個地方、怎麼到這裏。

答、去年六月、裝皇糧到天津、交卸回到山東烟台鎮、裝烏棗客八人、去年十二月初一日、開舡入洋、被西北風、刮到外山、正月初十日開舡、又遭大風漂蕩到此。

問、你們到外山、留着四十餘日、外山是甚麼地方。

答、有島中人、送柴送水、他說是安摩島、我問他國名、他說、不知道、但人物衣服、與這裡人一樣。

問、你們大洋漂泊之餘、都無疾病麼。

答、萬死餘生、幸存性命。

問、你們三十一個人姓甚名誰、年紀多少。

答、舵工馬得華、年六十三

水手全 元、年三十五

陸廷春、年五十九

陸秀安、年三十八

徐天寶、年三十七

陳聚金、年二十八

錢和尚、年二十八

錢漲發、年三十九

以上八個人、都住上海縣。

朱茂和、年三十四

曹口叔、年三十五

郭和尚、年三十二

卞順郎、年三十三  
莊網網、年三十五  
黃升郎、年二十六  
黃正發、年二十五  
耆民沈載賡、年三十二  
副舵錢眷眷、年二十九  
水手董永全、年三十四  
陳和尚、年三十八  
施師太、年三十九  
施順發、年二十九  
陳景和、年五十二  
毛全郎、年二十七

以上十五個人、都住崇明縣、烏棗客。

郭德章、年三十七  
杜佩珍、年三十八  
楊秀東、年四十  
李鏡、年五十四  
李梅年、年五十七  
張炎茂、年五十三  
王兆嵐、年二十五  
孫承緒、年三十一

以上八個人、都住山東省東昌府聊城縣。

問、你們、在旗在民啊。

答、民人。

問、你舡、是官舡、是私舡。

答、裝運皇糧回來、從便貿易為商。

問、誰是舡主、有舡票麼。

答、舡主龔潤甫、在家不來、有四張公文在此、江蘇省糧道執照票一張、崑山縣發給執照票一張、江蘇太倉府護照票一張、天津府完照票一張。

問、公文中載錄二十一人在內、今此十個怎麼加來。

答、錢和尚、毛金郎兩人、是水手加來、山東貿棗客八人、都是無公文隨舡。

問、公文二十一名中、五名相左怎麼。

答、顧福義、楊大魁、曹老扣、張坤金、沈小品五人、不願隨舡、以陳景和、郭和尚、曹口叔、施順發、錢漲發、換來。

問、你缸裝甚麼貨物。

答、烏棗一千四百零一包、杏仁五十包、香干（干）八十五包、梨二十五包、槐花四包、紅小荳二十石、荳餅八十三片、粉條三包。

問、誰是貨主。

答、烏棗、杏仁、香干、梨、槐花五種、是烏棗客八人貨物、紅荳、荳餅、粉條、是沈載賡貨物。

問、崑山縣、距北京水旱路幾里、文武官幾員。

答、水路四千二百餘里、旱路三千二百、文官一員、武官二員。

問、崇明縣、距北京水旱路幾里、文武官幾員。

答、水路四千五百里、旱路五千二百里、文武各一員。

問、上海縣、距北京水旱路幾里、文武官幾員。

答、水路四千六百里、旱路五千三百里、文七員、武一員。

問、聊城縣、距北京水旱路幾里、文武官幾員。

答、旱路九百六十里、水路沒有、文武各一員。

問、你們、既從旱路回去、船隻已為燒火、裝缸鐵物共幾斤。

答、鐵物缸主不來、不能詳知。

問、你們、窮途生還、前路絕遠、保重保重。

答、俺們萬死餘生之餘、幸到 貴國、賜衣賜食、恩德如天、頂戴不起云云。

34) は咸豐五年（1855）正月十四日に珍島に漂着した江南崑山縣の商船の資料である。同船の船主は龔潤甫であるが舵工馬得華のもとに「皇糧」を江南から天津に輸送完了して、山東の烟台鎮に行き「烏棗客」の8人と彼等の積荷を載せ帰帆中に漂流した。

『同文彙考』原編続、漂民六に「報珍島漂人押解咨」（32丁裏～34丁表）が見えるが、34)の方が詳しい。

35) 咸豐八年（1858）十一月初六日忠清道熊島漂着船（『備邊司謄録』第二百四十五冊、哲宗九年戊午十二月二十九日條、刊本25冊、312～313頁）

忠清道泰安郡熊島漂到大國人問情別單

問、你們這樣寒天多日漂蕩、能沒有疾病麼。

答、天上見憐、幸免滄死呢。

問、你們是那省那縣的人啊。

答、俺們都是山東省登州府榮城縣民人。

問、你們共幾個人啊。

答、十箇人。

問、你們十箇人姓名年紀各自說罷。

答、舡主劉青雲年十八、舡工王煉芝年三十六、副帆楊喜義年四十、耆民張繼順年四十七、大家孫喜傳年二十五、王世安年十九、王連富年三十四、劉永年年四十九、劉成仁年二十二、周十青年二十八。

問、你們那月那日由那地方開舡、那裏地方做甚麼買賣、到那裏地方遭風漂到啊。

答、俺們裝青豆到奉天府洋河口發賣、回到威海口、十月二十三日開舡、天交二更、風雨很大、浪高如山、不能行舡、帆也、桅也、鐵錨也、舵繩也都去了、隨風漂到 貴國這地方、便是十一月初六日呢。

問、奉天府威海口是甚麼地方。

答、奉天府文登縣河口了。

問、你們地方到奉天府幾里。

答、旱路呢不明白、水路呢一千多里。

問、你們地方到文登縣幾里。

答、一百多里。

問、榮城縣到登州府幾里。

答、四百多里。

問、你們地方到京裏旱路幾里。

答、旱路一千四百里、水路一千里。

問、你們地方有幾品官幾員。

答、七品文武官有。

問、你們地方幾分年成。

答、七八分年成。

問、你們舡是官舡麼私舡麼。

答、買賣舡。

問、衣服鋪蓋器皿外頭、再有別物帶來麼。

答、沒有。

問、你們舡上物件別無漂失麼。

答、桅、舵繩、鐵錨以外、零零瑣瑣的也有。

問、你們現今帶去的鐵物幾件幾斤麼。

答、鐵錨、鐵器、爐餘鐵物通共一千六十斤零。

問、帶來的錢有麼。

答、五百三十五兩八錢八分有。

問、你們到此也是多天、雖有日饋米肉、能免飢寒麼。

答、俺們萬死餘生、特蒙 貴國恩德、保生殘命、生還故土、自顧此生、無可報答、多謝多



謝。

35) は咸豊八年(1858)十一月六日に熊島に漂着した山東省榮成縣の商船の資料である。同船は遼東半島南東部の洋河河口へ行き、その後山東の文登縣威海口に戻る途中漂流したのである。『同文彙考』原編続、漂民六に「報泰安漂人押解咨」(46丁表~47丁表)の関係記事がある。

36) 咸豊八年(1858)十一月初九日忠清道蟻項里漂着船(『備邊司謄録』第二百四十五冊、哲宗九年戊午十二月二十九日條、刊本25冊、313~314頁)

**蟻項里漂到大國人間情**

問、你們多日漂蕩、千萬辛苦、能無疾病否。

答、漂到 貴國、幸保殘命、但同舡中、陳和成項□方濃、官長給藥救療、今幸少可。

問、你們是那裏人。

答、俺們都是江南省松江府上海縣民家。

問、你們何月何日緣何事、何月何日漂到此處。

答、俺們往奉天府裝穀、轉回江南、十月二十三日到山東後山、忽遭大風、失了帆柁、不能使舡、隨風漂盪、十一月初九日到了 貴國地方。

問、裝舡的穀是甚麼穀。

答、黃豆、小米、芝麻、瓜子、豬肉、牛油、胡桃油等物。

問、各樣東西共幾担價錢多少。

答、担數寫在票上、價銀為數千兩、便是王子驥、周萃濤兩人所管。

問、你們共幾箇人。

答、二十一箇。

問、你們姓名年紀都說罷。

答、趙汝林年四十二、何重云年四十一、盛福來年四十五、陳和成年三十九、張和秀年二十九、張炳成年二十八、張和尚年三十二、高永全年十九、陸會生年五十六、張春寶年二十六、趙汝桂年十八、高漢周年五十八、高彭林年三十六、張連元年四十五、陸聖文年二十四、顧咸寶年四十八、范永昌年二十八、唐福全年二十二、朱欽寶年二十五、周子云年二十七、陸田寶年二十九。

問、同姓的很多都是親眷麼。

答、趙汝林、汝桂是伯叔兄弟、陸會生、聖文、田寶也是伯叔兄弟、張炳成、春寶是叔姪、高漢周、周永全是堂叔姪。

問、上海縣到奉天府幾里、到京裏幾里、到山東省幾里。

答、到奉天府水路二千八百里、旱路三千六百里、到京裡三千多里、到山東省水路一千四百里、旱路不明白。

問、你們遭風的時、再有同漂的舡麼。

答、遭風的時候、有別舡三十餘隻呢、俺們失了帆舵、漂盪東來、他舡不知那裏去了。

問、舡號甚麼、舡主是誰。

答、舡號孫壽福、舡主郁恭峯。

問、舡主何不在此。

答、舡主再有五十餘舡、不能出海。

問、你們地方有幾品官。

答、九品武官都是漢人。

問、你們地方土產何物。

已下缺

36) は咸豐八年(1858)十一月九日忠清道蟻項里に漂着した上海の商船の資料である。

同船は船号が孫寿福と吉祥を表しており、船主は50余船を所有する郁泰峯の持ち船であった。上海から盛京省へ行つての帰郷中に漂流した。

『同文彙考』原編続、漂民六に「報泰安漂人押解咨」(47丁表～48丁表)に関連の記事が見える。

37) 咸豐九年(1859)十月二十三日全羅道珍島漂着船(『備邊司謄録』第二百四十七冊、哲宗十一年庚申三月十四日條、刊本25冊、489～490頁)

全羅道珍島郡南桃浦漂到大國人問情別單

問 你們、漂盪之餘、俱無疾病否。

答 一人有病。

問 何病有呵。

答 路上冒風、身上不快、實無為慮。

問 你們、居在何地方。

答 俺們、俱是山東省榮城縣人。

問 你們、何年月日、因何事、往何處、何以到此。

答 去年九月初二日、由榮成俚島口、裝塩魚、到海上縣發賣、候風留住、十月初七日、往江北營船港、裝綿花一百八十二包、桐油二簍、初八日發船回家、猝遇西北大風、二十三日漂到貴國。

問 你們、共幾個人、姓甚名誰、年紀多少。

答 俺們十二人、正舵工曲會先、年三十一、住黃縣、

副舵工胡玉令、今年七十、

水手曲 福、年五十五、住黃縣、

水手曲 桂、年三十八、住黃縣、  
水手李允平、年四十四、住黃縣、  
船主趙立果、年四十一、住黃縣、  
香童王乃福、年二十二、住黃縣、  
飯司曲成林、年四十二、住黃縣、  
水手張雲有、年三十二、住榮成縣、  
鄉導張鳳高、住山海縣、  
客人王相眉、年三十八、住黃縣、  
客人張紹德、年三十四、住榮成縣。

問 你們曲姓四人俱是親戚否。

答 俱是同宗。

問 香童鄉導何名目而客人是何人耶。

答 香童是敬時燒香鄉導是行船指路客人是隨船辦貨。

問 你們是民人麼旗人麼。

答 俱是民人。

問 榮成縣年成何如耶。

答 六七分年成。

問 你們之船官船耶私船耶亦有公文耶。

答 私船而公文有三張。

問 榮成縣去皇城水旱路各幾里。

答 旱路一千八百里水路未詳。

問 你們帶來綿花桐油換銀拿去麼。

答 拿去。

問 船是燒火而鐵物拿去麼。

答 拿去。

問 遠外之人備給衣食即我國盛意你們小心回去。

答 貴國恩德如天無以報答。

37) は咸豐九年(1859)十月二十三日に珍島に漂着した山東榮成縣の商船の資料で、同船は上海に塩魚を売りに行き、江蘇沿海港で綿花等を買求め帰帆途中で漂流したのである。

『同文彙考』原編続、漂民六に「報珍島漂人押解咨」(48丁表～49丁裏)と「盛京礼部知会齋咨官賞銀運便頒發咨」(49丁裏)に關係記事が見える。この2件の咨文中には漂人の代表を王相眉としているが、37)によって彼は同船の船客で、正舵は曲会先であった。

38) 光緒三年(1877)二月十七日仁川府德積漂着船(『備邊司謄録』第二百五十八冊、高宗十四年丁丑三月十六日條、刊本27冊、84~85頁)

仁川府德積漂人間情別單

問、一路辛苦。

答、喫苦不少。

問、你們是哪國人。

答、大清國人。

問、你們是民人哪、旗人哪。

答、我們是民人。

問、姓名甚麼。

答、李培增。

問、多大年紀。

答、今年三十八。

問、他們兩個人姓名甚麼、多少年紀。

答、一個是親兄弟培戴、今年二十三、一個是戚上玉、今年三十一。

問、你們住在那個地方。

答、我們住著登州府文東縣。

問、你們在那個月開船哪。

答、上臘月二十六開船登州海洋、今年二月十二隨風、漂到貴國黃海道延坪海中、大船致敗、所以我們三個人、上小船、十七到這海邊。

問、你們船上的、一共幾個人哪。

答、一共九個人、裡頭五個人麼、不知道死活、大船也、不知道哪裡壞光、一個死的方老九帶來、埋葬海邊。

問、你們做甚麼賣買。

答、打魚生活。

問、你們有腳疼、能夠騎馬。

答、疼的當不得不敢騎馬、怎麼好。

問、這個衣裳也、各樣東西。國法送你們的明白拿回去罷。

答、多謝多謝、不勝感激了。

問、那個死人也、小船怎麼樣。

答、這一塘、肯不得載不得去、今年七月裡、帶著公文坐大船、再到帶回去。

38) は光緒三年(1877)二月十七日に仁川の德積鎮に漂着した山東登州府文登縣の漁船の資料である。『同文彙考』原編続、漂民八に「報德積鎮漂民入送咨」(5丁裏~6丁裏)が見え関

係記事が知られる。行方不明の5人は「同船參老春、參老玉、姜老成、徐老小、李九成五人」(6丁表)とあり、同船していたもう一人は「方老九一名、為水所凍」6丁表)とある方老九で漂流中に凍死したのであった。

39) 光緒六年(1880)二月初十日全羅道靈光郡漂着船(『備邊司謄録』第二百六十一冊、高宗十七年庚辰五月初五日條、刊本27冊、399~400頁)

全羅道光靈光郡漂人間情別單

問、你們是何國人。

答、吾們是大清國人。

問、你們既是大清國人、則居何地方。

答、住在山東省登州府文登縣。

問、你們緣何事、到我國地界。

答、吾們因山瘦土薄、大海捕魚、不幸天降大風、以致破舡到此。

問、你們捕魚何魚。

答、捕是青魚。

問、我們法意、不許他國人、犯境捉魚、你們何為遠涉險洋、設網於我界。

答、吾們地方、連值歉荒、難於貧寒、冒險到此惶恐惶恐。

問、你們自文登縣、何月何日發舡。

答、本年正月初二日登舡、十二日到貴國古群山鎮鎮北十二里東、二月初九日、被風漂到靈光郡、初十日破舡。

問、你們幾人同行。

答、吾們十人同行。

問、你們十人姓名年紀居住、一一開示。

答、同舡十人孫作雲年四十、孫沛澤三十九、王六年三十、王三年三十四、王七年四十八、戚仁年二十八、邵八年三十八、苗彩年二十七、徐曾年二十、黃玉年二十九、同住威海鎮。

問、威海鎮何地方。

答、文登縣蔽管地名。

問、你們自古羣山、何月何日、從旱路到此。

答、吾們前月十九日離發。

問、你們沿路好來耶。

答、吾們一路無事、本月初二日、到龍仁縣黃玉一人、猝得身病、今則少差、多幸多幸。頒賜物種、一一分給、則萬萬惶感云云。

39) は光緒六年（1880）二月十日に靈光郡に漂着した山東文登縣の漁船の資料である。『同文彙考』原編続、漂民八に「報靈光漂民入送咨」（8丁表～裏）が知られるが、39)の方が詳しい。

40) 光緒六年（1880）十月初二日庇仁縣漂着船（『備邊司謄録』第二百六十一冊、高宗十七年庚辰十一月初九日條、刊本27冊、444～446頁）

庇仁縣漂人間情別單

問、一路辛苦啊。

答、喫苦不少。

問、你們是何國人、通共幾箇人哪。

答、我們十個人、是大清國人、那個十四個人、并兩個女人、一個幼男、是暹羅國人、通共二十七人。

問、你們大清國人、住在那個地方。

答、我們九個人、住在廣東省潮州府汕頭埠、一個人、住在海南。

問、潮州府距 皇城多少路。

答、住在遐方、不知 皇城程途幾里。

問、海南距潮州府幾里。

答、距潮州府南四千里。

問、你們甚麼緣故、與那暹羅國人、一同騎舡。

答、以做買賣緣故、今年五月初四日、在暹羅國、發舡前往山東烟台地方、收買貨物、又往山東營口地方、買豆裝載、要回潮州之致同、載暹羅國十七人、作為舡格、使之行舡。

問、你們中國人、是民人是旗人。

答、我們都是民人。

問、你們各人姓名甚麼、年紀多少。

答、許必濟年三十四、吳丁年三十一、許長庚年三十九、陳保年四十五、陳□年三十九、陳巧年二十九、李青年二十九、吳程年二十四、陳雷年三十九、貞興年二十五。

問、暹羅人姓名年紀。

答、毛紅年五十二、王棕年三十九、膠習年三十、綠豆年二十一、銅鈴年三十九、總舖年二十三、番毛年二十七、番不年二十八、番德年三十、番甘年三十、番炎年二十二、番兵年二十五、番月年三十九、番旺年二十九、以上十四人、都是舡格、一女人是番班年二十四、毛紅之妻、一女人是番只年二十五、番月之妻、一幼男是毛彬年二歲、毛紅之兒子。

問、自潮州府、往暹羅國、相距幾里。

答、一萬四千里水路。

問、你們在哪個海面、遭風漂到這裡。

答、我們今年五月初四日、從暹羅國發舡回來之路、九月二十九日、在山東洋面、忽遭颶風、舡隻破碎、僅駕從舡、漂蕩到這裡。

問、你們既在海面、漂泊多日、沒有滄死與害病之人麼。

答、暹羅國人一名名叫番、合的不幸、落水滄死、我們仗著貴國福庇、幸免盡死了。

問、你們見有甚麼帶來的東西麼。

答、媽祖神像一位、係是舡上供養祈禱的、再有紅蓼九櫃、從營口買來的炒餅六匣、洋毛褥五件、兩傘二柄、環刀二柄、斧子一柄、白米一袋、布被二件、軋飯一袋、洋鍬小匣二箇、琉璃壺一箇、銅碗一箇、銅茶罐一箇、洋鐵筒一箇、并舡上雜用傢伙一狗一貓。

問、這箇衣裳等件、自我 朝廷、特給你們、柔遠之意好將去罷。

答、多謝多謝、沿路上多蒙貴國官弁格外顧助、今又蒙如此鴻恩、得返故土、貴國盛德厚澤、實在難忘了。

40) は光緒六年(1880)十月二日に庇仁縣に漂着した広東省潮州府汕頭の船の資料である。同船は汕頭からシヤムへ行き、その後山東の烟台、そして盛京省の營口に行つて豆貨を買い求め、潮州に帰帆中に漂着したのである。40) には庇仁縣への漂着月日を記していないが、それは『同文彙考』原編続、漂民八「報庇漂民入送咨」(9丁裏~10丁裏)によって知られる。

### 3 「問情別單」より見た清代海上貿易

上掲の40件の「問情別單」に見られる中国帆船の朝鮮半島漂着の記録は各資料とも詳細な当時の実情を記録していると思われる。これら漂着船は船籍により整理すると表7のようになり、大別して中国大陸沿海を主とする船と、明らかに海外貿易を目的とした船とに分けられる(表8参照)。そこでこの二様の船舶を中心に海上貿易の実情を明らかにしてみたい。

#### (1) 沿海貿易

清代前の沿海貿易の資料として1)が知られる。これについては、『明実録』神宗実録、万曆四十六年(1618)八月壬午(二十六日)の条に、  
朝鮮國王李珣發還漂海人丁。時福建商民薛萬春等四十一人、浮海商販、於七月十九日、在福建沙埕洋中遇風、以七月二十七日晡、漂至朝鮮。國王資給遣還、具本奏知。上命解發福建巡撫衙門審無通販情弊、即便省發。

表7 「問情別單」に見る漂着中国帆船船籍別表

省名	船隻	沿海	海外	漁船
山東	13	10	0	3
江蘇	11	10	1	0
福建	10	7	3	0
盛京	2	2	0	0
浙江	2	2	0	0
直隸	1	1	0	0
広東	1	0	1	0
合計	40	32	5	3

とあるように、この実録の詳しい内容が、1)により補われ明末期、福州の船商が沿海貿易をおこなっていたことが知られるのである。「問情別単」に見える清代最初の沿海貿易船の記録は資料4)であり、康熙四十五年(1706)のものである。そして、このなかでも山東、江蘇、福建省に船籍を有する37艘の「問情別単」が重要と思われ、とりわけ琉球への漂着船<sup>13)</sup>では触れることの少ない山東船の場合から述べてみたい。

①山東船籍の沿海貿易船

山東省に船籍を有する沿海貿易船は資料4)、10)、15)、16)、21)、29)、32)、33)、35)、37)の計10件がある。これらの沿海貿易の航行地点を見るに、江南方面のものは4)、29)、37)の3件で他は近海及び渤海沿岸から遼東半島沿岸の東北地区である。山東省の地理的状況から東北方面と密接な関係にあったことはこれら漂着船の状況からも知られる。

それでは東北地区へ航行した目的は何であったかを見るに、福山船籍の10)、15)の内、10)は奉天府へ「買米」のためであり、15)は金州府へ「各様穀子、及山繭、涼花等物」を買い求めるためであった。蓬萊船籍の16)、21)については16)が奉天府において「糧柴」を買い求め、21)は山東省登州府寧海州の商人に傭船され奉天府において「高糧・包米・繭包」等を買求めに行った船である。

32)の黄縣船籍の船は「糧」を装載して奉天省に行こうとしたのであるが、河口水結のため金州を経て旅順の小平島に行ったのである。

33)の登州府の船は「以売魚為業」とあるように魚を販売するため、その仕入れ先は「関東老口灘」であって、そこから沿海各地を転々と販売していたのである。

35)の登州府榮成縣船籍の船は、青豆を装載して奉天府の洋河口に行ったが、その洋河口とは遼東半島南部の大孤山の洋河口のことであり同地へ行き、その後、威海衛に帰帆する途中漂流したのである。

民国『錦縣志』卷十三、交通、商港の条に、俗に東錦州と呼ばれていた馬號溝海口の入港船について、

其進口船隻、來自天津、山東兩處、曰衛船、曰登郵。入口貨爲天津、山東兩處之麥、出口貨以雜糧爲大宗。

とあり、同書、俗称、西錦州の天橋廠海口にも進港の帆船の内、

山東曰登郵。

とあるように、山東方面からは一般に登郵と呼ばれていた民船が東北地方沿海に進出していたようであり、これらの積荷は山東からの麦を主とし、東北からは諸々の穀類等であったことが知られる。

13) 松浦章「十八～十九世紀における南西諸島漂着中国帆船より見た清代航運業の一側面」、本書第1編第3章参照。



おそらく、上記の10) 以下の東北地方との間で沿海貿易をおこなった商船は山東方面の「登郵」と呼ばれた民船に類するもので、その主要な貿易は穀類を中心とする交易であった。

これに対し江南方面とは4)、29)、37) に見え、4) の萊陽縣船籍船は、

持黄豆・紫草・杏仁・防風・白蠟・繭・鹽猪等物、往蘇州買來青藍、各色布、甕器・綿花等物耳。(資料4)

とあるように、黄豆等の穀類他、薬材等の一次生産物を主として積込み、蘇州へ行って反物、甕等の二次製品を持帰っていたのである。

表8 「問情別単」に見える漂着中国帆船表

資料	西曆	中国曆	船主又船戸	船籍	船行地名	乗船者数	船員	客
1	1617	万曆45	薛万春	閩縣	福建→寧波府→福建	41	14	26
2	1687	康熙26	顧如商	蘇州府	蘇州→日本	67	—	—
3	1704	43	王富	泉州府	泉州→日本	116	—	—
4	1706	45	車瑄	蓬萊	萊陽→蘇州	13	9	3
5	1713	52	王裕	同安	泉州→日本	42	—	—
6	1732	雍正10	夏一周	南通州	南通州—山東→閩東	16	16	0
7	1760	乾隆25	林福盛	同安	泉州→山東→泉州	24	19	5
8	1762	27	孫合興	寧波府	寧波→上海→山東	22	19	3
9	1763	28	楊難	崇明	崇明→閩東・海州	10	—	—
10	1774	39	曲欽一	福山	福山→奉天	25	25	0
11	1777	42	趙永礼	寧海	寧海→山東	7	7	0
12	1777	42	秦源順	崇明	崇明→天津	15	13	2
13	1777	42	金長美	天津	天津→広州→天津	29	24	5
14	1786	51	張元周	榮成	漁船	4	4	0
15	1791	56	安復樑	福山	福山→金州	21	16	5
16	1794	59	邱福臣	蓬萊	登州→奉天	51	7	44
17	1800	嘉慶 5	唐明山	南通州	南通州→萊陽	7	7	0
18	1805	10	傅鑑周	宝山	上海—天津→山東	22	21	1
19	1808	13	龔鳳来	元和	上海—南通州→膠州	16	16	0
20	1808	13	陳仲林	鎮洋	江南→閩東・金州	13	13	0
21	1808	13	阮成九	蓬萊	寧海州→奉天	40	26	14
22	1813	18	黄万琴	同安	泉州—台湾→天津	22	20	2
23	1813	18	黄全	海澄	同安—台湾—上海→西錦州	47	36	11
24	1813	18	黄宗礼	同安	同安—天津→錦州	73	50	23
25	1819	24	吳永泰	海澄	海澄→西錦州	30	30	0
26	1824	道光 4	石希玉	海澄	海澄→蓋平	37	37	0
27	1824	4	潘明顕	丹陽	青口—上海—閩東→上海	14	14	0
28	1826	6	朱和恵	鄞縣	鎮海—天津→山東	16	16	0
29	1829	9	王箕雲	文登	文登→南城(江蘇)	3	3	0

30	1836	16	沈拙	詔安	詔安—饒平→天津	44	34	10
31	1837	17	劉日星	首陽	首陽→錦州	3	3	0
32	1839	19	徐天祿	黄縣	黄縣→奉天	11	11	0
33	1852	咸豊 2	朱守賓	登州	登州—老口灘→金州	6	6	0
34	1855	5	馬得華	崑山	江南—天津→烟台	31	23	8
35	1858	8	劉青雲	榮成	榮成—洋河口→威海口	10	10	0
36	1858	8	趙汝林	上海	江南—奉天→江南	21	21	0
37	1859	9	曲会先	榮成	榮成—海上→江北營	12	10	2
38	1877	光緒 3	李培増	文登	登州、漁船	3	3	0
39	1880	6	孫作雲	文登	文登、漁船	10	10	0
40	1880	6	許必濟	汕頭	広東—暹羅→烟台	27	10	17

(注) 航行地名中の—は航行の完了を示し、→は航行の途中を示す。

29) は登州府文登縣船籍で、「帶錢十四吊六百零」とあるように、綿布、涼花を買い入れるため文登縣より「南城」に行った船である。南城は江蘇省灌雲縣北の、現在の連雲港市の近郊の「南城鎮」のことと考えられ、同地へ先の物を交易に行ったものと思われる。

37) は榮成縣の船で塩魚を載せ上海方面でそれを販売し、長江より北の沿海港で「綿花一百八十二包、桐油二簍」を買い入れ帰帆しようとした船である。

この他、山東船籍船としては14)、38)、39) の三艘の漁船が知られる。三例とも近海漁業の一例となる資料で、同村の居住者を中心に親子兄弟、同族を中心とする漁業従事者の一端を知りうる事が出来るものである。

以上のように山東船籍の船は東北方面の沿海地区を中心に、山東半島以南の江蘇沿海地区から長江口までを貿易活動の舞台としていたことが知られるであろう。

## ②江蘇船籍の沿海貿易船

江蘇省に船籍を有する船は資料2)、6)、9)、12)、17)、18)、19)、20)、27)、34)、36) の11例が知られ、この内海外貿易を目的とした2)を除き残り10例の沿海貿易の状況を見るに、主に山東沿海港や天津と関東即ち東北沿海港に集中しているのである。

さらに、船籍を有する地域も崇明、南通州、宝山、元和、上海等と清代において船商を多出した地域<sup>14)</sup>であり、事実、この「問情別単」においても36)に、上海から奉天府へ行き、その帰帆中に朝鮮国に漂着したのであるが、この船の船号と船主を聞かれ、

舡號孫壽福、舡主郁泰峯。(資料35)

と答えていて、孫寿福という吉祥名を付けた船であり、その船主は郁泰峯であった。そして彼

14) 松浦章「清代江南船商と沿海航運」『関西大学文学論集』34巻3・4号、1985年3月。松浦章『清代上海帆船航運業史の研究』関西大学出版部、2004年11月、42～60頁。

が同船していない理由として、

船主再有五十餘船、不能出海。(資料35)

とあり、船主はさらに50隻余もの船を所有しているため乗船が不可能であるとしていることから知られるように、50隻余もの船舶を所有する船商であったのである。

江蘇省船籍の船が貿易対象港とした一つに膠州があるが、民国十七年(1928)の『膠澳志』巻六、交通志四、航運の「沙船」について、

江蘇境内之船、多屬於此。概屬平底。是其構造之特徴、分大中小三級、大級者往來上海、容量約二千五、六百擔、船員二十人内外、裝來之貨、多爲棉花、空船開回爲常。中級者容量一千五百擔、船員十五、六人、大都内鹽城、海州、裝載棉花・芝麻進口、歸程則載洋廣雜貨、火柴、荳油出口。小級者六百擔左右、船員六名上下、由青口・海州、裝載胡桃・芝麻・穀類進口、秋季則裝水菓出口、其餘季節、無貨則空船開回。

とあり、民国初期の状況であるが、清代においても同様であったと思われる。山東方面及び東北地区へも多くの沙船が進出していた状況が知られるであろう。

### ③福建船籍の沿海貿易船

福建船籍の沿海貿易船は明代の1)を除き資料7)、22)、23)、24)、25)、26)、30)の7例を数えるが、これらの例は既に触れた<sup>15)</sup>福建沿海船の場合と多く齟齬するものではないが、広範な沿海活動をした22)、23)、30)の3例について触れてみたい。

22)は福建省泉州府同安縣の船で、嘉慶十八年(1813)五月二十八日に、

往臺灣、裝載糖屬、八月十四日到天津卸下、又自天津貿載紅黑棗、乾葡萄、酸乾、乾小魚、白米、燒酒、要回福建。(資料22)

とあるように、台湾へ行って砂糖を積み込み、八月十四日には天津でそれらを荷卸しし、同地から紅棗等の積荷を載せ福建に帰帆したものである。

同様な例は23)にも見られ、海澄縣靜字一七四九号船は同嘉慶十八年(1813)四月七日に、

自同安縣往臺灣府、裝載糖屬、五月十五日、往江南松江府上海縣、交易茶葉、七月初六日、又自上海縣往奉天省西錦州、交易後、販載黃豆一千石、白米十二包、鹿肉餅八包、牛筋五包、木耳七包、遠志十包、甘草十五包、丹蔘五包、赤芍藥七包、瓜子三十包、柴胡四包、防風六包、要回本縣。(資料23)

とあるように同安縣より台湾へ行って砂糖を買い積み、それを上海で売却し、上海からは茶葉を買い入れ、今度は茶葉を西錦州へ行って売却し、同地では黄豆等の物品を買い入れて帰郷しようとしたことが知られる。

22)、23)とも同時期の福建船で、両船とも南貨<sup>16)</sup>として台湾で砂糖を買い入れたことで共

15) 本書第1編第3章参照。

16) 本書序論第3章参照。

通し、それらを上海、天津等で売却している。

とりわけ上海については、提督江南総兵官左都督林君陞の乾隆十八年（1753）七月初四日の奏摺に、

查劉河、川沙、呉淞、上海各口、有閩粵糖船、肆伍月南風時候、來江貿易<sup>17)</sup>。

とあるように、長江口の劉河、川沙、呉淞、上海各口には福建や広東からの砂糖を積載した船が旧暦の四、五月頃の南風の吹く時期に長江口の各口に来航し貿易していたと言われていたことと静字一七四九号船の上海への来航の時期とが一致することにより、乾隆期以降、福建船沿海航運の一般的傾向を知り得るのである。

以上の2例が砂糖を台湾に求めたのに対し30)の漳州府詔安縣船はそれを広東省に求めている。道光十六年（1836）五月十八日に、

自詔安縣出船、同日到廣東省潮州府饒平縣裝糖、二十四日出海口、七月初一日、到天津府賣糖裝酒、九月十一日出口、十七日到寧遠州裝豆・棗、二十九日發船回家。（資料30）

とあり、漳州府の詔安縣より広東省の潮州府饒平縣に行つて砂糖を買い求めたのであるが2省にまたがっているものの両縣は隣接しているため詔安より他地方へ行くより都合が良いためと思われる。そしてその砂糖を天津へ運び売却し、帰帆荷は天津と錦州府寧遠州今の遼寧省の興城において買い求めている。

この3例に見られるよう南貨として砂糖を積み込み、上海、天津等で売却し、北貨<sup>18)</sup>を積み込んで帰帆する方法は清代の福建船に一般的に見られる沿岸貿易の形態であったのである<sup>19)</sup>。

#### ④天津船籍の沿海貿易船

資料13)は直隸省天津府天津縣の船で、天津から「涼花・棗子」を積み込み広州へ行って交易し、帰帆中に山東登州沖で漂流したのであるが、船舶所有者である船戸<sup>20)</sup>の金長美の他28名の乗船者は全て福建と広東の人である。この理由について、

天津、同安之商船、互相往來買賣、天津之船、或雇同安之水手、同安之船、或雇天津之水手。（資料13）

と答えているように、天津と同安の船とも相互の都合によって時として船籍外の水手を雇傭していたことから、各船の船籍にはそれほど固執しなかつたことがわかる。

#### ⑤寧波船籍の沿海貿易

資料8)、28)は寧波船の珍しい航行例<sup>21)</sup>であり、8)は上海へ行き貨物を積み込み山東

17) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第5輯、国立故宮博物院、1982年9月、689頁。

18) 本書序論第3章参照。

19) 本書第1編第3章、本書序論第3章参照。

20) 松浦章『清代海外貿易史の研究』81～82頁、及び本書第1編第3章参照。

21) 『歴代寶案』にも見えない記録である。

方面へ向かったとあるがその後のことは『明清史料』庚編第五本447丁表の「礼部題本」に、

本年（乾隆二十七年）七月初二日、装載茶・布・雜貨、往關東。

とあるように関東に交易に行ったことが知られる。他方28)は、鎮海縣より酒を積み込み、それを天津に行って荷卸しし、天津から山東半島南部丁字港近海の大山へ行き棗を積み込み帰帆途中と思われる時に漂流している。

ところで、鎮海縣より積み込んだ「酒」であるが梁章鉅の『浪跡統談』卷四、紹興酒に、  
今紹興酒通海内、可謂酒之正宗。

と記している紹興酒であったと思われる。紹興は寧波より西の隣接府であったから中国全土に名高い名酒の入手は容易であったろう。

これら寧波府に船籍を有する商船の一般的航跡について民国『鄞縣通志』食貨志戊編、通商略史に載せる清代の董沛の「甬東天后宮碑銘」によると、

吾郡回圖之利、以北洋商舶、爲最鉅。其往也、轉浙西之粟、達之於津門。其來也、運遼、燕、齊、莒之產、貿之於甬東。

とあるように、寧波商船の貿易対象地域は長江口より北の沿海地域であって、北上する際の南貨としては浙江省西部の穀物類を積載し、天津方面に行き、帰帆の際の北貨は現在の遼寧、河北、山東省方面からの産物を持ち帰ることであったとあり、また民国『膠澳志』交通志、航運、寧船の条に、

寧船、即寧波船、由浙江之鄞縣・鎮海、來者爲多。

とあり、膠州へは寧波の鄞縣、鎮海船籍の船が多く来航していたとあるように、これらの地志の記録を勘案すれば、8)の孫合興船も、28)の朱和惠船も寧波船の沿海貿易活動の一端を如実に示していると言えよう。

#### ⑥盛京船籍の沿海貿易船

盛京省に船籍を有する資料11)、31)の2例を見るに、11)の金州寧海縣の趙永礼船は同地より塩漬けの魚を積載して山東に行って販売しようとしたものであり、31)は鳳凰城治下の賃船の例であるが、活動範囲が渤海沿海に限定されており、両例で見る限り盛京省に船籍を有する船の活動海域は渤海湾周辺及び山東半島の諸港であったと思われる。

ところで、盛京省沿岸で使用されていた船舶についてこの2例のみでは明らかでないが、民国『奉天通志』卷一六二、交通志二の艚船に見える沿海航行船を参考にしてみると、沙船、改橈、紅頭、瓜篋、燕飛の5種が知られる。沙船は、

大者載量七、八百石、多牲來江蘇各口岸。

とあるように多くは江蘇方面から来航した700~800石積載可能のものであった。改橈は、

大者載量三、四百石、多姓來天津間。

とあるように、天津方面から来航したと思われる300~400石積載可能の船舶であり、紅頭は、  
大者載三百餘石、航行天津及山東各港。

とあるように、天津や山東の沿海各港より来航したと思われる300余石積載可能な船舶であった。そして、瓜篋は、

大者載量二、三百石、多往來奉天円沿海諸港。

とある盛京省沿海諸港を航行する200~300石積載可能な船舶であり、燕飛は、

大者載量二百餘石、航行奉天沿海及各島。

とあり、渤海沿海航行可能の200余石積載可能な船舶であり、資料11)は7人乗り、31)は3人乗りであったことから鑑みて、11)は『奉天通志』の言う瓜篋か燕飛であり、31)は燕飛の小型船でなかったかと推察される。

#### ⑦沿海貿易船の経営

この他、海船経営の状況を知る上で参考になる記事が数点見られる。

資料22)の福建船(22名乗船)は、

元是黃萬琴之私船、而本年二月以三千兩銀子、買得於陳源合。

とあるように、船員名簿に「管駕」と見える黄万琴の所有船であって、嘉慶十八年(1813)二月に銀3,000両で陳源合から購入したものであった。このことから、22名乗組み程度の海船の価格が知られ、また同安附近では船舶所有者のことを管駕とも言ったことがわかる。

また31)の福建の詔安縣の船(44名乗船)は、

造成爲十七年、而價銀一萬五千兩。(資料30)

とあり、この海船は、造船後17年経過していることが知られ、造船の費用は銀15,000両程したことがわかる。

29)の山東文登縣の3人乗り程度の船では「銀四十兩」であった。この他乗組員の職掌について幾つか知られる。28)の寧波府船に見える耆民について、

耆民、即物貨賣買者之稱。(62頁)

とあるように積荷の全責任を有し、海外貿易船に見える船主<sup>22)</sup>の役割を果たしたことがわかる。

このことは34)の例からも知られる。この船の場合江南崑山船の船主龔潤甫が乗船せず、舵工馬得華がおり耆民沈載賡も居て積荷は船客の物の他に、

紅荳、荳餅、粉條、是沈載賡貨物。(資料34)

とあるから、この船は船主とは船舶所有者で耆民がその代理的役割を果たしていたのである。

龔潤甫のような船舶所有者を船主と呼んだ例は36)の上海船の所有者であり同船に乗船せず他に50余艘も所有する「船主郁泰峯」のことからも知られる。

32)の山東登州府船では舵工の徐天祿が、

天保本名天祿、而代船主來也。

とあり、舵工が船主の代理をおこなっていたことが知られる。

---

22) 松浦章『清代海外貿易史の研究』73~81頁参照。

さらに、37)の山東栄成船には、乗組員名簿に見える香童、郷導、客人について、

香童是敬時燒香、郷導是行船時指路、客人是随船辦貨。

とあるように、香童は船中で祭っている神像などの世話係<sup>23)</sup>の少年を言ったもので、郷導は船の水先案内人のようなことをしたのである。客人とは客商であったことは明らかであろう。同じ船客でも「空客」は16)の山東黄縣船に乗船した例から、

空客是村民東西往來。

とあるように海船を交通手段として利用した今日の旅客であったことが知られる。

## (2) 海外貿易

資料中に海外貿易船の例は2、3、5、40の4例が知られ、2、3、5は康熙時代の日本貿易船であり、40は光緒初期のシヤム貿易船のものである。日本貿易船は蘇州府船籍のもの1隻、福建籍のもの2隻であり、各船の乗船者の状況は、表2、3において触れたので、各船の貿易状況を述べてみると、2の蘇州府船籍船は、白糸、杭州の綾、走紗、人參、麝香、薬材を日本に輸出し、銀、銅、蘇木、海參、ト魚、胡椒を輸入しようとした。

3の泉州府船籍船は、蘇木、白砂糖、烏漆、黒砂糖、犀角、象牙、黒角、藤黄、牛皮、鹿皮、魚皮、烏鉛、秤藤、大楓子、檳榔、銀硃、水粉を輸出し、日本より紅銅、金、銀、鮑魚、海參、漆器、銅器等を輸入しようとした。

5の同安船籍の船が日本に輸出しようとした物品の産地について、

白走沙則蘇州的、八段絲則廣東的、香木則安南的、雪糖則福建的。

とあるように白走沙は蘇州産で、八段絲は広東産、香木は安南産、白砂糖は福建のものと同範囲にまたがる地域の産物を積んでいたことが知られる。

この船の乗組員の中にはシヤムへ行つたことがある者がおり、その際の貿易品は、

紅毡、白絲、金絲、白沙、碗器、紅花、鼎釜等物。

とあり、これに対しシヤムからは、

蘇木、白錫、胡椒、象牙、米蝦、紋銀。

等の物を輸入して来たのである

40のシヤム貿易をした広東省潮州府汕頭の船は貿易よりも、シヤムから17名のシヤム人を同船させて来たのである。

これら海外貿易船の資料は表2、3でも触れたように、特に乗船者の構成<sup>24)</sup>、とりわけその出身地が如実に知られる点で重要であり、貿易そのものについては先行の研究<sup>25)</sup>に譲りたい。

23) 本書第1編第3章参照。

24) 本章表2、表3参照。

25) 高崎美佐子氏「十八世紀における清泰交渉史」(『お茶の水史学』10、1967年12月)。Sarasin Virahol 氏、Tribute and Profit Sino-Siamese Trade 1652~1853, Harvard U.P.,1977.

#### 4 「問情別単」より見た清代海上交通

##### (1) 沿海海船の船客

南西諸島漂着中国帆船において搭客状況として、船舶の乗組員以外の船客がいかに同船していたかについて述べる<sup>26)</sup>が、このような角度から「問情別単」の資料を考察した時、この例とは別の乗船者の名が多く知られる。

つまり交通手段としてこれらの帆船を利用したのである。その顕著なものは、資料7、13、15、16、21、23、24、30、34である。7の福建省同安船に見える船客の5人は「上年在山東、収拾餘欠、今年同回」（資料7）とあるように山東において掛け買いの始末をつけるために滞在し、同船で帰郷するため乗船したのである。

13の天津船の船客は「広東客人李光等、適以行商来天津、故与同舟也」（資料13）とあるように、広東商人が天津に行商に行つての帰郷に乘船している。

15の山東省福山船に乗船した五人の船客は、各々乗船の理由が異なっている。

于華国は生員になったものの官に着かず、旅順の兄の店に居たが、水師營の子弟に教授し、帰郷する際に乗船した。曲当一、牟春元、牟白学の3人は盛京省に行つて人に雇傭され働いていたが帰郷するので乗船した。女人は母に伴ない牛庄に行つたが結婚のため福山に帰郷するので乗船している。

16の山東省蓬萊船の船客は44名おり、彼等は「空客是村民東西往來、或做買賣、或欲作農的」（資料16）とあるように、全て村民で商売のためとか小作人として働き口を求めて乗船していたのである。

21の山東省蓬萊船の船客は14人おり、その内10人は商人で取引のため乗船している。他の4人は「隨船回家者也」（資料20）とあるように帰郷に際してこの船を利用したのである。

23の福建省海澄船の船客は11人おり、彼等は、

俱以俺們回郷之客、商於錦州、或數年一歸家郷、故今上本船、將欲回家。（資料23）

とあるように福建省同安縣の商人が盛京省の錦州まで行商に行つていたことが知られ、彼等は帰郷のために同郷の船主の船に乗船したことが知られるのである。

24の福建省同安船には客商23人が乗船しているが、彼等は、

他們客在天津、要回本郷、借上俺們船耳。（資料24）

とあるように行商のため天津へ行つていた者が帰郷する際に同船に乗組んだのである。

30の漳州府詔安船には10人の船客が見えるが、乗船の理由は不明であるが、名簿に「客商」とあるから、商売のために乗船したものと思われる。

34の江南崑山船の船客は8人おり、彼等は名簿中に「烏棗客」とあり、さらに

烏棗、杏仁、香干、梨、槐花五種、是烏棗客八人貨物。（資料34）

26) 本書第1編第3章参照。



とあることから積荷と共に乗船した客商であったことがわかる。しかし、同船には耆民沈載賡の積荷もあったから複数人によるもので、完全なる傭船ではなかった。

ところで、客商として積荷をもって乗船したのではなく単に交通手段として船に乗船した際の運賃であるが、本資料に2例だけである。それは資料16の山東省蓬萊船の山東登州から奉天へ行くため乗船した者は次のように全員で一船を傭船し、

船雇錢也、不一様、或牧大錢一百、或収小錢一百。(資料16)

とあるように、運賃は一定の額では無く、乗船者の年齢、性別、手荷物の多寡によって相違していたと思われるが、乾隆末登州・奉天間がほぼ100銭であったとすると、船客44名で、4,000銭に達する運賃収入があったと推察される。

もう1例は資料21の山東省蓬萊船で客商以外に5人の船客を乗せ、この内水死した同縣長山島の王興は「自奉天府探親回家者」(資料21)であり、同様な理由で乗船した者からは運賃として1,000銭から1,640銭を取っていた(資料21)ことが知られる。このような運賃の知られる例として、雍正五年(1727)のことであるが、福建、広東方面から密出国してジャワやフィリピンに渡る人々の場合、

將游手之人、偷載至四、五百之多、每人索銀八兩、或十餘兩、載往彼地<sup>27)</sup>。

とあるように、各人から8兩ないし10余兩の運賃を得ていたことが知られる。

これらの例を直ちに比較するのは困難であるが、奉天・登州間の運賃では数百銭から千数百銭が当時の一般的な値段であったと推察される。

## (2) 沿海海船と通信

この他海上交通の側面として、海船が郵船的な機能を代行している。その例は、資料11、17、19、20、27、33に見える。

11の盛京省寧海船は「一則是同縣人崔正房、抵東江王台賢之私書」(資料11)とあり、金州寧海縣の崔正房が、山東の王台賢にあてた私信を載せていた。

17の江南南通州船には2信が見え、

一封是宋銀主要傳於萊陽府楊姓人處、買送黃荳者也。一封是發船時、有人轉託傳致者。(資料17)

とあり、一信は荷主の買主に対する送り状的な書函であり、もう一信は発船時に寄託された書函であった。

19の江南元和船では、

一封書、即山東膠州商黃瓊、寓居上海縣、付書于同鄉商人周肇西者也。一封書即南通洲商劉雲洲、付書于其子者也。(資料19)

---

27)『宮中檔雍正朝奏摺』第8輯、国立故宮博物院、1978年6月、837頁。

とあり、一信は上海に寓居する膠州商人黄瓊が膠州商人周肇西に宛たものであり、もう一通は南通州商人の劉雲洲がおそらく膠州あたりにいる自分の子供に宛たものであった。この信書から、山東商人の上海進出の具体例や、また南通州商人の膠州進出を類推できるであろう。

20の江南鎮洋船の場合について、

問、爾們帶來中兩封書札、是何人書、而傳於何處人耶。

答、關東金州姓王名不知客人、途江南上海縣姓陳五爺書。

問、兩張書、皆是王姓一人之書耶。

答、一張是王客書、一張是張客書、邊上海縣蘇姓人也。(資料20)

とあり、金州の王が上海の陳五爺に送った書函と、王が代筆したと思われる同地にいる張が上海の蘇に送った書函の二信を積んでいた。

27の江南丹陽船の場合、

問、這一封書信是誰的。

答、這是船主王明迷、托潘明顯、傳蔣聖佐的。

問、蔣聖佐何處人。

答、山東省登州府人。(資料27)

とあるように、江南鎮江府丹陽縣の船主王明迷はこの船には乗船せず、おそらく同船の舵工と思われる潘明顯に山東登州府の人蔣聖佐に賜物と共に託した書函であったことが知られる。

33の山東登州船の場合は書信12封も積んでおり、それらの宛名は、

登州人、逢着俺等於關東地、要報家信者也。(資料33)

とあるように登州人等が東北に居る各々の家族に宛たものであった。

このような庶民が私信を送附する方法が一般的になるのは、樓祖詒氏によれば明代の永樂年間(1403~1425)以降のことで、多くは商人の需要によって起ったとされ、また明初以降四川省出身者が、移民地の湖広麻城縣より故郷を思い、通信や物品の送附をおこなった「麻郷約」と言われたものがあつたとされること<sup>28)</sup>から普遍すれば山東等省の東北方面への移民が郷里との間に通信をおこなったのは「麻郷約」と類似な形態と言える。この他、商人が営業上各地と通信を行っていたことは商圈の拡大に伴って当然のことであつたろう。

以上のように、清代海上交通の面から見た海船は渡海人が交通手段として利用し、また沿海居住者等が通信手段としても利用していた側面が知られるのである。既存の資料ではあまり見られない人的、物的交流が広範囲にわたって盛んに行なわれていたことが知られるであろう。

28) 樓祖詒氏編著『中国郵史』(北京・人民郵電出版社、1958年4月)53、54頁。

## 5 「問情別単」より見た清代社会

「問情別単」という朝鮮国官吏の視点からという限られた資料の中ではあるが、これから清代社会の一端を垣間見ることができる。

これらの資料のごく一部であるが、漂着の事情以外のこととして、各地の実情及び官僚機構、あるいは漂着民の郷里と各地との距離等について記している。その中でも各資料に見られる例として、各地のその年の収穫の多寡を聞いていることである。

これらの例を表示したのが表9である。さらに参考のため中国の中央気象科学研究院の主編になる『中国近五百年旱澇分布図集<sup>29)</sup>』より見えるひでりと長雨の状況による指数を掲げた。必ずしも漂着民が全面的に各地の豊凶の状況を明確に把握していたとは思われないが、当時の農業生産の好、不況の一端が知られるのではあるまいか。この表から推察できるのは、山東半島東部の登州府地域の収穫の様子が全般的に好ましくない年が目立っていると言えることである。

表9 「問情別単」より見た中国沿海地区の豊凶

資料	地名	中国暦	収穫の状況	旱澇指数
3	福建	康熙 43	上年年事有八分収。	3~5
4	山東	45	近年農事、連豊大収。	2~3
6	江南	雍正 10	上年豊事、有好处。	2
			再昨年則稍豊、間或有旱乾不稔処。	2~3
7	福建	乾隆 25	今年只是平常。	3
14	山東登州	51	八分年成。	3
15	関東	56	稍免凶歉。	3~5
16	山東登州	59	年荒。	4
	奉天		年成。	3~4
17	江南	嘉慶 5	比年豊登。	3
19	江南	13	〔去年〕六七分年成。	3~4
21	山東登州	13	〔去年〕六七分年成。	4
23	福建同安	18	六七分年成。	4
24	福建同安	18	年成均豊。	4
25	福建同安	24	十分年成。	1~2
26	福建海澄	道光 4	十分年成。	3
27	江南丹陽	4	五六分年成。	3
28	浙江鄞縣	6	十分年成。	2
29	山東	9	〔去年〕七八分年成。	3
30	福建詔安	16	有年。	旱
33	山東登州	咸豊 2	五六分年成。	3
35	山東榮成	8	七八分年成。	5

29) 中国、地図出版社、1981年1月刊。

37	山東榮成	9	六七分年成。	4
----	------	---	--------	---

(注) 旱澇指数：ひでりと長雨の状況を1～5級で示した。1が大雨等、3が平年、5がひでりを示す。この数値は中央気象科学研究院主編の『中国近五百年旱澇分布図集』（中国、地図出版社、1981年1月）より記した。

この他、朝鮮官吏が興味を持ったと思われるのは、朝鮮半島からは地理的に遠い福建の農業の様子等である。それらの例が幾つか見られる。資料3では福建のことについて、

福建九府中、七府一年兩穫、而至於兩蠶、則福建所無之事、而南方雖曰樂土、士・農・工・商、各有其業、遠商異國、將欲求利。(資料3)

と答えており、福建九府の内七府では年に米作が2度、養蚕も2度可能であり、南方の楽土と言うべき土地で、士・農・工・商各々仕事があり、さらに外国まで貿易に行っているとしている。

また資料5の福建船にも、朝鮮官吏は、

南方耕牛、熱則入水、身涼復出云、然耶。

と、耕牛が水に入って体を涼すのかと問い、これに対し、乗組員は、

水牛、家牛、一樣驅使、水牛則耕田時身熱入水、身涼還出。(資料5)

と、水牛と家牛の2種の牛を使用しているが、水牛が耕田で使われ、体が熱すると水に入って体を涼すのであると答えている。

さらに同船の乗組員と朝鮮官吏の間に福建の同安の農業の実情についての応答が見られる。

問、同安縣、水田多耶、旱田多耶。

答、水田、比旱田頗多。

問、旱田所種之穀、幾何種類耶。

答、所種大豆・紅豆・菘豆・大麥・小麥。

問、你們、水田一斗租所種之〔水田〕、秋収、幾斗穀耶。

答、一斗租所種之〔水田〕、収得二十斗穀。

問、同安縣田稅、以米納官乎、以銀納官乎、納干那箇地方耶。

答、無有米稅、都是換銀、納于福建布政司、以爲軍糧。

問、一畝之稅、折銀幾兩、而一畝田、播幾斗種子耶。

答、稅銀、定以九分、一畝之田、播二斗五升種子。(資料5)

とあり、同安の耕田は水田が多く、畑では大豆等の穀類が作られ、水田の収穫20斗に対し1斗の租があり、全て銀に換算して福建布政司に納め、軍糧にあてられていたことが知られ、土地1畝に対し、銀9分の租となり、1畝単位につき翌年の種子として2斗5升が残されていた等々の具体的実情が知られるのである。

これは、福建省においては雍正二年（1724）より各州縣に実施された地丁銀<sup>30)</sup>以前の清代

30) 郭松義氏「論“攤丁入地”」（『清史叢論』第三輯、北京、中華書局、1982年2月）26頁参照。

税制の一面を知りうる資料とも言えるであろう。

さらに、福建における一年の農業耕作の周期について、乗組員は

我門地方甚熱、雖窮冬、亦無霜雪、故二月種穀、六月收穫、七月穀種、十一月收穫、福建一省、皆是再稻。(資料5)

と答え、福建地方は熱く、厳冬といえども霜や雪が無いので旧暦の2月に種蒔きをし、6月には収穫でき、7月には種蒔きをして11月には収穫するため2度米作の収穫が得られるとしている。

江南の南通州船の乗組員については資料6で朝鮮官吏は旱田、水田の両田の多寡を問い乗組員は、

俺等地方沿海平原、[水田]多田少、又多竹田。(資料6)

と答え、沿海地区で平原の地であるため水田が多く畑地は少なく、竹田が多いと答えている。そして、同地の賦税について、

各省賦税、其規不一、而本州則一畝地稅、銀七分、民役則一丁一年納銀三錢。自雍正八年皇帝下旨意、特爲蠲免。

と答え、南通州では1畝につき銀7分であり、民役は1丁男につき1年銀3錢を納めることになっていたが雍正八年(1730)に雍正帝が免除してくれたとある。

江蘇省の地丁銀は雍正六年(1728)より各州縣で実施されており<sup>31)</sup>、南通州の乗組員の返答はこの実情を言っているのである。

この他、資料20では江南と関東での度量衡の違いの一面が、

江南十斗、関東二十六斗為一石。(資料20)

とあるように見られる。

また、24には同安縣人が多く乗船している理由として、

鄙縣人多做經紀、且多船戶。(資料24)

とあり、同安縣人は商人となり船戸となる者が多かったことが知られる。

以上のように、朝鮮官吏の質問のみに応答した範囲ではあったが、中国沿海地区のとりわけ福建の実情を中心に当時の清代社会の一側面が知られるであろう。

## 6 小 結

上述のように朝鮮官府の外交史料としても重要な『備辺司謄録』中に40件の漂着中国帆船の調査記録が知られるのである。これらの記録から見た清代帆船を中心とする航運状況について述べた。

---

31) 郭氏同論文、36～35頁参照。

ここに掲げた「問情別単」の書式として、朝鮮官吏の質問に中国帆船の乗組員等が応答するという形式を取っているため、乗組員等の知り得ている実情を全て正確に述べたか否かは判明しがたい。しかし、これらの記録は、従来の史料には見られない中国民衆の沿海地区での生活の具体的姿が見られるのである。

海外貿易船の事例は、康熙時代の日本貿易船の資料2、3、5があり、光緒初期のシヤム貿易船の資料40の4例が知られる。日本貿易を目的とした蘇州府船籍船は、白糸、杭州の綾、走紗、人参、麝香、薬材を日本に輸出し、日本から銀、銅、蘇木、海參、ト魚、胡椒を輸入しようとした。泉州府船籍船は、蘇木、白砂糖、烏漆、黒砂糖、犀角、象牙、黒角、藤黄、牛皮、鹿皮、魚皮、烏鉛、秤藤、大楓子、檳榔、銀硃、水粉を輸出し、日本より紅銅、金、銀、鮑魚、海參、漆器、銅器等を輸入しようとし、同安船籍の船は、日本に輸出しようとした物産の産地について、白走沙は蘇州産、八段絲は広東産、香木は安南産、白砂糖は福建産などと広範囲にまたがる地域の産物を積んでいたことが知られる。シヤム貿易をした広東省潮州府汕頭の船は、シヤムから17名のシヤム人を同船させて来たことなどの実態が如実に知られる。

沿海貿易船の事例は多く、朝鮮半島と言う地理的条件との関係で比較的近い山東や江蘇省の他に、福建、盛京、浙江、直隸そして廣東籍の順に多寡が見られるが、いずれも他の中国史料には見られない具体例を示すことが出来る。これら沿海帆船による積載貨物に依拠した沿海の物流だけでなく、通信輸送の役割も担っていた例や、山東から遼東への人的移動のなどの事例に見られるように、沿海帆船が人的移動の重要な交通手段として使われた事例にあるように、中国史料には見られない興味深い事実を読み取ることが出来るのである。

さらに乗員の報告から、沿海地区を中心とするものの各地での農業事情、とりわけ表9において整理したように、北は東北地区から、山東、江南、浙江、福建と時期は異なるが農作物の豊凶などを初めとする社会状況が、庶民の言葉で語られたものとして貴重な記録を提供している。またそれらの姿を引き出し得た朝鮮官吏の調査能力は高く評価されるものであろう。

上掲の「問情別単」は、漂着という偶然的出来事によって残された資料であるが、これを定期的に長崎に来航した中国商人等によって報告された風説書等<sup>32)</sup>と比較検討することによって中国史料には見られない清代中国社会の実情が明らかになるのではあるまいか。

32) 財団法人東洋文庫刊『華夷変態』上、中、下冊(東方書店覆刻版、1981年11月)所収の「口書」及び補遺の部参照。松浦章『海外情報からみる東アジア 唐船風説書の世界』清文堂出版、2009年7月参照。

## 第2章 清代帆船の日本漂着筆談史料

### 1 緒言

江戸時代の日本は“鎖国”の時代であったため、人々の海外渡航は禁止されていた。しかし日本近海の高運は盛んであったため、海難事故に遭遇して海外へ漂着する例が多く見られる。特に中国や東南アジアへ漂着した日本人は中国帆船の海外活動の活発化の恩恵を受けて、中国帆船に搭乗して帰国しているのである<sup>1)</sup>。このため帰国した日本人漂流者からの聞き取りされた調書などの記録が多数残されることになった。

ことに明治以降において江戸時代日本人の海外漂着に関心が持たれ、石井研堂<sup>2)</sup>、荒川秀俊<sup>3)</sup>等によりそれらの資料が収集され、異国漂着資料集などとして刊行されている<sup>4)</sup>。これらの資料集をもとに、中国に漂着した日本人を対象に着目したのは、清代学生の日本への留学生の問題に関して先駆的な業績を上梓した実藤恵秀<sup>5)</sup>である。その後、中国へ漂着した日本人の記録は相田洋<sup>6)</sup>により系統的に整理された。

他方、逆に視点を換えて日本へ漂着した中国人に関するものは殆ど看過されてきた。そこで大庭脩は関西大学東西学術研究所の資料集刊十三に「江戸時代唐船漂着資料集」を設け、江戸時代の日本へ漂着した中国船の史料に着目して、基本的には関係史料の収集を企図した。

そこで本章では、江戸時代の日本に漂着した中国船に着目し、その漂着時の記録や長崎送還までの中国船乗員と日本側役人等による筆談記録を通して中国域外に残された漢字史料について述べたい。

### 2 江戸時代に日本へ漂着した唐船の資料集

関西大学東西学術研究所から刊行されている史料集として「江戸時代唐船漂着資料集」がある。

- 
- 1) 松浦章「清代沿海帆船に搭乗した日本漂流民」『或問』第12号(近代東西言語文化接触研究会)、2006年12月、59～68頁。
  - 2) 石井研堂校訂『校訂漂流奇談全集』博文堂、1900年7月、1911年9月三版。  
石井研堂編『異国漂流奇譚集』新人物往来社、1971年12月。
  - 3) 荒川秀俊『異国漂流記集』吉川弘文館、1962年。『日本漂流漂着史料』地人書館、1962年。『異国漂流記続集』地人書館、1964年。『近世漂流記集』法政大学出版局、1969年。
  - 4) 最近のものでは次の成果がある。加藤貴校訂『漂流奇談集成』国書刊行会、1990年5月。山下恒夫編『石井研堂コレクション江戸漂流総集』第一巻～第六巻、日本評論社、1992～1993年。
  - 5) さねとう けいしゅう「漂流記にあらわれた中国」、『近代日中交渉史話』春秋社、1973年7月、55～87頁。
  - 6) 相田洋「近世漂流民と中国」『福岡教育大学社会科紀要』31-2、1982年2月。

江戸時代の日本に漂着した中国船に関する記録を収集したものである。大庭脩の方針で、漂着船1隻につき1冊を刊行するという方針で現在まで次の①～⑧合計8冊が刊行されている。

①大庭脩編著『宝暦三年八丈島漂着南京船資料』関西大学東西学術研究所資料集刊13-1、関西大学出版部、1985年。同書は、宝暦三年（1753）に長崎貿易に向かっていた中国の貿易船が海難に遭遇して、現在の東京都に属している八丈島に漂着した際の記録である。この船の乗員と日本側の關修齡との間にかわされた筆談をまとめた『巡海録』と、そしてこの船が長崎へ船載しようとした大量の漢籍の解題書にあたる「戌番外船持渡書大意書」などを収録している。この内、441種、12,082本も積載していた<sup>7)</sup>。さらに狩野春潮によって描かれた乗員の絵がおさめられている。

②田中謙二・松浦章編著『文政九年遠州漂着得泰船資料』関西大学東西学術研究所資料集刊13-2、関西大学出版部、1986年3月。同書は文政九年（1826）に現在の静岡県に漂着した長崎へ向かう中国の貿易船であった得泰船の記録である。同書には日本側の筆談者であった野田笛浦と中国船の乗員との間において交わされた筆談記録である『得泰船筆語』等関係資料を収録している。

③松浦章編著『寛政元年土佐漂着安利船資料』関西大学東西学術研究所資料集刊13-3、関西大学出版部、1989年3月。同書は、寛政元年（1789）に現在の四国の高知県に漂着した長崎への中国からの貿易船であった安利船の乗員と土佐藩の長崎までの護送した役人との間で交わされた筆談記録『護送録』を収める。

④松浦章編著『文化五年土佐漂着江南商船郁長發資料』関西大学東西学術研究所資料集刊13-4、関西大学出版部、1989年3月。同書は、文化五年（1808）に現在の高知県に漂着した崇明の沙船であった郁長發船の乗員と土佐藩の役人との間で交わされた筆談記録である『江南商話』を収める。

⑤大庭脩編著『安永九年安房千倉漂着南京船元順号資料』関西大学東西学術研究所資料集刊13-5、関西大学出版部、1991年3月。同書は、安永九年（1780）に現在の千葉県に当たる房総半島先端東部に漂着した中国からの長崎への貿易船元順号の乗員と日本側の役人との間で交わされた筆談記録である『游房筆語』などを収録している。

⑥藪田貫編著『寛政十二年遠州漂着唐船萬勝號資料』関西大学東西学術研究所資料集刊13-6、関西大学出版部、1997年11月。同書は、寛政十二年（1800）に現在の静岡県の西海岸に漂着した長崎へ向かうべき中国からの貿易船であった萬勝号の乗員と日本側との間で交わされた筆談記録である『寧波船筆語』を収録する。

⑦松浦章編著『文政十年土佐漂着江南商船蔣元利資料』関西大学東西学術研究所資料集刊

---

7) 大庭脩「解題」、大庭脩編著『宝暦三年八丈島漂着南京船資料』関西大学東西学術研究所資料集刊13-1、関西大学出版部、1985年3月、469頁。



13-6、関西大学出版部、2006年11月。同書は、文政十年（1827）に高知県へ漂着した長江口付近の沙船蔣元利船の乗員と土佐藩の役人との間で交わされた筆談記録を収録する。

⑧松浦章編著『安政二・三年漂流小唐船資料』関西大学東西学術研究所資料集刊13-8、関西大学出版部、2008年3月。同書は安政二年（1855）、同三年に日本の近海に漂着した中国の沿海商船4隻と長崎貿易船1隻の漂着記録を長崎奉行所がとりまとめた史料を中心に関連資料を収録している。

このような筆談記録がなぜこれまで残されてきたのであろうか。それは基本的には、当時の日本では、恒常的に中国語を聞き喋れたのは、長崎の唐通事に限られていたが、一般には漢字を理解し筆記できる知識人は多くおり、この結果、中国の漂着船に対する初期的対応は漂着地の役人や漢学者が動員され、筆談の形態で多くの記録を残したのであった。それらのものは各地に残され永らく看過されてきたのである。

### 3 文政四年「清人漂着譚」—紀州漂着中国商船—

江戸時代において多くの中国船が日本列島各地に漂着している<sup>8)</sup>が、文政四年に紀州の塩津に漂着した長江口の崇明島の商船の事例が知られる。紀州に漂着した中国の沿海商船については既に「清代沿海商船の紀州漂着について」<sup>9)</sup>として紹介したが、その中で述べた「文政四年熊野漂着崇明船」に関する詳細な筆談記録が畔田翠山の『翠嶺軒日鈔』に収録されていることが知られるのでここで紹介したい。

文政四年（道光元、1821）正月二日に紀州熊野に、長江口の崇明島に所属する商船が漂着した。同船の漂着については『長崎志続編』巻八、唐船進港并雑事之部、文政四年の条に知られる。

當（文政四年）正月二日、紀州熊野小山浦沖漂着ノ唐船、紀伊殿ヨリ爲警護、家臣御勘定鈴木芳右衛門、其外船手与力寺西紋左衛門、筆談役御勘定同心御小人目付等附添、大小ノ船數艘ニテ當地エ護送、同四月二十日當港エ被挽届依之。同二十二日、例之通御役所エ被召被吟味ノ處、江南崇明縣之船ニテ、船主施紹修ヲ始、乗組都合十七人、前々ヨリ日本ノ地へ渡海セシコト曾テ無之、青豆・小豆・南蛮黍積載セ、唐國致出船之處、逢難風、船具破損シ、小山浦沖エ漂泊、碇ヲ卸ノ處、早速警固有テ撫育ヲ加ヘラル。三月十四日、同所ヨリ被挽送、當月二十日、當港（長崎）エ着船セシ旨、因申之、船住居被仰付、在津中糧米・薪、洋中糧米共、如先規、被給賜。同月二十五日、出船歸唐ス<sup>10)</sup>。

8) 上述した関西大学東西学術研究所の資料集刊十三の「江戸時代漂着唐船資料集」のシリーズである。

9) 松浦章「清代沿海商船の紀州漂着について」『関西大学東西学術研究所紀要』第20輯、1987年3月、39～62頁。

10) 『長崎文献叢書第一集、第四巻続長崎実録大成』長崎文献社、1974年11月、221～222頁。

とある。文政四年正月二日に紀州藩の熊野小山浦沖に中国船が漂着し、紀州藩から直ちに漂着船の護衛と乗組員に対する撫育が行われ、同船は三月十四日まで紀州に留め置かれた。その後、三月十四日に紀州藩の護衛船に伴われて長崎に曳航され、四月二十日に長崎港に入港した。長崎では、漂流民の唐人屋敷における逗留を認められず、同船内での滞在を命じられ、長崎港での六日間の滞船の後、同船による帰国が認められ、帰国に際しての洋上での食料などを給付され、四月二十五日に帰国した。長崎での取調べでは、この船は中国の江南崇明縣の船であり、船主は施紹修であり、乗員は全員で17名が乗船していた。中国からの長崎へ定期的に来航する貿易船ではなく、中国の沿海航運船であることが判明したのである。

紀州藩が、同船の漂着の際に取調べた記録に、和歌山県立図書館に所蔵される「江南船漂着」<sup>11)</sup>があり、既に全文を紹介したのであるが、その漂着の事情は、その「江南船漂着」によると次のようにある。

中華江南崇明縣施紹修船、往山東裝荳、于十一月初八日、在石島放洋、至十二日、西北風大起、吹至貴地、水深不能下錨、船上少水、又行行、破船舵、故而到貴地、求各大人、得歸古郷、并恩萬代

王 壽珍

とある。この文は漂着した江南崇明縣施紹修船の乗員の一人であった王壽珍が筆談で記したものであるが、同船は崇明縣の施紹修船であり長江口から山東への貿易を行い山東で豆類を積載し帰帆する際に、山東半島東端にある石島で海難に遭遇して紀州熊野沖に漂着したのであった。同船の規模は、「江南船漂着」では「船総長八丈五尺余 巾ヒロキ所ニテー一丈四尺余」とあり全長に対する船幅の比が6:1と船体が細身であり<sup>12)</sup>、さらに王壽珍が紀州付近に漂着の際に「水深不能下錨」と、漂着地の沿海で錨を沈めてところ水深が深いため、錨を降ろすのに苦労したことを記していることから、同船は崇明島や長江河口付近で使用された平底型の海船である沙船<sup>13)</sup>であったことは誤りないであろう。さらに「江南船漂着」によれば、同船の船体の側面に記された船籍について、

其横ノ字、江南崇字伍伯參拾五號施紹修商船

と記されていたとあるように、江南の崇明縣籍であり崇字535号を有する施修修商船であったことから、同船は沙船であったことは確実である。

文政四年「清人漂着譚」は「庚集」第四冊に収録されている。「日鈔庚集」は縦22.8cm、横16.2cmで写本である。

「日鈔庚集」四の「清人漂着譚」は

文政四年辛巳春二月、臣益奉命、會江南崇明縣漂民、于塩津筆語

11) 「江南船漂着」和歌山県立図書館所蔵（図書番号：WA29.3.3）

12) 松浦章『清代上海沙船航運業史の研究』関西大学出版部、2004年11月、33頁。

13) 松浦章『清代上海沙船航運業史の研究』、17～41頁。

二月十一日

僕紀州國文學姓鳴澤名益、承官命來面你們、貴船幾個人命去危迫、就安穩、真是天大造化了

との文で始まっている。文政四年二月十一日は、紀州側の鳴澤益が藩命により漂着船に乗組み、乗員と筆談が開始した期日と考えられる。その筆談者である紀州藩側の鳴澤益について述べてみたい。鳴澤益とは貴志康親氏の『紀州郷土芸術家小伝』の「鳴澤素堂」によれば次のようにある。「鳴澤素堂、名は益、字は叔友、素堂と號す。通称を政吉と云う。天保六年十一月歿す。年七十五、寺町護念寺に葬る」<sup>14)</sup>とあり、文政四年には鳴澤益は還暦を少し過ぎた年齢であった。

中国側の応対者は王壽珍で、「江南船漂着」にも名が知られ、おそらくこの漂着船で最も知識があった人物であったことは確かであろう。

この筆談では専ら鳴澤益が質問し、それに王壽益が答える形式で、二月十一日、十二日、十七日、十九日、二十日、三月十日の雑賀浦、十八日には紀州三井寺へ航海の安全を祈願しに参詣している。その後三月十三日の筆談があり、最後に王壽珍の謝辞の文が記されている。

二月十一日の最初の筆談は、鳴澤益の自己紹介から始まり、王壽珍が救済されたことに対して謝意を記し、鳴澤が漂着地の位置と長崎まで送還することを述べ、王壽珍が漂着に至った次第と、乗員について全員十七名は崇明縣の小陰沙であると述べている。

王壽珍等の郷里とされた崇明縣の小陰沙について、その地名について確認してみたい。康熙二十年(1681)の『重脩崇明縣志』卷二、區域、沙名には明代の沙洲として「小陰沙 正徳中漲」<sup>15)</sup>とあり、小陰沙と言う沙洲は明代の正徳年間(1506~1521)に堆積し沙洲となったとある。さらに民国十九年(1930)『崇明縣志』卷三、地理志、沙狀の附舊沙にも、

小陰沙 正徳中漲、近海門界、非今縣東南小陰沙也<sup>16)</sup>。

とあり、明代の正徳年間に長江河口の崇明島北側の海門縣に近いところに出来た沙洲が小陰沙であった。

しかし清末から民国期にも崇明島の東南にも小陰沙と呼称される沙洲があった。同書、合隆沙の条に、

小陰沙、南海中、凡一號、共苗一百四十四頃<sup>17)</sup>。

とある。これは長江河口付近にあった沙洲であるが耕作地が144頃、およそ88haほどの面積であったとある。以上のように崇明島附近の沙洲として小陰沙は明清時代を通じて二箇所あったことが知られる。おそらく王壽珍等の故郷は前者であったものと思われる。しかしいずれにし

14) 貴志康親『紀州郷土芸術家小伝』国書刊行会、1975年3月、「鳴澤素堂」三五丁表による。同書については榎本邦雄氏の教示による。記して謝意を表したい。

15) 『中國地方志集成 上海府縣志輯10』上海書店他、327頁。

16) 『中國地方志集成 上海府縣志輯10』上海書店他、518頁。

17) 『中國地方志集成 上海府縣志輯10』上海書店他、517頁。

でも彼等が崇明縣小陰沙と言っているのは根拠のないことではなかったことがわかる。

崇明島の人々は長江と東シナ海に隣接する沿江沿海地域に居住していたので古くから操船にすぐれていた。民国『崇明縣志』巻四、地理志、風俗に、

環境港汊、紛歧操舟業者、知潮汎沙線、航海沙船、習海道、自佘山歷鷹遊、拂成山、達津沽<sup>18)</sup>。

とあるように、崇明島の人々は操船能力が高く、特に水深の浅い沙洲が多い海域の航運にすぐれ長江口から山東半島東端の成山角を経て海河河口の大沽、直沽から海河を遡航して天津に達する航運を頻繁に行っていたのであった。その意味で王壽珍の乗船する施紹修船も同様な航海を行う沙船であったことは歴然であろう。

二月十二日には乗員の証明書に当る「信牌」の記述内容について応接がある。「信牌」は清海關が発行した通行証であり、そこには乗員の氏名等が記されあったが、記載に無い四名の名が明かとなり、王壽珍はその四名を「施井發（ズシンハ） 張泗（チャンス） 施大方（ズダフウン） 瞿茂徳（グイメテ）」としている。名前に記されたカタカナは鳴澤が聞取ったままにカタカナ表記したものであったろう。「施井發（ズシンハ）」の施は現在の普通音ではshiであるが、それをズと聞取っている。同船の乗員の姓名が判明するのは、王壽珍とこの四名とそして黄海の五名である。

二月十七日には、この船の航運事情が話題となるが、最初に長城のことを鳴澤が聞くと王壽珍は行ったことがないと答えている。しかし山海関については若干の知識をもっていたようである。おそらく彼等が江南と山東や東北地方沿海部との交易を行っていたことで、関東や山東については知識を持っていた。さらに船舶の航運に関して、夏と冬では乗員数に差があった。二月十二日の条でも見られるように冬は海が荒れることが多いため舵取りなどに多くの人員を必要としたためであろう。

二月十九日は、主に江南の産物などが話題となっている。特に王壽珍が江南の特産として木綿をあげていることは、江南人として当然であろう。彼等の山東への積荷にも江南産の綿布が積まれていたことは想像に難くない<sup>19)</sup>。さらに干しナマコの子海參やお茶なども話題にのぼり、そして正月十五日の上元節なども取上げられるが、王壽珍の体調不良もあったようで詳細は語られずに終わっているのは残念である。

二月二十日には、鳴澤が王壽珍の体調を気遣い、別離の賦を送っている。

三月十日には、雑賀浦で紀州侯が漂着中国船を謁見している。そして同船の長崎への送還を行うことを伝えている。

三月十八日には紀州三井寺に参詣している。その参詣の様子が事細かく記されていて興味深

18) 『中國地方志集成 上海府縣志輯10』上海書店他、529頁。

19) 松浦章『清代上海沙船航運史の研究』第三編第四章参照。

い。同寺で掲げられた中国画に、王壽珍が意見を求められるが、紀州側の人々に感銘を与えるものでは無かった。

#### 4 文政十年土佐漂着江南商船蔣元利の乗員

文政十年正月七日（1827年2月2日、道光七年）に土佐藩の浦戸に異国船が漂着した。土佐藩の記録では、

浦戸湊口近ク異国船壹艘漂着之體ニ相見候<sup>20)</sup>。

と記されている。そして、同記録では翌日にはこの異国船が、

前件異国船江南之賣船ニテ格段紛鋪モ無之趣<sup>21)</sup>。

とあるように、中国の江南の商船であることが判明して、土佐藩としては多少緊張が緩和されたようである。

この船の漂着直後に調査を命じられ、本書に収録した「送鯛録」を書き残した森本参は、時に余筆談の命を承け、夜に蘆坂を躑躅して南に走り、寅の刻に浦戸に到ったところ、諸官が既に至ってともに協議していた。そこに儒員箕浦才七も筆談役にて到着したのである。と記している。漂着船の取扱いを土佐藩の役人が協議していたが、外国船と意思疎通を計れるのは、中国船と判明した以上、中国語会話に堪能か筆談によるしかない。しかし当時は会話に堪能な日本人は長崎などの通事を養成したところでなければ、殆どの地で皆無であったろう。しかし、漢文に堪能な人々は各地に多く居た。森本参や箕浦才七もそれらの人々であった。箕浦才七は土佐藩の儒者であった箕浦立齊の弟で、彼自身も土佐藩鬻の教官となった箕浦耕雨である<sup>22)</sup>。

これら筆談役の人々の活躍で、この異国船の事情が判明した。初期の記録である「浦戸漂舶船筆談」に見える「筆談寫」から、この船は「江蘇元字壹伯六十八号蔣元利商船」であって、この船の漂着の次第は次のようであった。

本船于去年十一月十六日、江南放洋、往北貿易、遇逢西北風、盛大遇難、飄到此地、本船水手十六名、渡日柴米水短少。不知此地甚麼。貴國未不知。上邊可有廟否。如有廟、我們有大願、在上去燒香。

と、この蔣元利船は去年即ち道光六年の十一月十六日に、江南おそらく長江口を出帆して北洋即ち黄海、渤海沿海方面に向って航行していたところ、西北風の大風に遭遇して漂流したのであった。彼らが漂流した日時は不明であるが、出帆したのは道光六年十一月十六日、西暦では

20) 「江南船浦戸漂着」

21) 「江南船浦戸漂着」

22) 關儀一郎、關義直共編『近世漢学者傳記著作大事典』1943年6月初版、琳瑯閣書店、1981年7月第4版、494頁。

1826年12月14日であり、浦戸に漂着する1827年2月2日まで51日間に及ぶ。この51日間全てが漂流に関係した日時とは思われないが、出航後一切寄港していないとすれば、この期間は漂流期間と同様であったろう。そのため乗員達は、無事に陸地に到着したことは神の加護と考え、最初に「上邊可有廟否。如有廟、我們有大願、在上去燒香」と寺廟に赴き焼香して謝意を表したいとしたのである。

さらに乗員は

此地本船、不安明天、安妥被風、飄到此地、短少柴米水。

と漂流中の苦難を端的に述べ、炊事の際の薪や、米や飲み水等が無くなっていたことを述べた。

次いで、土佐藩側から、飲み水などについて

爾們十余名、于去年十一月放洋、偶被颱風狂奔、飄到此地、渡日柴米水短少、如給付之。則速取水路、而得還故国乎否。

と、柴や米や水を給付すれば、直ぐにでも帰国するかどうかを問うている。これに対して乗員は、

我們在船人十六名、于去年十一月連日大北風、遇難飄到此地、短少水、現今北風、當林万里程途難、以回國挽要等、南風当林、亦回國還本、你們本船、拋在此地、不好安見、挽要放在安船之处、要覽々々。

とやはり、風向きが変われば帰国したい旨を伝えている。

土佐藩側から、

爲問爾們江南何州縣人十六人、姓名一々要記之。

との乗員の姓名等についての質問に対して、彼らは次のように記している。

舵工	王玉堂	江南蘇州府南通州人民	三十歳
代駕	彭耀曾	又	二十五歳
水手	高鳳群	又	二十九才
	趙 斌	江南上海縣人民	三十六才
	彭福堂	蘇州府通州人民	三十五才
	俞鳳林	又	十八才
	徐經林	又	三十三才
	張扣寶	又	二十八才
	陳和保	又	二十七才
	吳貢廷	又	二十五才
	盧有竜	又	四十三才
	卞錦堂	又	四十四才
	陳利玉	又	四十才
	高華廷	又	二十六才

曹老老 又 六十才  
 王春林 又 三十五才<sup>23)</sup>

と記した16名であった。

その後、彼らは土佐藩の撫育を受けて、土佐藩の護送船に伴われて足摺岬廻りで豊後水道を通り、関門海峡、玄界灘を経て長崎まで送られている。

その顛末は、『長崎志統編』巻八、「唐船進港并雑事之部」の文政十丁亥年（1827）の条に、  
 當正月七日、松平土佐守領内土州吾川郡浦戸漂着船ノ唐船、同三月十日、同所ヨリ挽立、家士楠瀬六太、北原辰次郎、馬淵孫八等護送シテ、同四月二十日當港エ挽届ラル。依之同二十一日請取、如例被逐吟味之處、通商ノ唐船ニ無之、江南省蘇州府元和縣船頭王玉堂乗組、十六人綿紙類積乗セ、去ル十一月十六日爲商賣山東ヲ志シ出船セシ處、逢難風當正月土州エ漂着セシ旨申之。外ニ疑ケ敷儀因無之、例之通船住居、且在津中粮薪ヲ被給、尚又船中粮米等與賜有テ、同四月二十七日出船歸唐ス<sup>24)</sup>。

とあるように、漂着の事情及び漂着船の状況、そして土佐藩の護送の次第を簡略ながら記している。

文政十年正月七日に土佐に漂着した船は、蘇州府元和縣船籍の商船であり、江南から16人乗組み、綿布、紙類などを積込んで山東方面に交易に赴く予定であったが、途中海難に遭遇して土佐に漂着したのであった。その後、三月十日に土佐藩の船に護送され、四月二十日に長崎に送り届けられた。そして長崎奉行所の取調べを受け、長崎滞在中は上陸を許されず乗船のまま長崎港に停泊して、食料等の補給を受けて四月二十七日に自力により帰国したのであった。

蔣元利船船体の側面から見た図及び船尾から見た図、乗員1名の図の3図が収められていることである。船体の側面からの図は、船主と船尾の部分は欠けているものの船体側面には右から左にかけ「江蘇元字壹伯陸拾捌號蔣元利商船」とさらに左から右に「蔣元利商船」と書かれている。

船尾図には右から左にかけて「往來順利」とあったことがわかる図である。船員図は帽子を着用し、弁髪が背面に垂れ下がり、衣服は満洲族の衣服の特徴である袖口が細く描か



江蘇元字壹伯陸拾捌號蔣元利商船図

23) 本書資料「浦戸漂船船筆談」による。

24) 『長崎文献叢書第一集・第四巻 続長崎實録大成』長崎文献社、1974年11月、228頁。

れている。船員図は舵工の王玉堂か代駕の彭耀曾であったろう。漂着船の資料には図が無いものが多いだけに貴重な記録である。

### 1) 蔣元利船の船主

「送舫録」の附言に、蔣元利船の所有者とその保有船舶名について、

船主蔣炳船有十九隻、曰蔣元亨、曰蔣元利、曰蔣元貞、曰蔣恒生、曰蔣泰生、曰蔣肇生、曰蔣聿生、曰蔣太生、曰蔣徳生、曰蔣天生、曰蔣同生、曰蔣寧泰、曰蔣榮泰、曰蔣復泰、曰蔣震泰、曰蔣全泰、曰蔣福安、曰蔣福康、曰蔣大昌、外有兩隻、裝木貿易、蔣福源、蔣福来。

とあり、蔣元利船の所有者蔣炳は蔣元利船を含め19隻とさらに、2隻の船を所有する船主であった。蔣元利船の代駕であった彭耀曾が、船主の蔣炳について

江蘇胡州住。

とのみ記している。江蘇に胡州という地名は無い。湖州であるならば浙江省になり、船主の代駕と言う職にあるものが、主人の居住地を誤ることは考えにくい。おそらく何らかの理由で正確に答えにくかったものと考えられる。

それでは19隻の船舶を所有した蔣炳は、船舶所有者としてどの程度の船主であったろうか。同じ附言において、

今茲彭耀曾亦自号沙船、按崎人所謂豆舟之通称。

と、彭耀曾が蔣元利船の船式を「沙船」と称したとするように、この船は沙船であった。沙船に関しては、後述するが、多くの船主達は長江口附近に居住して複数の沙船を所有していた<sup>25)</sup>。

蔣元利船が土佐に漂着した時期と同じ時代道光年間に記された齊学裘『見聞続筆』巻二、海運南漕議において、当時の上海を中心とする沙船による航運業の繁栄振りについて、

沙船聚於上海、約三千五六百號、其大者載官斛三千石、小者千五六百石、船首皆崇明・通州・海門・南淮・寶山・上海土着之富民、每造一船、須銀七十八千兩、其多者、至一主有船四、五十號、故名曰船商。

と記すように、沙船の多くは上海に聚集し、3,500から3,600隻もあったとされ、その沙船の船舶所有者の多くが長江口附近の崇明島やその対岸、長江北岸の通州・海門・南淮そして長江南岸の寶山や上海などの現住の富民であった。その所有者の中には一人で40隻から50隻も所有し、「船商」と呼ばれていたとされる。

このような例から見た蔣元利船の所有者である蔣炳は、中規模の船商であったと考えられる。船主蔣炳が19隻以外に所有した2隻が、

25) 松浦章『清代上海沙船航運業史の研究』関西大学出版部、2004年11月。

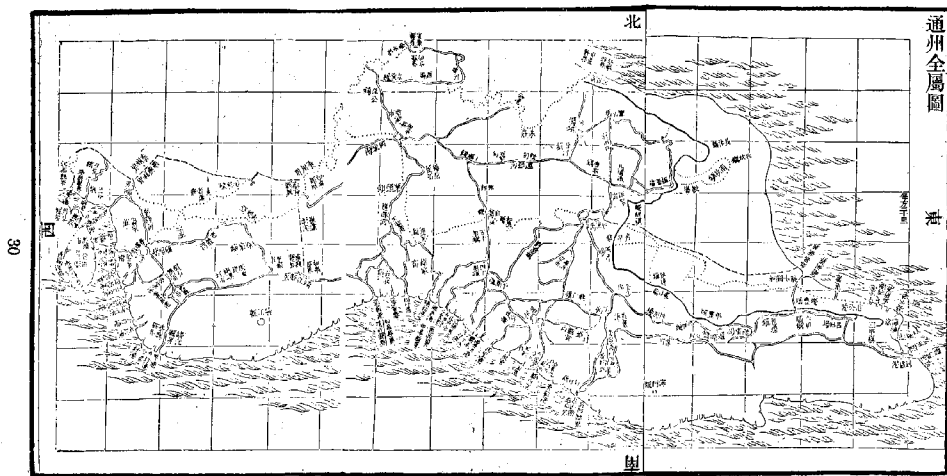


外有兩隻、装木貿易、蔣福源、蔣福来。

とあるように、木材運搬用の船舶であったとある。木材輸送に利用されていたとするならば、最初の19隻は長江口から北の海域を主な航行域とした沙船であったのに対し、蔣福源、蔣福来の2隻は、長江口から南の海域、特に木材の集荷地として知られていた福建省の福州港<sup>26)</sup>を対象に交易していた可能性がある。1846年1月1日から同6月30日までの6箇月間の福州港出入の中国帆船を記録した英国領事報告においても、福州と上海との間を航行していた帆船も10隻ほど知られる<sup>27)</sup>から、蔣炳所有の二隻の蔣福源、蔣福来もその可能性が極めて高いように思われる。

## 2) 蔣元利船の乗組員

通州図



光緒『通州直隸州志』巻首、「通州全属圖」による。

蔣元利船の乗組員に関する情報として最も詳しいのが「送綱録」に最初の第十葉から十二葉にかけて記録されている。次の記事である。

道光七年丁亥江南蘇州府元和縣沙船、漂到浦戸港人数十六、各船工王玉堂人票此准

王玉堂 江南蘇州府南通州呂泗場街上住 祖仙寺大廟置  
ダンナデラ

26) 松浦章「清代福州における帆船沿海貿易について」『関西大学文学論集』第53巻第1号、2003年7月、82～88頁。第4編第2章参照。

27) 松浦章「清代福州における帆船沿海貿易について」52頁。第4編第2章参照。

彭耀曾	同街東住	祖仙寺發倫寺置
高福林	同街上住	祖仙寺發倫寺置
陳扣保	同	祖仙寺發倫寺置
張扣宝	江南蘇州府靖江縣住	祖仙寺本置
徐聖林	同 同住	同
高華廷	江南蘇州府南通州街東住	祖仙寺發倫寺置
趙 斌	江南松江府上海縣本城住	祖仙寺城皇廟置
曹老老	江南蘇州府呂泗場西住	祖仙寺佛廟置
彭福堂	同街上住	祖仙寺大廟置
卞錦堂	同街西住	祖仙寺發倫寺置
盧有竜	同 同住	祖仙寺同置
吳貢廷	同街東住	祖仙寺同置
俞鳳群	同街上住	祖仙寺王經堂置
彭大乾	同街東住	祖仙寺發倫寺置

以上共十六名

船主

蔣 炳	江蘇湖州住
發倫寺	在南通州呂泗場街上
佛 殿	同
王經堂	同
大 廟	同
城皇廟	江南蘇州府上海縣城内

右彭耀曾所寫出 此人票婦送船中ニテ書シユヘ浦戸ノ名ヲ知テカキシ也

とある。この部分は蔣元利船の最高責任者である舵工の王玉堂が認め代駕である彭耀曾が記したとされる記述であるだけに最も確実性が高いと思われる。この部分で森本藤蔵の書き込みは、王玉堂の「祖仙寺」に対して「ダンナデラ」とある部分と、最後の「此人票婦送船中ニテ書シユヘ浦戸ノ名ヲ知テカキシ也」とある二箇所である。第一行目に彭耀曾が「漂到浦戸」と漂着地の固有名詞を書き込んでいることの説明として、「婦送船中ニテ書シユヘ」と既に漂着地名を知った後に書かれたものであることを確認したものである。

それではこの彼らの個人情報から何が見えてくるであろうか。

乗員16名の内、彼等の居住地別になると次のようになる。

南通州呂泗場	十三名
靖江縣	二名

上海縣城内 一名

乗員の最も多かった南通州呂泗場について先ず述べてみたい。南通州は長江口北岸の地にある。

光緒元年（1875）『通州直隸州志』卷一、疆域志、沿革によれば、

國初、屬揚州府、康熙十一年、省海門縣爲鄉、併入通州。雍正二年升爲直隸州、以揚州府之泰興泰州之如臯來屬、領縣二、隸江蘇布政使司、乾隆二十六年改隸江寧<sup>28)</sup>。

とあるように、通州は清朝の初めは揚州府に属していたが、雍正二年（1724）に直隸州となり江蘇布政使司の管轄となった。その後、乾隆二十六年（1761）に江寧布政使司の管轄に変更され清末まで続いていることから、蔣元利船の土佐漂着時の通州は通州直隸州で江寧布政使司の管轄であった。

光緒元年（1875）『通州直隸州志』卷一、疆域志、都里によれば、

東…百六十里曰呂四場<sup>29)</sup>。

とあるように、通州の治所から東方向の160里の所に呂四場があった。呂四場は長江口北岸の東シナ海に面する地である。清代の最大の海塩の兩淮塩を産出する地であった。光緒『通州直隸志』卷四、民賦志、鹽法に、

呂四場、在通州境、西連餘東、南臨大江、東北臨海、范隄自西折、而南長五千六百餘丈、運鹽河、由餘東石港、經如臯、凡四百四十里、而遙達秦壩<sup>30)</sup>。

とあるように、鹽場としては巨大な地域を占めている。同書、卷四、民賦志、鹽法、蕩地によれば、

呂四場草蕩二千二百九十四頃四十一畝七分八釐一毫二絲五忽<sup>31)</sup>

との面積を有する産塩地があった。通州の塩場の草蕩地のみで10,518余頃があったことが知られる<sup>32)</sup> ことから、呂四場が最大で、通州全体の草蕩地の20%余を占める最大の塩生産地であった。蔣元利船の12名はこの呂四場に居住する人々であった。この呂四場の人々の多くが祖先寺即ち旦那寺として發倫寺については光緒『通州直隸志』では不明である。

清代の抄本ではあるが『呂四場志』が知られる<sup>33)</sup>。同書に、

呂四場東北瀕海、南臨江、西與餘東接壤、東西相距三十里而近、南北三十里而遙彈丸地、舟楫之所、駢集潮汐之所、衝嚙較他處尤甚、故泣斯土者稱劇也<sup>34)</sup>。

とあるように、東北は東シナ海、南は長江、そして西は通州の治所に近い餘東と接しており、

28) 『通州直隸州志』一、中国方志叢書・華中地方・第四三号、成文出版社、48頁。

29) 『通州直隸州志』一、中国方志叢書・華中地方・第四三号、成文出版社、63頁。

30) 『通州直隸州志』一、221頁。

31) 『通州直隸州志』一、222頁。

32) 『通州直隸州志』一、221～222頁。

33) 中國地方志集成、郷鎮志專輯⑩所収『呂四場志』、江蘇古跡出版社、1992年8月、593～607頁。

34) 中國地方志集成、郷鎮志專輯⑩所収『呂四場志』、593頁。

まるで弾丸のような形状の地域であった。しかし船の便には最適の地であった。

張扣宝と徐聖林との居住地が「蘇州府靖江縣」としているが、靖江縣は、長江北岸にあったが、南岸の常州府に属し、常州府は蘇州府に隣接する府であった。光緒五年(1879)『靖江縣志』卷三、輿地志、沿革によれば、

〔明〕成化七年、…置靖江縣隸常州府、…國朝仍明制。……咸豐十年隸通州<sup>35)</sup>。

とあるように、靖江縣は明の成化七年(1471)に常州府の一縣としておかれ、清朝時代もそれが継承され、咸豐十年(1860)に通州に所属するまで、常州府に属する縣であった。張扣宝と徐聖林兩名の檀那寺については「祖仙寺本置」と寺名は記されていないが、光緒『靖江縣志』卷二、寺觀によれば、靖江縣衙門の近くにあったものとして崇聖寺と縣の東門外にあった寶塔寺が知られる<sup>36)</sup>ことから、おそらくこの二寺のいずれかが、彼等の祖仙寺であったろう。

乗員の内、趙斌一名が「江南松江府上海縣本城住、祖仙寺城皇廟置」とあるように、上海縣城内に居住していたようである。彼の旦那寺が城皇廟とあるが、現在綺麗に整備されている上海豫園内の城皇廟であったと思われる。

同治十一年(1872)『上海縣志』卷十、祠祀、私祀によれば、

城隍廟、初奉神於淡井廟、明洪武二年、詔封天下州縣城隍廟爲顯佑伯、永樂間、知縣張守約以霍光行祠、改建爲廟、在縣西北。天順間、知縣李紋刻文於石築亭殿前、嘉靖十四年建坊<sup>37)</sup>。

とある。上海の城隍廟の始まりは明代の洪武二年(1369)に始まるが、その後の変遷を経て、嘉靖十四年(1535)に縣城内の坊に移設され、清代において建造物は建て替えられたりしたが、それを継承したことから、趙斌が檀那寺とした城隍廟は現在にも続く上海縣城内にあった城隍廟であったことは確かであろう。なお現在でも城隍廟の戲楼では新春、梅花会、元宵、城隍誕辰、三巡会、立夏、蘭花会、中元節、菊花会などの節会において戯劇が演じられている<sup>38)</sup>。

『嘉慶上海縣志』卷一、風俗によれば、

自海關通貿易、猪粵浙濟遼海間、及海國船慮劉河淤滯、輒由吳松口入、艤城東隅、舳艫尾銜、帆柱盾如櫛、似都會焉。率以番銀當交會、利遇倍泝、可轉煦懋遷致富。

とあるように、台湾の鄭氏が清朝に降り、清朝が海禁である遷界令を解除し康熙二十四年(1685)に上海に江海關を設置すると人々の沿海航行は積極的となり、上海も江南の港として注目された。当然上海に居住する人々も海船に乗り積極的に海上に進出していったのである。趙斌もそのような一人であったろう。

乗員の船内での職掌については「送舟周録」にも

35) 中國方志叢書・華中地方・第四六四號、『靖江縣志』成文出版社、57～58頁。

36) 中國方志叢書・華中地方・第四六四號、『靖江縣志』45～47頁。

37) 中國方志叢書・華中地方・第一六九號、『上海縣志』三、成文出版社、742頁。

38) 上海通志編纂委員會編『上海通志』8、上海人民出版社、上海社会科学院出版社、2005年4月、5453頁。

舵工 王玉堂 蘇州府南通州人氏  
代駕 彭耀曾 同  
水手 高鳳群 同  
趙 斌 江南上海縣人氏  
彭福堂 蘇州府南通州人氏  
俞鳳群 同  
徐聖林 同  
張扣保 同  
陳和保 同  
吳貢廷 同  
盧有竜 同  
卞錦堂 同  
老 同  
彭大乾 同

とあるように、同船の職掌として舵工、代駕、水手の三種である。この内、同船の最高責任者であった舵工について

乾隆『崇明縣志』卷十九、藝文志の「再陳海運疏」に、

沙船以崇明沙而得名、…現在天津裝運第使船之人、必須慣家舵工・水手、惟海民為能募其船、即聽船戶自選

とあるように、沙船の航行操作に馴れた舵工、水手が必要であった。同じ乾隆『崇明縣志』卷十三、風俗志、風俗の「附方言」には、

老大 呼舵工曰老大以一船之司命也。

とあり、崇明の方言で老人とも呼称された舵工は、一船の「司命」を掌握する責任者であった。即ち一船における生殺与奪の権に相当する力を保有する職掌であり、最高責任者であったのである。

『福建省例』海防例、「八里坌對渡五虎門開設口岸未盡事宜」によれば、

駕駛八里坌船隻、應僱覓泉廈舵工代駕、以從商便也。查八里坌係屬臺灣北路與鹿仔港水洋相通、惟泉廈熟識舵工方能駕駛<sup>39)</sup>。

とあり、台湾海峡を厦門、泉州から台湾にわたる際に、泉州や厦門の舵工や代駕を雇用するのが良いとされた。それは泉州や厦門の舵工が航路を熟知していたからであるとされた。このように代駕は舵工に次ぐ重要な職であったことがわかる。土佐藩の役人と筆談応答において活躍する彭耀曾の役であった代駕であるが、舵工の補佐役であった副舵であったと思われる<sup>40)</sup>。

39) 台湾文献叢刊第199種『福建省例』第5冊、台湾銀行、1964年6月、711頁。

40) 松浦章『清代上海沙船航運行史の研究』38頁。

表1 道光六年海運実施の元和縣籍蔣姓船一覧

卷丁行	縣	字號	船籍縣	船名	長江口 出帆 月日	天津 到着 月日	長江口 帰帆 月日	蔣炳所 有船と 同名船
102209	呉縣	120	元	蔣元貞	228	326	812	○
115509	江陰	109	元	蔣元利	215	326	627	○
115506	江陰	106	元	蔣恒生	215	319	620	
105804	昭文	160	元	蔣合盛	519	606	806	
118016	太倉	134	元	蔣恒泰	427			
115605	江陰	119	元	蔣聚盛	210	310	501	
100708	長洲	171	元	蔣聚盛	605	707	917	
113303	青浦	118	元	蔣全泰	223	326	729	
117908	太倉	108	元	蔣大昌	303	330	809	
115510	江陰	110	元	蔣大生	217	327	808	
106203	崑山	132	元	蔣泰生	228	415	811	○
115604	江陰	118	元	蔣長盛	210	310	501	
107302	新陽	102	元	蔣肇生	305	405	812	○
100702	長洲	165	元	蔣長盛	603	615	809	
102904	呉江	117	元	蔣長泰	210	315	521	
110807	奉賢	140	元	蔣長泰	608	716	915	
106910	新陽	135	元	蔣德生	228	404	812	○
115511	江陰	111	元	蔣寧泰	217	326	813	○
105412	昭文	112	元	蔣福安	217	327	728	○
115508	江陰	108	元	蔣福康	215	315	606	○
115507	江陰	107	元	蔣復泰	215	312	521	○
111805	金山	135	元	蔣復泰	609	718	928	○

注：卷数は、『江蘇海運全案』の六桁で巻数、丁数、行目を示す。最初の二桁は巻数、中の二桁は丁数、行目は船名の記された行を示す。縣は、輸送を依頼した当該縣。字号は、船籍号数。船籍の「元」は元和縣の略称。月日は、三桁で旧暦の月と日を示す。

乗員の人物であるが、多くの乗員の居住地として通州の呂四場であるが、蔣炳に関する記録として、次に述べる呂四場の記録に同姓同名の人物が知られる。清代の抄本『呂四場志』<sup>41)</sup>の明代、清代の人物について述べた中に、彭氏名が多く見られる。明代は4名中3名が彭氏、清代は13名中6名が彭氏であったことから代駕の彭耀曾は同地の有力者の一族に繋がる人物であったと思われる。

### 3) 蔣元利船と沿海航運

「送舢録」の附言において蔣元利の船主蔣炳が所有していた船名は、

41) 中國地方志集成、郷鎮志專輯⑩所収『呂四場志』、江蘇古跡出版社、1992年8月、593～607頁。

船主蔣炳船有十九隻、曰蔣元亨、曰蔣元利、曰蔣元貞、曰蔣恒生、曰蔣泰生、曰蔣肇生、曰蔣聿生、曰蔣太生、曰蔣德生、曰蔣天生、曰蔣同生、曰蔣寧泰、曰蔣榮泰、曰蔣復泰、曰蔣震泰、曰蔣全泰、曰蔣福安、曰蔣福康、曰蔣大昌、外有兩隻、裝木貿易、蔣福源、蔣福來。

とある二一隻であるが、蔣元利船が官府に届け、船体にも記されていた番号は、

江南蘇州府元和縣壹伯陸拾捌號蔣元利商船

であったことから、その船籍登録は元和縣であったことが判る。中国船の船籍登録に関する記録は殆ど知られないが、蔣元利船が土佐に漂着した文政十年正月は、中国の道光七年（1827）に相当する。この時期の沙船の船籍を知る資料として参考になるのが、道光六年に行われた海運に利用された沙船1,500余隻の船籍である<sup>42)</sup>。『江蘇海運全案』巻十、巻十一に収められた船冊から、蔣元利船と同様に船名に「蔣」姓を持ち、元和縣の船籍と考えられる「元」字号の登録号を保有する船名を探すと表1の沙船名が判明した。

表1ののべ22隻の蔣姓商船のうち同名のものは蔣聚盛と蔣長泰と蔣復泰の3隻がある。これらは時間的からみて長江口から天津を二度航行したと見られるから同一船であったと見られることから実質19隻になる。この19隻の内、先の蔣炳の所有船21隻の内、船名が一致するものがのべ10隻、実質9隻である。ほぼ半数が蔣炳の所有船と一致したことになる。単なる偶然ではなく、この蔣炳所有の9隻が道光六年に長江口から天津に税糧の米穀を輸送する海運に従事した沙船であった可能性は極めて高いといえるであろう。その可能性が認められるならば、土佐漂着の蔣元利船も道光六年には海運に従事したことになる。

蔣元利船の場合、道光六年二月十五日に長江口を出帆して三月二十六日に天津に到着し、さらに六月二十七日には長江口には帰帆していたことになる。その後は不明であるが、同じ道光六年十一月十六日に長江口を出帆して山東方面に向って航行中に海難に遭遇して文政十年（道光七年）正月七日に土佐の浦戸に漂着した。道光六年六月下旬から十一月中旬まで長江口附近にいたのか、あるいは可能性として長江口から山東方面は一航海する時間的可能性は十分にあり得る。沙船が一年に4航海を行うことはさほど珍しいことではなく、5航海を行った事例も知られる<sup>43)</sup>からである。

#### 4) 沙船蔣元利

蔣元利船の船式について、「送鯛録」の附言において、

文化戊辰、所漂到之江蘇太倉州崇明縣都長發商船、舵工范廷周、自号爲沙船、今茲彭耀曾亦自号沙船、按崎人所謂豆舟之通称。

とあるように、文化五年都長發船と同様に蔣元利船は沙船であった。その形状をみて長崎の人々

42) 松浦章『清代上海沙船航運業史の研究』244～259頁。

43) 松浦章『清代上海沙船航運行史の研究』330～331頁参照。

は豆舟と呼称したとされている。江戸中期から長崎に貿易のために中国から来航していた船は鳥船と呼称された尖底型の海船で外洋航行に適した帆船<sup>44)</sup>であったのに対して、沙船は外洋より水深の浅い海域や水域に適した古くから見られる平底型海船であった。このため大型の外洋海船、オランダ船や鳥船を見慣れている長崎の人々から見れば沙船は正しく「豆舟」と象徴される船であった。

このことは、蔣元利船の舵工の王玉堂のもと代駕の彭耀曾が次のように、

道光七年丁亥、江南蘇州府元和縣沙船、漂到浦戸港人数十六、各船工王玉堂人票此准。と記していることから明らかに、蔣元利船は沙船であったことは確実である。そのことは先に掲げた船体側面からの図からも認められる。

沙船はどのような船舶であったかは、乾隆『崇明縣志』卷十九、藝文志、「再陳海運疏」において、

沙船以崇明沙而得名。太倉・松江・通州・海門皆有、淮安名海鷗者、俱現在天津裝運第使船之人、必須慣家舵工・水手、惟海民為能募其船、即聽船戸自選。崇明縣志云、隆慶六年復海運、初募耆民、沙船從淮抵津、甚捷。朝廷賞給冠帶、明年改官船官軍即多。

とされるように、長江口附近などの水深の浅い水域で活用され、このため崇明島のみならず、同地域の太倉・松江・通州・海門にも見られ、長江以北の淮安の海鷗船と共に海運に活用されたとされる。

江戸時代の鎖国下においても、その前期には長崎へも貿易のために来航していた<sup>45)</sup>。

## 5 小 結

上述のような清代帆船の漂着筆談記録がなぜ残されてきたのであろうか。それは基本的には、当時の日本では、恒常的に中国語を話でき、聞き喋れたのは、長崎における唐通事に限られていた。即ち会話できる人は、端的に言えば長崎に限られたわけである。

しかし、一般には漢字を理解し筆記できる知識人は、江戸時代における幕府の学問所である昌平黉を初めとして各藩には多くいた。この結果、中国の漂着船に対する初期的対応は漂着地の役人や漢学者が動員され、筆談の形態で多くの記録を残されたのであった。それらのものは各地に残され永らく看過されてきたのである。

それらの資料は、基本的には清代中国帆船の漂流・漂着に至った経緯を述べているため各帆船の航運記録を残している物が多いのである。それらの記録は中国側の記録には見られず、航運記録のみならず、沿海部の人々の社会状況まで知る有用な史料となっていることは、上記に

44) 松浦章『清代海外貿易史の研究』朋友書店、2002年1月、264～306頁。

45) 松浦章『清代上海沙船航運行史の研究』63～75頁。



第1編 清代帆船の朝鮮・日本・琉球漂着史料

掲げた筆談記録からも明かであろう。

# 第3章 18・19世紀南西諸島漂着中国帆船より 見た清代航運業の一側面

## 1 緒言

中国海事史を概観する時、中国民衆の帆船による海上航行並びに海外発展に制限ないし制約をしたのは、明代における「海禁令」であったと言える<sup>1)</sup>。そして、次代の清朝も、入関当初、反清復明を標榜し海島に拠った鄭氏に対抗する上で、「遷界令」を發布し<sup>2)</sup>、民衆の海上航行をも制限した。

ところが、鄭氏の降服とともに「展海令」を出すと、中国民衆の海上航行が顕著になった<sup>3)</sup>ことはよく知られているところである。しかし、このような海上航行の活発化は、当然海難事故を誘発する遠因ともなり、特に風力にたよる帆船時代においては避けることのできない問題であった<sup>4)</sup>。

とりわけ、東シナ海に浮ぶ南西諸島は、日本列島と台湾との間に点在し、中国大陸の江蘇・浙江・福建省に及ぶ沿海地域と、沿海たる東シナ海と外洋たる太平洋との間に位置する地理的状况のため、18世紀初頭から19世紀後半にかけて数十隻の中国帆船が漂着している。

中国帆船の南西諸島への漂着の事実は、琉球中山朝期の外交文書である『歴代宝案』に記載されており、既に先学により一部紹介されている<sup>5)</sup>が、『歴代宝案』に見られる中国帆船の海難までの航行記録は、清代の航運<sup>6)</sup>業を考察する上で重要な資料である。

そこで本章は、管見により知り得た漂着船の資料を明示するとともに、その考察によって清代航運業の一側面を明らかにするものである。

---

1) 佐久間重男「明朝の海禁政策」、『東方学』第6輯、1953年6月。佐久間重男『日明貿易史の研究』吉川弘文館、1992年2月、25～39頁。

2) 謝国楨「清初東南沿海遷界考」、『国学季刊』2-4、1933年8月。

田中克己「清初の支那沿海(一)(二)―遷界を中心として見たる―」、『歴史学研究』6-1、3、1936年1、3月。

浦廉一「清初の遷界令の研究」、『広島大学文学部紀要』5、1954年3月。

3) 松浦章「杭州織造島林達莫爾森の長崎来航とその職名について―康熙時代の日清交渉の一側面―」、『東方学』55輯、1978年1月。松浦章『江戸時代唐船による日中文化交流』思文閣、2007年7月、77～97頁。

4) 金指正三『近世海難救助制度の研究』吉川弘文館、1968年9月。

5) 宮田俊彦「雍正・乾隆年代琉・清間の商船五隻について―『歴代宝案』第二集による―」、『海事史研究』3・4合併号、1965年4月。宮田俊彦『琉明・琉清交渉史の研究』文献出版、1996年6月、290～309頁。

平和彦「近世奄美諸島漂着の中国人と朝鮮人の護送」、『南島―その歴史と文化―3』第一書房、1980年10月。

6) 本章では、元以後の漕運の一環としての漕米輸送である海運と区別する意味で、海上輸送業を航運業として使用した。

## 2 南西諸島漂着中国帆船の航行記録

『歴代宝案』は先学により紹介されているように漢文体の外交文書集<sup>7)</sup>で、一・二・三集に別れており、中山朝では漂着船や、漂着人が見つければ救助し本国へ送還している。その間の事情が詳細に記されている。

とりわけ中国船の漂着は、康熙三十九年(1701)から同治元年(1862)までの約160年余に60例が知られ、漂着にいたるまでの経過は、乗組員の「口称」として記録されているが、『歴代宝案』は先学が指摘されたように一部散逸して完全なものではなく<sup>8)</sup>、本章は台湾で影印された『歴代宝案』一・二・三集15冊本<sup>9)</sup>を使用した。

琉球国から清朝中国への漂着人・船の報告は、福建等処承宣布政使司宛の咨文の形式をとり、一部分、礼部からの返礼咨文も含めるが、福建布政使司の咨文をもって一形式となっている。ところが、中には欠いていたり、脱字等もあるため、本章では、漂着資料を抽出するに当り琉球からの咨文をもとに、福建布政使司の咨文で補う方法で資料を明示した。琉球の咨文がない場合は福建布政使司の咨文によった。

そして、特に必要と思われる箇所にもみ注記し、出典は、各資料の表題の後に記した。漂着資料の配列順は、南西諸島への漂着の年月順にし、同日、不明の場合は、『歴代宝案』の記載順にした。但し既に紹介された長崎貿易船の漂着事例<sup>10)</sup>については本章では割愛した。資料中の□は不明文字である。

### ○漂着資料

#### ① 康熙三十九年十二月二十日(1701・1・28)北山地方漂着船(二集2、1561~1564頁)

抛敵国属島北山地方官浦佐郁等報称、康熙三十九年十二月二十日、福建福州府船主陳明等、共計二十五名、駕船一隻、前往山東貿易、装貨回閩時、忽被逆風、飄至□破、随帶有白荳一百三十四包、□荳一十一包、核桃四十包、紅棗二十五包、紫草一十一包、杏仁四包、黄芩一十一包、烏梅一包、油麻三包、綠荳一包、鉄釘二十包、竹籠一十四個、帽盒二個、甕大小共三十個、鼎大小共四口、斧頭五把、面桶二個、水槿二個、胶桶一個、斗□個、柳斗四個、鑼一面、鼓一面、菜刀一把、柴刀一把、棕索二条、□棕索一条、索仔一捆、水櫃一個、鉛三

7) 小葉田淳「歴代宝案について」、『史林』46巻4号、1936年7月。

頼永祥「一部中琉関係史料—『歴代宝案』」、『大陸雜誌』10巻12期、1955年6月。

平和彦「琉球『歴代宝案』解題および若干の収録史料について(1)~(3)」、『アジア・アフリカ資料通報』Vol.11 No.7, 10, 11, 1973年10月、1974年1、2月。

8) 小葉田淳「歴代宝案について」、頼永祥「一部中琉関係史料—『歴代宝案』」、平和彦「琉球『歴代宝案』解題および若干の収録史料について(1)~(3)」参照。

9) 『歴代宝案』全15冊、国立臺灣大学出版、1972年6月。沖縄県では現在校訂本を刊行中である。

10) 宮田俊彦「雍正・乾隆年代琉・清間の商船五隻について—『歴代宝案』第二集による—」、平和彦「近世奄美諸島漂着の中国人と朝鮮人の護送」参照。

個、錫酒瓶一個、白毡□十条、白麻三捆、銅錢四包共計三十四件貨物、別無銀兩、軍器等物等。

② 康熙四十五年正月十八日（1706・3・2）恩納地方漂着福建船（二集4、1617～1618頁）

拋敵国属地恩納地方官報称、本年正月十八日下午、海船一隻來破、即刻出小船數隻、救活一十八名、船戶游順口称、順等係福建福州府閩縣人民、順等二十四名、駕船一隻、裝載杉木、于旧年五月十二日、閩安鎮出口、往海州地方、發売杉木、轉往山東青州府、收買黃荳・紅棗・紫草・瓜子・核挑等物、十一月、回閩時、遇狂風、損壞篷桅、飄到海島、不知何名、割断棕索、十二月二十四日、又飄至北山属地大島地方、（中略）至正月十六日、大島地方開船、又遇暴風、飄到外山打破、蒙救活一十八名、溺死者六名、（中略）所帶貨物并船器等、淹矢尽無等。

③ 康熙五十七年正月五日（1718・2・4）太平山地方漂着浙江・定海鎮兵船（二集9、1777頁）

拋敵国属島太平山地方官毛鴻基等報称、於本年正月初五日、海船一隻、在本島破壞、即刻發士民撈救、細則來歷緣由、難人百總王拱等俱称、拱等浙江寧波府定海鎮標左營、清字三号、雙□□□一隻、配□戰水兵五十名、奉定海鎮總兵官張国令、出洋巡哨、是五十六年十二月初一日、楊將官坐帶五隻兵船、出定海山、初十日、至長塗港泊船、十五日、開往衢山、十九日、五隻兵船、俱收普陀山泊船、我船於二十日夜二更、天忽遇颶風、將桅纜俱断、飄開外洋、二十一日、桅舵俱壞、八人伏□失水、隨風逐浪、直至五十七年正月初五日五更、□飄至琉球国太平山撞巖擊碎。

④ 雍正十年十月二十五日（1732・12・22）山北・德島漂着江南船（二集19、2167～2169頁）

拋山北今婦仁地方官報称、江南省太倉州宝山縣商船船戶顧洪順等口称、順等一十五名、坐駕沙船一隻、干雍正十年六月二十日、在劉河、裝載雜貨、往山東發売、干九月十六日、出口、十月十二日、在通州呂四場、放洋、十五日、陡遭大風、失舵棄桅、至二十五日、飄到琉球山北官轄德島外、拗失舵棄桅、至二十五日、到琉球山北官轄德島外、拋桅奈綜、被礁石割断本船、飄出大洋、順等急上杉板、惟載色布七包、登岸保命。

⑤ 乾隆五年十一月十六日（1741・1・3）多良間地方漂着福建船（二集24、25、2356～2359、2367～2368頁）

拋敵国属島麻姑山地方官報称、於乾隆五年十一月十六日、海船一隻、在本島多良間地方、衝礁破壞、即刻發小船數隻、救活難人、併撈拳貨物、細開來歷緣由、船戶王同興票称、興等、係福建泉州府同安縣人民、共計二十一名、駕船一隻、係本縣照票順字二百七十五号、裝載糖貨、於乾隆五年五月十二日、由厦門、出往浙江寧波府、發壳訖、隨到山東、收買柿餅・核桃・紫草・粉乾・青荳等物、於十一月初五日、放洋回閩時、忽遇颶風、篷桅俱壞、隨風逐浪、直至十六日、飄至琉球国麻姑山打壞、蒙本處地方官撈救所帶貨物器用雜物等由。

計開人数

船戶王同興	舵工楊發	搭貨客障州府人連讓	水手	林宝	王勝	李夏
黃使	黃春	李發	王秋	吳裕	玉成	陳添
王轉	林旭	黃益	林順	王英	王進	王夏
		陳全				

計開貨数

一柿餅	二十包	一核桃	一十七包
一粉乾	一十八包	一紫草	一十一包
一肚簍	二個	一烏荳	大小六包
一帆布	一捆	一棹子	一塊
一鑼	一面	一棕衣	一十七領
一雨傘	四枝	一粉乾	二小袋
一柳斗	二個	一甕	二個
一鼎	大小三個	一竹箱	一十四個
一布袋包	一十四個	一皮箱	四個
一甲万箱	一個	一馬包	二個
一鋪盖	四個	一食籃	一個

⑥ 乾隆六年（1741）頃琉球漂着船（二集24、25、2352～2353、2391～2393頁）

乾隆六年七月十九日、奉署福州將軍暫署閩浙總督印務策批本署司詳、查得泉防庁詳報陳得豐船隻、駕往上海、輾轉遭風、飄取琉球回掉一案、（中略）拋泉防庁詳称、細訊舡□舵水、咸称該船在上海、即欲回掉、因無貨可載、前往錦州、錦州又無回貨、適有貨客徐必等、僱往蓋州、并在蓋州、攬載高士等貨、順途回掉、遭風棄桅、飄往琉球。

⑦ 乾隆十四年十一月二十一日（1749・12・30）山北本部地方漂着船（二集30、31、2553、2580頁）

拋本部地方官報称、福建泉州府同安縣船戸林仕興等口称、乾隆十四年四月十八日、坐駕双桅船一隻、共計三十五名、厦門載塘開船、前到天津貿易、于九月初十日、出口、往錦州裝載黃豆・瓜子等物、十月十一日、到石島、十一月十六日、放山東洋、陡遇西北大風、本月二十一日、飄至貴国本部地方等由。

計開

船戸林仕興 舵工陳星 水手陳成 林丑 沈金 李榜 沈陣 林寧  
 林莊 彭益 林德 林進 林貴 林吉 林勝 李棟 林旺 林富  
 陳祖 鄭蔵 周道 林喜 林魁 林昇 客人柯榮昌 柯崇勳 李捷勝  
 徐漢本 徐得勝 徐樹科 梁良 徐四 陳容 王金玉 金天

已上通船共計三十五名

右執照附同安縣船戸林仕興准此

- ⑧ 乾隆十四年十一月二十一日（1749・12・30）米山地方漂着船（二集30、31、2554、2560～2561、2578、2581頁）

拋姑米山地方官報称、（乾隆十四年）十一月二十一日、海船一隻、飄至本地、衝礁破壞、急發船隻、扶救人命、給与廩餼収養、其船戸陳得昌等口称、得昌等、係福建省泉州府同安縣商人、共計二十名、駕船一隻、往江南・閩東貿易、轉至山東、回到大洋、陡遭颶風大作、飄到姑米山、衝礁打破等由。

〔計開〕

同安縣船戸陳得昌 舵工□進 総舗彭輝 鴉班高玉 頭椀王良 大繚察敬  
 杉板工高榮 水手高福 彭統 陳寿 蘇拱 林永 高竣 蘇勇  
 張才 童忠 蘇椽 劉啓 劉耀 蘇吉

已上共計二十名

除衣服外所撈物件 計開

一包苳 二十一個 一衣箱 二個  
 一□盒 七個 一東繭綢 八疋  
 一□□□ 一小鉄椀 一個  
 一銅錢 一万四□文 一板面鉄釘 五百六十斤

- ⑨ 乾隆十四年十一月二十二日（1749・12・31）永良部地方漂着船（二集31、2589、2597～2598、2601～2602頁）

拋永良部地方官報称、十一月二十二日、海船一隻、飄到本地、衝礁破壞、風浪甚猛、急發小船數隻、掙取登岸、給与廩餼、収養其船戸陶寿等口称、寿等係江南蘇州府常熟縣商人、共計十七名、在江南裝載生薑、到天津衛發壳、轉往關東大莊河口、買黃豆、前到山東登州府放洋、陡遭大風、飄到永良部地方、衝礁打破等由。

〔計開人数〕

常熟縣船戸陶 寿 舵工李天祥 副舵張御龍  
總舖王楚臣 水手周殿臣 楊駕龍 張憲臣 徐爾福 吳廷秀 張君彩  
孫天貴 郭聖思 遠景福 客人蔡立三 已宏培 客伴徐貴鄉 張二孝

已上共計十七名

計開 所撈物件

一行李共十四付 一包袱共十四付  
一竹箱 一隻 一扁竹箱 二隻  
一小木箱 一隻 一金鑼 一面  
一水線鈎 一個 一斧頭 一把  
一鉄锚 一個 一犬 一隻  
一厨刀 二抱 一棕繩 二根  
一鉄圈十二個共計九十七斤  
一鉄釘共八包共計一百九十五斤  
一火盆 一個 一鉄鏟 一把  
一鉄鍋鉄釘 共計十二斤  
一車綜 一根 一秤跔 一個  
一火鉗 一抱

⑩ 乾隆十四年十一月二十二日（1749・12・31）麻姑山地方漂着船（二集31、2622～2624頁）

拋麻姑山地方官報称、旧年十一月二十二日、烏船一隻、飄到本地、其船戸蔣長興等口称、長興等二十七名、係福建福州府閩縣商人、乾隆十四年四月二十二日、往厦門、裝糖開船、五月初十日、到上海縣發壳、七月初七日、在彼地、裝茶葉開船、二十二日、到錦州發壳、彼地裝瓜子・黃荳等項、十月十五日、出錦州港、駛到江南外洋、陡遭西北□□、二十二日、飄到麻姑山、衝礁打破、貨物沈空、只逃得再性命上岸等。

計開人数

閩縣船戸蔣長興 舵工蔣發 □□□ 水手□ 和 陳華 陳榮 鄭成 蔣

万 蔣福 蔣起 蔣茂 蔣咸 蔣旺 高財 謝順 李情 楊拋  
 洪益 邱慶 蔣宝 蔣全 楊奇 陳通 蔣金 林貴  
 客商潘順觀 蔣天祿 蔣彦光

以上共計二十七名

計開貨数

一天后娘々併軍将	三位		
一羅經	二個	一大甲万箱	一個
一小甲万箱	一個	一皮箱	二個
一扁竹箱	八個	一方竹箱	一個
一帽盒	三個	一小大櫃	一個
一鹿角膠	三包	一数簿箱	一個
一銀子	一兩	一銅錢	十千零
一銅鑼	一面	一杉板鉄	□□□
一枕頭	五個	一木面盒	一個
一舖盖	三個	一白毡条	二領
一籐蓆	一領	一繭綢	十一疋
一棉被	十六領	一棉褥	一領
一如面談	六本	一白眉故事	四本
一鹿筋	一把	一鸚鵡 裘	故事集書二本
一庵妬羹並一捧靈共二本		故事集書	

『宮中檔乾隆朝奏摺』第一輯、乾隆十六年八月十八日付の福州將軍兼閩海關事新柱奏摺  
 …查得蔣長興等二十七名、係福建閩縣船戶、在洋遭風、於乾隆十四年十一月二十二日、  
 飄至該國（琉球國）太平山船隻衝磯擊破、…<sup>11)</sup>

- ⑪ 乾隆十四年十一月二十三日（1750年1月1日）山北地方漂着船（二集30、31、2547～2549、2577、2581頁）

拋敵国山北府地方官報称、本年十一月二十三日、海船一隻、飄來衝礁、船身破壞、急發小船数隻、扶救人命、其船戶吳永盛等口称、永盛等係福建省福州府閩縣人共計二十八名、坐駕寧字四百九十七号船、□□年三月初一日、在台湾、裝載紅糖□□□海縣貿易、十一月十五日、放洋回国、陡遇颶風、破断大桅、十一月二十三日、飄至山北楚州地方、衝礁打壞等語。

11) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第一輯、故宮博物院、1982年5月、440頁。同書446頁参照。



計開

船戸吳永盛 舵工吳順 副舵徐琳 水手黃三 曾檜 吳棟 吳輝  
吳俊 察膚 俞蘭 陳金 鄭美 劉慶 劉生 陳清 曾善  
周賢 楊四 吳禧 謝斌 高輝 胡縣 劉琦 俞三  
客人邱沐 万安 徐文□

已上通船共計二十八名

撈起物件

計開

天后娘娘 六位 皮箱 一個  
竹箱 一個 鋪蓋 十四個  
雨傘 七柄 棕衣 六領  
銅錢 九包共計小錢四万五千文  
板上所拾鉄釘五十二斤

- ⑫ 乾隆十四年十一月二十三日（1750・1・1）山北雲天地方漂着船（二集30、31、2550、2581頁）

拋婦仁地方官報稱、海船一隻、飄至連天地方、其船戸柯啓隆等口稱、啓隆等係福建漳州府海澄縣商人、給本縣票靜字三百六十七號、給関部牌洪字一百四十二號、坐駕鳥船一隻、共計二十三名、于乾隆十四年三月二十九日、在厦門開船、往浙江貿易、六月十三日、彼地開船、往山東貿易、除水手六名、在膠州取銀外□有客□一名、共計現在十八名、于十月二十五日、在膠州出口、十一月十七日、放洋、被風大作、船尾木板打壞、船有些漏、十分危急、丟下貨物、任風飄流、本月二十三日、漂至貴国。

計開

船戸柯啓隆 舵梢陳勝 水手柯成 許仲 許玉 柯公 李寿 柯柳  
陳勇 林奇 林有 林仁 李富 許發 柯強 曾寬 陳裕  
客人鄉合順

已上通船共計現在十八名

右執照附海澄縣船戸柯啓隆准此

- ⑬ 乾隆十四年十一月二十三日（1750・1・1）山南勝連地方漂着船（二集30、31、2551、2580頁）

拋勝連地方官報称、福建省漳州府海澄縣船戸王榮興等口称、乾隆十四年七月初七日、駕船一隻、共計二十七名、在厦門裝載蘇木・碗・糖等物、前到山東發売、即便買取菘豆・粉乾・紫草・藥材等物、要回福建、詎想、十一月十八日、陡遭西北大風、桅舵帆索多損、本月二十三日、飄到貴国勝連浜□地方。

計開

船戸王榮興 舵工高華 水手黃添 王碩 高卓 蔡余 蘇金 高林  
 胡本 黃明 王嘉 張環 李煥 洪萃 林清 蔡伯 鄭照 高元黃榮  
 許合 王章 潘德 張院  
 客人張月 芦憐 陳勇 周福

已上通船共計二十七名

右執照附海澄縣船戸王榮興准此

- ⑭ 乾隆十四年十一月二十三日（1750・1・1）葉壁地方漂着福建船（二集30、31、2554、2560、2578、2581頁）

拋葉壁山地方官報称、十一月二十三日、海船一隻、飄到本地、衝礁打破、急發小船數隻、拯救人命、給与廩餼、収養其船戸黃明盛口称、明盛等係福建省興化府莆田縣商人、共計三十名、前到山東貿易、開船放洋、陡遭西北大風、飄到葉壁山、衝礁船破等由。

〔計開〕

莆田縣船戸黃明盛 舵工陳清 鴉班蘇敏 頭椗曾煥 総舖李勝 水手李盛  
 胡祿 陳福 劉雲 蔡玉 陳煜 吳福 黃露 林霞 陳光 盧炳陳洽  
 徐冬 徐煥 黃南 張蘭 翁銓 何進  
 客七名 張大法 陳士□ 玉重岩 李舜尚 章明昆 郭香觀 黃弼順

已上共計三十名

除衣服外所撈物件 計開

一大后娘娘 三位 一紫草 二包  
 一核櫛 四包 一粉□ 一包  
 一卓 一張 一鉄□ 一根  
 一荳餅 一百零七塊 一銅鑼 二面  
 一銅面盆 一個 一紅白犬 二隻  
 一猫 一隻 一合辦箱 一個  
 一碗櫛 一個 一碗 二十個

第1編 清代帆船の朝鮮・日本・琉球漂着史料

一□巾頂	一領	一竹魚簍	四個
一□傘	四枝	一木椅	三條
一鋸	一張	一銅罐	一個
一柴斧	二柄	一菜刀	二柄
一棕椗索	三條	一蕉椗	一條
一免皮	四十五張		
一板面鉄釘	二百八十五斤半		
一鉄箍大小共二十三個	重二百三十三斤		

- ⑮ 乾隆十四年十一月二十四日（1750・1・2）山南勝連地方漂着船（二集30、31、2552、2580～2581頁）

拋勝連地方官報稱、蘇州府崇明縣船戶顧君如等口稱、本船共計八名、往山東裝載白荳・毛猪等物、于乾隆十四年十一月十八日、在彼地開洋、其夜陡遭西北大風、船隻將危、不得已砍斷大桅及舵尾繩索、亦丟貨物、十分危急、幸蒙天庇、本月二十四日、飄到貴國。

計開

船戶顧君如 舵工陳倍升 水手李聖元 陳洪升 陸叙 三陸聖先 袁明

沈三

已上通船共計八名

右執照附崇明縣船戶顧君如准此

- ⑯ 乾隆十四年十一月二十四日（1750・1・2）德島漂着海船（二集31、2588、2593～2596頁）

拋德島地方官報稱、十一月二十四日、海船一隻、飄至本地、其船戶鄧福臨等口稱、福臨等係江南太倉州鎮洋縣商人、共計十七名、坐駕沙船一隻、前到關東西錦州、買黃豆・瓜子、轉到山東、放洋、陡遭暴風、飄到德島。

計開附搭人名

船戶鄧福臨 舵工姚漢忠 水手車起忠 湯兆祥

奏衛周 丁壽觀 葉再清 金光被 陶五觀

工司殷祀豐

已上共計一十名

計開所帶物件

一衣服被褥 十七包 一竹箱 三個

一鍋 一個

(以上張常盛船(資料⑱)により帰国)

計開附搭人名

客人朱大経 水手呉口聚 趙文進 袁鳳山 丁隆山 江景周 管永年

已上共計七名

計開所帶物件

一衣服被褥 七包 一竹箱 二個

(以上許世泰船(資料⑱)により帰国)

- ⑰ 乾隆十四年十一月二十五日(1570・1・3)山南・勝連浜村地方漂着江南船(二集30、31、2554、2559~2560、2579、2581頁)

拠山南府地方官報称、十一月二十五日、海船一隻、飄到勝連浜村地方、係蘇州府通州商人、共計十四名、其船戸彭世恒等口称、本船往山東膠州、裝載白荳・塩猪・紫草等物、彼地出口、仍赴江南蘇州府、詎意十一月十九日、遭遇西北大風、(中略)飄到勝連地方。

拠山南府地方官報称、蘇州府通州府商船一隻、船戸彭世恒等共計十四名、往膠州、(中略)飄至山南奧武地方、只此船隻、歷年已久、雖加修葺、万里波濤、再難衝涉、(中略)將該船併桅篷舵繩等項、売与土民、其価銀三百五十兩、併所帶貨物等件、通与船戸彭世恒領収。

〔計開〕

通州船戸彭世恒 舵工高哲安 水手高進玉 高士臣 朱正和 徐三觀 朱六觀  
陸有才 李六觀 朱八觀 彭順觀 彭邦昇

客二名 施潮先 姜兆五

已上共計十四名

隨帶物件 計開

一□油	二十三簍	一柿餅	二十八個
一花椒	三包	一核桃	五包
一柿餅小簍	二十一包	一青豆	八百五十一包
一塩猪	一百零五口	一粉条	六包
一麻皮	四包	一豆油	一罐
一扒豆	九包	一青豆	三袋
一猪油	三簍	一紫草	二十二包
一雜菓	一包	一干麵	二袋

第1編 清代帆船の朝鮮・日本・琉球漂着史料

一黃小米	一袋	一銅錢七包計三万五千文	
一猪首腿	一包	一核□	小包
一蕎麥	一袋	一豆粉	一包
一竹箱	三隻	一衣桶	二個
一舖盖	十四個	一衣袋	七個
一銅鑼	二面	一錫壺	三個

- ⑱ 乾隆十四年十一月二十五日（1750・1・3）山北伊江地方漂着海船（二集31、2580、2595～2596頁）

據本部地方官報稱、乾隆十四年十一月二十五日、有海船一隻、飄至伊江地方、二十八日轉至本部地方、船戶許世泰等口稱、世泰等係江南省太倉州鎮洋縣商人、坐駕沙船一隻、共計十四名、于十月初九日、鎮洋出口、前往山東萊州府膠州、買荳一船・紫草梗三十六包・荳油二十二簍、十一月十八日、膠州出口、不意十九日、飄風大作、船舵損傷、忙將黃豆十丟四分、隨風飄到等由。

計開

船戶許世泰 舵工潘達茂 水手陶永茂 朱連元 周天富 朱于王 程勝瑞朱夏  
玉 張士彩 施学南 播裕昆 張文受 王裕英 客人張復興  
已上共計十四名

- ⑲ 乾隆十四年十一月二十九日（1750・1・7）山北運天地方漂着海船（二集31、2581、2593～2594頁）

乾隆十四年十一月二十九日、海船一隻、飄到運天地方、其船戶張常盛等口稱、常盛等、係江南太倉州鎮洋縣商人、坐駕沙船一隻、共計二十八名、在劉河口開船、往山東膠州、置買荳・猪・荳油・紫草等物、十二月十八日、膠州開船、不料被西北大風、十死一生、丟棄貨物、飄至貴国地方。

計開

船戶張常盛 舵工施会天 水手吳天祥 朱明章 唐遂生 張才觀 王吉  
王永觀 金茂林 李雄觀 王君受 倪得觀 王彩觀 施殿章 吳三觀 吳  
大觀 吳五觀 朱正邦 朱喜觀 郁金觀 王天得 李長泰 張世發成王  
文 王三觀 吳士孝 王郡先 張二觀

已上共計二十八名

⑳ 乾隆十四年十一月二十九日（1750・1・7）大島漂着海船（二集31、2622、2624～2625頁）

拋大島地方官報称、旧年十一月二十九日、海船一隻、飄到本地、其船戸瞿張順等口称、張順等一十三名、係江南蘇州府商人、本年十一月初七日、山東開船、欲往江南蘇州府劉□貿易、行到洋中、陡遭颶風、十二日、到膠州、十八日、膠州開船、□□洋中忽遇暴風、失舵断桅、二十九日、飄到大島地方、即蒙地方官修理船隻、發給米・柴・醬・菜・烟等項、十五年二月十九日、彼地開船、詎料洋中、又逢大風、二十一日、□到奇界地方、衝礁打壞、登岸保命等由。

計開人数

常熟縣船戸瞿張順	舵工張本官	水手王日新	六官	馬八官	沈三官	王四官
院七官	客人白瑞臨	連文山	楊書六	顧介眉		

以上共計十二名

計開貨数

一豆	一百七十五包	一鉄釘	十二包計六百九十三
一銅鑼	一面	一箱子	二個
一鉄箍	大小三十九斤	一壘子	二個
一舖盖	十三個	一衣包	五包
一水線	一条	一帽盒	五個
一水桶	五個	一鉛錘	一個
一水櫃	一口	一鉄錘	三口
一筲斗	二個	一棕繩	二条
一針盤箱	一個	一銅瓢	二把
一鉄鍋	二口	一米	三包

『宮中檔乾隆朝奏摺』第一輯、乾隆十六年八月十八日付の福州將軍兼閩海關事新柱奏摺…查得…瞿張順等十二名、係江南常熟縣船戸、乾隆十五年二月十九日、在該國（琉球國）奇界島地方、被風將船擊碎、…<sup>12)</sup>

㉑ 乾隆十四年十二月十四日（1750・1・21）大島地方漂着海船（二集31、2589、2597～2598、2602～2603頁）

12) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第一輯、故宮博物院、1982年5月、440-441頁。同446頁參照。

一隻係福建泉州府晉江縣商船、其船戶王源利等口称、源利等、共計二十六名、在山東膠州、裝載青・白・綠豆、核桃、柿餅等物、彼地開船、要往浙江乍浦、行至大洋、忽遭颶風、失去桅舵、于十二月十四日、飄至大島地方、擱在石礁、船底裂碎利等。

〔計開〕

晉江縣船戶王源利 舵工李 旺 水手王申 王福 王任 楊三 候乾  
王增 万中 趙旺 洪功 邱瑞 紀仁 柯賜 王興 万愿 陳尚李恩  
王盛 万科 楊助 陳荔 客人李聰觀 李德順 小厮万福  
千祥

已上共計二十六名

計開所帶物件

一菩薩 四位 一鋪蓋 二十六個  
一棕索 一条 一旧鉄釘 大小二十包

- ② 乾隆十四年十二月二十五日（1750・2・1）由論島漂着海船（二集31、2588～2589、2597、2600～2601頁）

拋由論島地方官報称、于本年十二月二十五日、海船一隻、飄至本地、衝礁破壞、急發船隻、扶救十七名上岸、給与麩餼、収養其舵工李順等口称、順等係福建泉州府同安縣商人、共計二十四名、駕船一隻、往天津貿易、轉至山東、買綠豆・核桃等物、此物有搭客七名、及汀漳道爺家人一名、時有漳州府龍溪縣商船二隻、在山東萊州府、打破其船、水手五名、共計十三名附搭本船、共總三十七名、十一月十五日、彼地放洋、陡遭颶風、二十三日、飄到由論島、衝礁打破、船中原有三十七名、其溺死者、二十名、内有死骸十八名、皆能掘土安葬、外有二名不知其行処、只存一十七名、登岸保命等由。

〔計開〕

同安縣舵工李順 水手陳有 洪才 李增 陳捷 蔡喜 洪福 錢發  
陳利 許吉 林元 林申 李貴 金茂盛船水手一名伝得 陳合盛船水手三名  
陳武 張富 林福

已上共計十七名

計開所撈物件

一粉乾 二包 一棕索 十三網  
一麻索 一条 一木箱 一内藏衣服  
一包衣袱 一十七網 一棉花 三包

一青豆 一包 一雨傘 一枝  
 一木箱一個内蔵神身伍位  
 一竹箱一個内蔵棉花 一馬包 三件  
 一棕衣 四領 一柳簍 九個  
 一鉄輪并鉄釘共重一千七百九十四斤  
 一斧頭 一柄

㊸ 乾隆十四年十二月（1750）間、徳島漂着船（二集31、2588、2596、2601頁）

一隻衝礁破壊、其船戸沈恵等口称、恵等十二名、係江甬蘇州府常熟縣商人、裝載青魚、往関東南錦州、買豆、転到山東、放洋、陡遭暴風、到徳島、衝礁打破等由。

〔計開〕

常熟縣船戸沈恵 舵工王二 水手劉三 管五 吳卯 曹二 曹八 田四  
 陸関 馬寿 客人邵譽士 劉寅官

已上共計十二名

計開所撈物件

一黄豆 六十包 一竹箱 一隻  
 一金鑊 一面 一棕索 三条  
 一衣服裯 十二包 一被褥 十二付  
 一鉄釘并鉄輪共重二百一十五斤半  
 一鉄鍋 二個

㊹ 乾隆十四年十二月（1750）間、大島地方漂着海船（二集31、2589、2597～2598、2603頁）

一隻係福建漳州府龍溪縣商船、其船戸林順泰等口称、泰等二十三名、坐駕鳥船一隻、裝糖、駛到直隸天津衛発売、到山東膠州、買绿豆・粉乾・紫草、時有客九名、附搭本船、共計三十二名、欲回厦門、行至半洋、陡遭暴風、失舵棄桅、隨風飄至大島地方、衝礁破壊、正遇洋南<sup>ママ</sup>大倉州鎮洋縣船江江全美沙船、亦飄至此地、候風隨將程其倫等一十名、附搭全美船上、以返故郷、外共計三十二名現在等由。

〔計開〕

龍溪縣船戸林順泰 舵工王通 大繚陳連 阿班陳速 杉板林琛  
 総鋪郭胆 頭椗陳転



水手郭勝 王德 謝呂 王少 林崑 郭亨 張福 王寿 林若  
謝腆 李光 林馮 鄭好 客人李逢春 林若□

已上共計二十二名

計開所帶物件

一天后娘娘 一座 一聖公爺 一尊  
一木甲万箱 一個 一米併爛荳 九蔴袋  
一木衣箱 一箱 一鋪蓋 陸個  
一鉄釘 十二包 一腰籃 一個  
一竹衣箱 十三個 一羊皮 二十八袋  
内繭紬有

『宮中檔乾隆朝奏摺』第三輯、乾隆十七年五月二十八日付の福建巡撫陳弘謀奏摺  
…同安縣船戶林順泰商船、于上年五月内、裝載蘇木等貨、自厦門出口前往奉天貿易、買貨回  
厦、十月内在洋遭桅任風、飄流至十一月十二日、飄至琉球國地面宇天港僻澳…<sup>13)</sup>

㊸ 乾隆十四年十二月（1750）間、大島地方漂着海船（二集31、2590、2598、2602頁）

有海船一隻、係直隸順天府天津衛商船、通船共計二十名、其船戶田聖思等口称、聖思等在錦  
州府、置買元豆・瓜子等物、要往山東膠州貿易、不意半洋、陡遭西北大風、桅篷錨舵杉板供  
失、只憑風飄至大島灣泊奈、本船經年已久、船体甚朽、（中略）將本船燒化、且夥長桑国祥、  
乃江南太倉州宝山縣人、幸有同縣瞿元茂商船、飄到此地、船体堅牢、隨將国祥、附搭元茂船  
上、以原籍、但有現在十九名。

〔計開〕

天津縣船戶田聖思 舵工辺宗堯 夥長工段儀雲  
水手耿六 李傑 楊起義 孫士煥 張世得 郝文举 田西白 冠自富段振  
青 羅仙 李自本 田克昇 陽起祥 耿子和 貨客李秀芝 趙倉雲

已上共計十九名

計開所帶物件

一九聖菩薩 一幅 一鋪蓋 十九個  
一瓜子 九百九十三包 一薏仁末 五袋  
一元豆 八百零一包

13) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第三輯、故宮博物院、1982年7月、221頁。

加掌水手元豆三百八十在內

一小米	七袋		
一秣米	三包	一庫米	二包
一鉄釘	九十三包	一鉄錨	一個
一棕索	一条	一大小麻索	七根

②6 乾隆十四年十二月（1750）間、大島地方漂着船（二集31、2589～2590頁）

〔江〕南太倉州鎮洋縣船戶江全美沙船亦飄至此地（大島）、候風隨將程其倫等一十名、附搭全美船上、以返故郷。

②7 乾隆十四年十二月（1750）間、大島地方漂着船（二集31、2590頁）

夥長桑国祥（註①）乃江南太倉州宝山縣人、幸有同縣瞿元茂商船、到此地（大島）、船体堅牢、隨將国祥、附搭元茂船上、以還原籍。

註①資料25参照。

②8 乾隆十六年十一月（1751）宇天港地方漂着船（二集34、2699～2700頁）

同安縣船戶林順泰商船、于上年十一月（乾隆16年）内、在洋遭風、失去□桅、飄至琉球国宇天港地方。

②9 乾隆十八年正月二十五日（1753・2・27）八重山漂着船（二集34、35、2710～2712、2835～2737頁）

拋敵国属□八重山地方官報称、本年正月二十五日、海船一隻、飄到本地、衝礁破壊、急發船数隻、扶救人命、並撈起貨物件、給与廩餼、収養其船戶崔長順等報称、長順等、係江南省通州商人、共計二十三名、乾隆十七年十月初□日、從通州呂四場汛出港、前往膠州、裝載客貨物等、干本年十一月二十一日、從膠州出港、要往蘇州府、交卸客貨物、二十三日、忽遇西北颶風、二十四日、壞舵不能収攏、隨風逐浪、（中略）正月二十五日、見得高山、泊船不意斷繩、在山脚下、本船被風浪打碎等語。

計開人数

通州船戶崔長順      舵工孫有恒      副舵工張旭采      水手唐勝明      張遂成      朱天祥

張遂先 顧遂甫 李良才 林宝山 卯勝有 瞿有富 孫□良  
趙發祥 彭鴻勳 陳六觀 張勝林 王於祥 張有才 張二連  
客人張公起 葉立中 王公衛

以上共計二十三名

計開貨数

一天后娘娘 一位 千里眼将 一位  
順風□将 一位  
一棕繖 二条 一鉄釘 八包  
一紫草 九包 一魚翅 一包  
一鉄如意 二枝 一鉄火盒 一個  
一銅□ 一面 一竹箱 二隻  
一小木箱 一隻 一箒舵 一把  
一大柁 一把 一錫壺 二把  
一錫夜壺 一把 一豆油 五坛  
一舖盖 二十三個

(註) 各字右側の○字は諸頁の用例で補った(以下同様)。

『宮中檔乾隆朝奏摺』第七輯、乾隆十八年十二月十二日付の福建巡撫陳弘謀等奏摺

…據崔長順供、係江南通州海船戶、乾隆十七年十一月内、在山東膠州海口、裝載貨物、并貨三人、放洋欲回蘇州、十二月在洋、遭風船壞、飄流至本年正月、在琉球國地方、撞礁擊碎、…<sup>14)</sup>

『宮中檔乾隆朝奏摺』第七輯、乾隆十八年十二月十二日付の福州將軍兼閩海關事新柱奏摺

…查崔長順等、係江南通州民人、因駕船、在山東膠州貿易、裝載紫草・油豆等貨、於乾隆十七年十一月二十一日出口、欲往蘇州交卸、在洋遭風、至乾隆十八年正月二十五日、飄至琉球國島嶼、船隻冲礁擊碎、…<sup>15)</sup>

- ③〇 乾隆二十五年十一月十一日(1760・12・17)大島名瀨大熊地方漂着中国難民(二集45、3016~3017、3022~3023頁)

乾隆二十五年十一月十一日夜、有中国被風難人一名、坐落米櫃、飄至大島名瀨大熊地方、詢拋難人陳天相口称、相是係福建泉州府同安縣商民、表兄蔡韜官、亦係同安人民、買有商船一

14) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第七輯、故宮博物院、1982年11月、137頁。

15) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第七輯、140頁。

隻、相亦相帮表兄、在船理事、通船舵梢原共二十六名、本年五月間、在広東装載貨物、出港、到天津府発売、又買紅棗、于十月初二日、由天津駕回広東、不料十七日夜、狂風大作、砍桅失舵、貨物丟棄、隨風飄蕩、(中略) 惟天相一人、胆小仍在原船、飄蕩。(中略)

- ③① 乾隆二十五年十二月三日 (1761・1・8) 麻山浦底浜洋面漂着中国難人 (二集45、3016、3022~3023頁)

乾隆二十五年正月間、福建興化府莆田縣商民林四官即林仙、同胡八官、附搭本府商民胡七官船隻、往泉州府、收買雜貨、往天津府発売、又到山東岱山、收買紅棗、十一月初二日、在岱山開駕、要往浙江寧波府発売、初四日、洋中陡遭颶風、至十三日、船身破壞、船中舵水、跳入杉板小舟、各自逃、生惟林仙、胡八官兩人、隨帶食米、坐落水櫃、隨波飄流、至二十五年十二月初三日夜、飄至琉球国属島麻山浦底浜洋面、經該国地方官救護登岸、胡八官当時身故、備棺掩埋、只存林仙一名。

- ③② 乾隆三十一年正月八日 (1766・2・16) 德島漂着船 (二集50、3195~3196頁)

拠本国属地德島地方官報称、乾隆三十一年正月初八日、有福建被風難民蔡永盛等駕船一隻、遭風飄入本島、詢拠難民船戸蔡永盛等供称、係福建漳州府龍溪縣、地字五十号商船、通船人数、共二十三人、于乾隆三十年五月初三日、装載貨物、在本縣出口、往江南貿易、□月初五日、在江南、装茶葉、到西□州発売、十月初九日、装買豆子・□子、要回本縣、十一月初五日、駛至山東洋面、陡遭西北大風、失舵棄桅、任風飄蕩、至本年正月初八日、漂到貴轄。

計開

被風難商船戸蔡永盛	舵工李勝	水手蔡順	黄金	林成	黄永	蔡立
吳就	許旺	王龍	曾意	洪明	王利	蔡文
林礼	曾求	李興	洪生	洪日	吳法	施光
陳元	許泰					

以上共計二十三名

隨帶物件

一天后娘娘	一位	一木箱	二個
一棕衣	十二領	一舖盖	二個
一数簿箱	二個	一衣箱	二個
一大鍋	一個	一布帆	三領
一布袋	二十三個	一鉄釘	一百觔
一銅鑼	一個	一棕索	一條

一斧頭	一個	一鋸	一個
大島撈獲物件			
一棕索	一條	一打斷棕索	三條
一打斷籐索	二條	一打斷麻索	二條
一大鼓	一個	一小鉄□	一個
一鉄鎚	大小二個	一棕衣	□領
一白毯	一條	一鉄火鉢	一個
一鑿	一個	一鉄紙炉	一個
一称鍾	一個	一鉄籠	大小十個
一掙牙	二個	一鐳鉞	一個
一竹婦人	一個	一鉄鈎	一個
一旧鉄釘大小三百條		一小瓊	一個
一小瓶	二個	一空竹箱	一個
以上共計三十六件			

③ 乾隆三十四年十二月二十八日（1770・1・24）八重山地方漂着船（二集54、3265～3267頁）

拋本國屬地八重山地方官報稱、乾隆三十四年十二月二十八日、有海船一隻、遭風飄入本地、衝礁破壞、急撥小船數隻、救援登岸、詢拋難民船戶姚恒順等供稱、係江南通州呂四場通宇五甲四十四號商船、通船人數、共十四人、于乾隆三十四年十月二十四日、從本省太倉州鎮洋縣、裝載南貨出口、十二月初六日、到山東雷州府膠州口、停泊、在膠攬裝醃豬等貨、十二月十二日、開洋、要往鎮洋縣劉河口交卸、不意十三日、在洋中、遇着颶風、將舵子損折、任風飄行、至十二月二十八日、漂到貴轄。

計開

被風難商船戶姚恒順	舵工張河囡	曹文彩	水手花勝先	朱起龍	朱起鳳
朱德禮	李南山	李明南	朱德仁	朱貴方	葛有禮
				許天雄	成天綠

以上共計十四名

隨帶物件

一天后娘	一位	一千里眼將	一位
一順風耳將	一位	一鉄釘	九包
一旧板	十二個	一破鼓	一面
一鉄籠	三包	一杓子	二個
一鉄扒頭	一技	一小鉄錨	二口

一鋸子	一個	一鉄如意	二枝
一棕纜	一条	一斧頭	一把
一竹箱	五隻	一化猪油	一桶
一傘	二把	一板□	三張
一食卓	二臺	一鋪盒	十四
一大坛	二個	一水桶	二個
一小坛	五個	一坛子	二個
一苡米二簍并一包		一筲斗	六個
一銅鑼	二面		

以上共計二十七件

- ③④ 乾隆四十四年十二月十五日（1779・12・22）馬齒山地方漂着船（二集65、66、3492～3495、3514～3515頁）

抛本国属島馬齒山地方官報称、乾隆四十四年十二月十五日、有遭風難商、駕杉板、飄入本島、詢抛難商船戶林攀榮等供称、係福建福州府閩縣順字三十四号商船、通船人数、共三十三人、于乾隆四十四年六月初九日、裝載紙貨、由福州出口、於八月二十四日、到閩東錦州府停泊、在錦裝載瓜子等貨、於十月十九日開洋、回南貿易、仍回本省、不意十一月初十日、在五條沙洋面、風波大起、失舵棄槳、任風飄流、於十二月十五日、近見貴轄。

計開

閩縣難商船戶林攀榮 舵工陳正 水手林順 王茂 陳丹 陳十 田珍  
 鄭子万 蘇根 陳發 陳啓敏 陳順 楊紀 吳鸞 余会 林尾  
 陳公 孫才 林福 余祿 李興 吳金 蔡銀 揚立  
 客商陳永東 陳順利 王永丙 王貞瑜 林其俊 王嘉豐 余明 王清  
 陳炉

以上通船共計三十三名

随帶物件

一天后娘娘	一位	一千里眼將	一位
一順風耳將	一位	一鋪盖	共十五個
一鑼	二面	一竹箱	共十二個
一杉板帆	一片	一麻袋包	共十六個
一斧頭	三枝	一布包	□□個
一鉄鍋	二個	一雨傘	共七枚

一犬	一隻	一棕衣	共五件
一火鉗	一枝	一錢包	□□梱
一碗碟	十五個	一水桶	一個
一飯桶	一個	一面桶	一個
一天平	一個	一銅鑼	一□
一毡条包	三網	一木箱	一個
一数簿箱	一個		

以上共計二十五件

㊥ 乾隆五十年十二月十四日（1786・1・13）山北運天地方（二集72、3660、3666～3667頁）

拋本国山北地方官報稱、乾隆五十年十二月十四日、有海船一隻、飄至運天地方、詢拋其船戶陳万金口稱、万金等、係広東省潮州府澄海縣商人、共計三十八名、坐駕澄字五百二十三号船隻、乾隆五十年六月二十八日、裝載柁櫓、本縣開船、七月十五日、前到天津府天津縣、兌換貿易、十月初七日、其処出口、十一月初六日、往到盛京省奉天府寧海縣、置買黃豆、十一月二十八日、開船、十二月初二日、到山東大石島山、同日放洋、要回本縣、不擬初三日、陡遭西風、大作波浪猛起、砍棄桅篷、丟貨、任風飄流、十二日夜、飄到貴国葉壁山、十四日、彼山民人、搭坐本船、引到貴轄地方等語。

計開

船戶陳万金	舵工蔡仲	水手張可春	莊廷合	蕭弼	鄭啞	李炎鳳		
陳福	林疇	許木	莊敬	劉長	李泰	蕭西	陳淑梧	陳兌
黃家	陳獅	蔡祖	蕭二	陳金	劉仁合	朱甲	黃劍	洪強利
洪都利	陳禹合	姚利	張秋	陳炳	林興	羅記	劉綜合	

客商陳名利 張良合 張港記 楊利 陳会記

以上通船共計三十八名

隨帶物件

一天后娘娘	一位	一千里眼將	一位
一順風耳將	一位	一女	婢二位
一杉板	一隻	一通船裝黃豆	
一竹籠	二十五個	一皮箱	一個
一賬簿箱	七個	一舖蓋	七個
一銅鑼	一面	一斧頭	三枝
一合万	三個	一木箱	三個

一猫 一隻 一菜刀 二枝  
 一鋸 一枝 一櫓 二枝  
 一茶壺 八個

以上共計十九件

右執照付船戸陳万金等准此

③⑥ 乾隆五十年十二月十五日（1786・1・14）徳島地方漂着海船（二集72、3661～3663頁）

抛本国属島徳島地方官報称、去年（乾隆50年）十二月十五日、有海船一隻、飄到本島、訊拋其船戸金乾泰等口称、係楓建漳州府龍溪縣商民、（龍溪縣寧字一百十三号商船）共計二十六名、駕船一隻、本年四月二十八日、本縣出口、往福州買紙貨、到天津府貿易、轉到西錦州、購買黄豆、回到山東大石島山放洋、要回本縣、十二月初三日、陡遇西北大風、折斷桅舵、飄到貴島、衝礁打破等語。

計開

龍溪縣難商船戸金乾泰	舵工林	發	水手黃財	黃珍	林祿	李相	李五
洪梓	洪立	柯為	柯清	陳受	陳添	金見	金開
留發	留永	周時	何忠	李發	金財	林賜	

客商黃德 黃文

以上通船共計二十六名

隨帶物件

一天后娘娘	一位	一觀音菩薩	一位
一千里眼將	一位	一順風耳將	一位
一鉄釘	三包	一鉄箍	三個
一銅鑼	二面	一舵口	一枝
一鉄小錨	一根	一片閘椅	四隻
一豆子	一包	一高粱小米	十八包
一斧頭	三枝	一皮箱	三個
一帳数簿	一個	一腰籃	一個
一竹籠	七個	一木櫃仔	二個
一絨毡	二網	一繭綢	一網
一舖盖	十三個	一銅錢	一網

以上共計二十二件



③⑦ 乾隆五十年十二月二十一日（1786・1・20）大島地方漂着海船（二集72、3661～3665頁）

拠本国属島大島地方官報称、去年（乾隆50年）十二月二十一日、有海船一隻、飄到本島、衝礁打破、訊拠其船戸林長泰等口称、係福建漳州府龍溪縣商民、共計二十六名、本年三月二十九日、裝載紅糖、本縣開船、到江南上海地方發売、轉到錦州府、収買黃豆・瓜子・芝麻等項、回到山東大石島山放洋、要回本縣、十二月初三日、忽遇颶風、打斷桅舵、去棄貨物、飄到貴島等語。

計開

龍溪縣難商船戸林長泰	舵工林順	水手陳陞	許連	鄭合	吳添	張仁			
金水	周贊	蔡治	王科	汪傑	嚴宝	朱明	曾郎	錢啓	洪興
盧榮	何成	余天	蘇生	沈欣	柯彩	孟海			

客商蘇麟 林苞

以上通船共計二十六名

隨帶物件

一天后娘娘	一位	一千里眼將	一位
一順風耳將	一位	一鉄釘	三十七包
一衣箱	三個	一竹箱	一個
一銅鑼	二面	一小鉄錨	一個
一舖盖	十四個	一銅錢	大小四包

以上共計一十件

③⑧ 乾隆五十年（1785）德之島漂着船（二集72、3692頁）

乾隆五十一年四月二十八日、奉總督部堂雅批、拠泉防同知詳報、龍溪縣船戸黃宝金船隻、由錦州裝豆等貨、回厦遭風、漂至琉球中山国德之島、（中略）為修理船隻、借給鉄錨、於乾隆五十一年正月二十二日、在彼出口、二月十三日、來厦入口。

③⑨ 乾隆五十一年正月七日（1786・2・5）太平山地方本山漂着海船（二集73、3709～3710、3715、3733～3734頁）

拠本国属島太平山地方官報称、乾隆五十一年正月初七日、有海船一隻、飄來本山、衝礁破壞、船上人数、上岸保命、訊拠難民船戸蔣隆順等口称、係江南省蘇州府元和縣商船、人数共計二十人、乾隆四十九年閏三月二十二日、為本省鎮江府姓黃客人所僱、裝載生姜、四月三十日、

前到直隸天津府交卸、又攬得天津府姓郝客人、六月十八日、前到關東牛庄縣、裝載糧米、八月初五日、回到天津府交卸、又攬得山東登州府黃縣姓石客人、裝香未包、十月十五日、去到黃縣交卸、本船在彼地方過年、又攬得黃縣姓霍客人、乾隆五十年二月二十二日、前到關東、裝載糧米、三月二十八日、回到黃縣交卸、原客僱原船、五月十八日、前到關東、裝載糧米、六月十二日、往到山東武定府利津縣交卸、又本客在該地、僱本船、七月二十六日、前到關東裝載經米、九月初七日、回到天津府交卸、又把本船、僱与福建興化府莆田縣商人游華利等、連客共計二十五人、十月二十三日、往到山東武定府海豐縣、裝載棗了、要到浙江寧波府交卸、十一月二十日、前到關東小平島、候風、十二月初八日、開洋、不擬、洋中忽遭狂風、失舵砍桅、任風逐波、漂到貴島、衝礁打壞等語。

〔計開〕

江南蘇州府元和縣被風難商船戶蔣隆順 舵工倪君華 水手施岐山 郁正元 姜在明  
 黃明周 金法祥 陸財 施廷玉 徐天益 張元觀 黃友觀 朱上林  
 宋越几 陳聖三 曹聖榮 朱連觀 芋林 錢富觀 袁天章  
 福建興化府莆田縣客商游華利 游涓 陳泰 陳清 陳潜  
 以上難商共計二十五名

〔隨帶物件〕

一闕聖帝君 一位 一三官大帝 一位  
 一千里眼將 一位 一順風耳將 一位  
 一宮娥 一位 一彩女 一位  
 一銅鑼 一面 一鋪蓋 二十二付  
 一衣箱 一個  
 以上共計十一件

④ 嘉慶六年正月八日（1801・2・20）大島漂着海船（二集92、93、4479～4481、4529、4531頁）

拋本國轄屬大島地方官報、稱於嘉慶六年正月初八日、有海船一隻、被風飄到本島、詢拋難人黃法林等供稱、林等係大清國江南省通州通字五百四十九號商船、通船人數、共計十名、裝載紙貨、要到山東地方、以為貿易、於嘉慶五年十二月十五日、在本地開船、不意至十七日、北風猛起、波浪滔天、斷損天桅、丟吊貨物、至於本年正月初八日、飄到貴島等由

〔陳〕朝中籍隸江南寶山縣、与秦效山、陸信達、周寅、高正元、併黃堯林、曹鶴林、張堯林、秦魁、張增十人、俱係船戶沈堯泰所僱舵水、上年十一月間、沈堯泰在上海、裝載紙張、交秦效山等官駕、前赴山東交卸、在洋遭風折桅、本年正月八日、飄至琉球大島地方。

計開

被風難商黃法林 曹鶴林 張發林 秦魁 張增 陳朝中

以上通船共計六名

隨帶物件

一舖蓋 五個 一行李 五個

一大鐵錨 一門 一小鐵錨 二門

一鐵釘 一千二百八十三觔

一鐵箍 一千四十觔 一紙 十六網

一棉花袋 十個 一大小碗 二十個

一銅鑼 一個 一鐵鍋 二個

一火炉 一個 一銅鑼 一個

一竹箱 一個 一竹籠 一個

以上共計十五個

- ④ 嘉慶六年十二月五日（1802・1・8）八重山漂着中国難人（二集94、95、4632~4635、4659~4660頁）

拋本國轄屬八重山島地方官報稱、嘉慶六年十二月初五日、早晨、有中国漂風難人三十二名、落坐水櫃板片、飄來本島海邊、隨本官呼集島民、援扶上岸、給与糧食、活命、詢拋難人徐三貫等口稱、貫等係福建省泉州府同安縣商人、嘉慶六年四月初四日、率領舵水二十三名、在本縣起程、本月二十日、到廣東地方、買過施伝祖双桅鳥船一隻、給漳州海澄縣牌照船戶金双美、樑頭寬八尺、長五丈五尺、在廣東買取赤・白糖等項、欲往天津府發賣、臨行之時、有客八人、附贍本船、六月初十日、開船、八月二十日、到天津府發賣糖貨、又復買取紅棗・烏棗・核桃・梨子等物、要回家為生理、十月十六日、在天津府淺口開船、十一月十一日、駛到山東外洋、不意颶風陡起、砍断大桅、四日、隨風漂流、十二月初挨晚暴風復起、飄到地方、是不知何處、至戌時、棄、擱礁壞船、貨物流惟剩所奉聖母神像全座、並小鐵錨一門、又因海上有洋匪、在厦門當官領配大鐵砲二門、中鐵砲一門、鳥鎗六、桿械十把、火藥銃子亦俱沈沒無跡、其船主・舵工・水手・客人共三十二人、落坐水櫃板片、初五日早晨、漂至貴島海邊、以得全性命等由。

計開

被風中国難商船主徐三貫 舵工□淑 水手蘇広 蘇菜 林寔 蘇太 尤神

徐北 蘇成 徐三方 徐送 蘇虎 吳到 徐象 羅清 徐里 林光

林水 徐向 石雲 郭宏 陳平 陳院 陳壬

客人除元慶 徐財 徐偏 黃清 劉受 黃五 黃和 張順

以上通船共計三十二名

計開

被風中国難商随帶物件

一所奉聖母神像 全座  
 一小鉄錨 一門  
 一鉄箍 大小三十四個  
 一鉄釘 一千一百六十三觔

- ④② 嘉慶十三年十一月二十八日（1809・1・13）山南・久高地方漂着船（二集107、5012～5013頁）

拋山南地方官報称、嘉慶十三年十一月二十八日、有海船一隻、飄至久高地方、詢拋共船主莊蔚廷口称、蔚廷等係江南省蘇州府通州商人、奉憲牌、到山東青口、要做貿易、領通州正堂牌文冊名莊發增船、通船人口、共計二十名、裝載紙木等件、于九月二十八日、在江南淞江府上海縣吳淞口出口、因風不順、在洋損壞篷舵錨繩、即將船傍木料、丟吊海中、任風漂流、至十一月二十日、飄到貴地等語。

- ④③ 嘉慶十四年三月一日（1809・4・15）德之島東間切漂着船（二集107、5014～5017頁）

拋本國轄屬德之島地方官報称、於本年三月初一日、海船一隻被風、飄至本島東間切洋面、即詢拋難人俞富南等口称、南等係江南蘇州府鎮洋縣商人、通船人数、共計十七名、于上年八月十七日、上洋出口等、同九月十一日開船、十月初一日、到關東貔子窩、在永豐店貿易、裝載恒昌号高粮五百八十八石、十月二十六日、貔子窩放洋（註②）、不意二十八日、天降大風、飄流大洋、直至十一月初八日、又有西北大風、大作勇浪滔天、（中略）至二月二十八日、望見高山、三月初一日、飄至貴轄地方等語。

計開難商名数

俞富南	趙元祥	衛燦如	黃錦文	沈彩鳳	朱惠方	俞叙元	朱彦邦
李永興	儲阿拘	沈發林	薛三受	袁天宝	石紹麒	顧三桂	俞位南
顧	二						

計開随帶物件

一所奉天上聖母 一大錨 二門  
 一小錨 二門 一木錨 一門

一硝桅 二根 一椿竿 一根  
 一舵牙 二根 一大棕索 三条  
 一木頭 一根 一樹 一段  
 一高糧 一個念包 一包米 三十包  
 一鉄釘 四十包 一木綿 十三包  
 一鋪盖十七個

註①「江南鎮洋等縣人俞富南。替鎮洋縣船戶蕭長發出海」(5060頁上)とある、

②「回郷之時」(5017頁上)とある。

- ④ 嘉慶十九年十二月二十五日(1815・2・3)八重山島漂着船(二集118、5371~5373、5377~5378頁)

拋本国轉属八重山島地方官報称、嘉慶十九年十二月二十五日、清早、有海船一隻、被風飄至本島、擱礁損船、即撥小船數隻、拯救登岸、給食活命、詢拋船主吳利德等口称、本船係広東省潮州府澄海縣牌名吳永万商船、通船人数、舵工水梢三十六名、搭客二十二名、共計五十八名、坐駕澄字一百四十九号船隻、客歲六月十八日、裝載赤・白糖等項、在東隴港開船、八月初七日、前到天津府、發壳其貨、九月十一日、該地開船、轉向西錦州、置買黃荳・木耳・牛油・甘草・防風等件、要回本籍、十月初三日放洋、至同二十六日、因風不順、暫取入山東威海澳、(中略)至十一月二十九日開駕、十二月初六日、駛到江南大洋、陡遇暴風、砍断桅舵、隨風漂流、至同二十五日早晨、飄至貴轄地方、擱礁打破、現存船主、舵水、搭客共四十九名、其外九名淹死、所有貨物、亦尽漂棄。

計開

被風中国難商船主吳利德	舵水陳利南	蔡光宜	劉其義	陳順利	譚符合		
吳利欽	姚典利	陳義合	蔡明合	黃啓合	姚合發	陳英台	譚顯榮
陳振興	楊發利	邱傑存	林廷元	譚顯利	王元文	楊進利	余美利
陳著合	黃志明	邱傑信	林振發	楊吉合	陳順發	蔡乃勤	陳順利
郭佳利	郭佳發	林沢合	李耀珠	陳隆生	楊發士		
客人陳克如	吳桂記	林大奴	陳協綱	陳見龍	劉猪	王順	吳江合
李猪合	蔡報	林廷玉	陳贊	蔡奴仔	江友存		

以上通船共計五十名

計開

被風中国難商隨帶物件

一所聖母神像 全座 一甘草 一網  
 一牛油 九包 一鉄釘 二千二百七十八觔  
 一蓋被 兩領 一鋪包 一個  
 一褲仔 一件  
 一水底尋取衣衫難碎繭網収用  
 以上共計八件

- ④ 嘉慶二十一年十一月七日（1816・12・25）粟国島漂着船（二集122、123、5510～5513、5532頁）

拋本國轄屬粟国島地方官報稱、嘉慶二十一年十一月初七日、有海船一隻、被風飄到本島北洋、即遣土民、細問來歷緣由、拋難人朱沛三等口稱、本船係直隸省天津府天津縣陳百順、応官牌票、商字四十三号商船、遣船舵梢十七名、搭客三名、共計二十名、於嘉慶二十一年八月十三日、出天津開口、二十二日、到遼東、買得黃豆・蘇油・豆餅等項、九月初六日、執遼東牌照、要到江南省上海、発売、十九日、該處出口、不料二十六日、忽遇颶風、傷舵断桅、隨風飄流、幸頼天神護佑、於十一月初七日、飄到貴轄地方等由。

訊緣直隸天津縣舵工朱沛三等一十七人、共坐船主陳百順商船一隻、領有天津縣船照、於二十一年八月内、裝載客貨、到奉天府海城縣牛庄協口交卸、即在該處、攬裝浙江客民朱万青、天津客民許端書黃荳・荳餅・蘇油等物、又隨帶繭綢六十一疋、同往江南上海縣交卸、另僱江南上海縣舵工周德才一名引導、通船共二十人、二十一年九月十七日、自牛庄口開船、在洋遭風頭舵打折、隨浪漂流、至十一月初七日、漂至琉球國屬島。

計開難商名数

舵工朱沛三 水梢于永旺 薄儀明 孫茂德 朱玄癸 王忠 楊有信 李可癸  
 鄭久中 趙興 王起 唐玉 元滌 張文奎 王廷弼 元毓禎賈旺  
 客人許端書 朱万有 周德才

以上通船共二十名

計開隨帶物件

一所奉觀音菩薩  
 一鉄釘桅箍共重二千五百十五觔  
 一繭綢 三網 計六十一疋  
 一蘇油 十三缶 一鋪蓋 七個  
 一衣包 四個 一衣箱 二個

一帽盒 二個 一賬桌 一個  
一大小水盆 五個 一賬箱 一個  
一水梢衣包 十個  
以上共計十二件

④⑥ 道光二年十一月十八日（1822・12・30）八重山与那国漂着船（二集135、5745～5751頁）

抛本国轄属八重山島地方官報称、道光二年十一月十八日、有海船一隻、被風飄到本島与那国洋面、抛広東省潮州府澄海縣難人鄭仁記等口称、本船係惠州府海豐縣黃源利牌票、縣字二十七号商船、通船舵梢四十六名、搭客四十四名、共計九十名裝載黃糖・蘇木等項、上年（道光二年）四月十八日、在本縣出口、五月二十五日、到江南上海縣貿易、十一月初七日、裝載棉花・豆餅・布疋等件、該縣開船（註①）、至初九日、洋中忽遇暴風、傷舵砍桅、任風飄流、幸賴天神護佑、十八日、飄到貴轄与那国洋面。

計開難商名数

船主鄭仁記 舵工陳包 水梢陳春 陳江 黃和合 馬和合 鄭祥 洪耀光  
黃貴 楊宗 張月桂 章輝光 王全 林春江 周吉 林寔  
水梢謝春桂 陳有發 黃啓高 張在姜 李才 辛榮 黃發 吳神光  
陳日高 余元來 程正茂 陳貞 徐寶 葉添才 王英 黃啓明 万順  
蔡進高 張和 王朝元 林廷玉 李長利 □芳 李国英 姚洽發 王長  
發 洪奉 曾武英 鄭文光  
搭客陳銀 陳勝合 陳協 劉秀枝 麥登榮 鄭有文 李就 林事  
鄭泮 黃海 黃番 鄭恩 鄭觀 鄭江 張扶 陳輔財 麥啞 蟻發  
陳孟 陳住 蟻發 蔡義松 林雷 謝贊 林駝 蔡上 蔡文記  
搭客洪文烈 劉古 黃傳 許駝 陳舫子 蟻麥 陳仏賜 黃細 周包  
李榮利 杜大吉 蟻吠 張潜 吳四

小廝廖四

以上共計八十七名（註②）

計開

被風難商鄭仁記等隨帶物件  
一所奉天上聖母神像 全座  
一衣包 五十個  
一土細 四箱  
一鉄釘 二包

註① 「到江南上海縣貿易。回郷之時」(5749頁上)とある。

② 難商名数は人員が多いため二つに分割掲示してあり、それを便宜上、船主・水梢・搭客・小厮の順に配列しなおしたものである。合計の人数は、二つの合計を合せ記した。

④⑦ 道光四年十二月六日(1825・1・24)山北仲泊地方漂着中華難人(二集140、5849～5853頁)

拋山北府地方官報称、道光四年十二月初六日、有中華難人六名、坐落水櫃、飄来本府仲泊地方、即呼集土民、援扶上岸、其内五名已死、一名枵腹待斃、即刻以粥調養、方復復蘇、詢拋難人口称、生者呂正、死者呂孝・呂春・洪貴・呂仁・胡明俱係福建省泉州府同安縣商民、通船人数、原共三十二名、坐駕盛字三百三十八号商船、道光四年五月二十五日、在本縣空船出口、二十六日、到台湾、裝載大米、六月二十七日、該地開船、八月二十五日、到天津府貿易、十月初三日、裝載烏棗、該地開船、二十八日、轉到山東、収買荳餅、十一月初四日、該地開船、要回本籍、不意十二日、在洋遭風、船隻沈覆、淹斃舵梢二十六名、正等六名各帶少些人參・米食等物、坐落水櫃、隨波飄蕩、幸賴神明護助、十二月初六日、飄到貴国。

計開

被風福建省難商 呂 正

計開

被風福建省難商呂正所奉天上聖母神像 全座

④⑧ 道光四年十二月七日(1825・1・25)葉壁山伊是那漂着船(二集140、5850～5853頁)

拋葉壁山地方官報称、道光四年十二月初七日、有海船一隻、被風飄到本山伊是那洋面、即遣土民細問來歷緣由、拋難人蔡高泰等口称、本船係廣東省潮州府澄海縣澄字六十四号商船、通船舵梢十五名、搭客七名、共計二十二名、道光四年七月二十四日、裝載糖貨、本縣出口、九月初四日、到天津府發売、十月初三日、裝載高粮酒・烏棗等貨、該地出口、初八日、到審陽省寧遠州、裝載荳貨、十三日、該地開船、二十八日、轉到山東、十一月初四日、該地放洋、要回本籍、不意十二日、洋中陡逢風濤大作、失舵砍桅、貨物丟棄、任風飄流、幸賴天神護佑、十二月初七日、飄到帰国等語。

計開

被風廣東省難商船主蔡高泰 舵工王得順 頭棹陳合興 香公陳応春 杉板李経得  
阿班邱寿盛 舵寮陳之龍 水手高衍進 黄永順 林茂発 押内高和茂 小伙



吳 吉安 吳万令 林得利 □捷順  
客商陳 發 魏振声 蔡福泰 鄭肇有 林紹合 陳得高 陳坤記  
以上二十二名

計開

被風広東省難商蔡高泰等随帶物件

一所奉天上聖母神像 全座  
一荳子 一百五十包 一烏棗 二十四包  
一高粮酒 五壘 一鉄釘 四包  
一鉄箍 大小五個 一小鉄椗 四包  
一皮箱 三個 一木箱 二個  
一竹箱 三個 一衣包 二十二個  
一舖盖 十一個

④ 道光五年四月九日（1825・5・26）山南喜屋武郡漂着中華難人（二集140、5862～5866頁）

抛山南府地方官報称、道光五年四月初九日、有中華難人三十八名、坐駕杉板小船一隻、漂來本府喜屋武郡外洋、通遇漁船、救護登岸、詢拋福建省泉州府同安縣難人船戶洪振利等口称、原船係本縣洪得利牌照、順字九十六号、閩部照地字二号商船、通船舵梢二十九名、搭客九名、共計三十八名、為裝運粮米事、恭奉憲令、于上年四月十五日、在本縣出口、五月初一日、到台湾府、裝載粮米、六月十七日、該地開船、八月十九日、到直隸省地天津、在該地空船開府交納明白、九月十九日、在該地空船開駕、十月十六日、轉到盛京奉天府南金州、置買荳、于二十九日、該地放洋、要回本籍、不意十一月十二日、洋中陡遭西北大風、砍桅壞舵、貨物丟棄、任風漂蕩、船内米水俱尽、煮荳充飢、逢雨飲水、已歷六個月之久、至本年四月初八日、船底破漏、將次沈没、振利等即帶衣包等物、跳上杉板小船、隨波濤、而任其飄流、共在枵腹、待斃之際、幸蒙皇天春庇、初九日、遇着貴国小漁船六隻、護索登岸、□得活命等語。

計開

被風中国難商船戶洪振利 舵工洪光贊 出海林 虞 親丁葉 淵 阿班曾明  
頭椗洪繚頓 舵 洪咸章 杉板洪 德 総哺馮 珪 押工陳 觀 水手  
吳 祐 陳蘭 石珠 洪別 洪聰明 林栽 蔡登 葉甚 洪來  
洪天 林係 洪尚 洪猪 林浅 洪甫 陳文 洪勝 陳軒 洪郁  
客商蔡標亮 李廷棟 黃智 蔡英利 □応雄 魏九 蔡世光 魏媽顧

□註

以上共計三十八名

計開

被風中国難商随帶物件

一所奉天聖母神像 全座  
一竹手籠 兩個 一衣包 三十八個  
一櫓 二枝 一小鉄錠 一門  
一鉄釘 一包  
以上共計六件

- ⑤〇 道光六年十二月二十三日（1827・1・20）奇界島垣通樹漂着船（二集144、5991～5995、6035、6038頁）

拋本國轄屬奇界島地方官報稱、道光六年十二月二十三日、有海船一隻、被風飄到本島垣道樹洋面、即遣土民細問來歷緣由、拋江南省松江府上海縣難人舵工王群芳等口稱、本船係本省蘇州府元和縣蔣全泰牌照元字二百号商船、其船主蔣鴻声在本縣、不隨船、通船人数、共計十四名、本年八月三十日、吳淞出口、即到永泰沙、裝載貨物、要到山東萊陽縣交卸、十月初二日、該沙開船、不擬在洋、隨遇大風、初六日、回到該沙、候風、十一月十七日、乘汛開駕在洋、又復遭大風、船幾覆沈、正在万死一生之際、幸賴天神護佑、十二月二十三日、飄到貴轄地方等語。

拋王群芳供、係江南通州人、向在松江府上海縣貿易、領有元和縣牌照、配水手周庚等共十四名、道光六年八月二十九日、由吳淞口、掛驗到崇明沙山地方、裝載棉花、往山東萊陽縣售賣、十一月十七日放洋。

計開難商名数

舵工王郡芳 耆民周 庚 副舵袁同江 水手王文源 王浩林 王宝林 朱明標  
韓有才 董芳明 徐廷標 王有貴 金有林 周金如 張余富

以上共計十四名

計開随帶物件

一所奉闕聖帝君 一位 周倉 一位  
一所奉順風耳 一位 千里眼 一位  
一鉄籠 十四個 一鉄篇担 三個  
一鉄釘 一包 一鉄錨中小 二門  
一棉花 十小包 一衣包 十四個  
一竹箱 一個 一賬箱 一個

一舖盖 一床

以上共計十一件

- ⑤ 道光六年十二月二十三日（1827・1・20）今帰仁運天漂着船（二集144、5994、5996～5999頁）

抛今帰仁地方官報称、道光六年十二月二十三日、有海船一隻、漂到本縣運天洋面、詢拋其舵工陳志貴等口称、本船係江南省蘇州府崑山縣陳福利牌照、崑字二十七号商船、其船主陳繼松、併不在船、通船人数、共計二十名、去年十一月、在上海縣、裝載貨物、要到山東省膠州口交卸、於初十日出口、同日往到崇明、十六日崇明放洋、不意在洋、屢次遭風、砍桅失舵、即將所載貨物伍分之一、丟棄下海、任風漂流、十二月二十三日、漂到貴轄地方等語。

計開通船人数

舵工陳志貴	耆民王永貴	副舵陳兆其	水手張恒有	隨頭許士英	魏繼広	
匡安松	徐登先	大繚杉板陳恒茂	徐元順	柳顯貴	小伙黃定發	唐遐有
翁長玉	陳明林	沈広和	匡繼光	丁長松	顧瑞高	姚明朝

以上共計二十名

計開隨帶物件

一奉敬閔聖帝君	一座	閔平	一位	周倉	一位		
一奉敬天上聖母	一座	順風耳	一位	総官公	一位	千里眼	一位
一衣箱	二十個	一花尖昏	六百八十九塊				
一川連昏	二百六十塊	一白糖	三十包				
一半平昏	二百六十塊	一扣布	百六十包				
一火腿	二包	一麻布	二十五網				
一杭連紙	二十塊	一錫箔	五十包				
一毛太紙	四十塊	一藥材	二十包				
一地齊	十箱	一書籍	二十七個				
一貨箱	四個	一海昏	二百九十六塊				
一徽棗	四桶	一血余	十七包				
一油昏	二十包	一黃表昏	一百塊				
一煤筒	四包	一密錢	八壇				
一糖果	五桶	一坡昏	二包				
一茂実	一小簍	一筆官	十五簍				
一藕粉	五粉	一扁豆	一包				

一板筭	八十簍	一茶葉	四簍
一神香	一箱	一苫布	二塊
一筆	二小箱	一烟杆	一包
一扇骨	一箱	一灯草	二包
一兜肚	三包	一糖青	二塊
一書棕	三塊	一緞折紙	二十包
一連三紙	二包	一椅墊	一籠
一大粉	五对	一画昏	四包
一手巾	一小包	一桔子	十六桶

以上共計四十八件

右執照付舵工陳志貴等准比

㊤ 道光十年十二月二日（1831・1・15）与那良地方漂着中華難人（二集154、6410頁）

林任等六名、係広東潮州府饒平縣人、駕駛林福礼船隻、通船共三十三人、於道光十年五月二十二日、在広東東隴港、裝載糖貨出口、六月初二日、到上海縣貿易、收買棉花・米・豆等物、十一月十一日、開駕回籍、十三日、在洋遭風、船隻打壞、林福礼等二十三人、駕坐杉板小船、不知下落、林任等十人、藏身水櫃、任風漂流、内謝任・許鄉・許敬三名在洋饑斃、十二月初二日、漂取琉球国与那良地方、(中略) 劉汶勝一名旋即病故。

㊦ 道光十年十二月四日（1831・1・17）大島屋喜内縣漂着船（二集153、6388～6389、6391頁）

抛大島地方官報称、道光十年十二月初四日、有海船一隻、被風飄到本島屋喜内縣洋面、抛難人楊伝順（註①）等口称、本船係広東省潮州府澄海縣楊順合牌票、澄字一百五十九号商船、通船舵梢一十八名、搭客五名、共計二十三名、裝載黃・白糖等項、道光十年五月十五日、在本省琼州府陵水縣開船、因風不順、在各处灣泊、八月初五日、到天津府發壳糖貨、九月十五日、該処出口、九月二十日、到奉天省寧遠州、收買黃豆、十月初七日、該州開船、要回本籍、不意十一月初一日、在洋遭風、砍桅失舵、任風飄流、一個月余、幸蒙皇天眷庇、十二月初四日、飄到貴島洋面、通船人数、共見船身沈覆、坐駕杉板小船、上岸活命等語。

計開難商名数

船主楊伝順	舵工張宗耀	水手劉振利	謝猛花	林阿獅	林懷碧	黃□□
劉振武	黃隆昇	黃智□	陳阿科	黃阿□	劉□盛	楊玉合
張大財	王長言	黃阿扁				楊友文

搭客楊阿部 蔡阿四 蔡繩仲 楊阿扁 高金生

以上共計二十三名

計開隨帶物件

一所奉天恩公公

一所奉天后娘娘 一座 一繭紬 八網

一水托 一個 一衣包 二十三個

以上共計五個

註① 「該難民楊伝順、廣東潮州府澄海縣人、駕坐商船一隻、配舵水張宗耀等十八名、又搭客楊阿都等五名、共二十三名」(6409頁下)とある。

⑤4 道光十六年十二月十六日(1837・1・22)山北全武郡漂着海船(二集164、6825~6828頁)

拋山北府地方官報称、道光十六年十二月十六日、有海船一隻、被風飄到本府金武郡外洋、詢拋廣東省潮州府澄海縣難人船戶陳進利等口称、切利等(註①)、通船舵梢四十名、搭客十名(註②)、共計五十名、坐駕海船一隻、樑頭一丈八尺、並帶船票、装載糖貨、道光十六年六月二十一日、本縣出口、七月二十九日、到山東省洋面、停錠、八月十六日、轉到天津府貿易、九月二十日、天津開船、二十六日、再到山東省福山縣、採買黄豆・小麦・豆餅等項、十一月初五日、該縣放洋回籍、不擬初八日、陡遇西北大風、失舵砍桅、任風飄流四十余日、米水俱尽、正在饑渴、待斃之際、幸賴皇天庇佑、十二月十六日、飄到貴轄地方等語。

計開難人名数

船戶陳進利	舵工陳發財	水手杜利	林欣	□和	金元	陳茶	孫成	
吳月	林江	陳部	蔡脩	鄭恭	許好	陳合利	黃州	黃由
陳順	林平	馮五	杜財	余發	黃万	李金	陳元宝	李寔
吳吉	金日	李定	周元	陳亨	金銀	林才	林合先	鄭之
李巳	王士	陳冊	余未	陳勝				
搭客陳福	李合	林和	陳利	鄭祿	黃意	李光	吳忠	林拱
陳生								

以上共計五十名

計開

被風難人隨帶物件

一奉敬天上聖母 一座 一順風爺 二座

一毡帽 大小八網 一東粉 二十六包

一缶茶確 六簍 一火刀 十六包

一豆餅	二十斤	一粗皮	一包
一鉄錠	大小二枚	一鉄釘	三包
一衣箱	四十五個		

以上共計一十一件

註① 「拋該難民陳進利、舵水陳發財等供称、俱係廣東潮州府澄海縣人、内水手杜利等、係福建泉州府同安縣人」(6830頁下)。

② 「九月二十日、在該処(天津府)開船、附搭澄海縣客民陳福等十名、回籍」(6831頁上)とある。

故宮博物院藏『宮中档道光朝奏摺』第二輯(3)749頁

福建巡撫 魏元煊奏摺 道光十七年(1837)四月二十七日奏摺

「琉球國遣使護送廣東省遭風難來閩譯訊供情」

拋該難民陳進利・舵水陳發材等供称、俱係廣東潮州府澄海縣人、内水手杜利等係福建泉州府同安縣人、通船共四十名、駕坐商船一隻、裝糖貨、於道光十六年六月二十一日、由澄海縣出口、七月二十九日、到山東洋面寄碇、八月十六日、轉到着天津府貿易、九月二十日、在該處開船、附搭澄海縣客民陳福等十名回籍、二十六日、又到山東福山縣、採買黃豆・小麥・豆餘等物、十一月初五日、開駕回籍、初八日、在洋遭風、碎[木危]舵、任風漂流、至十二月十六日、漂収琉球國金武郡洋面。十八日又遇暴風猛起船隻、閣礁擊碎、貨物沈失、經該處夷官派撥小船、將該難商等救護上岸<sup>16)</sup>。…

⑤⑤ 道光二十四年五月十三日(1844・6・28)中山府玉城縣與武洋面漂着難人(二集178、7376~7377頁)

拋玉城縣地方官報称、道光二十四年五月十三日、有船一隻、漂至本縣與武洋面、詢拋福建省泉州府同安縣難人、船主侖橋口称、本船長二丈七尺五寸、寬七尺五寸、原無牌照、通船人数共計三名、旧年八月十五日、本縣開船、十六日、到台湾府、収買風炉等項、要到他方發壳、本年四月二十日、該地開駕、駛到半洋、遇着颶風、五月初一日、漂到貴国属八重山、蒙該地方官、發給米水、初二日、該処開洋、詎意、又逢颶風、十三日、漂到貴轄内地方等語。

計開

船主侖橋 水手孫水 侖留

以上通船共計三名

16) 台湾故宮博物院藏『宮中档道光朝奏摺』第二輯(3)749頁。

隨帶物件

一油滓 兩塊 一風炉 八十個

一鉄鍋 三個

以上共計三件

- ⑤⑥ 道光二十五年十二月六日（1846・1・3）八雲山島与那国漂着海船（二集182、7519～7520頁）

拋本島与那国地方頭目申報、道光二十五年十二月初六日夜、有小海船一隻、被風漂到本地洋面、衝礁擊碎、難人一名、上岸活命、正苦饑寒、隨即燒柴煖体、与粥充饑、而後訪門來歷緣由、拋該難人許振寬口称、係江南省海州贛榆縣商人、原共八名、坐駕范復興牌照商船、道光二十五年十月初六日、在青口開船、即日抵于浙江、買載花生・青餅等項、本月二十日、該地開船、要回本籍、不意駛到洋中、陡遭西南大風、失舵砍桅、数十天間、任風漂流、於十二月初六日夜、漂到貴轄洋面、船集冲礁擊碎、只我一名臬水上岸得活、殘生范維清、王鳳西、倉二、楊三、王有成、余得水、殷吉等七名、被風浪淹斃、所帶貨物尽行沈失等語。

計開

被風難人水手許振寬 一名

隨帶物件

一帽子 二頂 一筭盤 一個

一衾 參床 一棕繩 二条

一錠繩 一条 一鉄錠 一門

一鉄釘 重二十觔

以上共七件

- ⑤⑦ 咸豐四年十二月十六日（1855・2・2）葉壁山地方漂着海船（二集197、8242、8244、8246頁）

拋本國屬島葉壁山地方官報称、咸豐四年十二月十六日、有海船一隻、被風飄到本山洋面、擱礁擊碎、詢拋難人船主張万興等口称、本船係福建福寧府霞浦縣霞字十八号商船、通船人数、原共二十五名、興等係福建福寧府福安縣、興化府莆田縣、泉州府同安縣等処人民、於咸豐四年七月間、奉海防分府府照、領裝京米一千一百石外、准予隨帶貨物一件、運赴天津府、其米到局交卸、完竣貨物、亦就地貿易、至九月間、由天津府出口、到山東貿易、至十二月初一日、該地開船、要回本籍、不擬至初五日、陡遭遇西北風大作、隨風飄流、至十六日、飄到貴山洋

面、擱礁擊碎、興等二十四名、上岸活命、一名淹斃等語。

計開

被風福建福寧府福安縣難人 船主張万興 出海張憲彬 耆舵林德水 水手吳開彬  
 吳開春 吳朝燦 陳開聚 劉長星 劉国龍 陳洪柱 陳興元  
 王六魚 劉清明 張加申 王清官 蘇發長 林祥豐 鄭福官 黃益真  
 鄭性春 林進太

興化府莆田縣難人

水手黃元元 陳修仁

泉州府同安縣難人

水手吳鳳

以上共二十四名

計開

被風福建福寧府福安縣、興化府莆田縣、泉州府同安縣難人隨帶物件

一大鉄炮 一隻 一小鉄炮 四隻  
 一鉄炮仔 二隻 一鉄鋼子 一小包  
 一鉄爬子 一個 一鉄鎌刀 八把  
 一銅金羅 一面 一銅条鉗 一隻  
 一鉛水 一隻 一針秤 二把  
 一針秤槌 二隻 一鉄釘 八草包  
 一湿水藥材 四包  
 以上共計一十三件

⑤ 咸豐四年十二月十九日（1855・2・5）大島地方漂着海船（二集197、8243～8246頁）

拋本國屬大島地方官報稱、咸豐四年十二月十九日、有海船一隻、被風飄到本島洋面、詢拋難人船主陸載岩等口稱、本船係江南蘇州府崇明縣船戶竺格順牌照、崇字第九十三号商船、通船人数、共有一十一名、岩等係江南蘇州府崇明縣人民、於咸豐四年十月初三日、裝載棉花・棉布等件、在新開港放洋、二十六日、到山東萊陽縣貿易、置買菜油・花生・麥麵等件、十一月十九日、該處開船、至二十四日、忽遇暴風、任其飄流、十二月初九日、飄到貴島洋面等語。

計開

被風江南蘇州府崇明縣難人

船主陸載岩 水手王永坤 俞順華 朱茂元 龔毛郎 王大宝 姚二宝



劉月和 陸福生 朱貴松 陳廷揚

以上共計一十一名

計開

被風江南蘇州府崇明縣難人隨帶物件

一花生	八包	一舵女	一根
一油桶	二個	一麥麵箱	二個
一米粉箱	四個	一鉄鍋	二口
一水桶	二個	一鋪蓋	一十一個
一荳餅	三片	一車閔	四條
一飯桶	一個	一小壘	二個
一茶鐘簍	四個	一燈籠	二個
一鉄釘	四百八十三觔	一鉄錠	二門
一簍	一個内装什物	一秤大小	二個

以上共計一十八件

- ⑤⑨ 咸豐十一年十一月二十五日（1861・12・26）八重山地方漂着海船（三集5・6、8512、8519～8522頁）

拠本國屬島八重山地方官報稱、咸豐十一年十一月二十五日、有海船一隻、飄到本山洋面、擱礁擊碎、詢拋難人船主蔡改等口稱、本船係福建省泉州府晉江縣商船、牌名蔡保興、通船人數、共有五十一名、於咸豐十一年七月十二日、在本縣內祥芝港、裝載碗料・木料・白糖等件、出口、二十六日、到天津府、發售貨物、至十月十六日、裝載荳并・白荳・粉乾・毡帽・蹇綢・熟地・燒酒・水烟・鳥棗等件、該處開船、要回福建省、不擬二十八日、陡遇狂風、把船梢槓尽行打壞、而主聖母牌照貨物衣箱等物、都失海中、正在危急之際、幸於十一月二十五日、飄到貴山洋面、通船人數共坐杉板、上岸活命等語。

計開

被風難人名數

船主蔡改	伙長江求	舵工蔡蟬	搭客龔貴	水手伝輅	伝都	蔡裕			
周溪	周養	林座	蔡源	蔡詞	猴梯	周懋	傅明九	蔡梯	
蔡料	蔡致	蔡采	蔡頂	蔡	林古	紀聞	蔡借	蔡柱	
邱堵	邱炒	許不	吳鑾	吳欄	周衆	蔡鍊	曾氣	曾扭	陳員
劉誰	吳良	曾車	蔡番	陳贊	伝崇	伝禿	吳蜚	郭前	謝看
蔡身	蔡勝	伝尾	胡強	胡前	蔡莉				

以上共計五十一名

計開

被風難人随帶物件

一火炮 一隻 一毡帽 六百頂

一鋸 一把 一斧 二把

一鉄釘 一千一百六十六觔半

以上共計五件

⑥ 同治元年九月十九日（1862・11・10）八重山与那国地方漂着海船（三集8、8593～8596頁）

扨本国属島八重山地方官報称、同治元年九月十九日、有海船一隻、飄到本山属与那国洋面、擱礁擊碎、詢扨難人舵工杜柏茂等口称、本船係山東省登舟府黃縣第字二十九号商船、牌名興源通、通船人数、共有十七名、於同治元年四月二十七日、在黃縣龍口開洋、五月初三日、到奉天府、本月初六日、在奉天府營口、装載靛青・荳餅・元荳出口、七月十三日、到上洋縣發壳、在上洋縣、装載黃表紙・洋毡・桐油、要回山東發壳、八月十九日、開船、不擬駛到半洋、陡遇狂風大作、九月十九日、飄到貴轄洋面、擱礁擊碎、通船人数、共坐杉板、上岸活命等語。

計開

被風難人名数

舵工杜柏茂 水手辛世昌 宋福慶 宋大位 馬永貴 王福林 王照方

遇文彩 王文翰 戰元奉 李文華 程振東 周敬祖 宋化令 郭連

季順 搭客李上林

以上共計十七名

計開

被風難人随帶物件

菩薩廟 一座 天后聖母娘娘

一小伙炮 一個 一鳥鎗 一杆

一鉄釘 三千六百五十斤

一洋毯 二包 一元墨 四箱

一桐油 六桶 一綠蔴繩 二十二捆

一銅羅 一面 一鉄捶 一把

一布貨包 一個 一鉄錠 一口

一舖盖 十七個 一小旧衣包 五個

一錢筐 一個 一小布錢包 二個

一木桶	二個	一飯鍋	二口
一棕床	一個	一羅鏡	三個
一黄表紙	一千四百二十四箋		
一皮箱	四套	一貨箱	二個
一衣箱	二個	一玉燈籠	一封

以上共計二十六件

### 3 漂着中国帆船の種類

上記のように『歴代宝案』には沿海航行中の中国船の漂着並びにそれにいたるまでの航行記録は60例が知られ、この内、一隻は兵船であるため、本章では省略し、ここでは中国の沿海貿易に関係した船籍の明らかな58隻について考察を加えてみたい。

#### (1) 船籍

これら中国漂着商船の船籍は、乗組員の口称によったが、全て船籍とは言えず、漂着船の船主・船戸等の出身地によって判断せざるを得ないものも含まれるが、それらも含めて、58隻を、中国大陸沿岸部の北から南にかけて主に州縣を中心に整理したのが、表1である。

漂着という事態は偶然的要素がきわめて高く、しかも南西諸島のみという限定条件があるが、この表から次のような事が言えるであろう。

特に航運業の盛んであった長江口域<sup>17)</sup>や福建省沿海<sup>18)</sup>からの漂着数が多い点である。江蘇省と表示した10州縣の内、北部の海州を除いた長江口域のみで、58例中20例を占め、全体の34.5%に及んでいる。

さらに福建省のそれは約46.6%を占め、とりわけ、同安縣一縣のみにて、17.2%の高率を示している。

この数値から、漂着という偶然的な出来事ではあるが、その事例の数値が高いことは、少なくともその地域の航運業の活発さの片鱗を読み取ることができるであろう。

そこで、次に、これらの船籍をもとに、各地域の船の航行目的等について考察してみることにする。

17) 貴芳「宝山沙船和商船会館一記明清兩代上海海運業的盛況」、『解放日報』1956年8月14日。

杜黎「鴉片戦争前上海航運業的發展」、『學術月刊』第88期、1964年4月。

蕭国亮「沙船貿易的發展与上海商業的繁榮」、『社会科学』1981年4期、1981年8月。

18) 傅衣凌「明代福建海商」、『明清時代商人及商業資本』第4章、人民出版社、1956年7月、1980年7月北京第2次印刷、107～160頁。

## (2) 航行目的

## 1) 天津船

『歴代宝案』中に見える天津船は、資料25の天津衛商船と、同45の商字四十三号商船の2隻である。

資料25は乗組員20名で錦州府に行き、山東の膠州に向う途中で漂流したものである。

資料45の商字四十三号商船は、客商3名を含め計20名乗組みであるから、先の場合とほぼ同規模の船と思われる。この船の舵工朱沛三によると、最初、盛京省奉天府海城縣牛庄に行き、そこで、浙江省の客商朱万青と、天津の客商許端書に傭船され、上海に行くことになった。おそらく、航路不案内のためと思われるが、上海縣出身の舵工周徳才をさらに別に雇い牛庄を出帆し上海に向ったが、途中で漂流したのである。

天津船の例は僅か2例であるが、天津船の場合は、地理的關係から天津と遼寧省沿岸港との航運が盛んであったことは、光緒『重修天津府志』卷三三、権税に、

天津海税、向以奉天米豆運船為大宗。自康熙年間、以津邑瀕海糧儲不足、半資奉省米豆、准由商民運船往來、因征海税。

とあり、また同治『続天津縣志』卷六、附奉天販運に、

乾隆四年五月、以直隸米價騰貴、降旨諭令商賈等、將奉天米石、由海洋販運、以濟畿輔。とあるように、畿輔たる国都北京周辺の地の慢性的食料不足を補うため、東北地域の食料をもってするため、海船が利用されたので、この結果遼寧沿海と天津との接触度を高めることになった。天津船以外の海船による東北地域からの食料輸送の例は、資料39にも見ることができる。

資料45の例からも明らかのように、出帆地が必ずしも直ちに帰帆地へとはならず、傭船される場合があれば、それに応じ、航路不案内の時は、別の舵工を僱うという方法も取られていたのである。但、嘉慶20年(1815)の頃には、牛庄において上海出身の舵工を雇傭できたことは、上海・牛庄間の航運の活発化に伴い牛庄に上海からの人が多く、雇傭も容易な状況になっていたことを示唆するものと思われる。

表1 南西諸島漂着中国帆船船籍別表

省名	府・州名	縣名	船数
河北	天津	天津	2
山東	登州	黄縣	1
江蘇	海州	贛榆	1
		通州	5
	蘇州		1
		元和	2
		崑山	1
		常熟	2
	太倉	鎮洋	5
		崇明	2
		宝山	2
福建	福寧	霞浦	1
	福州		1
		閩縣	4
	興化	莆田	2
	泉州	晉江	2
		同安	10
	漳州	龍溪	5
		海澄	2
廣東	潮州	饒平	1
		澄海	5
	惠州	海豐	1
合計			58

(註)・58隻には不明船籍船、兵船各一を除いた。

・地名は北から南に配列したが通州、蘇州、太倉の各州、府は『清史稿』、地理志の記載順にならった。

## 2) 登州府船

資料60の山東省登州府黃縣第字二九号商船は、舵工杜柏茂のもとに同治元年（1862）4月27日、黄縣の龍口より出帆し、營口へ行き、營口から豆類を積み上海に向っている。帰帆に際し、洋毡のような外国製のフェルトを積んだが、途中漂流したのである。

『歴代宝案』には登州船はこの一例だけであるので、参考に、同時期の同規模の登州船籍を探すに、『同文彙考』原編続、漂民六、52丁～53丁<sup>19)</sup>に見える同治元年（1862）11月24日、朝鮮黄海道康翎縣に漂着した例がある。この船は、

漂人徐萬生回稱、俺們二十人、俱係山東省登州府寧海州劉家村人、以船為業。とあり、同じ登州府籍であるが、黄縣より少し東、現在の烟台市の東南に当る牟平縣の船であった。乗組員は20名であるから杜柏茂船の17人とは同規模の船と言えるであろう。そして、この徐萬生船も「以船為業」とあるように航運業に携わっていた。

そして、同書に、

関東省牛庄縣人豊裕號、貿易材木、於寧海州、請賃我們船隻、故仍装材木一千三百五十箇、捧雇銀四百餘兩。今年七月下旬、放船往于牛庄縣、則江南客商嚴大生、在於牛庄縣、貿易油・豆二貨、請賃我們船隻、故仍装油二十簍・豆子六百三十石、捧雇銀五百三十五兩。先送船主家二百餘兩、南北官稅規用、三十日、自石島放船、閏八月初旬、至于江南、所装油卸<sup>20)</sup>。

とあり、奉天府牛庄の商人豊裕号に雇われ、登州府寧海州より材木、1,350箇を牛庄に運び、その後、牛庄で江南の客商嚴大生に雇われ油20簍、豆子630石を江南まで運んでいる。

徐萬生船の例から、杜柏茂船は龍口より營口へ行き、營口で傭船されて上海へ行ったものと想像されるからこれも航運業に携わった船と考えられる。

## 3) 海州船

海州は今日、江蘇省連云港市に属しているが、『清史稿』地理志五、江蘇によれば、雍正二年（1724）に直隸州となった地である。

明人斐天祐が隆慶六年（1572）に、

海州、淮之巨鎮也。接壤齊・魯。連汎越遼<sup>21)</sup>。

と記しているように、海州は古くから北は山東・河北に、南は浙江に連なる中間に位置する巨鎮として知られていた。

この海州の船が資料56に知られる。同資料によれば、命がたすかったのは許振寛一名である。

19) 大韓民国文教部国史編纂委員会編纂『同文彙考』韓国史料叢書24（大韓民国文教部国史編纂委員会、1978年12月、3683頁。

20) 『同文彙考』3683頁。

21) 隆慶『海州志』卷一〇、「重修海州域記」、天一閣藏明代方志選刊14による。

彼は海州贛榆縣の商人で、道光二十五年（1845）十月六日に、范復興の牌照の商船に彼を含め8名が乗組み、贛榆縣の青口鎮から出帆し浙江に行き、落花生、青餅を求め、青口にもどる途中で漂着したのである。

浙江とはおそらく、寧波へ行ったものと思われる。海州船はこの船の他、『同文彙考』にも例を見ないから、船の規模等を参酌するに、大規模な航運業は見られなかったのではあるまいかと想像される。それについて、隆慶『海州志』卷二、風俗に、

雖本土貿易之事、亦皆外来人為之、故民多貧。

とあるように、海州土着の民衆によるより、他地域からの商人によって活況を呈したのである。さらに、雍正六年（1728）九月十三日の漕運総督張大有の奏文中に、

贛榆縣所属之清口鎮、係海口要津、商民船隻出入往来<sup>22)</sup>。

とあるように、青口鎮の賑わいは、他郷からの商船の往来によっていたようであって、海州船籍の船舶は数の上でも、規模の上でも小さかったものと思われる。

#### 4) 江南船

つぎに、長江口の地域、資料では、通州直隸州、蘇州府、太倉直隸州に船籍をもつ船について、別宜上、本章では江南船とし、『清史稿』地理志五、江蘇の記載順により、①通州直隸州、②蘇州府（元和、崑山、常熟）、③太倉直隸州（鎮洋、崇明、宝山）と整理してみた。

##### ① 通州船

通州は雍正二年（1724）に直隸州となった地である。

通州は資料17、29、33、40、42の5例が知られる。

船戸彭世恒は乗組員14名で、乾隆十四年（1749）に山東の膠州に行き、そこから帰帆中に漂流している。

船戸崔長順は乾隆十七年（1752）呂四場より、山東膠州に行き、蘇州への帰帆中に漂流している。呂四場は通州の産塩地としておかれた五塩場の一つであった<sup>23)</sup>。乗組員20名、帰りに膠州から3名の客商をのせていた。

姚恒順船は乗組員14名で崔長順船と同様、通州呂四場の船で乾隆三十四年（1769）十月二十四日に太倉州の鎮洋縣から南貨を載せ、膠州へ行き、帰りは、鎮洋縣劉河口へ行く途中で漂流した。

黃法林は船戸沈發泰に雇われ乗組員10名で嘉慶五年（1800）十二月、貿易のため山東へ向う途中で漂流した。

莊蔚廷船は乗組員20名で、嘉慶十三年（1808）九月、上海吳淞口より出帆して「山東青口」へ貿易の目的で許可書をもっている。北上中に漂流している。

22) 『宮中檔正朝奏摺』第二輯、349頁

23) 『清史稿』地理志五、江蘇。

ところで、この船は行先を「山東青口」としているが、青口は江蘇省贛榆縣の青口鎮のことであるから、山東ではおかしいが、青口鎮は山東省に近いことから混同したのかもしれない。

以上5例による限り、通州船の航海距離は長くなく、主に長江口の都市から、江蘇省北部の海港、山東半島南部の膠州までの範囲を沿岸貿易対象地域としていたものと思われる。

当然、乗組員の数から言っても、あまり大きな船ではなかったようである。

### ②蘇州府船

蘇州府籍の船は、蘇州府のみとある資料20、元和縣の資料39、50、崑山縣の資料51、常熟縣の資料9、23の6隻である。

船戸瞿張順は蘇州府の商人で13名乗組み乾隆十四年（1749）十一月山東へ向け出帆し、膠州に到り、その帰帆中漂流した。

蔣隆順船は元和縣の商船で、乾隆四十九年（1784）閏三月、乗組員20名とも鎮江府の客商黃氏に僱われ、天津に行き、仕事を終えたが、また天津で、客商郝氏の僱船を引き受けることになり、遼東の牛庄縣へ行き、穀物を積み天津に運んでいる。ついで、山東登州府黃縣の客商石氏の僱船を引き受け、香料の包を積み黃縣へ運んだ。そして、同地の霍氏の僱船を引き受け、遼東より黃縣へ、遼東より山東武定府利津縣へ、遼東より天津まで、全3航海し穀物を運び、そして、天津で、福建の莆田の商人游華利に僱船され山東の海豊縣から寧波へ棗を運ぶ途中漂流している。この蔣隆順船は搬運業の典型的な船である。

もう1隻は、上海縣人の舵工王群芳の乗組んだ元和縣蔣全泰牌照の元字二百号商船である。船主蔣鴻声は乗船せず、舵工王群芳の采配により、長江河口の永泰沙から積荷を載せ、山東登州府の萊陽縣へ交易に向かう途中漂流している。

崑山縣の船は陳福利の牌照を有する崑字二七号商船で、船主陳繼松は乗船せず、舵工陳志貴の采配で航運していた。この船は、道光五年（1825）十一月上海で貨物を載せ、膠州へ交易に行く途中で漂流している。

常熟縣船は、船戸陶寿等17名が乗組み、乾隆十四年（1749）頃、江南より天津まで生姜を運び、そして、遼東の大莊河（莊河）に行き黃豆を買い、山東登州府へ向かう途中漂流している。

もう一隻は船戸沈恵の船で、乾隆十四年（1749）頃、12名乗組み江南から遼寧の南錦州まで青魚を運び、その地で、豆を買い、山東へ向かう途中漂流している。

以上6隻の蘇州府船籍の船は、蔣隆順船に代表されるように、船籍にこだわらず、他地域においても運搬業をおこなう型と、先の通州船の例に見たように、主に船籍のおかれる地点を基地として運搬業をおこなう型の二様が知られると言える。

### ③太倉州船

太倉州船は、鎮洋縣船は、資料16、18、19、26、43の5隻、崇明縣船は資料15、58の2隻、宝山縣船は資料4、27の2隻の計9隻が知られる。

鎮洋縣船戸郡福臨は乾隆十四年（1749）頃、乗組員計17名と沙船に乗船し、遼東の西錦州に

行き、豆等を積み山東へ向う途中漂流した。

同縣船戸許世泰は乾隆十四年10月、乗組員計14名にて沙船に乗船し山東膠州へ行き、豆等を買、十一月十八日膠州を出帆後、翌日、漂流している。

同縣船戸張常盛は同年、乗組員計28名にて沙船に乗組み山東膠州へ行き豆等を買、十二月十八日、膠州を出帆後漂流した。

同縣船戸江全美も同年頃、沙船に乗組んでいるが、詳細は不明である。

同縣の商人俞富南は乗組員計17名で、嘉慶十三年（1808）年八月上海を出帆し、遼東半島南岸の貔子窩、清代金縣東北の海口にあった永豊店との取引により、高糧580石（約34.6トン）を積み上海にもどる途中漂流している。

崇明縣船戸顧君如は乗組員計8名と山東に行き豆類を買、乾隆十四年（1749）十一月、山東より帰帆中漂流している。

同縣船主陸載岩は同縣船戸竺格順牌照の崇字九三号商船に計11名で乗組み、咸豐四年（1854）十月、棉花・棉布等を積み、新開港より出帆し、山東、登州府萊陽縣で取引をし、菜油等を買、同地より帰帆する際に漂流している。

宝山縣船戸顧洪順等15名は沙船に乗組み雍正十年（1732）六月山東に貿易に行き、帰帆し、通州呂四場において漂流している。

乾隆十四年（1749）頃、同縣商船瞿元茂が知られるが、詳細は不明である。

以上、太倉州船籍の9隻について、その概略を述べたが、詳細の不明な2隻（資料26、27）を除き、規模的には通州船と類似した様想を呈している。しかし、ここでは9隻中5隻までが、その商船を沙船としている。

これは江南船舶の特色を文献の上に明確に記していると言える。記載の無い他の江南船の多くも沙船であったことは想像に難くない。

## 5) 福建船

福建省船籍は27艘、福建省沿海部の北から順次述べてみることにする。

### ① 福寧府船

福建省福寧府の船は、霞浦縣船籍の船が1隻知られる。資料57、船主張万興の言によれば、福寧府霞浦縣霞字一八号商船で、この船には福安縣、莆田縣、同安縣の人々計25名乗組み、咸豐四年（1854）七月、京米1,100石を積み込み、天津に赴き、担当の部局に引き渡し、九月に天津から山東に行き、十二月になり帰帆する途中漂流している。この船は、行きは、政府の命による、京米の輸送にあたり、帰りは自由に交易して帰帆するところであった。

太平天国の乱中に京師の食糧補給を荷なった清代漕運の一環として、道光末から同治初年まで採用された海運の一端が、この霞字一八号商船の例であったと思われる。

### ② 福州府船



福州府船は資料一と、同府閩縣船が資料2、10、11、34の計5隻が知られる。

康熙三十九年（1700）頃、山東に貿易に行き、帰帆中の福州府の船主陳明の船が漂流した。この船には25名乗組んでいた。

閩縣の船戸游順は計24名乗組み、康熙四十四年（1705）五月、閩江河口の閩安鎮より杉材を積み江蘇省贛榆縣の海州に行き、それを売却して、山東省青州府へ行き豆等を購入して帰帆する際に漂流した。

同縣船戸蔣長興等27名と鳥船に乗組み、乾隆十四年（1749）四月、廈門より砂糖を積み、上海で売却し、上海からは茶を積み錦州へ行き、それを売り、錦州では豆類を買って帰帆中に漂流している。

同縣船戸吳永盛は、乾隆十四年（1749）三月、寧字四九七号商船に計28名と乗組み、台湾に赴き、紅糖等を載せ、上海縣に行き貿易が終って帰帆中に漂流した。

同縣船戸林攀栄は、閩縣順字三四号商船に計33名で乗組み、乾隆四十四年（1779）六月、紙貨を載せて、福州より出帆し、錦州に行き、同地でおそらく紙貨を売却し、帰りは瓜子等を積んで十月帰帆する途中漂流している。

以上が、福州府船籍の5隻である。上述した江南船に比べ、当然活動領域が広く、長江口、江蘇北部の海州、山東、遼東にまで及んでいる。

### ③ 興化府船

興化府船籍のものは資料14、31の2隻が知られる。いずれも莆田縣に関するものである。

莆田縣の船戸黃明盛等23名は客7名と計30名にて乾隆十四年（1749）頃、山東に貿易に行き、その帰帆中に漂流したようである。山東では、主に豆餅107塊等を買っている。

莆田縣商民林四官等は興化府の商人胡七官の船に乗り組み、乾隆二十五年（1760）正月、泉州に行き雜貨を買込み、天津に行つて売却し、その後、山東岱山で紅棗を買い、寧波へ行つて売却しようとして同地を出帆後、漂流している。

### ④ 泉州府船

泉州府船籍の船は、晉江縣のが資料21、59の2隻、同安縣が、資料5、7、8、22、28、30、41、47、49、55の10隻と計12隻が知られる。

晉江縣船戸王源利は、乾隆十四年（1749）頃、計26名で乗組み、山東省の膠州へ行き、豆類を積み込み、同地から、浙江省の乍浦へ向かう途中漂流している。

同縣の商船牌蔡保興の船主察改等乗組員51名は、咸豐十一年（1861）七月泉州府晉江縣の祥芝港より出帆し、天津に行き、白糖等の積荷を売却し、十月に、天津から豆等を載せて、帰帆中に漂流している。

同安縣船戸王同順は計21名で、同縣順字二七五号船に乗り組み、砂糖を積み、乾隆五年（1740）五月、廈門より寧波に行き、同荷を売却し、ついで、山東に行き、柿餅等を買込み、十一月、福建へもどる途中漂流している。

同縣船戸林仕興等35名は、乾隆十四年（1749）四月、厦門より砂糖を積み、天津に行き交易し、ついで、錦州へ行き、豆等を載せ出帆し、その後、山東半島東南端の石島に行つて、帰帆中に漂流したようである。

同縣船戸陳得昌等20名は、乾隆十四年（1749）頃に、江南・閩東で貿易し、その後、山東に行き、帰帆中に漂流した。

同縣舵工李順等24名は天津に行き貿易し、ついで山東に行き緑豆等を購入し、さらに同地で客7名、道員の家人1名、漳州府の破船の乗組員5名を加えた計37名で帰帆中に漂流している。

乾隆十六年（1751）十一月、同安縣船戸林順泰の船が琉球宇天港に漂着しているが、詳細は不明である。

同安縣の商人陳天相は、表兄の蔡韜官が、商船1隻を買つたのに乗組み、計26名で、乾隆二十五年（1760）五月、広東において貨物を積み込み、天津へ行き、それを売却し、同地で紅棗を買つて、天津から広東に行く途中漂流した。

同縣商人徐三貫は、嘉慶六年（1801）四月、同安縣より舵水23名を連れ広東へ行き、当地で、施伝祖の所有する2本マストの鳥船1隻を買つとつた。この船は漳州府海澄縣の牌照をもつ船戸全双美船であつた。これに、広東で、赤・白糖等を積み込み、天津へ行き売却しようとするのに、貨客8人も同行した。六月出帆し、八月天津に到つてそれらを売却し、同地で、紅棗を買つ、帰帆する際、山東沖で漂流した。

同安縣商人呂正等32名、盛字三三八号商船に乗組み、道光四年（1824）五月、同安縣より空船で台湾に行き、同地で白米を載せ天津に行つている。天津ではそれらをおろし、烏棗を買つ込み、ついで山東に寄つて、豆餅を買つ入れ同安にもどる途中で漂流した。

同安縣船戸洪振利は、同縣洪得利牌照を有する順字九六号船に乗組み、計乗組員29名、客商9名と共に、糧米輸送の命令をうけ、道光四年（1824）四月同安より台湾府に行き、糧米を積み込み、天津へ赴き、それを納め、同地から空船で、遼東半島の奉天府の南金州へ行つて豆を買つ込み、帰帆する途中で漂流している。

同安縣の船主俵橋は道光二十三年（1843）八月、計3名で台湾へ行き、炊事用の小型こんろを購入し、それで他地域で商売しようとしたが、台湾から帰る途中漂流したのである。

以上、泉州府の12隻について述べたが、その活動範囲は、南は広東から、北は遼寧沿海に及んでおり、航行距離等からしても、乗組員の入数を勘案しても船は大型化していたことは明らかである。

同安縣の場合、資料47の船は、資料49の船と同時期に、台湾から天津に糧米を運搬していることから、同49の船と同様、京米の海運の命を受けていたものと思われる。

#### ⑤ 漳州府船

漳州府船は龍溪縣船が資料24、32、36、37、38の5隻、海澄縣船が資料12、13の2隻の計7隻である。

龍溪縣船戸林順泰等23名は乾隆十四年（1749）頃、鳥船1隻に乗り、砂糖を積み天津に行つて売却し、ついで、膠州に到り、緑豆等貨を買い、客9名を同船して厦門にもどる途中漂流している。

同縣船戸蔡永盛は同縣地字五〇号商船に計23名で乗組み、乾隆三十年（1765）五月、貨物を載せ、龍溪縣より出帆し、江南へ行き貿易し、江南からは茶を積み込み、おそらく、遼寧の西錦州へ行き、同地で茶を売り、豆類を買い入れ、龍溪縣にもどる途中、山東沖で漂流した。

同縣船戸金乾泰は同縣寧字一一三号商船に計26名で乗組み、乾隆五十年（1785）四月、福州において紙貨を買い込み、天津に行つて売りはらい、転じて、遼寧の西錦州に行き黄豆を買つて同縣に帰帆中に漂流した。

同縣船戸林長泰等26名は、乾隆五十年（1785）三月、紅糖を積み込み、同縣より出帆して、上海に行きそれを売却し、ついで遼寧の錦州へ行って、黄豆等を購入して帰帆中に、漂流した。

同縣船戸黄宝金は乾隆五十年（1785）頃、遼寧の錦州から豆等を積んで厦門にもどる時に漂流した。

海澄縣船戸柯啓隆は同縣靜字三六七号を受け、計23名にて鳥船1隻に乗組み、乾隆十四年（1749）三月厦門より出帆し、浙江に行き貿易し、同地を出帆して、山東に向かい、膠州で水手6名が降り、客1名を乗せ計18名で、膠州より出帆後漂流した。

同縣船戸王榮興は乾隆十四年（1749）七月、厦門より蘇木等を積み込み山東に行き、緑豆等を買入れ、福建にもどる際に漂流している。

以上7隻が漳州船である。この7隻の航海中、3隻は、福建から江南・浙江主に上海や寧波方面で一商売をし、ついで北上して、膠州、錦州方面へ行き、帰帆の際の荷を積み買込んでいゝる。各地域の特質を生かした商品と、当然、利潤の多く生ずる商品をうまく転売していたことが知られる。

## 6) 広東船

広東省船籍の船は潮州府と惠州府のもので、潮州府饒平縣船、資料52、澄海縣船は資料35、44、48、53、54と惠州府海豐縣船資料46の計7隻である。

### ① 潮州府船

潮州府饒平縣人林福礼等33人は、道光十年（1830）五月、広東潮州府澄海縣の北の港、東隴港より砂糖を積み込み、上海へ行き貿易し、同地で棉花・米等を買入れ帰帆中に漂流している。

澄海縣船戸陳万金等38名は澄字五二三号商船にびんろうじゅを積み、乾隆五十年（1785）六月、澄海縣を出帆し、天津へ行き貿易し、ついで、奉天府寧海縣へ行って黄豆を買つて澄海縣にもどる途中漂流した。

同縣船主呉利徳等36名は客商22名と計58名と、澄字一四九号船に乗組み、嘉慶十八年（1813）

六月、赤・白糖を積み込み東隴港（広東・澄海縣）より出帆し、天津へ行きそれを売却し、その後遼寧の西錦州へ行き黄豆等を買入れ帰帆する途中、江南附近で漂流した。

同縣船主蔡高泰は同縣澄字六四号商船に、舵梢、客と計22名乗組み、道光四年（1824）七月、砂糖を積み込み、澄海縣より出帆して、天津に行き、それを売却して、天津では高粮酒、烏棗等を積み、ついで、遼寧の寧遠州に行き、豆類を積み、さらに山東に行き、同地より澄海縣にもどる際に漂流した。

同縣船主楊伝順は澄字一五九号商船に、舵梢、客等計23名乗組み、黄・白糖を積み、道光十年（1830）五月、海南島、瓊州府陵水縣より出帆し、天津に行き積荷を売却しついで、寧遠州に行き黄豆を買入れ、広東にもどる途中で漂流している。

同縣船戸陳進利は舵梢40名と、客10名の計50名で乗組み、砂糖を積み、道光十六年（1836）六月、澄海縣より出帆し、天津に行き貿易し、ついで、山東登州府福山縣で黄豆、小麦、豆餅等を買入れ、帰帆中に漂流した。

## ② 惠州府船

惠州府海豐縣黄源利牌票縣字二七号商船に潮州府澄海縣の鄭仁記が船主として乗船し舵梢、客等計90名の人数で、道光二年（1822）四月に澄海縣より上海へ行き貿易した。その際の積荷は、黄糖・蘇木等であり、上海では棉花・豆餅等を積み込んで帰帆したが、途中で漂流している。

以上7隻の広東船籍の航海の様子は二様に分けられる。

一は上海へ行き交易して帰帆している船と、他方は、天津へ行くことが、交易の大きな目的で、積荷を天津で売却し、帰り荷は、遼寧沿岸の港、あるいは山東の港で豆等を買入れて帰帆している点である。

## 4 漂着資料より見た航運経営

上記した資料は、主に出帆から漂着に到る航海記録を主としているため、経営上の具体的な状況は把握できないが、漂着時の乗船名簿等から、船主・船戸等や、乗組員の構成、搭客の状況等から、航運経営の実態を考えてみたい。

### （1）船舶管理人

漂着例に見える各船の航運上の統率者は誰れであるかであるが、本章では便宜上「船舶管理人」とした。それは、上記の例から、その責任者が、船主の場合が11例、船戸の場合が34例、舵工が5例知られ、全船、その船舶の責任者が一定していないためである。

そこで、各例によって、その差異を考えてみたい。

### 1) 船主

船主が船舶の責任者として乗船しているのは資料1、41、42、44、46、48、53、55、57、58、59の11例である。内、55は3人乗船の小型船であるのでこれを除くと、10例中の2例、資料42、58が通州船、崇明船である他、8例は福建・広東の海船であるため、海船の船主について考察してみたい。

海船の船主について乾隆元年(1736)序『臺海使槎録』巻一、海船には、

南北通商每船、出海一名、即船主。

とあり、船主は出海とも呼ばれていた。この出海について、台湾の光緒『苗栗縣誌』巻七風俗考に、

船中有名出海者、司帳及収攬貨物。

とあり、また道光『廈門志』巻一五、俗尚に、

領船運貨出洋者、曰出海。

とある。さらに、広東省潮州府の例として、嘉慶『澄海縣志』巻六、風俗、生業に、

船頭目有三。首出海。掌数兼管通船諸務。

とある。これらの例からも明らかなように、船主は福建や広東において出海とも言われ、船中における帳簿をつかさどり、全船の責任者として、積載貨物の全責任者であった。

道光『廈門志』巻一五、俗尚に、

造大船、費数万金、造船置貨者、曰財東。

とあるように、大船を建造し、その船に積荷を装載する資本主を財東と言うことから知られるように、船主は、資本家たる財東から雇傭され、財東に代って全荷物の責任者として各地で取引をしたのであるから、船主は、財東の代理人としての立易も有していた<sup>24)</sup>ことになる。

### 2) 船戸

船戸が責任者として見える例が一番多く、34例が知られ、全体の7割近い数値を示している。

福建・広東の海船の場合の船戸は34例中20例で約6割、他地域船は4割と大差は無いように思われる。しかし、後に掲げた乗船状況に見える(表2)からすると、船主船に比べやや小型船舶であったと考えられる。

船戸は船舶所有者として見られる<sup>25)</sup>が、船戸自身が乗船する「自船自営」の場合と、複数の船を所有する船商が、所有船に船戸名をつけ、経営は、舵工にまかせる<sup>26)</sup>「自船他営」の揚

24) 松浦章「長崎来航唐船の経営構造について―特に乾隆・嘉慶・道光期を中心に―」(『史泉』45号、1972年9月)12～20頁、松浦章『清代海外貿易史の研究』朋友書店、2002年1月、73～81頁。

25) 松浦章「長崎来航唐船の経営構造について―特に乾隆・嘉慶・道光期を中心に―」20～21頁、松浦章『清代海外貿易史の研究』81～82頁。

26) 松浦章「長崎来航唐船の経営構造について―特に乾隆・嘉慶・道光期を中心に―」21～22、松浦章『清代海外貿易史の研究』82～83頁。

合が知られる。

### 3) 舵工

舵工が船舶責任者として見られる例は、50例中の僅か5例、1割にすぎず、5例中、4例が江南、山東、天津の船であった。

舵工については、江南船の一つとして有名な沙船の乗組員の職務について記した『海運備採』巻五、船式、船上水手執事によれば、

舵工、正副二人。正舵、主針盤羅經及調度一切。副舵、雖主舵惟承正舵意指。

とあり、さらに、著者高培源は、

按舵工、海舶方言稱為老大、一船禍福皆頼之、必挾熟識海道、善科天時人事、而得其情、預知暗礁、泥色、深色、及山島套澳、而不失尺寸、而後可以当此重任、欲海行者、必先求得其入、則乘長風、破万里浪、亦易易事也。

と記している。このことから、舵工は、沙船の場合、航海士としての航行上の責任者であると同時に、一船の統率者としての地位にもあったことがわかるから、舵工が船戸に代って一船を指揮すること<sup>27)</sup>も可能であった。

## (2) 乗組員の構成

船主、船戸、舵工以外の乗組員の構成は、各船舶の様式によって異なっていたようで、上記の資料に、船舶の構造上の違いを明記しているのは沙船<sup>28)</sup>と鳥船<sup>29)</sup>の二種であり、他にマストについての「双桅船」という例があるのみである。

そこで、内河海洋両用の沙船と海洋船の一つとして知られる鳥船の例を中心に、その漂着人名簿をもとに、乗組員の職名、構成を考えてみたい。

### 1) 沙船乗組員

沙船と明記された資料は4、16、18、19、26の5隻である。この内、名簿から職務が判明するのは、資料16に船戸、舵工、水手、工司、18は船戸、舵工、水手、客人、19は船戸、舵工、水手とある。

27) 『江南商話』（『土佐国群書類従』八三、漂流部七、所収）、文化5年（嘉慶13、1808）

11月27日、土佐に漂着した郁長發船には船戸郁長發が乗船せず、舵工の范廷周が采配を取り、郁長發は、崇明縣の郁聖蘭が所有する11船の内の1隻の名であった。松浦章編著『文化五年土佐漂着江南商船郁長發資料—江戸時代漂着唐船資料集四—』関西大学出版部、1989年3月、113頁。

28) 沙船の構造上の特色についての精緻な論考に周世徳「中国沙船考略」、『科学史集刊』5、1963年4月がある。上野康貴「清代江蘇の沙船について」（『鈴木俊教授還暦記念東洋史論叢』1964年10月。

松浦章『清代上海沙船航運業史の研究』関西大学出版部、2004年11月、17～31頁。

29) 松浦章「日清貿易における長崎来航唐船について（上）—清代鳥船を中心に—」、『史泉』47号、1973年9月、松浦章『清代海外貿易史の研究』269～276頁。

この他に沙船とは記していないものの、その船籍から見て江南沙船と見られる船があり、それらの内乗組員の職務名の詳しいのは、資料9に、船戸、舵工、副舵、総舗、客人、客伴、同様な例に資料50は、舵工、耆民、副舵、水手、随頭、大繚、杉板、小伙等がある。

江南沙船の乗組員は、一般に船戸、舵工、副舵、水手がいる。この内、船戸、舵工以外の乗組員の職務について、『海運備採』巻五、船上水手執事により順序記してみることにする。

まず、大繚は、

大繚。二人。主頭巾頂篷大桅上旗号。帶管尾送大篷上一切繩索。

とあり、大繚は二人おり、その職務は主帆柱の帆、旗等の上げ下げ等の綱の担当である。

ついで、頭繚は、

頭繚。二人。主頭篷一切物件、帶管杉板小船。

とあり、頭繚も二人おり、船首側の帆柱の帆の係でもあり、常備している小型のボートである杉板の担当であった。

香公、一人。主供天后神座前香炉、早晚洋中献紙幣、朔望扯禡祖旗於稍桅、及送舟中客伴茶飯。

とある香公は、船中で祭っている天后の世話係であり、また、船中の客人、客伴に茶や食事を供する係であった。漂着時の物件目録には「天后」等に関するものが各船に見られるから、香公は船に設けられた海神等の神事の世話をしていたのである。

錘頭、二人。主抛錨起錨、打水錘、為水手之領袖。

とある錘頭はいかりの係であり、水手達のかしらでもあった。

『海運備採』にはこの他「水手十二人」と記して、最後に、

総舗、一人。主鍋飯柴米事。

とある総舗は船中の乗組員等の料理人であった。

以上が沙船乗組員の主要な職務であり、この他、資料に工司、耆民、随頭が見える。

工司は他に具体例が知られないが、船内の大工仕事を担当した海船の押工に当るのであろう。

耆民は乗組員の中の航海経験も豊富な長老をこのように呼んだのであろう。

随頭は、下役の長であろうか。具体的な内容は不明である。

## 2) 鳥船乗組員

鳥船と明記されたものは資料10、12、24、41の4船であり、鳥船については既にその特長について論じた<sup>30)</sup>が、万曆壬寅(1602年)仲冬、史繼辰の叙のある『兩浙海防類考統編』巻一〇、海船図説の鳥船式に、

鳥船之製稽、自福建沿海民人造裝客貨、浙中初無此船式、与草搬船彷彿、通商已來、每載

30) 松浦章「日清貿易における長崎来航唐船について(上)―清代鳥船を中心に―」、『史泉』47号、1973年9月、松浦章『清代海外貿易史の研究』269～276頁。

糖鉄板木、到関、目撃其便。

とあるように、鳥船は福建沿海の民衆によって運搬船として造られ発展したもので、海船として便利なため、よく利用されていた。

この鳥船の乗組員の職務は、資料24が詳しく、船戸、舵工、大繚、阿班、杉板、総舗、頭椀、各一名、水手13名、客人2名の計22名の乗船がいる。

この他、海船と見られる、資料14は船戸、舵工、鴉班、頭椀、総舗、各一名、水手18名、客7名の計30名。資料49は、船戸、舵工、出海、親丁、阿班、頭椀、舵繚、杉板、総舗、押工各1名、水手19名、客9の計38名。資料57は船主、出海、耆舵、各1、水手21名。資料59、船主、伙長、舵工、搭客各1、水手47名の計51名の乗船が知られる。

これら鳥船を含めた海船の乗組員の状況は乾隆『臺海使槎録』巻一、海船の条には、南北通商船として、沿海貿易船の乗組員は、

出海（船主）、舵工、亞班、大繚、頭椀、司杉板船、総舗各一名。

を記し、この他に水手が20余名、あるいは10余名としている。

そして、外国貿易船の場合は、

船主一名。財副一名。総捍一名。火長一正一副、亞班、舵工各一正一副。大繚、二繚各一。

一椀、二椀各一。一遷、二遷、三遷、各一。杉板船一正一副。押工各一、択庫一名、香公一名、総舗一名、水手数十余名。

としており、これについては、かつて論じたことがある<sup>31)</sup>ので、ここでは省略するが、その職務内容も、各船の規模の大小によって多少変動があったようである。

その他、「双桅船」という表現をしているものに、資料7があり、その乗組員は船戸、舵工各1名、水手22名、客人11名計35名とあるが、先に鳥船としてあげた資料41も「双桅鳥船」とあり、資料7の場合の構成は、上記の鳥船の乗組員の構成と同様である。

### 3) 搭客状況

各船にどの程度の客が乗船していたのであろうか。これは、積荷の荷主としての客商か。交通手段として利用した旅客なのか。全てを厳密に分析することは困難であるが、その状況を別表（表2）に整理してみた。

この結果、客人等と船主、船戸、舵工等を含めて船員とした乗船数と比較してみたところ、明確に表示のある33例で、乗客率は約18.4%であり、この内、江南以北の船舶の搭客率は15.3%であるのに対し、福建・広東等地の海船の方は20.0%の高率を示しており、これは、船式等の構造上の違いもあるだろうが、運営方式の違いが大きいのではあるまいか。

31) 松浦章「日清貿易における長崎来航唐船について（上）—清代鳥船を中心に—」、『史泉』47号、1973年9月、松浦章『清代海外貿易史の研究』269～276頁。



搭客の全てが客商であるか、貨客であるかであるが、明らかに旅客として見られる例がある。資料22、福建同安の船が乾隆14年11月に、山東萊州府から、時の「汀漳道」の家人1名を福建まで乗船されているのがそれで、乾隆14年に任を受けた汀漳の道員に、山東、萊州府高密縣の人、単徳謨が知られ、彼は一八年まで、その任にいた<sup>32)</sup>。

このことから、乗船した地と、単徳謨<sup>33)</sup>の出身地、任官時期からみて、『汀漳道爺』とは単徳謨のことで、彼の家人が、偶々、主人の任地に赴くために李順船に搭乗したものと思われるから、搭客が全て商人達ではなかったことは明らかである。

当時の帆船は今日ほど明確に貨客を分けていなかったものと思われる。

表2 南西諸島漂着中国帆船搭乗状況

資料	船籍	管理者	搭乗者	船員	乗客	船式	搭客率%
1	福州府	船主	25				
2	閩縣	船戸	24				
4	宝山	船戸	15			沙船	
5	同安	船戸	21	20	1		4.8
7	同安	船戸	35	24	11	双桅船	31.4
8	同安	船戸	20	20	0		
9	常熟	船戸	17	13	4		23.5
10	閩縣	船戸	27	24	3	鳥船	11.1
11	閩縣	船戸	28	25	3		12.0
12	海澄	船戸	18	17	1	鳥船	5.6
13	海澄	船戸	27	23	4		14.8
14	莆田	船戸	30	23	7		23.3
15	崇明	船戸	8	8	0		
16	鎮洋	船戸	17	16	1	沙船	5.9
17	通州	船戸	14	12	2		14.3
18	鎮洋	船戸	14	13	1	沙船	7.1
19	鎮洋	船戸	28	28	0	沙船	
20	常熟	船戸	12	8	4		33.3
21	晉江	船戸	26	24	2		7.7
22	同安	船工	37	24	13		35.7
23	常熟	船戸	12	10	2		16.7
24	龍溪	船戸	32	23	9	鳥船	28.1
25	天津	船戸	19	17	2		10.5
26	鎮洋	船戸	10			沙船	

32) 同治『重纂福建通志』卷一〇七、国朝職官、分巡巡海汀漳龍道の条。

33) 民国『高密縣志』卷一四上、人物名臣伝、「在漳。革械關停樞溺女諸弊。備海防戰船数千艘。海氣以靖漳人」とある。

27	宝山						
28	同安						
29	通州	船戸	23	20	3		13.3
30	同安		26				
31	莆田						
32	龍溪	船戸	23	23	0		
33	通州	船戸	14	14	0		
34	閩縣	船戸	33	24	9		27.3
35	澄海	船戸	38	33	5		13.2
36	龍溪	船戸	26	24	2		7.7
37	龍溪	船戸	26	24	2		7.7
38	龍溪						
39	元和	船戸	25	20	5		20.0
40	通州		10	10	0		
41	同安	船主	32	24	8	双桅鳥船	25.0
42	通州	船主	20				
43	鎮洋		17				
44	澄海	船主	58	36	22		37.9
45	天津	舵工	20	17	3		17.6
46	海豊	船主	90	46	44		48.9
47	同安		32				
48	澄海	船主	22	15	7		31.8
49	同安	船戸	38	29	9		23.7
50	元和	舵工	14	14	0		
51	崑山	舵工	20	20	0		
52	饒平		33				
53	澄海	船主	23	18	5		21.7
54	澄海	船戸	50	40	10		20.0
55	同安	船主	3	3	0		
56	海州		8				
57	霞浦	船主	24	24	0		
58	崇明	船主	11	11	0		
59	晋江	船主	51	50	1		2.0
60	黄縣	舵工	17	16	1		5.9

### (3) 航海日数

上記資料に見える各航海の所要日数が判明するものを順次表(表3)にしてみた。

風力にたよる帆船であるため、その差は大きい。たとえば、資料35に見える澄海縣船は38名乗組み、澄海—天津間を18日間で到着しており、『中国地図冊』(1979年12月、6次版)の海里と勘案するに、約1440海里を18日間に走破したことになる。その速度は約3.3ノットであり、

資料52の広東・潮州府饒平縣船は33名乗組み、澄海縣の東隴港から上海へ約690海里を11日間で航海している。この場合は約2.6ノット程であったと見られる。さらに、資料59の晋江縣船は51名乗組み、晋江から天津まで約1310海里を15日間で航海しているから、その速度は約3.6ノット程と見られ、決して遅いものではなかった。当時、日中貿易に従事した大型鳥船が、乍浦—長崎間を2ないし3ノット程度<sup>34)</sup>と見られていたから、それと比較しても決して劣っていたわけではない。

しかし、次の航海日数表を見ても明らかなように、多くはそれ以上の日数を要する場合が多かったことは明らかであろう。

表3 航海日数表 年月日は旧暦

資料	船籍	搭乗数	出帆地	年月日	入港地	月日	所要日数
10	閩縣	27	厦門 上海	乾隆14年4月22日	上海	5月10日	19日
				乾隆14年7月7日	錦州	7月22日	16日
33	鎮洋	14	鎮洋	乾隆33年10月22日	膠州	12月6日	45日
34	閩縣	33	福州	乾隆44年6月9日	錦州	8月24日	53日
35	澄海	38	澄海 天津 寧海	乾隆50年6月28日	天津	7月15日	18日
				乾隆50年10月7日	寧海	11月6日	30日
				乾隆50年11月28日	山東石島	12月2日	4日
39	元和	20	鎮江	乾隆49年閏2月22日	天津	4月30日	38日
41	同安	32	廣東	嘉慶06年6月10日	天津	8月20日	70日
43	鎮洋	17	上海	嘉慶13年9月11日	皮子窩	10月1日	20日
44	澄海	58	澄海	嘉慶18年6月18日	天津	8月7日	49日
45	天津	17	天津	嘉慶21年8月13日	遼東	8月22日	10日
46	澄海	90	澄海	道光02年04月18日	上海	5月25日	37日
47	同安	32	同安 台湾	道光04年5月25日	台湾	5月26日	02日
				道光04年6月27日	天津	8月25日	87日
48	澄海	22	澄海 天津	道光04年7月24日	天津	9月4日	69日
				道光04年10月3日	寧遠州	10月13日	11日
49	同安	38	同安 台湾 天津	道光04年4月15日	台湾	5月1日	16日
				道光04年6月17日	天津	8月19日	91日
				道光04年9月19日	南金州	10月16日	27日
52	饒平	33	東隴	道光10年5月22日	上海	6月2日	11日
53	澄海	23	陵水 天津	道光10年5月15日	天津	8月5日	80日
				道光10年9月15日	寧遠州	9月20日	06日
54	澄海	50	澄海 天津	道光16年6月22日	天津	8月16日	55日
				道光16年9月20日	福山	9月26日	07日
58	崇明	11	上海	咸豐04年10月3日	萊陽	10月26日	24日

34) 松浦章「ジャーデイン・マセソン商会と日清貿易—文久元年申一番ランシフィールト船の来航をめぐって—」、『海事史研究』25号、1975年10月、42頁。

松浦章『江戸時代唐船による日中文化交流』思文閣出版、2007年7月、353頁。

59	晉江	51	晉江	咸豐11年7月12日	天津	7月26日	15日
60	黃縣	17	黃縣 營口	同治元年4月27日 同治元年5月6日	營口 上海	5月3日 7月13日	06日 43日

#### (4) 経営状況

航運業における各船の航行目的には諸相があろうが、大極的に言って各船の経営方法は次の三様に分けられるのではあるまいか。

その一は、他人の荷物を運搬して、運賃を得るという運賃積みの場合。

二は、自己荷物を積み込み、なかには一部客商とその荷物を運搬する場合も含まれるが、基本的には地域間の価格差による売買により利潤を生み出す交易型。

三に、漕米輸送という公的な仕事が前半の用件で、帰帆に際して、買い入れた自己荷物を船籍に近い諸港で売却し、利潤を得るという、運賃積みと交易型の折衷型である。

そこで、これらの三型について、上記の資料を分析してみたい。

##### 1) 運賃積み型

運搬業が主目的とした帆船の例は、資料39に見ることができる。

元和縣船戸蔣隆順等20人乗組の一般船は、乾隆四十九年閏三月に、鎮江府の黄氏に催われ生姜を天津まで運び仕事を終えると、以後翌年十二月に漂流するまで、計7度の僱船に応じている。その間の様子は表4に示したが、明らかに運搬業を主業務としていたことが知られる。

それでは、これらの業務によって、どれほどの運賃を得たのであろうか。

それについて、先にあげた、『同文彙考』原編続、漂民六、(52丁～53丁)に見える登州府寧

表4 蘇州府元和縣 蔣隆順船航運表

年号	出帆地(月日)	到着地(月日)	備船主	積荷
乾隆49年 1784	鎮江(閏3月22日)	天津(4月30日)	鎮江 黄氏	生姜
	天津 牛莊	牛莊(6月18日) 天津(8月5日)	天津 赫氏	糧米
	天津	山東・黄縣(10月15日)	黄縣 石氏	香料
乾隆50年 1785	黄縣 閩東	閩東(2月22日) 黄縣(3月28日)	黄縣 霍氏	糧米
	黄縣 閩東	閩東(5月18日) 利津縣(6月12日)		糧米
	利津縣 閩東	閩東(7月26日) 天津(9月7日)		糧米
	天津 海豊縣(11月)	海豊縣(10月23日) 旅順・小平島(寄港11月20日) 目的地:寧波	莆田縣 游華利	棗

海州の徐萬生の場合は20人乗組みの船で、同治元年（1862）7月に、牛庄の豊裕号という木材を扱う商人に登州府寧海州において僱船され材木1,350個を運搬して、僱船代金、銀400余両を受け取っている。

またこの船は、つづいて、牛庄で江南の客商嚴大生に僱船され、江南へ油20簍と豆630石を輸送するが、その代金は銀535両であった。

先の場合は寧海州（現在の牟平縣）から牛庄へ、後者は牛庄から、おそらく上海へと、その航海距離は、3倍余の違いがあるが、僱銀は約1.3倍であり、積み荷の量とも関係するので一概に言えないが、運賃は航行距離と積荷量によって決められたものと考えられる。

## 2) 交易型

荷物を積載する際、交易型はどのような状態であったかを、資料にあげたものを順に見るに、その例は「収買」、「買」、「買収」、「置買」、「購買」、「買得」等の「買」字あるいはその熟語によって表現されている。

これらは、積載貨物として、各港で買い入れることを示すもので、いわゆる「買積み」を示していると言える。

たとえば、資料5、福建省同安縣の王同興船は、厦門より糖貨を積み、寧波で売却し、帰帆荷物は山東まで行って柿餅等を「収買」している。

江南、常熟の船戸陶寿等は江南から生薑を積み入れ、天津へ行き売り払い、帰りは遼東半島南部の大莊河口で黄豆を「買」っている（資料9）。

さらに、福建閩縣の船戸蔣長興らは厦門から糖貨を積み入れ、上海で売却し、上海では茶葉を積み入れ、錦州へ行って売り、錦州からは瓜子・黄豆等を装載し帰帆している例であるが、ここでは「買」字等は使われていないが、逆に積荷の「発売」という表現から交易型船であったことは明らかである。

このように交易型の例は多く見ることができが、それでは、その経営上の利益はどのようなであったろうか。

これについて、道光『厦門志』卷一五、俗尚に、

服買者、以販海為利藪、視注洋巨浸、如衽席、北至寧波・上海・天津・錦州、南至粵東、对渡台湾、一歲往来数次。

とあり、海を寢床とする商人達は北は寧波から、遼寧の錦州まで、その活動する範囲、一年に数次と言われるが、少なくとも、福建厦門近郊の船に限定してみた場合、その航海に要する期間は、王同興船（資料5）は厦門・寧波・山東・帰帆で約半年。林仕興船（同7）厦門・天津・錦州で約半年。蔣長興船（同10）厦門・上海・錦州で約半年。柯啓隆船（同12）厦門・浙江・膠州で約7箇月。王榮興船（同13）厦門・山東で約4箇月。陳天相船（同30）広東・天津で約5箇月。林攀榮船（同34）福州・錦州・帰帆で約4箇月。陳万金船（同35）澄海・天津・寧海・

帰帆で約5箇月余。金乾泰船（同36）福州・天津・西錦州・帰帆で約7箇月等々の例が知られる。

これらの例からも明らかなように、厦門より北上して江南・天津等に寄港し積荷を売却し、遼寧・山東の諸港にて帰帆荷物を仕入れるという方法では一航海に約6箇月ないし7箇月を要しており、1年に多くても2航海で、季節風を利用する帆船では、少なくとも厦門から北上する2航海は困難であったのではあるまいか。おそらく、旧暦の4・5・6月頃に厦門等の福建・広東の諸港を出帆し、その年の末にはもどるという形態でおこなわれていたように思われる。

これに対し、江南以北の帆船は、航海距離も短かく、海州の許振寛船は（同56）海州の青口・浙江・帰帆と約2箇月。長江河口の場合、宝山の顧洪順船（同4）は劉河・山東・帰帆で約4箇月。鎮洋の許世泰船（同18）は鎮洋・膠州・帰帆で約1箇月余。通州の崔長順船（同29）は呂四場・膠州・帰帆で約2箇月等のように、1航海約2～3箇月の範囲でおこなわれていたようで、航行距離が短いことから1年間に、4～5航海は可能であったろう。

このことから、齊彦槐の「海連南漕議」に言うように、

上海人、視江寧・清江為遠路、而関東則毎歳四・五至、殊不介意<sup>35)</sup>。

と上海近郊の船商は、南京・清江を遠きとして、それよりも関東は1年に4、5航海が可能であったことを明記している。

### 3) 折衷型

ここでは、1)・2)の両者を折衷させたものについて触れておきたい。

それは資料47、49、57に見るように、前二者は台湾から天津へ、後者は積載地は不明であるが、同様に糧米を運んでいる。これらはいずれも官府の命令によるものであり、その仕事を完了した両船は、南金州や山東に寄港し帰帆している。

この3例から知られるように、天津に糧米を運ぶについては、官府から何がしかの運賃を得、帰帆に際しては、それを基に、あるいは手持ちの資金を加えるかして帰帆積荷を購入しているから、運賃積み・交易型の折衷型と言えるであろう。

## 5 おわりに

上述のように18世紀初頭より19世紀中葉にかけて南西諸島に漂着した中国商船の58例の航海例を見て来たが、一般的に言って、長江口以北の地に船籍を有す船舶は、その構造上の理由からか、活動領域は、ほぼ長江口以北の渤海、黄海沿岸の主要港との交易、運搬を主とし、南限

35) 齊学裘『見聞統筆』卷二、先大夫梅麓公（齊彦槐）文鈔四首、「海連南漕議」による。齊彦槐は字梅麓、安徽婺源の人、嘉慶14年（1809）の進士。後、蘇州府同知より知府に抜擢せられ、海運策を上陳した人物である（『清史列伝』卷七三）。

を拡大しても浙江省の寧波港までのようで、それより以南は数的には少なかったものと考えられる<sup>36)</sup>。

他方、福建省以南、広東省までの沿海地に船籍を有する船舶は、その活動領域は、北は遼寧省沿海の諸港から南は海南島まで及んでいた実態が明らかとなった。

この海上活動を行った人々とは、乾隆十九年（1754）七月二十日付の署理兩廣総督楊應琚、廣東巡撫鶴年の奏摺に、

…伏查出洋貿易者、惟閩・廣・江・浙・山東等五省之人、而其中閩省最多、廣省次之、此等人類、皆挾貨求利素未匪、且内地各有妻孥<sup>37)</sup>、…

とあるように、福建、広東、江南（江蘇）、浙江、山東の五省の沿海の人々が海洋に進出していたのである。特に福建省が第一で、広東省が第二であり、これらの地の人々は貿易を行う者であって海盜などの匪類でもなく、皆妻子を抱えている人々であった。

この時期の航運経営上の特色であるが、長江口以北に船籍を有する船舶は、その船籍地に固執せず、渤海沿海から杭州湾岸までの海域において傭船の依頼があれば比較的自由に応ずるといふ運賃積みのな運搬業を主要業務とする船舶が多々見られたのに対し、福建・広東船籍の場合は稀であった。江南傭船の典型例としては資料39、元和縣船籍蔣隆順船をあげておきたい。

ついで、長江口以北の地に船籍を有する交易型の買積み経営による帆船は、比較的航海路程が単線型で、出帆地（船籍地）から目的地で積荷を売却、帰帆の際の積荷を買い入れ出帆地へ戻るといふ様相が見られる。これは、船舶の構造が比較的小さく、積荷、乗船人数等に制限があったためであろう。

これに対し、福建や広東の船は主に船籍地から北上し、一旦、上海・寧波等港に寄港し交易を済ませ、再び、北上するための荷を買入れ、天津や遼寧省、山東省沿岸の諸港でそれを売却し、帰帆に際しては、これらの諸港で豆貨等の北貨<sup>38)</sup>を積み込み、船籍に戻るタイプと、福建・広東の船籍地から天津まで北上し、積荷を売却し、帰帆荷は遼寧省・山東省沿岸の諸港で豆貨等の北貨を買い入れ船籍地に戻るタイプに分けられる。

長江口以北、福建・広東等地に船籍を有する交易型帆船は、商品の地域間における価格差と運賃等による利潤を目的とする買積み船であるため巨大な資本を必要としたことは容易に想像されるが、但しその資本が、船舶所有者等によって全て自己資本で賄われたのでないことは、各船の搭客率が高いことから明らかであろう。

36) “Notices of Fukchau fu” (*CHINESE REPOSITORY* vol.15, April, 1846) に ‘The number of large junks is inconsiderable scarcely amounting to a hundred, and these mostly from Ningbo.’ とあり、福州への寧波からの帆船の来航を記していることが、漂着資料に見えない側面を補う。

37) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第8輯、故宮博物院、1982年12月、210頁。

38) 松浦章「清代における沿岸貿易について—帆船と商品流通—」(『明清時代の政治と社会』京都大学人文科学研究所刊、1983年3月)

以上のように、南西諸島に漂着した清代中国商船を通して見た航運業の一端を述べたが、この僅かな例から逆に、清代の帆船による航運業がいかに大規模におこなわれていたかを想像することは容易であろう。